

# 平成18年度政策評価・施策評価に係る評価書

(行政活動の評価に関する条例第10条第1項)

平成18年11月

宮 城 県



# 目次

作成にあたって	1
1 趣旨	
2 評価の対象とした政策、施策又は事業の概要	
3 政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法	
4 本書の構成	
<b>I 評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針</b>	
政策整理番号 1 「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」	6
政策整理番号 2 「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」	12
政策整理番号 3 「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」	22
政策整理番号 4 「誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」	26
政策整理番号 5 「生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組」	30
政策整理番号 6 「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」	36
政策整理番号 7 「県土の保全と災害に強い地域づくり」	42
政策整理番号 8 「地球環境の保全」	54
政策整理番号 9 「環境負荷の少ない地域づくりの推進」	58
政策整理番号 10 「豊かな自然環境の保全・創造」	62
政策整理番号 11 「循環型社会の形成」	68
政策整理番号 12 「産業技術の高度化に向けた研究開発の推進」	74
政策整理番号 13 「新成長産業の創出・育成」	80
政策整理番号 14 「新しい時代を担う産業人の育成」	86
政策整理番号 15 「高度な産業技術の普及推進」	90
政策整理番号 16 「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」	94
政策整理番号 17 「消費者ニーズに即した産業活動の展開」	102
政策整理番号 18 「産業基盤の整備による生産力の強化」	112
政策整理番号 19 「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」	116
政策整理番号 20 「産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進」	120
政策整理番号 21 「雇用の安定と勤労者福祉の充実」	126
政策整理番号 22 「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」	132
政策整理番号 23 「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」	142
政策整理番号 24 「男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成」	146
政策整理番号 26 「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」	150
政策整理番号 27 「多様な主体の協働による地域づくりの推進」	156
政策整理番号 33 「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」	160
政策整理番号 34 「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」	168
政策整理番号 35 「国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進」	176
政策整理番号 36 「高度情報化に対応した社会の形成」	182
その他（政策評価・施策評価制度について）	188

## II 政策、施策及び事業の概要

政策整理番号	1	「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」	190
政策整理番号	2	「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」	192
政策整理番号	3	「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」	194
政策整理番号	4	「誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」	196
政策整理番号	5	「生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組」	198
政策整理番号	6	「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」	200
政策整理番号	7	「県土の保全と災害に強い地域づくり」	202
政策整理番号	8	「地球環境の保全」	204
政策整理番号	9	「環境負荷の少ない地域づくりの推進」	206
政策整理番号	10	「豊かな自然環境の保全・創造」	208
政策整理番号	11	「循環型社会の形成」	210
政策整理番号	12	「産業技術の高度化に向けた研究開発の推進」	212
政策整理番号	13	「新成長産業の創出・育成」	214
政策整理番号	14	「新しい時代を担う産業人の育成」	216
政策整理番号	15	「高度な産業技術の普及推進」	218
政策整理番号	16	「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」	220
政策整理番号	17	「消費者ニーズに即した産業活動の展開」	222
政策整理番号	18	「産業基盤の整備による生産力の強化」	226
政策整理番号	19	「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」	228
政策整理番号	20	「産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進」	230
政策整理番号	21	「雇用の安定と勤労者福祉の充実」	232
政策整理番号	22	「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」	234
政策整理番号	23	「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」	236
政策整理番号	24	「男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成」	238
政策整理番号	26	「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」	240
政策整理番号	27	「多様な主体の協働による地域づくりの推進」	242
政策整理番号	33	「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」	244
政策整理番号	34	「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」	246
政策整理番号	35	「国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進」	248
政策整理番号	36	「高度情報化に対応した社会の形成」	250

## 作成に当たって

### 1 趣旨

本書は、行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）第10条第1項及び同条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第13条の規定に基づき、県が平成18年度に実施した政策評価及び施策評価の結果をとりまとめたものである。

### 2 評価の対象とした政策、施策又は事業の概要

平成18年度の政策評価及び施策評価の対象としたのは、平成17年度に県が実施した36政策213施策428事業のうち、107の政策評価指標（全体で108：うち平成17年度時点での事業実績がない施策に設定された指標1）が設定されている施策並びに当該施策に関する政策及び事業の合計30政策105施策405事業である。

### 3 政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果については、政策評価指標の目標値の達成度の分析、施策を構成する事業ごとに設定した指標の分析、社会経済情勢から見た政策、施策又は事業の効果の定性的な分析等により把握している。

また、条例第7条第1項に規定する県民満足度調査を実施し、それによって把握した各政策及び施策に対する県民の重視度、満足度等の情報を、県民による「政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果」の評価情報として併せて使用している。

### 4 本書の構成

本書は、「Ⅰ 評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針」並びに「Ⅱ 政策、施策及び事業の概要」で構成している。

## 〔凡例〕

### I 評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針（P. 6～）

#### 1 「施策体系」欄

平成18年度の政策評価・施策評価を行うに当たり、宮城県総合計画及び同実施計画に基づき設定した施策体系及び政策評価指標について、政策名、施策名及び政策評価指標名並びに指標値達成度を記載している。

##### ①政策整理番号及び政策名

政策整理番号は、施策体系に位置づけられている36政策を1から36の順に番号を付し整理したもの。ただし、全36政策のうち評価対象（政策評価指標設定施策を含む政策）は30政策であり、政策整理番号25、28、29、30、31、32の6政策については、本書では記載していない。

政策名は施策体系の政策名を転記している。

##### ②施策番号及び施策名

施策番号は、各政策ごとに政策を構成する施策に番号を付し整理している。

施策名は、施策体系の施策名を転記している。

##### ③政策評価指標名及び指標値達成度

政策評価指標名は、総合計画第Ⅱ期実施計画からの転記及び候補指標名である。

指標値達成度は、政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果を把握する方法の一つであり、評価対象年度における政策評価指標の目標値に対する現状値の割合を計算し、得られた結果を、政策評価・施策評価基本票のうち政策評価指標分析カードから転記して記載している。記載されている区分の定義は次のとおり。

A：目標値を達成している。

B：目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、または現状を維持している。

C：目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している。

・・・：現状値が把握できない等の理由により、判定できない。

※「候補指標」：総合計画第Ⅱ期実施計画策定後、新たに設定または変更した指標。

#### 2 「県民満足度」欄

第5回県民満足度調査の結果に基づき、政策毎に、政策の重視度、満足度と施策の優先度（順位、%）を表示している。

##### ①「満足度（政策）」重視度

各政策に対して、県民がどの程度重要と考えているかを点数（100点満点：中央値）で表示している。

##### ②「満足度（政策）」満足度

各政策に対して、県民がどの程度満足と考えているかを点数（100点満点：中央値）で表示している。

##### ③「満足度（施策）」優先度（順位）

政策を構成する施策の中で、政策（目的）を達成する上で最も優先すべきと回答のあった施策（取組）をカウントし、多い施策から順位を表示している。

なお、施策数は政策ごとに異なる。（2～8施策）

##### ④「満足度（施策）」優先度（%）

上記③の施策毎の回答数の割合を%で表示している。

### 3 「評価原案」欄

条例第5条（書面の作成等）の規定に基づき作成された「政策評価・施策評価基本票」から、県の評価原案（各シートの総合評価及びその内容）を転記している。

#### ①施策の必要性

政策を構成する各施策の必要性を評価し、「大」、「中」、「小」のいずれかを選択している。

#### ②政策評価シート（A）

政策を構成する各施策の必要性や施策体系の妥当性、政策評価指標の妥当性、政策評価指標の達成状況、県民満足度調査の結果、社会経済情勢から施策の有効性をそれぞれ分析・検討し、当該政策を実現するための施策群を総合的に評価し、「適切」、「おおむね適切」、「課題有」のいずれかを選択している。

#### ③施策評価シート（B）

施策を構成する各事業の有効性や効率性、施策目的の達成に向けた県と国その他の主体との役割分担が適切であったかどうか等について分析・検討し、当該施策を実現するための事業群を総合的に評価し、「適切」、「おおむね適切」、「課題有」のいずれかを選択している。

#### ④施策・事業展開シート（C）

上記①から③までの評価結果を踏まえて、今後の施策展開の方向性として、「拡充」、「維持」、「縮小」のいずれかを選択している。

### 4 「行政評価委員会政策評価部会の意見」欄

条例第8条（委員会の意見の聴取等）に基づき、県の評価原案に対して調査・審議を行った行政評価委員会政策評価部会からの答申の内容を記載したものである。

「7段階判定」の欄では、1から7までの数字（県が自ら行った評価について数字が大きいほど妥当性が高いとの判定。4が中央。）により県の評価内容について判定している。

なお、調査・審議が行われなかった政策・施策については、「－」と記載している。

### 5 「県の対応方針」欄

上記4の意見に対する県の対応方針を記載したものである。

### 6 「評価結果」欄

上記5の対応方針に基づく、県としての最終の評価結果を記載したものである。

なお、政策評価指標を設定している政策及び施策のうち「評価結果」欄が空欄になっているものは、評価原案どおりであることを示している。

## II 政策、施策及び事業の概要（P. 190～）

### 1 「政策整理番号」

前記 I と同様である。

### 2 「政策名及び政策（概要）」欄

政策名は、前記 I と同様であり、各政策の概要については、「第 5 回県民満足度調査参考資料」から転記している。

### 3 「施策番号、施策名及び施策（概要）」欄

施策番号と施策名は、前記 I と同様であり、各政策を構成する各施策の概要は、「第 5 回県民満足度調査参考資料」から転記している。

### 4 「政策評価指標名及び政策評価指標（概要）」欄

政策評価指標名は、前記 I と同様であり、政策評価指標（概要）は、「政策評価指標の解説」（平成 18 年 4 月宮城県企画部作成）から転記している。

なお、内容を記載したのは評価対象の 30 政策 105 施策であり、それ以外は空欄となっている。

### 5 「事業番号、事業名、H17 決算額及び事業（概要）」欄

事業番号は、施策ごとに番号を付し整理したもの。

事業名は、政策評価・施策評価基本票の施策評価シート（B）に記載されている事業のうち、総合計画の第 II 期実施計画に記載している主要事業の各事業（地域ビジョン除く。）を転記している。

H17 決算額は、各事業の平成 17 年度の決算額を記載している。

事業（概要）は、総合計画の第 II 期実施計画に記載されている事業の概要等を転記している。

なお、内容を記載したのは評価対象の 30 政策 105 施策であり、それ以外は空欄となっている。

I 評価の結果、評価に係る宮城県行政評価委員会の  
意見及び県の対応方針

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)			施策評価	政策評価・シート(C)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
				重視度	満足度			<p>【施策群設定:適切】</p> <p>政策目的及び「みやぎ保健医療福祉プラン」の基本理念である「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現のため、障害者や高齢者の生活支援をはじめとした地域で暮らすための仕組み作りや人材育成、地域福祉活動の推進などについて、6施策により支援するものである。</p> <p>施策ごとの必要性をみると、社会経済情勢や施策満足度等の結果から、すべての施策の必要性が高いと認められる。</p> <p>【政策評価指標群:概ね適切】</p> <p>施策1(障害者生活支援センター設置数、グループホーム設置数)、4(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数)及び施策5(ケアマネジメントリーダー数)の指標の設定は適切と判断する。このうち、施策1の指標については、日中活動の場に関する指標の設定の可能性について検討する。</p> <p>施策2の指標(利用希望者に対する提供率)は、その対象が広範囲であるため、施策全体を評価できる新しい指標の設定について検討する。施策3の指標(要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合)は、最近の調査で「要支援・要介護1」の認定が増加していることから、こうした状態に見合う指標を検討する。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】</p> <p>政策全体の政策評価指標達成状況(A:2指標、B:2指標、判定不能:2指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		障害者生活支援センター設置数	...			おおむね適切		<p>【関係与・事業群設定:おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施や市町村等への助言・支援を行うことである。障害者地域生活支援センターの整備促進、生活の場・日中活動の場の整備等の事業で構成されており、これら事業群は、障害者が地域で生活していくための環境整備に直結している事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>事業は毎年拡大しているが、施策満足度は、50点と高くないため、課題有と判断する。政策評価指標「グループホームの設置数」は、順調に整備が図られており、目標値を達成している。また、知的障害者のグループホーム入居者数も着実に増加(H15:518人、H16:639人、H17:777人)しており地域生活移行が進んでいると判断できる。事業は毎年拡大しているが、施策満足度50点と高くない。政策評価指標である生活支援センター及びグループホーム設置数はともに、順調に整備が図られており、目標値を達成している。また、知的障害者のグループホーム入居者数も着実に増加(H15:518人、H16:639人、H17:777人)しており地域生活移行が進んでいると判断できることから、事業群は概ね有効と判断できる。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>業績指標・成果指標とも施策の目指すべき方向で増加しており、政策評価指標も目標値を達成していることから、概ね効率的に実施されているものと思われる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	障害者の地域での生活支援	グループホーム設置数	A	4位	7.4%	大	維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送るために、それぞれの地域での療育・介護に関する専門的な指導、多種多様化されたニーズに対応する充実したサービス、効率的に利用できるシステムの確立を要することから、平成17年3月に策定した「みやぎ障害者プラン」に基づき、障害種別にかかわらず対応する機能を持った地域の中核となる障害者生活支援センターを整備することとしている。</p> <p>グループホーム等の住まいの場、日中活動の場は増加しているが、まだその数は不十分であり、その量的な確保を図る必要がある。特に、重度障害者のための住まいの場や日中活動の場に対する対応策を充実させていく。</p> <p>また、障害者が自立した生活を送るためにも、障害者の就労が進んでいない現状のもと、他施策ではあるが障害者の就労支援策についてもこの施策と平行して今後検討していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>みやぎ障害者プランの基本理念等の実現に向け、さらに障害者の地域での生活支援を充実させていく必要がある。</p> <p>障害者が地域で自分らしい生活を安心して送るためには、高齢者、障害者及び児童などのそれぞれの分野における施策の充実はもちろんのこと、それぞれの対象者が、地域を構成している住民としての役割を持ちながら安心して暮らしていくため、分野の枠を越えた支援施策の充実が求められている。このため、共生型グループホームや共生型小規模多機能施設に対するソフト及びハード両面の支援など、いわゆる共生型の施策展開を積極的に実施し、地域で安心して暮らすことのできる支援体制を構築することが求められている。</p> <p>件数は年々増加しているものの未だ絶対数が不足している知的障害者グループホームや通所施設に対する整備費補助等により、生活の場や日中活動の場の整備を促進し、その量的な充実をはかる。</p> <p>重介護型グループホーム、医療的ケア付きグループホームなどの整備に向けた支援を行うなど、重度障害者のための支援策を充実させていく。</p> <p>自立した生活をおくるためにも、障害者の就労支援について今後検討していく必要がある。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策・事業展開シート(C)の内容	
2	重度障害者の家庭での生活支援	利用希望者に対する提供率	A	5位	6.7%	大	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施や市町村等への助言・支援を行うことである。施策実現のためには、本人や介護する家族への人的支援のほか、生活環境(支援機器や住宅等)の整備が重要であるが、本事業群はそうした点に配慮した設定となっており、全て必要不可欠な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>事業は拡大傾向にあるも、施策満足度は必ずしも高くない。事業群と施策満足度に強い相関があるとは言えないが、満足度60%以上の割合も36.7%と低いため、課題有と判断する。政策評価指標「利用希望者に対する提供率」はALS患者及び全身性障害者を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るために介助人を派遣するサービスを行い、生活の質の維持・向上を目指すというものであるが、現在は利用希望者からの要望にすべて対応している状況にあり、目標値を達成している。また、H15年に実施した宮城県障害者施策推進基礎調査において、重度の知的障害者(療育手帳A)を抱える家族の18.6%が「家族が休養できるような施策の充実」を求めており、当該事業の利用実績が伸びていることから事業の有効性が確認される。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>事業の業績・成果とも施策の目指す方向で増加しており、事業群は概ね効率的だと判断できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>障害のある人の介護を家族内にとどめることなく地域社会で支えるため、介護サービスをはじめ、各種サービスを量・質ともに充実させていくことが必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>みやぎ障害者プランの基本理念等の実現に向け、さらに重度の障害者を含めた障害者が地域で生活していくための支援について充実させていく。</p> <p>重度障害者や重症難病患者が家庭で安心して療養・生活できるよう、また、介護を行う家族の精神的・肉体的負担が軽減されるよう支援を行うことは、「施設等から地域生活へ」という社会全体の流れの中で今後ますます重要となってくるため、総合的な支援体制の確立を目指し、一層の充実を図っていく必要がある。具体的には、重度の障害者が通う通所更生活施設等において指導員の加配を行うための人件費を補助したり、在宅の障害児者の中預かり等を行う場合に補助する。</p>	
3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合	B	1位	35.9%	大	<p>【県関与・事業群設定: 適切】</p> <p>本施策での県の役割は、基本的には制度の円滑で安定した運用が行われるよう、サービス事業者の量と質の確保を行うほか、広域的な調整を図りながら市町村に対して必要な支援を行うことであり、施策目的を実現するために必要な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点であるが、満足度60点の割合は43.0%であり、おおむね有効と判定する。政策評価指標「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」は、約80%で頭打ちの状態である。第2期みやぎ高齢者元気プランの進行状況は、老人デイサービスが100.9%、認知症高齢者グループホームが136.6%、特別養護老人ホームが93.8%、介護老人保健施設が94.0%と順調に推移している。以上のことから、一定の施策の効果が認められ、概ね有効と判定する。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標が頭打ちとなっているが、社会経済情勢、成果指標の推移では、施策の目指す方向に進んでいることから、事業群はおおむね効率的に実施していると判定できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>団塊世代が高齢者になる2015年(平成27年)の高齢者介護を視野においた介護保険サービスの基盤整備は、ますます重要になっており、重点的に実施する必要がある。</p> <p>三位一体改革に伴い平成17年度から地域介護・福祉空間整備等交付金・市町村交付金制度が設けられたこと、平成18年度からの介護保険制度改革により地域密着型サービスが設けられることなどから、県交付金の対象となる施設は、広域的調整が必要な特別養護老人ホーム、老人保健施設、訪問看護ステーション、ケアハウス等に限定されるが、基盤整備を推進していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>平成17年度には、平成26年度の目標値を設定する「第3期みやぎ高齢者元気プラン(平成18~20年度)」を策定し、個室化やユニットケアに対応した特別養護老人ホームや老人保健施設の整備、ユニットケア研修などサービスの質の向上を計画的に推進することとしている。</p> <p>2015年を見据えた第3期計画に沿って、重点事業として着実に事業を推進する必要がある。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		果の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)			施策の評価	
				優先度(順位)	優先度(割合)			
4	元気高齢者の生きがいづくり	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数	...	3位	20.0%	大	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、介護老人保健福祉施設が提供する訪問・介護予防訪問リハビリテーションに要する経費についての補助、福祉プランナー研修の実施である。訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係るサービス提供量を増加させるために、事業者の体制整備、人材育成支援が必要と考えられ、施策目的を実現させるためには必要な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点と低いため、課題有と判断する。政策評価指標「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数」は、増加傾向の推移と推測されるが、目標値との乖離もあることから、今後の取組みが必要と考えられ、判定は困難と考える。事業群はおおむね有効だと判定する。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標は新たに設定していることから、効率性の検証は困難である。業績指標・成果指標及び社会経済情勢から概ね適切だと判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>介護保険制度として居宅サービスの充実が求められてきており、政策評価指標の目標値を達成するため、重点的に実施する必要がある。</p> <p>事業群を充実させる必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>介護保険制度として居宅サービスの充実に重点が移ってきており、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションを充実させるには、サービス提供事業者の増加を図るとともに、これを支える人材育成が重要である。</p> <p>事業群の充実を図るため、継続的に推進する必要がある。</p>
							<p>【県関与・事業群設定: 適切】</p> <p>本施策での県の役割は、制度の円滑で安定した運用が行われるよう、人材の確保や資質の向上を図り、サービス事業者の量と質の確保を行うほか、広域的な調整を図りながら市町村に対して必要な支援を行うことであり、施策目的を実現するために必要な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点である。施策満足度からは有効性は確認できない。介護サービスは量の充足から質の向上が求められており、指標の推移を見守る必要がある。政策評価指標「ケアマネジメントリーダー数」は94人と目標値には届かなかったものの、施策の目指す方向に向かっている。平成16年度末で介護支援専門員は5,085人、平成17年4月1日時点で居宅介護支援事業所は586事業所年々増加しており、ケアマネジメントリーダーの必要性は高まっている。事業群はおおむね有効だと判断される。</p> <p>【事業群の効率性: 効率的】</p> <p>政策評価指標及び社会経済情勢、業績指標、成果指標の推移から判断すると、全体としては効率的と判断できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の目標値を達成するため、重点的に実施する必要がある。</p> <p>要介護高齢者の増加に伴い、介護支援専門員や居宅介護事業所も増加するが、経験の浅い専門員も増加しており、サービスの質の確保・向上のためには、介護支援専門員を支える人材や仕組みが必要である。</p> <p>事業群の設定は妥当だが、介護保険制度の見直しの動向を踏まえ、今後事業内容について検証する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>行政が行う研修にも限界があることから、効果的・効率的な研修体系の下、指導的立場にある者を対象に引き続き事業を実施する必要がある。</p>
6	NPO(民間非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進			6位	6.0%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		果の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
				<b>重視度</b>	<b>満足度</b>			<p>【施策群設定:適切】 政策を実現するため8施策全てが必要と認められる。「宮城県地域保健医療計画」に基づき、県民すべての生命と健康を守るよう今後も継続実施する。 少子高齢化の進展や医学・医療の発展、県民意識の変化などにより社会環境は劇的に変化しており、多様な要望に対応するためには各種の施策を複合的に組み合わせ実施する必要がある。一方で国民医療費は増加しており、国民の負担感の増加や国及び地方公共団体の財政硬直化の一因となっていることから、効率的な保健・医療・福祉体制の構築は最重要課題である。 【政策評価指標群:適切】 それぞれの指標が施策の進捗度を反映しており適切である。対象者が目的別に設定されており、施策の効果が上がれば満足度に反映される。なお、施策8については国の施策の影響が大きく、県の施策が直接影響する範囲は少ないものと思われる。 【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標、B:3指標、判定不能:2指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「有効」と判定した。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり			85	50		<b>適切</b>	

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・二次医療圏は5医療圏から10医療圏になったが、1つの医療圏で医療が完結しないものが出てきているので、広域の医療圏を設定することを考えてはどうか。全ての施策を10の二次医療圏で完結させるのは現実的ではないのではないか。</p> <p>例えば、施策2の小児周産期医療は広域(複数の二次医療圏)で対応し、施策3の救急医療は二次医療圏ごとに対応するなど、施策ごとに対応を変えることも必要ではないか。そして、政策評価では決めたとおりに対応されているかを確認するようにしてはどうか。</p> <p>・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」などは10の二次医療圏で整理しているのに、県民満足度は7圏域で分析されている。県民満足度と医療圏を整合性をとったかたちで分析して、それに基づいて評価してはどうか。</p> <p>・評価結果の「適切」という言葉はいろいろな視点で見られてしまう。変更なしでこのままでよいか、努力の結果「適切」になったという見方もある。関係者がどのように理解するのだが、あまり努力しなくてもよいと間違ったシグナルになる可能性がある。</p> <p>・政策評価指標の達成度は、数値の変動がほとんどない「周産期死亡率」だけが「A」で、それ以外は「B」で目標を達成していないのに、政策全体では「適切」という評価になっている。政策評価は政策評価指標の達成度だけで評価するわけではないが、政策評価指標の達成度をもっと重く見る必要があるのではないか。</p> <p>・満足度が低い圏域があるので、圏域別の満足度を考慮して施策決定をしてほしい。</p> <p>・県の事業の成果を政策評価指標に表現しきれない部分はどうしてもあると思うが、成果があっても基本票に表現されなければ評価できない。複数の政策評価指標を設定するなどして、できるだけ施策の成果が表現されるようにしてほしい。</p> <p>また、政策評価指標は短期的に効果があがるもの、効果があがるまでに時間がかかるものがあるので、効果があがる途中のプロセスを評価できるものとの組み合わせも考えてほしい。</p>	<p>・国においても、小児・周産期医療体制に係る集約化・重点化を考慮が必要があるとしており、今後本県の検討においても参考にしたい。</p> <p>・医療圏と県民満足度の7圏域の不整合については、法定の医療計画の性格上やむをえないものと考えている。数値の分析手法については、今後検討したい。</p> <p>・医療行政の充実に、これで十分ということはないので今後とも県民の満足に向け努力する。</p> <p>・適切な政策評価には多面的の評価が必要であり、政策評価指標を軽視しているわけではない。</p> <p>・圏域ごとに抱える課題に違いがあることは承知しており、今後も圏域別の特性に配慮して施策の立案等に努めていく。</p> <p>・施策に応じて、できるだけ成果を把握できるような指標の設定を検討する。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
1	地域の中核的な病院の整備	入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率	...	1位	32.8%		大	適切
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 地域の中核的な病院に係る施設面の整備は順調に進んでおり、今年5月には石巻赤十字病院が移転新築したほか、大崎市民病院などの建て替えについての地元協議も行われている。県としても均衡ある体制整備を推進するため、協議がまとまるよう支援していく。</p> <p>【施策・事業の方向性】 この政策の中で県民の優先度は1位であり、施策重視度(80)と施策満足度(50)の乖離も高いことから、さらに事業を推進する必要がある。</p> <p>地域において大崎市民病院及び気仙沼市立病院の改築が検討されており、地元の意向を聴きながら最良の支援方を検討していく。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」で、国勢調査の人口推計のように動態データを使ったり、代表的な病気の入院率で値を出してはどうか。そうでないいつまでも「判定不能」のままである。</p> <p>・基本票の記述で「判定不能」が多いが、今後どうするのが書かれていない。データがなければ他のものを検討するのか、どうするのかコメントを記載するべきではないか。</p> <p>・医療圏をどのように設定するのか、医療圏に中核病院をどのように整備するのか、その考え方の違いで政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」の意味が違ってくる。圏域別の評価をする方法も変わってくる。医療圏の設定と中核病院の整備はどのように考えているのか。</p> <p>・保健福祉と医療の圏域を整合性をもって設定してほしい。医療制度改革の流れを見ると、都道府県で地域の実情にあわせて保健福祉と医療と介護を合体して機能させる方向にある。分野ごとの圏域を整合性をもって今から設定しないと、後で結果を評価しづらくなるのではないか。</p> <p>・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」は、広域の医療圏で考えるなど、合理的、現実的な目標を設定してほしい。</p> <p>・政策評価指標の圏域内の入院率は病気によって異なるはずである。全体だけではなく、代表的な病気領域での入院率で分析してはどうか。圏域内で入院率が非常に高い病気があった場合、圏域内で入院できない病気が隠れてしまう危険がある。</p> <p>・圏域によって政策の満足度・重視度が異なっているが、これは中核病院との関連が強いのではないか。県全体の満足度だけでは大雑把な捉え方になるので、圏域別の満足度などを勘案して評価してほしい。</p> <p>・ベッド数や入院率の密度と満足度は高い相関を持っているので、満足度が低い圏域を重点的に整備する必要がある。現状分析をするとどこが弱いところかわかるので、そういうところまで掘り下げて評価してほしい。</p> <p>・評価の記述について、エビデンス(根拠)が入っていないので作文のような印象を受ける。根拠となる数値を入れてほしい。</p>	<p>・補助事業に係る実績報告事項等の中から、毎年継続して評価できるような新たな政策評価指標を選定できるか検討したい。</p> <p>・地域の中核的な病院整備推進事業として平成13年2月1日から施行している中で、二次医療圏ごとに入院治療を伴う相当程度の医療を完結できる医療提供体制の整備を目的に7病院を位置づけ支援を行っている。今後の医療圏の改定については、次期医療計画策定の中で考えていきたい。</p> <p>・二次医療圏については、今後、平成20年度の医療計画の改定に向けて患者調査を実施することにしており、県民の受療動向等を勘案しながら医療圏を検討したい。</p> <p>・圏域内の入院率が病気により異なることは予想され、政策評価にどれだけ有効か参考にしたい。</p> <p>・地域の中核的な病院整備推進事業を実施したところと、そうでないところでは満足度に差があると思われ、圏域別に評価したい。</p> <p>・ベッド数や入院率の密度と満足度との関係については、今後の参考にしたい。</p> <p>・ご指摘については、できるだけ根拠を示し記述したい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)			施策評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
2	周産期・小児医療体制の充実	周産期死亡率(出産千当たり)	A	6位	5.3%	大	適切	<p>[県関与・事業群設定:適切]                      本施策での県の役割は、国の小児科病院群輪番制運営費補助事業や総合周産期母子医療センター運営費補助事業のほか、周産期・小児医療協議会の運営により関係者の連携を推進することである。周産期死亡率の低下のためには、関係者の連携が不可欠であり、事業群の設定は妥当である。                      [事業群の有効性:おおむね有効]                      施策満足度は40点と低く、施策の有効性は確認できないが、政策評価指標「周産期死亡率(出産千当たり)」は目標値を達成しており事業効果が出ている。                      [事業群の効率性:効率的]                      政策評価指標達成状況からは効率的と判定できる。また、周産期・小児医療を志す医師は減少しており、安定的なサービスの確保のためには、行政による体制の整備は不可欠である。                      [総括]上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
							維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]                      確実に死亡率は低下しており、総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療システムの充実を一層推進する。                      少子化の中で周産期及び小児医療を志す者が減少しており、現在この分野で活躍している医療関係者を支援することが効率的である。                      県がイニシアチブを持ち周産期・小児医療体制の充実を図るためには、県立こども病院を活用し、県内医療機関を牽引することが有効である。                      [施策・事業の方向性]                      施策重視度(90)と施策満足度(40)の乖離が極めて高くなっているが、関係者の連携の促進及び医療資源の効率的活用により、施策効果の最大化を図る。                      国からも周産期・小児医療の集約化・重点化の推進の通知がきており、本県としても地域及び大学等の関係者の意見を聴きながら、効果的な周産期・小児医療体制の整備に努める。</p>
3	救急医療体制の充実	救急搬送患者の二次医療圏内搬送率	B	2位	18.1%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:適切]                      本施策での県の役割は、三次救急医療体制の整備や地域間の機能分担などを中心に調整することである。救急医療は、医師や行政、医師会、消防など多くの関係者により支えられており、それぞれに対する様々な施策が必要であり、事業群は目的にかなっている。                      [事業群の有効性:おおむね有効]                      施策満足度は50と低く、有効とは言えない。政策評価指標「救急搬送患者の二次医療圏内搬送率」も目標値を達成していないが、医療圏別には5つの医療圏において搬送率は向上している。これ以上の充実のためには各圏域に新型救命救急センターを整備するなど別な施策も必要である。また、黒川医療圏のように医療機関が少ないことから他圏に依存しているところがあり、医療圏の見直しが必要である。三位一体改革により平成18年度から公的病院への施設設備整備補助金は市町村に税源移譲されており県が関わる範囲が狭くなっている。また、本県の救急科医は34人で人口10万人当たり1.44人で全国38位と少ないことから、救急患者の受入体制が十分に確保できない中で救急搬送患者(平成16年74,632人から平成17年78,387人)が激増している中では、消防の協力も含め十分対応している。                      以上のことから、施策はおおむね有効と判断する。                      [事業群の効率性:おおむね効率的]                      病院数(平成12年150病院 平成18年151病院)、救急搬送患者数(平成12年61,062人 平成17年78,387人)の推移からも限られた医療機関により対応しており効率的である。救急患者の一貫した増加傾向の中で、二次医療圏に病院が少ない地域もあり、他医療圏に入院を依存しているところもあるなど、医療資源の偏在という条件の下では、現在の結果はおおむね効率的である。                      [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]                      いつ、どこで発生するか予測出来ない救急患者に対する体制整備は、各種の施策が必要である。                      [施策・事業の方向性]                      今後、県は三次救急医療の充実や圏域間調整、研修・普及啓発事業に重点を移す。                      この政策の中で県民の優先度は2位であり、施策重視度と施策満足度の乖離も35点と高いことから、拡充して取り組む必要がある。                      三次救急医療として、東北大学病院高度救命救急センターの活用を促進する。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果	
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価	
	施策評価	施策評価	施策評価	
4	<p>・政策評価指標「周産期死亡率(出産千当たり)」は県民の求めるものを十分に反映していない。県民満足度からみても県民の不満が大きい。また、周産期死亡率は低い値で推移していて、感度が悪い。</p> <p>・小児医療へのアクセスの状況を示す指標や周産期医療の連携の状況を示すような指標(例えばオープン化を目指すなら、オープン化の進捗状況を示す指標)にしてはどうか。</p> <p>・地域周産期母子医療センターの整備が仙台に偏在していて、ネットワークは全県を網羅していない。センターが一つもない二次医療圏がいくつもあり、バランスを欠いているように見える。その地域は産科医が少ないような地域である。むしろそういう圏域ほど、整備が必要だったのではないか。</p> <p>・センターが各圏域で整備されるように、補助金を交付するなどして、県は体制の整備をしなければいけないのではないか。</p> <p>・施策1で中核的な病院に指定されている栗原中央病院や登米市立佐沼病院は周産期母子医療センターとして指定されていない。周産期母子医療センターの整備が中核的な病院の構想とは別の考え方になるのであれば、別な病院を指定しなければならないのではないか。</p> <p>・高齢出産の割合や母親の喫煙の割合などの変動を把握する必要がある。それらが安定していて政策評価指標「周産期死亡率」が変動しているのであれば、場所を調べる必要がある。高齢出産や喫煙者の出産が多ければ、それが原因かもしれない。</p> <p>・中核的な病院にしても、周産期母子医療センターにしても、医療圏域ごとの基礎データに基づいて整備しないと行けない。例えば、周産期死亡率が高い医療圏は、周産期母子医療センターが遠すぎて間に合わないということがあるかもしれない。</p> <p>・地域周産期母子医療センターに来る患者の所在医療圏など、医療圏単位のデータをとって分析してほしい。</p> <p>・少ない資源を有効に活用するには連携が重要である。例えば、開業医の産科医は検診中心に対応して、分娩やハイリスクの人たちは基幹病院で対応して、さらには助産婦も入れるという、地域の役割分担を連携モデルで考えると、それが各医療圏でどの程度進んでいるかということが政策評価指標になるのではないか。それが遅れている場合は、連携を進めるための情報整理・打合せの事業なども考えられる。</p>	<p>・周産期・小児医療については、周産期・小児医療協議会において医療資源の集約化・重点化を検討することにしており、評価指標については、その議論の推移も勘案しながら検討したい。</p> <p>・地域周産期母子医療センターは、各医療機関の申請に基づき認定しているものであり、補助金を出せば整備が進むのかは検討を要する事項であり、今後、周産期・小児医療協議会の意見や各医療機関の意向を聴きながら対処したい。</p> <p>・地域の中核的な病院の要件にも小児・周産期に係る診療の確保等があるが、医師の確保やNICUの整備などの面で地域周産期母子医療センターになる条件整備が必要である。各病院の二次医療圏内には他に指定可能な病院がないことから、当該自治体病院の自助努力を期待するところである。</p> <p>・高齢出産の割合や母親の喫煙の割合などと周産期死亡率との因果関係は今後の検討の参考にしたい。</p> <p>・患者の受療動向は、患者調査でしか把握できないことから毎年の分析が難しい。</p> <p>・ご指摘の点は、まさに周産期医療のセミオープン及びオープンシステムの構築であり、現在、県が総合周産期母子医療センターである仙台赤十字病院に補助し、周産期医療施設のオープン病院化モデル事業において、円滑な運営方法や事業の効果等について検討中である。</p>	<p>・政策評価指標には、救急医療体制の充実の本来の目的である「医療へのアクセス時間」を反映させるべきではないか。</p> <p>・現実の厳しさから考えると、施策評価が「概ね適切」になるという論理はあるかもしれないが、評価にメリハリをつけることも必要ではないか。優先度の高い施策で問題が多い場合は「課題有」として、今後全力をあげて取り組む方が自己評価として意味があるのではないか。</p> <p>・政策や施策をよりよくするための基礎的なデータが少ない。データ収集からはじめるべきではないか。時々基礎的なデータをそろえて議論するべきである。</p>	<p>・救急搬送時間の分析を、今後実施する予定であり、その結果を勘案し「医療へのアクセス時間」を検討したい。</p> <p>・救急医療については、多くの財源を割いており、本課の主要事業として全力をあげて取り組んでいる。</p> <p>・今後、できるだけデータを提供したい。</p>
	3			

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)			
						施策の必要性	施策・事業展開シート(C)の内容	
4	精神医療体制の充実	精神障害者の措置入院者の県内対応率	B	8位	1.5%	中	<p>[県関与・事業群設定: おおむね適切]</p> <p>本施策での県の役割は、一医療機関や一市町村で対応できず、また、採算ベースに乗らないなど緊急な医療を必要とする際のシステム整備である。本施策は、緊急な医療を必要とする際のシステムとして救急医療システム整備に関する事業で構成されており妥当と考える。</p> <p>[事業群の有効性: おおむね有効]</p> <p>施策満足度は50点と低調であり、事業の有効性を確認できない。政策評価指標「精神障害者の措置入院者の県内対応率」は前年度に比べて現況値は上がったものの、目標値とのかい離は前年度とほぼ同じマイナスとなっている。今後とも精神医療体制の充実を図る必要がある。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数(仙台市除く)は、増加傾向にあること(H14年度2,514人、H15年度2,584人)や、当該施策を構成する事業の実施結果として、対応件数等が10,000件以上となっている。</p> <p>精神障害者数が増加傾向にある中、継続して当該施策を行った結果、前年度より2.9ポイント上昇したことにより当該施策の有効性が確認できる。</p> <p>[事業群の効率性: おおむね効率的]</p> <p>成果指標が増加しているにも関わらず、政策評価指標は目標値を達成していないが、政策評価指標の未達成要因は、短期間に措置入院の対応が必要となったことであり、当該精神科救急医療システムがない場合は、さらに措置入院対応率が低下することが予想されるため、政策評価指標と事業群の実施に伴う成果指標とは連動性があるものと思われる。各事業の効率性指標自体は、横ばいもしくは低下となっているが、夜間相談窓口運営事業は、事業費が減額であったが相談件数はほぼ前年と変わらなかった。また、精神科救急医療システムでは、事業費が減額であったにも関わらず、対応件数は1.2倍となっており、概ね効率的に事業が実施されているものと思われる。</p> <p>[総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[施策・事業の方向性]</p> <p>精神障害者は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により措置症状を呈し、措置入院が必要となる場合、又はそれ以外にも緊急な医療を必要とすることがあるので、今後も継続して精神科医療救急システムの円滑な運営を行っていく必要がある。</p> <p>24時間安心して医療を受けられることを目指し、今後とも精神科医療救急システムの円滑な運営を行うとともに、さらにシステム内容の充実(時間延長等)を図るための精神医療体制(医師確保等)の充実を図る必要がある。</p>	
5	在宅ホスピスケアの推進	がん患者在宅看取り率	...	7位	3.0%	大	<p>[県関与・事業群設定: 適切]</p> <p>本施策での県の役割は、国の実施要綱に基づき、がん患者が望む場所で最期の時期を過ごせるよう、市町村・民間団体と協働しながら、体制づくり・医療福祉等人材育成・県民への普及啓発事業を実施することである。各圏域では、がん患者やその家族へ保健・医療・福祉の総合的なサービスを総合的に提供することにより、患者が望む場所(自宅)で最期を迎えることができるようになってきている。各圏域で医師・看護師・介護職員等のネットワークが強化されてきている。</p> <p>[事業群の有効性: おおむね有効]</p> <p>施策満足度は17年度45点と低調であり、施策の有効性は確認できない。なお、施策の重視度が80点と高いことから、今後事業を推進して傾向を見ていきたい。政策評価指標はH17年度「がん患者在宅看取り率」に変更しているために、有効性は判定できない。今後達成にむけて事業を推進していく。また、在院日数の短縮化や平成18年度の診療報酬の改訂により、在宅医療における24時間体制の評価・ターミナルケア加算等国の動きも在宅医療への動きが強くなっている。また、平成16年度から国の補助事業として末期がん患者の疼痛緩和や精神的ケアを修得するための「在宅ホスピスケア研修」を行う訪問看護推進事業が開始され、全国17都道府県で実施されており、有効であると判断される。</p> <p>[事業群の効率性: 効率的]</p> <p>社会経済情勢のデーターとの比較はできないが、社会情勢の動きと連動した形で施策の目指す方向に進んでおり、事業は効率的に実施されているものと判断される。</p> <p>[総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>がん患者が自宅を最期を迎える場所として選択できるように、継続して事業を実施していく必要がある。</p> <p>がん患者が在宅で最期を迎える事ができるように、ケア体制整備・人材育成をさらに推進する。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>この施策は、施策重視度(80)と施策満足度(45)のかい離が35点と非常に高く、がん死亡者の割合が年々増加傾向にあることから重点的に取り組んでいくべき施策である。</p> <p>がん患者の死亡数が増加傾向にあり、介護保険の特定疾病にもがん末期患者が含まれることとなったことや在宅医療の推進など医療提供体制の見直しなどにより、在宅で最期を迎えられることができるような地域の体制整備・人材育成等を推進していく。</p>	

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策評価指標の「精神障害者の措置入院患者の県内対応率」について、他県で対応しても問題がないのであれば、100%を目指すのは合理的でないのではないか。精神科救急の24時間の対応状況を示すような政策評価指標にして、それに向けて努力できるような目標をたてる方が現実的ではないか。</p> <p>または、精神科救急にとっては宮城県はあまりにも広いという議論もあるので、全県での対応率ではなく、医療圏を4つくらいに分けた場合の圏内対応率などを政策評価指標として検討してはどうか。</p>	<p>・精神障害者の精神状態の悪化を未然に防止し、精神疾患の急激な発症や精神状態の悪化に対応するために、一般的又は医療的な相談窓口や医療の提供先を24時間開設することを目標とする。</p> <p>このため、365日、24時間における精神科救急情報センター、精神科救急医療体制及び精神障害者夜間相談窓口の運営状況を政策評価指標とする。</p>	
	<p>・政策評価指標や県民満足度の状況を見ると、まだ在宅ホスピスケアはサービスが受けられる環境にはなっていない。施策の充実が望まれる。今は施策の予算規模は小さいが、やるならもっと強気に、戦略をたてて進めるべきではないか。</p> <p>・在宅療養支援診療所が診療報酬で認められたので、今後在宅ホスピスケアを受ける患者が増え、政策評価指標の「がん患者在宅看取り率」は急激に上がることが予想される。現実の推移を見ながら、目標はもう少し高めに設定するべきではないか。</p> <p>・在宅ホスピスケア推進事業の参加者数が減少傾向だが、人材育成のための事業であれば、研修内容が新鮮みを失わないように工夫が必要である。参加者数が減少している理由を調べて対応しないと、今後も参加者数は伸びないのではないか。不足しているテーマやどういった対象者がいるのかを把握するため、参加者にアンケートをとってはどうか。</p> <p>また、参加者が目標とした人材になっているか調査するなど、フォローをする必要があるのではないか。</p> <p>・在宅ホスピスケアの割合を増やすには、これまで関わってこなかった人が関わってくるようにしなければならない。現在在宅ホスピスケアに関わっている人に対する研修だけでは、在宅ホスピスケアのすそ野が広がらないのではないか。ターゲットを広げること目的のひとつだとすれば、すそ野を広げるようなテーマとか、呼びかけがないといけないのではないか。</p>	<p>・在宅医療の推進は、医療制度改革の大きな柱でもあり、これまで実施してきた在宅ホスピスケア推進事業の成果を踏まえ、次年度からは、将来を見通した事業が展開できるよう、「在宅ホスピスケア推進会議」等で検討していきたい。</p> <p>・在宅療養支援診療所における在宅での看取り状況の推移を見ながら、目標値の設定を検討したい。</p> <p>・本庁及び各保健福祉事務所で開催する研修会への参加者に対してアンケート調査を行い、参加者が希望する研修会の内容やテーマ等について分析し研修会のあり方を検討する。また、研修会受講者の評価については、どのような方法で実施すればよいのか「在宅ホスピスケア推進会議」で検討していきたい。</p> <p>・在宅療養支援診療所の医師、介護保険関係者(ケアマネジャー等)、薬剤師等の研修会も開催していく。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			政策評価・シート(C)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	施策の方向性	
6	医療・保健を担う人材の養成・確保	医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合	B	4位	13.3%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策での県の役割は、関係市町村、大学、県自治体病院開設者協議会等と密接に連携・協力しながら、当面は自治体病院等の医師確保に向け可能な限りの支援を行うことである。「医師の絶対的な不足・偏在に対応する視点」及び「地域医療システムの整備により効率的な医師の配置を可能にする視点」の両方からの事業構成となっており、すべて医師確保を支援するための施策実現に向けて必要な事業である。 【事業群の有効性：おおむね有効】 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の回答者の割合も40%を超えていることから、一定程度の事業効果が認められる。政策評価指標「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」は未達成の状況にある。小児科、産婦人科、麻酔科等診療科による医師不足のほか、開業や大学医局人事等を理由とする医師の退任により、標準医師数を充足している病院の割合は横ばいに推移したが、初期値から改善傾向にあるので、事業は概ね有効である。 政策評価指標を全国値と比較すると、全国値は平成15年(測定年)で6.3ポイント増に対し平成16年(測定年)で2.2ポイント増と伸びが緩やかな傾向を示しているのに対し、本県は平成15年(測定年)で7.2ポイント増に対し平成16年(測定年)で1.1ポイント増と同様の傾向を示しており、このような状況の中で、微小ながら政策評価指標が伸びていることから、概ね有効と判断する。 【事業群の効率性：おおむね効率的】 多くの事業は、平成17年度から新たに取組を開始したものであり、事業全体の業績指標、成果指標の推移から事業群の効率性を判断することは困難であるが、政策評価指標値は微小ではあるが施策の目指す方向に進んでおり、概ね効率的と判断する。しかし、政策評価指標は目標値に達していないことから、今後、すべての事業を総合的にかつ強力に展開することにより、事業群の効率性を向上させていく必要がある。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。医師確保を支援するには、「医師の絶対的な不足・偏在に対応する視点」及び「地域医療システムの整備により効率的な医師の配置を可能にする視点」の両方からの事業推進が重要であり、事業群全体として実効ある事業展開を推進する。 【施策・事業の方向性】 医師確保の具体的な成果が上がるよう、できる限りの事業展開を図ることとしている。 医師確保支援のための各事業の実績評価等を踏まえて、次年度以降の施策展開の方向性を検討・判断する必要があるが、地域における医師不足が深刻な状況であることから、事業群を積極的に推進し、事業を拡大させる。</p>
7	医療・保健・福祉の総合的な情報システムの構築			5位	9.5%	中		
8	子どもや障害者等の医療費の負担の軽減等医療費制度の充実			3位	14.9%	大		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・政策評価指標「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」では、未充足の病院がどの程度の充足率なのか見えないため、施策が進んでいるのか進んでいないのかが分からない。指標は「病院の（医療法に基づく医師数の標準に対する）平均充足率」に改めて、充足率を上げる努力が見えるものにしてはどうか。</p> <p>・県民満足度や施策の達成状況を見ると、解決する課題が多い。特に小児科医や産科医などの確保、医師の偏在への取り組みは、途についたばかりでまだ不十分である。</p> <p>・県は政策評価指標の改善のために医師確保支援事業などに取り組んでいるが、必ずしも医師が少ないところに集中的に医師が配置されていないのではないかと。どのようにして医師の充足の目標を実現するのかを具体的に示してほしい。</p> <p>・病院ごとの医師の充足率の状況を積極的に公表すべきではないか。病院の医師の充足率を公表して、市民の力をかりて充足率を高めようとしている都道府県もある。公表にはマイナス面もあると思うが、事実は事実として公表してよいのではないかと。</p> <p>・医師不足も領域によって異なる。公的病院の小児科や産婦人科はいないが、開業医には多い。例えば、病院の中に開業してもらおうような方法など、公的病院と開業医を組み合わせるような連携のあり方を進めてはどうか。</p> <p>・政策評価指標「医療法に基づく医師数を充足している病院の割合」について、分野ごと、圏域ごとに示してほしい。</p> <p>・充足率は病院だけではなく、小児科や産科がその地域にどれだけいるかなどの指標も確認してはどうか。</p>	<p>・「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」は、県の医師確保支援事業や各病院の自助努力の成果がより分かるよう設定したものである。</p> <p>・「病院の（医療法に基づく医師数の標準に対する）平均充足率」の場合は、それぞれの病院の努力等が反映しにくいことから、現在の政策評価指標の変更は考えていない。</p> <p>・小児科医、産科医などの確保については、平成18年度に、これら診療科の学会に職員が出向き、県の医師確保対策事業のPRを行うなどの努力をしている。</p> <p>・また、医師偏在への取組についても、ドクターバンク事業や自治医科大学卒業医師の配置等を通じて努力しているところである。</p> <p>・県内の自治体病院における医師の必要数に見合う形で、平成17年度から5年間を目途に、ドクターバンク事業で25人、医学生修学資金等貸付事業で50人の確保を目標としているほか、医師の効率的な配置等のための地域医療システムの構築にも取り組んでおり、できるだけ早期に具体的な成果が出るよう努めていく。</p> <p>・病院ごとの医師の充足率は、県が医療法の規定により実施する立入検査の結果に基づくものであり、情報保護の観点から個々の病院の結果について現時点で公開することは難しいため、全体的な数字を指標としている。</p> <p>・公的病院と民間病院との連携については、県としても、地域医療システムの構築に係る圏域の検討会議の場などで問題提起を行っており、今後具体的な検討が進むことを期待している。</p> <p>・圏域ごとの数値については適宜お示しするが、分野ごと及び診療科ごとの数値については、医療法で算定の定めがなく示すことが難しい。</p> <p>・同上</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容		
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策・事業展開シート(C)の内容		
子どもを安心して生み育てることができる環境づくり				重視度	満足度	おおむね適切	<p>[施策群設定:適切] 政策を実現するため7施策すべてが必要と認められる。「新みやぎ子どもの幸福計画」(宮城県次世代育成支援行動計画)に対応し、少子化の流れを変え、次世代の健全な育成を図るためにはこれらの施策を総合的に実施していくことが必要である。 県民満足度調査によれば、政策全体の重視度は80と高い値を示しており、必要性は高いものと思われる。本県の合計特殊出生率は平成17年は1.19と全国値1.25を下回る過去最低のものとなっており、人口維持水準2.08に遠く及ばない危機的な状況にある。また、児童虐待等子どもを巡る様々な問題が発生しており、これまで以上の対応を強く求められている。 [政策評価指標群:おおむね適切] 必要性を「大」とされている7施策のうち3施策に指標が設定されている。施策1については、政策2-施策2(周産期・小児医療体制の充実)の指標と重なりあう部分がある。施策2及び4については、ほとんどが国の施策領域であり、県レベルの政策を評価する適切な指標設定が難しい。 [施策群の有効性:おおむね有効] 政策全体の政策評価指標達成状況(A:2件,C:1件,判定不能1件)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「課題有」、社会経済情勢からは「有効」と判定した。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>		
1	安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実			4位	7.8%		大		
2	出産や子育てのしやすい労働環境の整備			2位	29.4%		大		
3	多様な保育サービスの充実	保育所入所待機児童数	C	5位	6.3%		大	<p>[県関与・事業群設定:適切] 本施策での県の役割は、市町村等への財政支援である。保育の実施主体は市町村であり、この施策に設定されている事業群は、上記の役割分担に沿って実施されている。保育所の整備、乳児保育・一時保育・特定保育の実施、地域子育て支援センターの運営、ファミリー・サポート・センターの設置促進等の事業構成となっており、全て施策目的を実現するために必要な事業である。平成18年10月から施行が予定されている就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する「認定こども園」の事業推進も今後必要である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度は50点で「やや不満」であり、満足度調査結果からのみ判断すれば、事業群については課題有である。政策評価指標「保育所入所児童数」は着実に増加しているが、予想を上回る保育需要があり、指標の目標値は達成されていないことから、課題は残る。一部事業において、補助要件等の変更により数値として表される補助対象が所数が減少しているものの、各々の事業は着実に拡充されていることから、有効と判断する。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標は目標値を下回っているが、業績指標・成果指標は概ね施策の目指す方向に推移していることから、事業は、施策の目的に対して概ね効率的に実施されていると判断する。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
								<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 保育所入所待機児童は依然として多い。仕事と子育ての両立を可能とする環境整備が重要であり、早期に待機児童の解消を図るとともに、多様なニーズに対応する多様なサービスの充実を図る必要がある。 [施策・事業の方向性] 新たな保育需要への対応やサービス内容の充実を求める県民のニーズが、県民満足度調査(施策重視度85点)に表れていると考えられることから、地域のニーズに対応した保育サービスが充実されるよう市町村を支援していくことが必要である。 県民のニーズが多様化してきていることから、多様な保育サービスの充実を図るための事業を拡充する。 平成18年10月からの施行が予定されている「認定こども園」について、各市町村の実情に応じて制度の活用が図られるよう支援していく。</p>	
4	子育て家庭の経済的な負担の軽減			1位	35.1%	大			
5	子ども連れでも安心して活動できるまちづくり			6位	5.9%	中			

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		
-	-		
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)			施策評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性		
6	子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実	児童相談所における児童虐待相談の相談率	A	7位	5.7%	大	<p>[県関与・事業群設定:適切]</p> <p>本施策での県の役割は、国と連携を図りながら、児童相談所等の体制を整備するとともに、市町村や民間団体への支援・助言等を行うことである。児童虐待をはじめ子どもとその家庭を巡る問題が話題とならない日はないといっても過言ではない今日において、いずれの事業もそのような現在の社会経済情勢を踏まえて適切に設定されている。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効]</p> <p>県の現下の厳しい財政状況の中で、予算を捻出し、工夫しながら施策を実施しているところであるが、施策満足度は低調である。家族に児童がいるほうが低く、女性より男性のほうが低いという傾向がある。政策評価指標「児童相談所における児童虐待相談の相談率」はすでに目標値を達成しており、施策の浸透は十分図られたといえる。しかし、目標年次より早く目標を達成したということは、逆から言えば、子どもを取り巻く困難な状況が加速度的に増加していることの現われとも評価でき、指標の再検討も必要と考えているところであるが、当面は、現状の水準の維持に目標を置きたいと考えている。地域子どもセンターにおける相談件数は毎年大幅な伸びを示しており、支援を求める県民のニーズが急速に増加していることを示している。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的]</p> <p>虐待相談の相談率については、母子保健児童虐待予防事業に関する業績指標・成果指標に比べて伸びており、各事業が波及効果をもたらす、相談件数を押し上げていると評価できる。虐待に限らず、他の相談の相談件数も着実に増加しており、その意味で施策は効率的に進められ、浸透しているものと評価できる。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>施策群の設定は適切であると考えますが、政策に対する県民の要求水準は高く県民満足度が低いことから、厳しい財政状況の中ではあるが、引き続き重点的に推進する必要がある。</p> <p>事業群の設定は適切であると考えますが、県民満足度はまだまだ低い水準にあり、社会のセーフティーネットとして引き続き重点的に推進する必要がある。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>少子化対策や虐待等の児童をめぐる問題は社会的な最重要課題となっており、県政における最重点課題の一つとして、事業を積極的に推進する必要がある。</p> <p>次代を担うのは子どもであり、その子どもの健やかな成長は、安心して暮らせる社会づくりの根幹をなすものである。</p> <p>地方における長引く経済不況や子育てに対する不安を背景に、少子化や虐待等子どもを巡る問題は増大し、複雑かつ深刻なものとなっている。この施策の必要性は増しており、次年度も拡大すべきものと判断する。</p>	
7	青少年の健全育成	引きこもり支援機関の設置数	A	3位	8.1%	大	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切]</p> <p>本施策での県の役割は、国民会議と連携して、県段階での青少年健全育成を推進する目的で設立された「青少年のための宮城県国民会議」を補助・指導することである。青少年の健全育成を図るためには「青少年は地域で育む」との視点が重要であり、多様な主体(地域、家庭、学校等)との連携のもと県が関与し、事業を推進していく必要がある。また、有害環境の浄化には、県警との緊密な連携のもと健全育成条例の適正・効果的な運用を図ることが不可欠であり、県の関与は妥当である。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効]</p> <p>H17年度の県民満足度調査における施策満足度(中央値)がほぼ他施策並みの50点、「満足度60点以上の回答者割合」は41.9%と平均以上であることから、本施策を構成する事業群は概ね有効であると判断される。政策評価指標「引きこもり支援機関の設置数」はH16年度より、各保健福祉事務所で「引きこもり相談の窓口」を設置したため、目標値を達成している。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的]</p> <p>政策評価指標と業績・成果指標は施策の目指す方向へ推移しており、各事業も効率的に実施されたので、事業群は概ね効率的と判断する。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
		青少年育成市区町村国民会議の設置率					...	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>政策目的達成のため、引き続き施策群を実施していく必要がある。</p> <p>悩みを抱えた青少年(性非行、不登校、ひきこもり等)への対策の課題を整理する必要がある。そのため、青少年主要課連絡調整会議等を開催し、従前の施策の見落とし部分の把握と関係機関の連携強化のための新たな施策を検討している。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>既存事業群の実施のみでは青少年行政の欠落部分の補完は困難であり、特に、悩みを抱えた青少年対策で関係機関の連携強化のための新事業を検討していく。</p> <p>青少年主要課連絡調整会議等で検討される新たな青少年対策(性非行、不登校、ひきこもり等)への対策を早急に事業化し、知事部局、教育庁及び警察本部の連携の下で重点的に実施する。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		果の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の必要性	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策・事業展開シート(C)の内容	
	誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備			重視度	満足度		おおむね適切	<p>【施策群設定:適切】 政策の実現のためには5施策全てが引き続き必要である。「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、バリアフリー社会の実現に向け支援が必要である。</p> <p>【政策評価指標群:適切】 政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は、障害を持つ県民や高齢者に直接アンケート調査をしており、県民の満足度を知る上で有効な評価手段であり、適切な政策評価指標と判断する。また、必要性を「大」とした施策全てに指標が設定されており適切である。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標)から「有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「おおむね有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	A	4位	8.1%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】 本施策での県の役割は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例により、本県全体の指針や基準を制定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及啓発について主導的役割を担っている。バリアフリーに関する普及・啓発を行うことにより、施設のバリアフリー化の促進、県民意識の向上を図るものであり、施策目的を達成する上で適切な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点となっており、「満足度60点以上の回答者割合」が38.2%となっていることから、課題と言える。政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は目標値を上回っており、バリアフリー社会への取り組みが効果を現しつつあり、有効と言える。ただし、指標の達成度は調査対象者の状況や主観等により大きく影響されるものであることから、中期的なスパンで推移を見守る必要がある。介護保険制度による宮城県内の住宅改修費申請件数の推移は、平成14年度4,571件、平成15年度5,008件、平成16年度5,454件と継続して拡大傾向にある。このことはバリアフリーに関する県民意識の高揚の一端であると考えられ、施策の効果が認められ有効と言える。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標達成度、社会経済情勢データ及び業績指標の割合(効率性指標)から、事業群は概ね効率的と判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 バリアフリー社会を一層推進していくためには、施設整備などのハード的なバリアフリー化とともに、バリアフリーに関する県民意識の高揚、心のバリアフリーを進めることが重要である。バリアフリーみやぎ推進事業は、県民のバリアフリーに対する理解や意識の浸透を図るものである。施策重視度と施策満足度のかい離は25点と大きいことから、小学校児童及び一般県民を中心とした普及・啓発に加え、中学生以上の学生や民間事業者等も対象とした事業についても施策を展開していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】 高齢化社会の進展、要介護高齢者等の増加に伴い、バリアフリー社会の推進は一層重要となっており、バリアフリーの普及・啓発についての事業対象者を拡大し、効果的・効率的に事業を実施する。</p> <p>バリアフリーの普及・啓発はバリアフリー社会を実現する上での基本であることから、これまでの一般県民へのパンフレットやホームページ等による啓発を推進していくとともに、小学生への「福祉のまちづくり読本」の配布による普及・啓発に加え、中学生以上の学生への福祉教育や福祉活動実施の際の協働化(民間と県)を充実・拡大し、より効果的な事業の推進手法について検討する。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は障害者と高齢者を混ぜているが、障害者の不自由と、高齢者の不自由は内容が異なると思われるので、別にした方がもう少しきめ細かい分析ができるのではないかと。</p> <p>・施策1「バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発」は県民の優先度が4位なのに必要性総括は「大」である。一方、施策3「誰もが利用しやすい情報の提供」は優先度は2位だが、必要性は「中」になっている。</p> <p>・施策3は、どこに利用しやすい施設があるかなど、関係者にとって重要なのではないかと。基本票Aシート「社会経済情勢に適合した施策か」でも「視覚障害者や聴覚障害者・高齢者はまだ情報を得にくい状況にあり、引き続き施策を推進する必要がある」と記載があるので、情報の整備をしなければいけないのではないかと。施策1よりも、情報提供を行う施策3が重要に思われる。</p> <p>・政策評価指標の体系化が不十分で整備されていない。県民満足度の高い離度が大きいにもかかわらず、圏域別、年齢別等の分析・考察が不十分である。重視すべき施策に政策評価指標が設定されているか否かについて、適切と判断されているが、県民満足度2位の施策（施策3）には政策評価指標は設定されていない。</p>	<p>・障害者と高齢者を分類し分析できるよう次回の調査時に検討したい。</p> <p>・施策3に対する取組は一定程度行われていると理解している。施策1については、ソフト面のバリアフリーであり、ハード面のバリアフリー化を円滑に進めていくためにも県民全体に広く根付かせていく必要があることから、必要性総括を「大」としている。県民全体への意識啓発を図った上で、施策2～5が活かされてくるものと認識している。</p> <p>・今後、目的を実現するためのよりよい体系を構築できるよう検討していきたい。</p>	
	<p>・事業1「バリアフリーみやぎ推進事業（福祉のまちづくり普及啓発事業）」で配布されている副読本は主に小学生向けだが、中高生向けにも活用してはどうか。</p> <p>・「だれもが住みよいまちづくり条例」では建物のバリアフリーの基準は定めているが、鉄道などの移動手段のバリアフリーの基準については、努力義務にとどまっている。建物と移動手段は一体のものであり、建物ばかりバリアフリーでも、移動手段はバリアフリーではないというのは問題ではないかと。移動手段にも建物に準じたバリアフリーの基準を定めてはどうか。</p> <p>・この施策を展開することにより公益的施設などの拠点のバリアフリー化は進むが、そこまでの移動空間がバリアフリーでないために障害者がそこまで行けないことが考えられる。その場合、拠点の場所を選ぶ際の条件などはどう考えているのか。</p> <p>・車いすの方に対してはバリアフリーが必要だが、車いすを使用しない高齢者などは、過度にバリアフリーになることで身体機能の向上が失われることも考えられ、バリアフリーをすることが必ずしも適切かどうかかわからない。利用対象者がどんな人なのかということを考えるように意識啓発をしてほしい。</p>	<p>・副読本については、基本的に小学生向けの内容としており、小学校の高学年をターゲットにして継続的に活用していくことにより、ソフト面のバリアフリー化を推進していきたい。なお、中学生については、バリアフリーに関する福祉教育を充実する方策を検討している。</p> <p>・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」では、建築物を中心とした公益的施設の整備基準を設けており、移動手段そのものについては、国が定める交通バリアフリー法で対応することとなっている。</p> <p>・まちづくり条例では、一定規模以上の公益的施設を「指定施設」として位置づけ、この指定施設に関して詳細な整備基準を定めて、そのバリアフリー化を促進している。</p> <p>・将来的にある程度、バリアフリー化が進んだ段階であれば委員ご指摘の視点も必要だが、現状では移動制約される方々を対象に考えてバリアフリー化を促進している。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
						施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
2	誰もが利用しやすい施設や道路等の整備	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	A	1位	65.5%	大	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例により、本県全体の指針や基準を制定し、バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発について主導的役割を担っている。鉄道駅舎等のバリアフリー化に関しては、補助制度により民間誘導を行っている。離島航路を運航する船舶のバリアフリー化に対して補助している。事業群はそれぞれ施策目的をふまえた事業内容となっており適切である。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>「施策満足度」は50点となっており、「満足度60点以上の回答者割合」が36.6%となっていることから、課題有と言える。政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は目標値を上回っており、バリアフリー社会への取り組みが効果を現しつつあり、有効と言える。ただし、指標の達成度は調査対象者の状況や主観等により大きく影響されるものであることから、中期的なスパンで推移を見守る必要がある。介護保険制度による宮城県内の住宅改修費申請件数の推移は、平成14年度4,571件、平成15年度5,008件、平成16年度5,454件と継続して拡大傾向にある。このことはバリアフリーに関する県民意識の高揚の一端であると考えられ、施策の効果が認められ有効と言える。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標は目標を達成しているものの、調査以来初めて低下した。業績指標は「バリアフリー化した県有施設数」は伸びているが、「適合証の交付件数」、「整備したエレベーター数」は低下している。ただし、目標の達成度は調査対象者の状況や主観等に大きく影響されるものであることから、中期的なスパンで推移を見守る必要がある。概ね効率的と判断する。また、介護保険制度による宮城県内の住宅改修費申請件数の推移は、平成15年度5,008件、平成16年度5,454件と継続して拡大傾向にあり、4つの業績指標のうち2つの指標が伸びてきていることから、概ね効率的と判断する。バリアフリー又はユニバーサルデザイン化された施設は着実に増加していることから、事業群は施策に対して概ね効率的であると判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
3	誰もが利用しやすい情報の提供			2位	12.6%	中	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策満足度は50点と低調であり、政策重視度とのかい離も30点と非常に高いことから、施設や道路等のバリアフリー化をより一層進める必要がある。</p> <p>バリアフリーみやぎ推進事業は、県民のバリアフリーに対する理解や意識の浸透を目的に普及・啓発を実施しているが、バリアフリー化を一層推進するため、建築士等事業者への普及啓発及びバリアフリー社会づくりのための支援のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>離島航路を運航する船舶のバリアフリー化率は低く、継続的な取り組みが必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>高齢化社会の進展、要介護高齢者の増加に伴い、バリアフリー社会の推進は一層重要となってくることから、鉄道駅舎等バリアフリー整備事業を引き続き実施するほか、離島航路を運航する船舶のバリアフリー化が必要である。</p> <p>鉄道駅舎等バリアフリー整備事業については、市町村と鉄道事業者との協議未了により当分の間は事業計画がないことから、事業を休止する。</p> <p>離島住民の高齢化が進展していることから、離島航路を運航する船舶のバリアフリー化を引き続き促進する。</p> <p>県有施設以外の施設のバリアフリー化を促進するため、建築士等事業者への啓発や支援策のあり方について検討する。</p>	
4	誰もが使いやすい製品づくり			5位	3.0%	中		
5	バリアフリー等を進める専門家、NPO、ボランティアの育成			3位	9.7%	中		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・鉄道駅舎等バリアフリー整備事業では駅のエレベーター整備に対して補助をしているが、バリアフリーにして障害者の利用が増えているのかの評価が難しい。</p> <p>エレベーターは障害者だけでなく、健常者でも荷物を持った人も利用する時に非常に便利である。根拠が必要だが、バリアフリーによる直接的な効果だけでなく、付帯的な効果も記載してもよいのではないか。</p> <p>・施策の指標体系の整備ができていない。駅等のエレベーター整備補助事業は、移動する際のインフラとしての意義はあるが、各種施設等の利用アクセスについても評価することが望まれる。</p> <p>県民満足度と重視度のかい離が大きいので、対応策について検討が望まれる。</p>	<p>・高齢者や障害者以外の利用というエレベーターの付帯的な効果についても、評価の可否を検討する。</p> <p>・県が主体的に実施できる施策自体が県民が求めるバリアフリー施策全般にわたってないことから、県民ニーズに対応した施策展開には限界があるものと思われるが、少しでもそのかい離度が縮小するよう努力していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)			
						施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組				重視度	満足度			<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【施策群設定:適切】 生涯を健康に暮らすためには、健康を増進し発病を予防する「一次予防」、疾病の早期発見・早期治療を図る「二次予防」、疾病の適切な治療や機能の回復・維持を図る「三次予防」に係る対策を推進していく必要がある。政策を実現するため7施策全てが必要と認められる。 【政策評価指標群:課題有】 「健康寿命」は指標としてはふさわしいと考えられるが、現況値を算出できないことから、新たな指標の設定を検討している。施策6に「65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受けている人の数)の占める割合」を設定し、施策を適切に評価できるように改善した。必要性を「大」とした施策全てに指標が設定されており適切である。 【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(判定不能:2指標)から「判定不能」、政策満足度結果(中央値60点)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「おおむね有効」と判定した。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	健康づくりに関する意識の向上	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	...	2位	34.2%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、県の健康増進計画である「みやぎ21健康プラン」の推進等に関する全県的な普及啓発、人材育成、環境整備を行うとともに、市町村及び関係団体等への技術支援及び情報提供を行うことである。県民一人ひとりが生きがいを持って充実した人生を健やかに暮らすことができるよう「みやぎ21健康プラン」を策定し、プランの重点項目である食生活、運動、たばこ対策等の各種普及啓発及び環境整備事業の実施とともに市町村における健康増進計画の策定を支援し、市町村の特色に応じた健康づくり施策の推進を図っている。健康づくりは、県民一人ひとりが主体的に取り組むことが必要であるが、県がこれらの事業を実施することで、県民の健康づくりへの意識を高め、個人の取り組みを支援するものであり、施策目的に沿った事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は60点であり、有効であると判断する。政策評価指標「健康寿命」については、毎年算出できないため判定不能である。本県の老人保健事業の各市町村における基本健診受診率は、平成12年49.8%、平成15年49.9%、平成16年51.4%と向上しており、県民の健康づくりの意識の向上が見られる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標は達成度を判定することができない。社会経済情勢データは、施策の目指す方向に進んでおり、事業全体の業績指標・成果指標の推移と比して効率的と認められる。事業は、概ね効率的に実施されていると判断される。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
						拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 健康寿命の延伸を図るため、引き続き県民の健康づくりの意識向上を図る必要がある。 平成17年度に「みやぎ21健康プラン」に掲げる目標(指標)の中間評価を行ったところ、約半数の指標が改善されているものの、改善がみられない指標も半数近くあり、今後のプランの目標達成に向け、事業の重点化やより一層の効率化を図っていく必要がある。 【施策・事業の方向性】 平成17年度に「みやぎ21健康プラン」の中間評価を実施したが、健康づくりと病気の予防への取組のためには、より一層の県民意識の向上を図ることが必要であり、今後さらに事業を強化していく必要がある。 健康づくりは県民一人ひとりの取り組みが重要であることから、栄養・食生活、運動、たばこ等健康づくりに関する県民意識の一層の向上を図る。 特に働き盛り世代への働きかけを強化するためには、職域保健との連携が必要であり、地域・職域連携体制を整備する。 推進基盤となる市町村、関係機関との連携強化を図る。 直接住民に働きかける市町村の役割が大きいことから、全ての市町村での健康増進計画の策定と計画の推進についての支援を強化する。 生涯を通じた健康づくりのための食育を推進する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策評価指標は毎年度データが把握できないなど未整備であるので、適切な指標を検討してほしい。</p> <p>・施策5「難病患者等の健康維持の支援」の満足度(満足度60点以上の回答者割合)が低い。評価の対象になっていないので、評価の対象にしてはどうか。どこかに課題があるから満足度が低いのではないか。なぜ満足度が低いのか、その原因を検討することは必要ではないか。</p> <p>・政策・施策の満足度を事業レベルに結びつけるには、政策・施策のレベルで圏域ごとや住民属性をある程度意識して分析しなくてはいけない。ターゲットとする圏域や住民を絞らないと介入の効果があまり上がらない。県民満足度を向上させるためには、全県一区ではなくて、満足度の低いところにターゲットを絞った方がいいのではないか。</p>	<p>・政策評価指標については、施策ごとに適切な指標を検討したい。</p> <p>・難病対策については、政策1の施策2「重度障害者の家庭での生活支援」で評価の対象となっているため、そちらの評価指標の見直しと併せて検討したい。</p> <p>・政策を実現するための7施策については、全県的に行わなければならないものも多いが、圏域ごとや住民属性を意識した分析を行い、より効果的な方法も検討していきたい。</p>	
	4	<p>・政策評価指標「健康寿命(65歳時の平均自立期間)」は長期的には意味のある指標で良いと思うが、現況値を把握できるのが15年に1回であり、毎年度の評価には使えないので、短期・中期的な指標など、適切な指標を検討してほしい。</p> <p>引き続き「健康寿命(65歳時の平均自立期間)」を政策評価指標とするならば、線型で推計値をとるなどしてはどうか。</p> <p>または、BMIや喫煙率や要介護率など、複数の指標をレーダーチャートで見えるようにしてはどうか。年度ごとにどのような変化があるかを見ながら、介入の種類を変えていくということが根拠性があると思う。どのような指標を設定するかは、県が重点をおくものや、禁煙対策などのなかなか対策が進まないものを設定してはどうか。</p>	<p>・「健康寿命」以外に、毎年の評価に使えるような適切な指標について、御意見を参考にして検討したい。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(政策)		政策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
				満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策 評価	施策評価・シート(B)の内容
2	生活習慣病の早期発見と予防	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	...	1位	44.2%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、全県的な普及啓発,人材育成,環境整備を行うとともに,市町村が行う事業への財政的,技術的支援を行うことである。県民一人ひとりが生きがいを持って充実した人生を健やかに暮らせることができるよう「みやぎ21健康プラン」を策定し,県民の健康づくりや生活習慣病予防の普及啓発事業,住民への健康診査等を実施する市町村老人保健事業の補助,検診従事者の資質の向上を図る講習,生活習慣病の罹患等の実態を把握し今後の対策ための基礎資料を作成する事業,検診の精度管理により質の高い検診実施体制を整備する事業,健康的な食生活を指導実践する栄養士・調理師等のマンパワー育成事業,女性特有の病気等に対応するための健康相談事業等の事業に取り組んでいる。健康づくりは,県民一人ひとりの取組が重要であるが,県がこれらの事業を実施することにより生活習慣病の早期発見と予防対策をより推進するものであり,各事業は施策目的に沿った事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は60点であり,有効であると判断する。政策評価指標「健康寿命」については,毎年算出できないため評価不能である。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標は達成度を判定することができない。社会経済情勢データは,施策の目指す方向に進んでおり,事業全体の業績指標・成果指標の推移と比して効率的と認められる。事業は,概ね効率的に実施されていると判断される。政策評価指標については達成度が評価できないが,施策満足度は高い。成果指標及び社会経済情勢を示すデータから,一定の施策の効果が認められることから,事業群は概ね有効と判断される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
								<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>健康寿命の延伸を図るため,引き続き生活習慣病の早期発見と予防対策を推進する必要がある。</p> <p>平成17年度に実施した「みやぎ21健康プラン」の中間評価結果では,約半数の指標が改善されているものの,改善がみられない指標も半数近くあり,今後の目標達成に向け,より一層の成果を上げるため事業の強化を図っていく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>平成17年度に実施した「みやぎ21健康プラン」の中間評価でも,生活習慣病の発症予防・重症化予防のためには,さらに対策を強化していくことが必要とされており,この施策は次年度も重点的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>健康づくりは県民一人ひとりの取り組みが重要であることから,生活習慣病予防に関する県民意識の一層の向上を図る。</p> <p>特に働き盛り世代の健康意識が低いことから,これらの世代への働きかけを強化し,ターゲットを絞った事業の展開を図る。</p> <p>直接住民と接する市町村の取組が重要であることから,市町村において,より一層実効性のある事業が実施できるよう支援を行う。</p> <p>生活習慣病の早期発見につながる検診体制の充実,質的向上を図る。</p> <p>国では今後の生活習慣病対策の推進のため,メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入した対策の推進を打ち出し,現在進めている医療制度改革の中でも,生活習慣病の予防を国民運動として展開し,都道府県健康増進計画にメタボリックシンドロームの有病者・予備群等に関する目標を設定することが盛り込まれている。今後は,これに沿って対策を強化・推進していく。</p> <p>本県の総死亡数の3割を占め,死因の1位となっているがんの予防対策を強化する。</p>
3	歯と歯ぐきの健康づくり			7位	1.6%	中		
4	結核等感染症の予防と正しい知識の普及			6位	2.2%	中		
5	難病患者等の健康維持の支援			4位	3.5%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・施策1と同様に、現在の指標では成果の測定が不十分なので、喫煙率やBMIなど分かりやすく測定しやすい指標が必要である。</p> <p>・検診団体が行う検診の質のチェックに引き続き取り組んでほしい。</p> <p>・健康診査の受診率が向上しているということだが、要精密検査の場合の受診率についても圏域別のデータの把握をもとに受診率向上のための対策をとってほしい。</p>	<p>・「健康寿命」以外に、毎年の評価に使えるような適切な指標について、御意見を参考にして検討したい。</p> <p>・検診については、県で生活習慣病検診管理指導協議会を設置し、市町村のがん検診等の精度管理を行い、その結果を基に市町村や検診団体にも指導し、検診の質の向上を図っているところであり、引き続き取り組んでいきたい。</p> <p>・要精検受診率についても、市町村毎にデータを把握しており、その結果を基に指導等を行っているところである。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(政策)		政策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
				満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策評価	施策・事業展開シート(C)の内容
6	地域リハビリテーションサービスの提供	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	...	3位	10.8%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、市町村等に対処困難な事例に対する技術支援、リハビリテーション従事者の資質向上等を図るとともに、全県的に高度で専門的リハビリテーションサービスの提供を行う体制を整備することである。市町村等に対する支援や人材の育成、専門的リハビリテーション支援機能の整備、極めて不足している状況にある医療・介護分野におけるリハビリテーションサービスの充実に向けた取組等であり、すべて施策目的を実現するために必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度(中央値)は50点、満足度60点以上の回答者割合は32.6%にとどまっており、事業群の有効性を確認することはできない。政策評価指標「健康寿命」については、毎年現況値を算出していない。「65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受けている人の数)の占める割合」については、今回新たに設定したものであり、昨年度時点の目標値は設定していない。なお、平成17年度の介護保険のリハビリテーション関連サービスの利用(提供)回数を前年度と比較すると、訪問リハビリテーションは前年度比7.8%増、通所リハビリテーションは8.0%増となっており、要介護者の増加率5.3%を上回っている。また、リハビリテーション医療を行う医療機関や対応可能な病床(回復期リハビリテーション病床)や理学療法士・作業療法士を雇用・活用する市町村も増加しており、リハビリテーション体制が徐々に整備されてきている。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>継続事業については、約7割の事業における効率性指標が改善しており、また、下がった3事業のうち、リハビリテーション協議会については昨年度は他事業の予算を活用したという特殊な事情があったこと、また、専門研修については1回当たりの規模(参加者数)が増加したことが要因である。新規事業については、効率的な運営を行い、当初の目標を達成している。事業群全体としては、社会経済情勢データや効率性指標から見て概ね効率的であるといえる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受けている人の数)の占める割合	...					
7	薬物乱用防止啓発活動の推進			5位	2.6%	中		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・政策評価指標「65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受ける人の数)の占める割合」は、推計値から減ずる割合としてはどうか。</p> <p>重度要介護者がこのままで放置すると平成22年度に4.7%になると推計されることを、重度要介護者数を少なくしようという政策の効果で4.4%に押さえ込むようにということが表現されないといけない。今の指標では、ただ重度要介護者が増えていこうに見える。</p> <p>・リハビリテーションの効果を求める場合、この分野はマンパワーが必要な部分なので、人的資源に関する指標をとっておく必要があるのではないか。また、連携の度合いを示す指標もあるとよいのではないかと。</p> <p>・入院期間の短縮で退院がかなり早まって、療養型の方でリハビリを必要とする人が増える可能性があるが、その場合に看護師で対応できるかという問題がある。実態調査などの結果を見ながら、地域リハビリテーションの人的資源の確保を検討してほしい。</p> <p>・PT(理学療法士)・OT(作業療法士)の県内定着率が低い、魅力的な医療施設がないと人材は県内に定着せず、県外に流出してしまうのではないかと。</p> <p>・地域リハビリテーションの医療施設の拠点を整備するべきではないかと。</p>	<p>・「65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受ける人の数)の占める割合」について、これまでのトレンドに基づく推計値と実測値との差とする。</p> <p>・マンパワーについては、病院及び介護保険施設・事業所に従事するリハビリテーション専門職(PT・OT・ST)の数に関する指標の設定を検討していく。連携については非常に重要であると認識しており、その促進策を検討しているところであるが、現時点で定量的な指標を設定することは難しいと考えている。</p> <p>・本年度からリハビリテーション専門職養成校の来年春の卒業予定者と当該専門職の採用を予定している医療・介護施設等とのマッチングを行う取組を始めたところである。こうした取組の継続・拡充について検討を行っていく。</p> <p>・本年度からリハビリテーション機能の充実・強化を目指す医療機関に対して支援を行っている。</p> <p>・上記の支援策等を実施することにより、圏域ごとによりリハビリテーション医療に関して中核的な役割を果たす病院の整備を促進していく。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
				<b>重視度</b>	<b>満足度</b>			
				80	55			
県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり							<b>おおむね適切</b>	<p>【施策群設定:適切】 政策を実現するため7施策全てが必要と認められる。しかし、本政策に含まれるべき施策内容は非常に多岐にわたり、同一の枠組みで論ずるのは困難である。特に、施策1「救急搬送体制の整備」については、政策2の施策3「救急医療体制の充実」の枠組みの中で総合的に議論することが適切であるため、次期実施計画策定時に施策体系の見直しを検討すべきと考えられる。なお、施策6「生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実」について、雇用保険に関する施策は国の施策であるため施策名を変更する必要がある。</p> <p>【政策評価指標群:おおむね適切】 評価対象の2施策の指標は適切と判定した。施策3(事故のない安全で快適な交通社会の実現)は17年度において違法駐車に係るシステムの構築のみを行ったため評価できない。優先度が1位となっている施策2(犯罪のない安心して暮らせるまちづくり)に指標が設定されていないことから、今後、妥当な指標の設定について検討する必要がある。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:3指標,B:1指標,判定不能1指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値55点)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「おおむね有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・政策評価(総括)で、「A - 1からA - 3を総合的に検証した結果～」のような記述はあまり意味がない。評価の結果、どのような課題があるのかなどを記載してほしい。</p> <p>・政策評価指標の体系化が不十分。施策2は県民満足度で優先順位の高い施策であるが、政策評価指標は設定されていない。</p>	<p>・別な政策の枠組みの中で議論することが適切な施策や施策名の変更が必要な施策がある。また、優先度が1位の施策に指標が設定されていないなど、問題点は散見されるが、総合的に評価した結果、「おおむね適切」と判断する。</p> <p>・「治安が良いと感じる県民の割合」を指標として設定することで検討する。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素			
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度				
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)			施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)				
						施策の必要性	施策・事業展開シート(C)の内容		
1	救急搬送体制の整備	救急車現場到着時間の全国対比值	...	3位	9.6%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、救急隊の増隊に伴う一般救急自動車の整備及び消防力の整備指針を下回る団体の高規格救急自動車の整備につき、単独補助を行い整備を促進することである。救急業務高度化推進事業に関しては、メディカルコントロール協議会を運営し、また、救急救命士の養成を支援することである。高規格救急自動車の整備や救急救命士の養成は、多額の費用を要するため市町村・消防本部等が単独で行った場合には長い年数を要し、又は整備が行えないことが考えられるため、救急搬送体制高度化を促進する観点から、県と市町村・消防本部が連携して整備を進める必要がある。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>満足度は50点で、施策満足度60点以上が41.4%で概ね有効と判断する。政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」は、現況値未確定のため判断不能。「県救急隊数に占める救急救命士運用隊数の割合」、「活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合」、「活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合」は目標値を達成し、各事業は概ね有効であったものと判断する。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>救急救命士による処置を受けた傷病者に占める1ヶ月後生存者の割合に向上が見られる(H14 6.3%, H15 6.6%, H16 7.1%)等、施策の目指す方向に推移しており、効率的であると判断する。政策評価指標達成度と社会経済情勢データの推移は事業の推移との相関性を示している。各事業も効率的に展開されていると判断できる。事業は施策の目的に対して概ね効率的に実施されていると判断できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
		県救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合	A					維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>増加する搬送患者数や、救急業務の高度化に対応するためには、当該施策群は妥当かつ有効であり、引き続き実施していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>搬送患者数が増加していく中、救急搬送体制の確立は必要不可欠であり、今後も維持していくべき施策である。</p> <p>救急隊数、高規格救急車運用救急隊数ともに充実を図るため、市町村・一部事務組合に対して補助を活用した整備を助言していく。</p> <p>救急救命士の育成のため、救急振興財団での講習の効率的活用を助言していく。</p> <p>気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の認定を円滑に進めるため、MC協議会、消防学校及び消防本部間の連携を密にしていく。</p>
		活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合	A						
活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合	A								
2	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり			1位	52.5%	大			
3	事故のない安全で快適な交通社会の実現	年間の交通事故死者数		5位	5.7%	大			

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・全国平均に比べ、宮城県救急車現場到着時間の悪化は少ないということだが、政策評価指標は全国平均との比較をするよりも、現場到着時間を短くする目標にしてはどうか。全国的に救急車現場到着時間が長くなっているという傾向であれば、目標を現状維持とか、少し長くなるように設定してもよい。</p> <p>・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」は救急車の現場到着までの時間になっているが、これでは救急車が現場に到着しても病院に到着する間に1時間立ち往生した場合など、病院までの時間はカウントされない。大事なことは、どちらかという病院に到着するまでの時間だと考えられるが、なぜ現場到着までの時間になっているのか。</p> <p>・救急の指標として「救急車現場到着時間の全国対比值」は有効だが、加えて「救急車に収容する時間がどのくらいか」、「現場をスタートしてから病院までの搬送時間がどのくらいか」の3つくらいにしないと、問題が見えない。例えば、救急隊は迅速に現場に到着しているのに結果的に病院の到着時間が遅い場合に、どこに時間がかかっているかが把握できる指標を作らなければならないのではないか。</p> <p>・政策評価指標について検討しているのは評価に値する。</p> <p>・4つの政策評価指標のうち達成度が判定できる3つの指標で達成度が「A」なのに、政策評価指標達成状況からの施策の有効性評価が「有効」ではなく「概ね有効」となっている。何かネガティブな側面があるから「概ね有効」なのだと思うのだが、その記述はない。「概ね有効」と判断した理由を具体的に書くべきではないか。</p> <p>・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」の分析カードで、指標の選定理由に「単純な本県の救急搬送時間の経年変化の比較では、救急搬送体制の充実の実態を示すものとは言えない」と言い切っているが、この記述はおかしいのではないか。 現場到着時間が長くなっていることは問題であり、現場到着時間は実態を示していることは間違いがない。</p> <p>・医療機関や救急受入体制の整備は医療整備課が担当しているが、消防が把握している救急搬送の情報が提供されないと対応できないので、情報を共有して連携して対応してほしい。 また、収容してから病院に送るまでの時間を把握しないと、連携情報としては使えない。</p> <p>・確かに高規格救急自動車が行くことで救命率は上がるかもしれないが、やはり早く病院に搬送することが大事である。救急車に収容してからの時間も把握して、医療整備課と共有して解決してほしい。</p> <p>・救急車現場到着時間がどのような原因で時間が延びているのか分析しないと対策がたてられないのではないか。采配が悪いことにより時間が延びているのか、しっかり采配されて効率的に動いているのに、救急電話が多すぎて搬送しきれないのかなどをよく考察してほしい。</p> <p>・救急車現場到着時間が延びる原因として確かに交通渋滞もあるかもしれないが、全ての原因が交通渋滞とは思えない。原因が交通渋滞と判断するには、救急車の走行距離や走行時間などのデータが必要だが、データがないのに交通渋滞と判断するのは、単なる思い込みかもしれない。 救急車の走行距離と時間を計ることにより平均時速が計算できるので、救急車の渋滞による影響を把握できるのではないか。</p>	<p>・全国的に、毎年救急搬送時間が伸長化の傾向にある中、搬送時間を前年比で短縮する目標を設定した場合、現在行っている事業だけでは実現が大変困難と考えられる。そこで、伸び率を抑制するという指標とすることにし、抑制の度合いの目安に、全国の伸び率を使用したものである。</p> <p>・病院への到着時間は受入病院の体制等救急医療の側に関わる部分が多く、消防課の事業において改善できる余地が少ないことから、現場到着時間としたものである。</p> <p>・現在行っている調査で把握できる数値では、現場到着時間と病院収容時間があるが、救急車への収容に要した時間は掘んでいない。県内の救急出件数は8万件を超え、消防本部に新たな集計を求めることは、過度な負担を強いることになり困難である。救急搬送時間伸長の原因については、御意見を参考にし、関係課と連携して検討を進めていく。</p> <p>・評価指標に判定不能のものがあることを考慮すると、「有効」とは言い切れないとの判断から、「概ね有効」としたものである。</p> <p>・政策評価指標分析カード(整理番号1)、(2)指標の選定理由を、以下のとおりとする。 「救急需要の増加等により救急搬送時間は全国的に長くなる傾向にある。そこで、その伸び率において全国の数値を下回ることを目標とすることとした。」</p> <p>・医療整備課と情報を共有して、救急搬送体制・救急医療体制の充実を図り、政策目標を達成する上でよりよい体系の構築を目指す。</p> <p>・救急搬送にかかる時間について、分析を要することは御指摘のとおりであり、関係各課と連携を深め、分析を進めていく。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
4	食品や水道水などの安全確保	食の安全安心取組宣言者数	B	4位	8.5%			中
						<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>食の安全安心確保のためには、今後も継続して事業を推進していく必要がある。みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業は、平成16年度途中から開始したものであり、社会経済情勢等からこの事業を引き続き着実に推進することが必要である。</p>		
5	建築物の安全性と適正な維持保全の確保			7位	2.1%	大		
6	生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実			2位	17.6%	大		
7	消費者被害の防止			6位	3.2%	大		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策評価指標「食の安心安全取組宣言者数」は生産者(事業者)全体に占める宣言者数の割合を明記してほしい。</p> <p>・満足度のかい離を圏域・年齢ごとに分析して、各圏域の産業などを考え合わせるというところが分かるので検討してほしい。</p> <p>・「みやぎ食の安全安心取組宣言」の趣旨はよく分かるが、県のチェック機能として事業者には買い取り検査がある一方、生産者には検査がない。チェック体制が十分でなく、罰則規定もない。消費者は「みやぎ食の安全安心取組宣言」のロゴマークがついた商品を行政が正当と認めたものと思うのではないか。</p> <p>宣言の信頼性を高めるには、生産者に対してもサンプル検査を行うなど県のチェック態勢の強化を図り、問題が起きた場合には宣言を取り消すこともできるようにしくみをつくる必要があるのではないか。</p>	<p>・明記する。(目標設定時の参照母数:生産者70,290,事業者28,223)</p> <p>・基本票に記載されている圏域・年齢別ごとの満足度のかい離度を参考にしながら、施策を進めていきたい。</p> <p>・チェック体制については、更新時に事業者、生産者の前年度の取組の実施状況の報告を受け確認している。特にJAグループ宮城(14JA,JA宮城中央会,JA全農みやぎ)で実施する「生産履歴記帳運動」や「JA米」の参加者については、14JAが実施している残留農薬検査やDNA鑑定の実施状況の報告を受け確認している。</p> <p>なお、買取検査によるチェックは、事業者だけでなく生産者からも行っている。</p> <p>・承認の際は承認基準に基づき適正に審査指導するとともに、要綱を改正し、承認取消の規定を設けることとしている。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
				<b>重視度</b>	<b>満足度</b>			
	県土の保全と災害に強い地域づくり			80	60		<b>おおむね適切</b>	

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>総評</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災」には財源的にも限界があり、「減災」を主体にすべきことは現実的であり評価できる。</li> <li>・土木部所管の施策は、ハード・ソフト両面での施策を展開しており、また、河川、砂防が一体となった情報システムを構築し、国・県・市町村が連携して稼動するところまでくるなど評価される。</li> <li>・震災対策を中心とする総務部所管の施策は、所管課の特性に引きずられ、施策名と事業構成との対応が悪く、各施策相互の連携も理解しづらい。震災対策を網羅した震災対策アクションプランを実施しているところであり、これとの関連整理を行い、震災対策に関する総合的な施策体系に向けた再構築を希望する。</li> <li>・施策6「地震防災のために必要な施設・設備の整備」は消防課が担当しているが、結果的に消防施設に限定されることは妥当ではない。例えば地震防災のために必要な施設、設備の整備としては、緊急避難場所の耐震化の計画的推進も必要である。消防課が担当する施設・設備以外の整備も含めて評価すべきではないか。</li> </ul> <p>政策評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に、市町村数を指標とすると合併に対して安定的ではないため、人口比率や面積比率などの安定的な指標に置き換えることが望ましい。(施策2, 5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも、被害を最小限に抑えるべく引き続き、効果的かつ効率的な施策を検討していく。</li> <li>・情報システムについては、今後も国・市町村等の関係機関と連携して、受け手側の一般県民にわかりやすく情報提供に努めていきたい。</li> <li>・震災対策は、国、県、市町村等の連携と役割分担のもとに進められており、また、特に市町村が実施すべきとされる対策が多いことから、県の施策・事業だけで対策全体を表すのは難しい。しかし、可能な限り体系的に示す必要があることからアクションプランに基づき、施策・事業を整理し、総合的な施策体系の構築を推進していきたい。</li> <li>・地震防災に係る、県の施設を除く施設・設備の整備は主に市町村が行う事業であることから、消防財政の枠組み及びその動向を考慮しながら、御意見を踏まえた上で、県として必要な事業を検討し、よりよい体系の構築に努めていく。</li> </ul> <p>(施策2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年7月の水防法改正に伴い、国では作成を義務化された市町村を対象に平成17～21年度の5箇年を洪水ハザードマップ作成のメニューとして補助事業にしている。県もそれにあわせて市町村数を政策評価指標としている。</li> <li>また、市町村合併により義務化市町村数が変動すれば、柔軟に対応しており、平成18年4月時点で市町村合併が概ね完了したことから、大きな変動はないと思われる。</li> <li>なお、当該目標は平成21年度までに達成される予定なので、それ以降は当該指標に変わる新たな人口比率や面積比率の評価手法も含め、今後新たなソフト対策の指標を検討していきたいと考えている。</li> </ul> <p>(施策5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県防災計画更新を受け、H22年まで(県の更新から5年間)に全市町村の防災計画更新とした目標は、たとえ合併があったとしても指標として妥当と考えているが、今後の参考にしたい。</li> </ul>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
1	地域ぐるみの防災体制整備	自主防災組織の組織率	A	1位	31.6%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、国と連携を図りながら、市町村が行う事業に対して、必要な支援を行うことである。事業群は、県内市町村の自主防災組織や婦人防火クラブの育成、防災訓練を通して地域の連携協力促進、地震等の疑似体験による近隣住民との協力の必要性を理解させる内容となっており、いずれも施策目的達成に必要な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は60点であり、一定の有効性があると思量する。政策評価指標の「防災震災訓練参加者数」については、防災訓練は様々な対象・形態・範囲で行われ、また、地域によって参加者数も違うことから、業績・成果指標推移から有効性を判断することは困難である。一方、政策評価指標「自主防災組織の組織率」はA判定であり、目標値を達成している。これらのことからおおむね有効と判断する。</p> <p>【事業群の効率性:課題有】</p> <p>防災訓練は、一般県民等の意識の風化を防ぐ意味で、どのような形でも良いから実施・継続・PRすることに意識がある。また、訓練を効果的なものにするには、各種様々な様相の訓練を実施することが有効であることから、年々の訓練毎の対比が困難なため効率性を単純に検証することはできない。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		各市町村における防災・震災訓練参加者数	C					維持

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・事業以前に政策評価指標の設定の妥当性が問題である。観察指標が不適切であれば、その指標に基づく有効性等の判断は適切なものとなり得ない。</p> <p>・自主防災組織組織率は安定的ではあるが、消防庁で行っている調査の信頼性が問題となる。他県との比較はもちろん、県内市町村間の比較も困難である。宮城県の組織化率は8割であるが、県民の8割が非常時に取るべき行動規範を理解しているとは考えにくい。 形数化した数値を見て安心することはむしろ危険である。たとえば高齢化の進行により、自主防災に参加できない人の割合は増加することが予想されるが、指標に反映されていない。</p> <p>・自主防災組織に関する県独自の実態調査は有効であるが、その調査内容については、消防庁の調査とは独立に曖昧さを排除すべく再検討が必要である。この調査の成果を活かした県独自の指標設定を望む。</p> <p>・自主防災組織率の低下の分析とその対応策の検討が必要である。</p> <p>・政策評価指標「各市町村における防災・震災訓練参加者数」は天候に左右されるため、達成度Cとされるが、過去3年程度の累積参加者数などとして、指標の安定化を図ってはどうか。</p> <p>・財源面で、県が災害時の対応を全面的に賄うことには限界があるから、少なくとも初動段階では地域住民に期待せざるを得ない。その意味で住民に対する啓蒙・訓練活動を行うことは妥当である。 ただし、高齢化の進行に伴い特に過疎地域で自助努力に期待することは年々困難になる。バックアップ体制の構築が必要であり、その意味で行政の関与は不可欠と言える。</p> <p>・教育訓練及び民間消防組織育成がこの施策の中心的な事業である。 前者に関しては継続的な訓練が重要であるが、昼間時の災害も避け得ないので、居住地偏重ではなく、職場・学校ベースの訓練との連携が重要である。 後者については、組織の実態の把握と、高齢化に伴う隊員の名目化に注意を払う必要がある。</p> <p>・教育、訓練等の事業だけでなく、地域防災マップ、NPOなどへの支援等、地域防災体制づくりに向けた事業が考えられ、これらへの対応を望む。</p> <p>・地域ハザードマップの作成支援などは、地域住民に危険を認識してもらう上で有効ではないが、作成にあたっては、河川・砂防等のハザードマップとの整合に齟齬が生じないようにする必要がある。むしろ避難マニュアル作成の方が補充性から考えると有効かもしれない。</p> <p>・施策実現までの道筋の内容が一般論に止まっている。現状の進捗を踏まえ今後力を入れるべき対象、事業内容等を明記してほしい。</p> <p>・政策目標が明確でないので、施策・事業の方向性を判断できない。他県の災害事例をみても防災体制の不備が多く指摘されているところであり、県の原案である現状維持でいいのか、再度点検して欲しい。</p>	<p>・現在の指標については適切なものと考えているが、今後政策評価指標を設定する上で、より適切な観察指標について検討していきたい。</p> <p>・「共助」の中核となる自主防災組織の組織率を指標とすることは適切と考えているが、組織率と活動の実態の合致の点では課題があり、高齢者の参加促進も含めて、活性化への取り組みを強化・支援していく。 自主防災組織等への支援については、平成18年度から新規に地域防災組織育成支援事業で、災害に対する意識及び知識の向上を図る。</p> <p>・昨年度には、自主防災組織の活動を把握するため県独自で調査をしているところでもあり、さらに調査を続けながら、その成果等を基により適切な指標の設定を検討していく。</p> <p>・組織率は、ほぼ横ばいではあるものの昨年度よりは上昇しており、全体的には高水準を維持していると判断している。今後は組織率向上とともに、組織の活動向上に努めていく。</p> <p>・参加者数は、2000年から2003年度までの期間の最低参加者数以上を維持することを目標とし、安定化を図っているが、今後の指標設定での参考にしたい。</p> <p>・被害を軽減するためには、自助、共助、公助の連携が重要であるが、災害初動時の災害時要援護者対策については、市町村の役割が大きいため、今後も指導していく。</p> <p>・職場・学校においては自主的な訓練に努めることとされているが、防災指導車のより計画的な運用を行い職場・学校ベースの訓練に対する求めにも対応できるよう努める。 ・民間防火組織の中心的な組織である婦人防火クラブでは、火災予防思想の普及が大きな目的であったが、現在では、初期消火訓練や応急救護技術の習得など多岐にわたってきている。今後も消防本部を通じ実態の把握に努めていく。</p> <p>・平成17年度に「みやぎ住民参加型防災マップガイドライン」を作成・配布しており、平成18年度から実施する「地域防災組織育成支援事業」等においても本ガイドラインを活用し、防災マップ作成を促進していく。</p> <p>・防災マップについては、「みやぎ住民参加型防災マップガイドライン」を作成し、公開している。避難マニュアルについては、より地域に密着した市町村主導として行われることが望ましいため、今後も市町村と連携し作成推進に努める。</p> <p>・今後できるだけ明記するよう努める。</p> <p>・災害による被害を軽減するための政策の一つとして設定しているものであり、地域の防災力向上を目標にしている。他県の災害事例も参考にしながら、県の各種防災体制の見直しも含め充実を図っているところである。 なお、防災関係事業全般をみながら、「現状維持」について、検討していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			政策評価・シート(C)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	施策の評価	施策の方向性
2	水害から地域を守る河川等の整備	ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)	B	4位	8.7%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策で県は、水防警報や注意報等の発令を行うための雨量、ダム及び河川の水位データの収集・情報提供、県管理河川における浸水想定区域図の作成・公表、「市町村担当者のための洪水ハザードマップ作成マニュアル」の作成・配布等の役割を担っている。河川流域情報システム整備事業は、洪水ハザードマップを作成するための基礎資料や水防警報・注意報等の発令を行うための基準となる雨量、ダム及び河川水位等のデータを収集し、提供するシステムの構築を行うものであり、加えて、このシステムを活用し、危機管理の演習や地域住民の防災教育による防災意識の啓発を行うものである。また、総合流域防災事業は、洪水ハザードマップの基盤として市町村に提供する浸水想定区域を作成するため氾濫解析を実施するものであり、全て、施策目的を達成するためにソフト対策として必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50であり、やや不満の領域にはいるが、満足度が60点以上の割合が40%近くあり、事業群の有効性は概ね有効である。政策評価指標「ハザードマップ作成市町村」は、平成17年度に2市町村増加しているものの、目標値には達していない状況にある。昨年7月に水防法が改正され、浸水想定区域に含まれる市町村は洪水ハザードマップの配布が義務付けられたほか、昨年度より浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成が補助事業の対象となるなど、社会情勢が洪水ハザードマップの作成を促進している。また、これまで実施してきたハザードマップ作成の基礎となる浸水想定区域図の作成等が非常に有効と判断される。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>業績指標は河川の氾濫解析等に係る費用を換算したものであり、河川の延長や流域面積により費用が異なることから効率的であるかを評価することは難しいが、社会経済情勢としてハザードマップに作成の要求が増大している今、これまでに先進的に事業が行われてきたため、その要求に併せて増大せずに対応できており、効率的に事業が行われていると判断される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>近年、全国各地で発生した洪水による甚大な被害を受けて、昨年7月に水防法が改正され、浸水想定区域を含む市町村は洪水ハザードマップの配布が義務付けられるほか、昨年度から浸水想定区域図の作成や洪水ハザードマップの作成が補助事業の対象となるなど、ソフト対策の推進が図られている。これまで取り組んできた事業群は、それを先取りして実施しており、非常に効率的ではあるが、ハザードマップの作成には多くの時間と費用を要すること、ハザードマップの必要性に対する市町村の認識が不足していることなどから、作成市町村数は増加しているものの、目標には達していない。このため、昨年度に創設された市町村が洪水ハザードマップを作成する費用を、国と県が1/3ずつ補助する制度を利用し、洪水ハザードマップ作成の推進を図るほか、市町村に必要性を認識してもらうため、河川流域情報システム等を利用した危機管理演習や防災教育等を実施し、平常時からの防災意識の啓発に取り組む。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>新河川流域情報システムの供用開始後の適切な情報提供を目指す。 市町村における洪水ハザードマップの更なる整備を目指し、作成の支援を行うとともに、その必要性についてさらに意識啓発に努める。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
6	<p>・河川改修は計画高水流量に基づいているが、都市化や気候変化による降雨パターンの変化に伴い、確率自体の安定性の検証が必要である。</p> <p>・政策評価指標である「ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)」は、現行法制下では理解できるが、市町村合併により市町村数が動くので、今後はハザードマップが作成された面積を基準に進捗状況をおさえていくことが望まれる。 また、施策3の政策評価指標のように事業費の大半を占めるハード面の整備事業を含めて有効性が判断できる指標にすべきである。</p> <p>・降雨・水位情報収集を含むソフト的な事業のみが挙げられているが、予算の大半を占めるハード面の整備事業に関しても、減災の観点から一体的に評価されるべきである。ハード対策とソフト対策を絡めて減災の実を上げてほしい。</p> <p>・河川流域情報システムが本格稼働しており、更なる事業の進展が望まれる。降雨・水位情報のインターネットを通じた県民への提供は評価できる。 しかし、災害時にアクセス集中により情報提供が困難になる懸念がある。水害等は局地的であるため、全国的に同時に発生する可能性は低い。離れた県との連携により、分散型の情報提供システムの構築が望ましい。</p> <p>・ハザードマップによる減災の費用対効果は高いことが予想されるが、法律で義務付けられたにもかかわらず整備の進行は遅い。作成に必要な情報の継続的な精度向上を含め、県はリーダーシップを発揮してほしい。また、ハザードマップと併せて、総合的な避難計画の策定も必要ではないか。</p>	<p>・近年の降雨パターンを検証し、計画降雨確率の妥当性について今後検討していきたいと考えている。</p> <p>・昨年7月の水防法改正に伴い、国では作成を義務化された市町村を対象に平成17～21年度の5箇年を洪水ハザードマップ作成のメニューとして補助事業にしている。県もそれにあわせて市町村数を政策評価指標としている。 また、市町村合併により義務化市町村数が変動すれば、柔軟に対応しており、平成18年4月時点で市町村合併が概ね完了したことから、大きな変動はないと思われる。</p> <p>・「水害から地域を守る河川等の整備」における、ハード対策のアウトカム指標として治水安全度、アウトプット指標として河川整備率が考えられる。 しかし、低平地の多い当県では、浸水想定区域が複数の河川で重複すること、河川により計画規模が異なること、一連区間の改修が完了しないと浸水想定区域の治水安全度が向上しないこと、河川改修が完了しても内水被害の危険性があることなどから、ハード対策の効果を的確に評価することは非常に難しい状況にある。 さらに、県管理河川の延長は約2,100kmと非常に長く、要改修区間(1,356km)の整備率は現在36.1%、増加率は年0.3%程度であり、河川改修には非常に多くの時間と費用を要する。 このような理由から、ハード面の指標としての採用を見送ってきたが、ハード面の指標について数年にわたりご指摘があったことから、試行的に河川整備率をハード対策の指標として設定することとしていきたい。</p> <p>・河川流域情報システムにおいては、今後、災害時のアクセス集中状況等を予測し、安定した情報提供状況の確保に努めていきたい。</p> <p>・法律で義務化されているにもかかわらず、洪水ハザードマップの作成が遅れている件については、県としても市町村の意識を啓発するような取り組みを平成21年度を目標に推進していきたいと考えている。 それ以降として、洪水対応演習を予定しており、連絡体制・避難計画等の平常時からの防災意識の啓発に取り組んでいきたいと考えている。 また、新たなソフト対策の指標についても今後検討していきたいと考えている。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			政策評価・シート(C)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	施策の評価	施策の方向性
3	土砂災害から地域を守る地すべり対策等	土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数	A	7位	3.8%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、「土砂災害危険箇所」において、事業の優先順位を決定して国、関係市町村と連携を図りながら、ハード及びソフト対策を実施している。砂防関係施設等を整備するハード対策と県民の土砂災害に対する知識や避難意識の向上を目的とした「押しかけ出前講座」等のソフト対策は、近年の土砂災害発生状況を考慮すれば、施策目的を達成するために必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <p>施策満足度は50点で、満足度60点以上の回答者の割合が37.7%であることについては、本施策が地域限定的に展開したことに起因すると推察される。「土砂災害危険箇所」におけるハード及びソフト対策の実施箇所数は、計画実施予定箇所数を上回った。限りある財源の中、優先順位に基づきハード及びソフト対策事業を実施しているが、ハード対策には予算的、時間的に限界がありそれを補完するソフト対策を効率的、効果的に実施していくことは有効である。</p> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <p>政策評価指標は仮目標値を達成しており、業績指標と相関関係にあることから効率的と判断される。また、防災の観点より、優先順位に基づいたハード、ソフト対策事業を効果的、重点的に展開している。特にソフト対策事業については、少ない予算の中で効果的に取り組んでおり効率的である。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>土砂災害から県民の生命を守るため、従来のハード対策(砂防施設等)に加え、ソフト対策(避難意識の向上)の推進は重要であるが、「押しかけ出前講座」のみでは地域限定的であることから、今後は、広く県民に対する土砂災害情報の提供に取り組む、県民満足度の向上を目指す。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>県民満足度調査では、施策重視度が高い水準で推移しており、この施策が有効であると判断されることから、今後も事業群の水準が保たれるよう努めたい。また、施策満足度の低下を踏まえ、今後は土砂災害から県民を守るためこの施策の広域的な展開を図り、県民の期待に応えていきたい。</p>
4	高潮や高波等による災害に強い海岸の整備			6位	4.9%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
7	<p>・土砂災害は水害よりさらに局所的であり、ハード対策には限界がある。土砂災害相互通報システムの整備、孤立集落対策を基本としたハード整備、危険箇所の優先順位を付けたハード整備、ハザードマップの整備、住民に対する啓蒙活動等、現段階で考える施策・事業で構成されており、ハードとソフトの連携が取れていると評価できる。</p> <p>・ハード・ソフト対策の実施箇所数は市町村合併等に関して安定的であり、その数値も着実に伸びてきているため、施策は有効に機能していると判断される。危険箇所が新たに認定される場合や、逆に住民が居なくなる等の事由で危険箇所から除外される可能性に配慮する必要がある。</p> <p>・ハード面における事業の優先順位決定等、平常時の施策には県の調整機能が重要であるが、実際の災害時における避難行動には市町村との連携が重要となる。</p> <p>・土砂災害ハザードマップに関しては既に全市町村で作成済み、今後は整備箇所数の増加が期待される。成果指標の土砂災害危険箇所を認知した箇所数がH17年度の市町村数の数字(69)となっているのが理解できない。土砂災害危険箇所を認知した「箇所数」であればもっと多いのではないか。</p> <p>・土砂災害危険箇所におけるハード的整備も伸びているが、実施箇所数の増加に比べ、「住民の生命が守られる箇所数」が減少している。これは整備内容に若干の問題があったのか。或いは整備内容が見直されているということなのだろうか。</p> <p>・河川防災と共同してインターネットによる総合防災情報サイトを開設することは、効率性の点から評価できる。</p>	<p>・今後とも、ハードとソフトの連携が図られるよう取り組みたい。</p> <p>・危険箇所調査は、概ね5年毎に実施されており、その調査結果が事業計画に反映されている。</p> <p>・避難行動は、市町村長が行う勧告等や住民の自主避難として行われることから県としては、その判断材料となる情報を確実・わかりやすく・迅速に伝達することで支援し連携を図っていくものである。</p> <p>・土砂災害ハザードマップは、平成15年度に県が作成し県内全69市町村に公表・配布(県HP掲載、電子データ、紙データ配布)済みとなっている。公表・配布＝認知と定義付けしており、単位を「箇所数」としているのは、不適切と判断されることから「市町村数」と修正する。</p> <p>・「住民の生命が守られる箇所数」は、各年度にハード対策を実施し完了した箇所となる。従って、年度毎に増減が生じるものである。</p> <p>・今後とも、さらなる機能増設及び情報発信、有効利用を図り啓蒙活動に努めたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容		
				満足度(施策)			施策・事業展開シート(C)の内容		
		優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 必要性	施策の 方向性				
5	震災対策の推進	各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数	...			3位	20.5%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>[県関与・事業群設定: おおむね適切] 本施策での県の役割は、国の防災基本計画及び県地域防災計画の修正に基づき、市町村地域防災計画の見直しを促進すること、木造住宅の耐震化等の県民への普及啓発、技術者の養成、助成事業を実施する市町村への補助などによる支援である。事業群は宮城県沖地震の再来に備え、震災対策の充実に図るためのものであり各事業を展開することは施策目的達成のために重要である。 [事業群の有効性: おおむね有効] 満足度が5.5点であることから、概ね有効である。政策評価指標「各市町村防災計画(震災対策編)の平成16年度を基準した更新市町村数」は初年度であるため判定不能である。 [事業群の効率性: おおむね効率的] 各事業とも事業費に対する業績指標の割合は、横ばいであり概ね有効である。当該施策には、本政策内のほかの各施策に該当しない震災対策事業が割り振られていることから、事業間での組み合わせが統一的な施策展開とはならないが、事業費に対する業績指標の割合からも概ね適切と判断する。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
						<p><b>拡充</b></p> <p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 災害発生時に県内外から駆けつけるボランティアの活動を支援・調整するため、社会福祉協議会等が中心となって災害ボランティアセンターを設置・運営する必要があるが、財政的・人的資源が十分とはいえず、行政の支援がもたらされている。そのため、ボランティアコーディネーターなど災害ボランティアセンタースタッフの育成・確保、災害発生時の情報発信や収集手段の確保が課題である。 [施策・事業の方向性] 宮城県沖地震再来の切迫感が日々増している中で、減災に向けた取り組みへの重要性が高まってきており、その促進策を実施することが効果的である。 施設の耐震化などのハード事業だけでなく、普及啓発等のソフト事業をあわせて総合的な震災対策を行い、自助・共助の意識を高めることが必要である。 高い確率で発生が予想される宮城県沖地震による被害想定では、人的にも施設的にも甚大な数量が見積もられている。被害を最小限に食い止め、減災を図るためには、現在の耐震化の実施率を大幅に上げる必要がある。 市町村に対しては、引き続き震災対策に関する助言・指導等を行っていく。 震災時に迅速にボランティアの受入ができるよう、平常時から受入れ・調整体制の整備を図るために、関係団体との連携を図りながら、災害ボランティアセンターの設置訓練や震災時に中心的な役割を果たすボランティアコーディネーター等の運営スタッフの研修会等をさらに充実していく必要がある。</p>			

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・「防災計画の更新市町村数」を政策評価指標とするが、防災計画は朝令暮改が望ましい訳ではない。更新されなくとも、長期にわたって安定的に適用可能な防災計画は望ましいはずである。</p> <p>・政策評価指標は例えば、公共施設の耐震化比率などのストックを表現する指標の方が望ましいのではないかと。</p> <p>・ブロック塀や住宅改修などの細かい事業が多く、減災のための総合戦略的な事業が必要ではないか。施策全体の総合的ビジョンを策定した上で、個々の事業を位置づける必要がある。</p> <p>・県としては病院・学校等の公共施設の耐震化、道路・水道等のライフラインの確保を中心とする、重要課題に取り組むべきである。規模や多様性から見て政策への格上げが相当ではないか。</p> <p>・施策を拡充すべきという方向性には同意する。災害時にはボランティアの処遇を含めて、県が司令塔になる必要がある。そのために平素から関係機関と連携した十分なシミュレーション(図上演習)を行っておく必要がある。</p> <p>・避難マップは震災に限定せず、水害・土砂災害等とも連携したものとすべきである。</p> <p>・災害ボランティアの受入体制として、被災地の負担とならないボランティアの宿舎や水の確保が前提として必要ではないか。</p> <p>・現在の事業構成は、居住地ベース(夜間時)が中心であるが、通勤帰宅時、中間時での被害想定に基づく施策・事業への展開が必要である。</p> <p>・耐震改修促進法の施行にともない、これまでの木造住宅耐震対策事業に加え、オフィスビル・商業施設等の民間施設の耐震化に向けた事業群の追加を検討してほしい。</p> <p>・大規模震災対策事業の各々についての現状や事業展開による改善の進捗状況について記載してほしい。</p> <p>・危険ブロック塀等地震対策総合事業が廃止されているが、その理由として、危険ブロック塀の除去に見通しがついたことの説明を付記する必要がある。</p>	<p>・市町村地域防災計画は県計画に抵触するものであってはならないとされていることから、基本的には県計画を修正したときは合わせて修正が求められるものであることから指標としたものである。</p> <p>・地域防災計画は、耐震化に向けての施策等も含め、市町村における震災対策の基本的事項を総合的にまとめたものであり、指標として妥当なものとする。</p> <p>・個々の事業は地域防災計画に基づく施策の一環として実施されているものであり、今後アクションプランにより整理を行い、施策の体系化を図っていく。</p> <p>・ライフラインは民間組織であり、避難所は原則市町村が指定し、運営することとなり、県の政策として取り上げることは、難しいと考えるが、今後関係機関等への理解を深めていきたいと考えている。</p> <p>・平素からの関係機関との連携は必要であり、目的を実現するための参考にしたい。</p> <p>・「みやぎ住民参加型防災マップガイドライン」で想定している地域防災マップは、震災のみならず、その地域で起こりうる全ての災害についてを考慮して作られることを前提にしているため、水害・土砂災害等も網羅するものとする。 なお、震災での避難は地震発生後となるが、水害・土砂災害は災害発生前に避難できるよう、市町村において避難準備情報や避難勧告等の発令を行うこととしている。</p> <p>・ボランティア活動に対する環境の整備も必要性があると判断し、施策・事業展開シート(C)のC-2施策・事業の方向性中、ボランティアに関する記述を次のとおりとする。 「さらに平常時から震災時に迅速なボランティアの受入れ・調整体制の整備を図るために、関係団体との連携を図りながら災害ボランティアセンターの設置訓練や震災時に中心的な役割を果たすボランティアコーディネーター等の運営スタッフの研修会等をさらに拡充していくとともに被災地の負担にならないようにボランティア活動に係る環境整備を行っていく必要がある」</p> <p>・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、オフィスビル、商業施設等の民間施設のうち、一定規模以上のもので、現行の耐震規定に適合しない建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとされている。県では、引き続きその普及・啓発と指導を行っていくこととしている。</p> <p>・H16～H17年度の大規模震災対策事業(木造住宅震災対策事業)の実績は、次のとおり。 耐震診断助成事業 H16年度 717件(精密診断), H17 1,351件(一般診断) 耐震改修工事助成事業 H16年度 86件, H17年度 485件 耐震診断士養成講習会 H16年度 2回(受講者583人), H17年度 1回(受講者95人) 耐震改修施工技術者養成講習会 H16年度 3回(受講者559人) 耐震相談会等の実施 耐震相談所の開催(第2・3金曜日藤崎デパート)、耐震相談所の設置(平日) 県政だより等でのPR ・H18年度の大規模震災対策事業(木造住宅震災対策事業)は次のとおり。 国が行う耐震改修促進税制の活用促進や、県民の様々な相談に応じるための相談所を設置するなど、耐震改修工事の実施に向けた普及・啓発事業を実施し、市町村や関係機関との連携のもと、なお一層の耐震化の普及・啓発に努める。 耐震診断助成事業 H18年度 計画:1,500件(一般診断) 耐震改修工事助成事業 H18年度 計画:市町村で540件 普及・啓発事業 耐震診断士養成講習会の開催、耐震相談会等の開催、県政だよりでのPR等を計画</p> <p>・スクールゾーン内の危険ブロック塀等の除却については、平成14年度調査で536か所の危険箇所を把握し、平成17年度に約340か所が残存していたことから、毎年度100か所の改修を目指して事業を進めてきた。平成18年度については、約200か所程度が残存するものと見込まれ、このうち半数を自己負担での改修と見込み、残り100か所分の改修を計画している。なお残存する危険ブロック塀等について、今後、土木事務所・市町村と連携を図り、危険ブロック塀等の所有者に対して、継続して改善要請・指導を実施する。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
				満足度(施策)				
優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容					
6	地震防災のために必要な施設、設備の整備	消防水利の基準に対する充足率	...	2位	23.3%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、消防組織法に基づき、市町村に対して単独または高上補助を行うことである。消防防災施設設備の整備は多額の費用を要するため市町村が単独で行った場合には長い年数を要し、又は整備を行えないことが考えられるため、早期に整備するためには県と市町村が連携して推進する必要がある。また、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されている中、地震に伴い発生する火災による被害を最小限に抑止するためには、今後も整備を継続する必要がある。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>施策満足度は低い水準(50点)にあるが、満足度60点以上の回答者割合は43.9%であり、概ね有効である。政策評価指標「消防水利の基準に対する充足率」<sup>1</sup>119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合<sup>2</sup>は昨年度に設定された指標であることから、判定不能である。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】</p> <p>成果指標が未確定であることから、総合的な評価判定は困難であるが、補助事業により市町村の整備促進意欲を高めることができたため、概ね効率的と判断できる。【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合	...					維持
7	学校などの公共施設等の耐震改修			5位	6.3%	大		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
2	<p>・政策評価指標が判定不能の状況で事業の有効性は県民満足度だけに頼っており、説得力に問題がある。</p> <p>・地震防災の定義ができておらず、また、整備の達成状況も判定不能であることから施策評価が不可能である。</p> <p>・事業構成が消防を中心としており、震災防災に向けた構成となっていない。結局総務部消防課が当該施策を担当することに無理があるように思える。</p> <p>・「119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合」は以前の消防ポンプ車よりは面的であり改善ではあるが、位置が特定できても震災時に到達できない可能性から、地震防災の指標として適切とは思えない。同様のことは「消防水利の基準に対する充足率」にも言える。 新しい指標も過年度の指標と同様に平常時のものである。平常時の整備が地震防災に役立つとすることは理解できるが、施策の目的は非常時の対応施策であり、地震防災の観点から指標の再検討が必要である。</p> <p>・国による3年ごとの調査データを活用した「消防水利の基準に対する充足率」は、毎年の達成度が判定不能となり、施策評価ができない。データ把握の観点から指標の再検討が必要である。</p> <p>・国の調査は3年ごとであっても最新の数値からその後の建設・除却を差し引きすれば概数を出すことは可能ではないか。この種の施設は公共部門しか建設しないので、情報の把握は容易なのではないか。</p> <p>・地震防災に直接的に必要な施設・設備としては、避難所や生活用水の確保のための耐震水槽などがある。 また、情報システムの面では、たとえば電話線が遮断された場合の被害把握、道路が寸断された場合の利用可能な経路情報など、異常時のフェイルセーフ(装置やシステムに障害が発生した場合、常に安全側に制御すること。またはそうなるような設計手法)が期待される。</p> <p>・耐震水槽の計画的設置は必要で、事業として妥当である。あわせて既存水槽の耐震化の推進も必要である。</p> <p>・119番発信位置情報は重要だが、災害時には通報に頼るだけでなく、消防側のセンサー機能も必要ではないか。</p> <p>・高度消防防災施設整備費補助金は、次年度の方向性を維持としているが、過去3年間の実績がなく、現状維持とする理由が不明瞭である。補助対象とする高度消防施設の対象とその実態、これに基づく整備スケジュールを明記等、維持するための説明が必要である。</p>	<p>・評価シート(B) B-2中【総括】を、以下のとおりとする。 「政策評価指標達成状況は判定不能であるが、県民満足度、県民の関心度ともに高く、また、整備費用への補助金交付は、消防水利と119番発信位置情報表示システムの整備促進に資するものと考えられることから、事業群は概ね有効と判断する。」</p> <p>・地震防災においては、災害時を想定した体制の構築が必要であり、現在の指標は平常時とはいえ、市街地・準市街地の全域を対象としていることから、大規模災害時に対応可能な消防水利の視点から有効なものと考えているが、消防課だけでは本施策を構成するのに不十分であることは御指摘のとおりであるので、国・県・市町村の役割を考慮しながら、関係する他課とともに、県として必要な事業を検討し、目的を実現するためのよりよい体系を構築できるよう参考としていきたい。</p> <p>・消防水利の充足率に関する指標は、3年ごとに行われる消防施設整備計画実態調査において把握しており、消防水利には、公設の貯水槽のほか、河川や池、私設の消火栓や井戸も含まれること、また指標としている基準数については、水利施設の重複を避けるため、市街地及び準市街地をメッシュに区切って必要な水利を算出しているものであることから、毎年度の増減の把握を市町村に求めることは、市町村に新たな負担を強いることとなり、困難であるが、今後県の取組みを検討していく上で、参考としたい。</p> <p>・今後、県の取組みを評価していく上で、御意見を参考にしていきたい。</p> <p>・防火水槽に耐震化施工を行うよりは、耐震性貯水槽に変更する方が簡易・安価であるが、その場合も防火水槽の設置より高額となることは避けられない。全ての水槽が耐震性となることが理想ではあるが、防火対象物の数等を考慮して耐震性貯水槽とするか防火水槽とするかを判断し、整備を推進していきたい。</p> <p>・地震災害時の消防側のセンサーとしては、宮城県総合防災情報システム(「MIDORI」)による震度情報通知がある。その他の機能の導入については、検討を要するので、御意見を参考にし、よりよい体系の構築を目指していく。</p> <p>・施策・事業展開シート(C) C-2「主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明」中、事業番号2の「方向性に関する説明」を以下のとおりとする。 「高度消防防災施設整備費補助金の補助対象である消防指令センターは、更新のスパンが10年以上と長いので、期間中補助実績がなかったが、119番通報発信位置情報表示システムの導入を促すため、事業を継続していく必要がある。」</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
地球環境の保全				重視度	満足度			
				80	50		おおむね適切	<p>【施策群設定:おおむね適切】</p> <p>政策目的(地球環境の保全)の実現に向け、1~3の各施策はその主要な課題の直接的解決に向けて、また4~6の各施策は課題解決の環境整備等に関連し欠くことのできないものである。なお、政策目的に照らし、その実現のためには様々な施策アプローチが相乗的に効果を発揮する必要がある、事業対象等が重複する施策構成となっていることが阻害的な意味を持つものではない。政策重視度の高さ(80:重要)に対し満足度が低く(50:やや不満)、県民はこの分野での県の政策対応の強化を求めているものと考えられる。</p> <p>【政策評価指標群:おおむね適切】</p> <p>施策1の指標(1人当たり温室効果ガス年間排出量)は各種関連施策の取組を通じて実現を目指す政策目標の達成度そのものを示すものであり、中長期的に施策の有効性を評価する上では適切なものである。施策2の指標(自然エネルギー等導入量(原油換算kl))については、前回の評価結果を踏まえ、施策の成果をより直接的に表現できる自然エネルギー等の導入量を評価指標とすることに変更するとともに、評価に当たってより早期に把握できる実績値を施策の成果指標として参照できるような改善に取り組んでいる。</p> <p>優先度2位の施策についても優先度1位の施策の具体化の中で(例:脱・炭モデル事業は環境に配慮した事業活動促進に向けた取組である。)一体的に推進していることから、おおむね適切である。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】</p> <p>政策全体の政策評価指標達成状況(B:1指標,判定不能:1指標)から「判定不能」、政策満足度結果(中央値:50)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「おおむね有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	1人当たり温室効果ガス年間排出量	B	1位	26.5%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進することである(地球温暖化対策の推進に関する法律第4条)。県レベルの地球温暖化対策としては、地域における大規模事業所としての県自らの率先的取組のほか、県全体の温室効果ガスの推移の状況や将来目標を県民に提示し、県民、事業者等それぞれの立場、責任(温室効果ガス排出状況)に応じた自主的な取組を促す普及啓発活動が中心となるものである。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点(やや不満)となっているが、満足度60点以上の回答者割合が41.8%であり、概ね有効である。政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は2001(平成13)年から微増(0.2%)の状況である。過去10年間で2割以上の増加だったの比べ、横ばい傾向となっている。ただし、統計データ収集時期との関係で、直近の施策の評価数値が3~4年ズれることから、前年度の施策の有効性を直接判断する指標としては不適。なお、県が率先実行の一環として取組んでいる県庁舎からの二酸化炭素排出量削減(空調管理徹底等)に関連しては、2005(平成17)年は前年度比4.5%の排出量削減(前々年度比でも2.4%)を実現している。県内における地球温暖化対策を推進するために県が有志市町村等と設置・運営している県地球温暖化対策地域協議会への市町村加入率が向上(H16末:4.3% H17末:8.6%)した。県協議会とは別に、市町村や事業者レベルで独自の活動を行う地域協議会も増加しつつある。(H16末:2協議会 H17末:4協議会)</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>事業費が漸減傾向にある中、社会経済情勢データ、業績指標・成果指標の数値が拡大(向上)してきていることから事業群の効率性は向上しつつあるものと考えられる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>地球温暖化の原因となる温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出削減は県民一人ひとりに課せられた課題で、環境政策上も非常に大きな意味を持つ。特に、民生部門等の排出量の増加傾向が著しく、排出削減のための誘導施策を継続的かつ幅広く講じていく必要がある。</p> <p>平成17年2月16日には、先進国における温室効果ガス排出量の具体的な削減義務を取り決めた京都議定書が発効し、国全体としてその達成に向けた取組を進めることが喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、平成16年3月に策定した“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画(新・地球温暖化対策地域推進計画)を柱とし、現在取り組んでいる二酸化炭素排出削減に向けたモデル事業の成果等の全県的な波及や、宮城県地球温暖化防止活動推進員を活用した普及啓発活動の拡充を図り、地域レベルから温室効果ガス排出削減の成果をあげていきたい。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・施策群の設定はおおむね妥当であり、いくつかの課題はあるが、概ね順調に政策が実行されていると思われる。</p> <p>・県民満足度調査からは「環境に配慮した生活様式、事業活動の促進(施策番号6)」に対する要望が第2位と高く、また、65歳未満、県北部地域では優先度1位であることから、次回からの具体的な指標設定とともに目に見える活動推進の検討が望まれる。</p> <p>・県民満足度(政策)は過去5年の内でもっとも低く、重視度と満足度のかい離も3.0と非常に大きい。にもかかわらず、概ね有効とすると、奇異な印象をもたれるのではないかと、「課題あり」として、猶、どの方向に改善を進めるか適切な対応を示す方が、より良い評価といえるのではないだろうか。</p>	<p>・新たに策定した「宮城県環境基本計画」に掲げた「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」の実施計画を策定し、各主体の環境配慮行動を促進することとしている。また、策定の課程において、管理指標等の検討を行う。</p> <p>・政策評価にあたっては、施策群設定、政策評価指標群の妥当性や施策群の有効性を総括して判定するため、県民満足度調査の結果をそのまま表現する内容とはならないが、調査で示された課題は真摯に受け止め政策遂行に努めるべきものと考え。</p>	
4	<p>・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は昨年度と同じであるが、特に本年は電力消費値も提示し、より排出量に占める排出源を把握しやすくしていることは評価できる。今後、その他の排出源についても状況把握できれば、よりの確な政策・対応に益すると考えられる。 あわせて、炭酸ガス排出量年次推移とも照らし合わせることで、効果予測も可能となるとと思われる。</p> <p>・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」のデータが数年前のものであるため判定不能との評価がされているのは、何のための指標であるかとの疑問を呈されることになる。数値の確定には若干遅れを伴うのは致し方ないが、政策評価のための速報値、あるいは報告累積値のようなものを評価値に使えないか検討をお願いしたい。</p> <p>・事業番号1「みやぎ地球温暖化対策地域推進事業(地域協議会、温暖化防止活動推進員)」の業績指標(推進員の活動実績)と成果指標(県庁舎管理に係る二酸化炭素排出量)の結びつきが薄く、事業効率を評価するには問題がある。</p> <p>・脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業で、事業費(630万円)は昨年度(1,391万円)に比べて半減したが、成果(二酸化炭素排出削減量)は989トンで昨年度から変化していない。事業に対する効果が不透明である。</p> <p>・普及啓発運動の内容を吟味して、県民の重視度と満足度のかい離が小さくなるように取り組んで欲しい。</p> <p>・CO<sub>2</sub>削減の対策の効果が直接的ではないからかもしれないが、県がどのように関与しているのかよく分からないので、目標達成のための有効で具体的な対策がないように思われる。グリーン購入や環境家計簿などがCO<sub>2</sub>削減にどのような効果があるのか検証して欲しい。</p> <p>・目標達成は直接的には社会経済活動規模ともあいまって難度が高いが、個別の事業の取組みには小規模ながら効果も見られている。</p> <p>・モデル地区における事業の試みは適切である。直接的な効果としては小さいが、住民参加企画が増えていることは今後の意識変容に効果が期待できる。</p> <p>・車の増加を止めることができないならば、タクシーやバス業界へアイドリングストップなどについて指導をしてはどうか。省エネ・クリーン環境・健康などのメリットだけでなく、ガソリン代の減少など企業利益向上の見地からもアイドリングストップの導入を検討するよう働きかけて欲しい。異論はあるかもしれないが、内外地域例の検討をして欲しい。</p>	<p>・電力消費以外の二酸化炭素排出量についても可能な限り、最新データの把握に努め、施策の検討・展開に生かしていきたい。また、二酸化炭素排出量年次推移との比較検証にも努める。</p> <p>・指標性を有する速報値の提示を検討していく。</p> <p>・今後、事業分析カードの記述を改め、業績と成果の関連が分かりやすい表現に努める。</p> <p>・脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業については、事業期間が複数年に及ぶことから、事業費の大きさとその成果との関連が、所定の様式では表現しづらい面があり、今後、より分かりやすい説明ができるように配慮する。</p> <p>・課題意識を持って取組む。</p> <p>・県が呼び掛けている取組の効果が県民に分かりやすく伝えられるよう配慮する。</p> <p>・この分野での社会全体の取組機運醸成のほか、個別事業の地道な取組も着実に推進する。</p> <p>・アイドリングストップを含む運輸部門の対策は、二酸化炭素排出抑制の重要な柱となるものであり、意見内容も含め効果的な対策を検討する。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
2	新エネルギー等の導入促進	自然エネルギー等導入量(原油換算k)	...	3位	18.4%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策での県の役割は、国の動向やその役割分担等を踏まえ、地域として積極的、効果的に自然(新)エネルギー等の導入促進に取り組むため地域(県)レベルでの自然エネルギー等導入の将来の見通し、導入目標、重点事業を整理、提示する基本計画の策定や、自然エネルギー等の導入促進に向けた普及啓発活動、市町村の関連施策への助言等を行っているものである。 【事業群の有効性：おおむね有効】 施策満足度は50点(やや不満)となっている。平成17年度に新たな政策評価指標「自然エネルギー等導入量」を設定したばかりであり、その経年変化からの事業群の有効性判断はできない。ただ、県内の太陽光発電からの売電件数は順調な伸び(H16：3,486 H17：4,490)を見せており、また、その伸び率についても東北6県の平均(前年比25%)よりも高く(同29%)なっており、この間の県の普及啓発活動がその成果の一端を担っているものと考えられる。 【事業群の効率性：おおむね効率的】 事業費を抑制する中で、社会経済情勢データ、業績指標・成果指標の数値が拡大(向上)してきていることから事業群の効率性は向上しつつあるものと考えられる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
3	オゾン層の破壊の原因となるフロン対策の推進			5位	7.4%	大	<p><b>維持</b></p> <p>【施策・事業の方向性】 地球温暖化問題は、京都議定書の発効などを受けて近年の環境政策上の重要なテーマになっている。その原因とされる二酸化炭素の排出削減に向けては、化石燃料の消費に依存した社会構造の変革が必要であり、解決策としては自然エネルギー等の導入や省エネルギーの促進が中核となる。 一方、この分野での実効性ある成果は一朝一夕に得られるものではなく、その推進に向けた不断の取組が望まれる。多額の経済(社会)的負担を要するこの分野において、現在の県の施策、事業に関する予算は極めて限られた規模ではあるが、県民の過度の負担を招くことなく施策目的を実現するためにも、普及啓発や地域での様々な取組を促す施策、事業を着実に進める必要がある。 平成17年度には、宮城県今後の自然エネルギー等の導入促進に向けた基本計画を策定している。平成18年度は、これを具体化する各種事業の調査・検討(エネルギーの地産地消や県施設でのESCO事業等)を行うこととしており、次年度はその結果に基づく事業展開を積極的に推進する予定である。</p>	
4	国際的な環境保全活動への積極的な関与			6位	6.6%	中		
5	環境教育の推進、環境情報の提供			4位	16.1%	大		
6	環境に配慮した生活様式、事業活動の促進			2位	24.1%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・新たな政策評価指標「自然エネルギー等導入量」の設定は大いに評価できるが、自然エネルギーには、バイオマスとしての木材などの燃焼によるエネルギーも含まれている。この量が占める割合が非常に大きいので、この施策の成果である新エネルギーの太陽光による発電量が評価されにくいのが問題である。そのため、これらによる、エネルギー量を別個に表示することも検討すべきである(特に、政策評価指標分析カードのグラフの表示を検討する必要がある)。</p> <p>・今後なお、自然エネルギー導入量と事業費とのバランス、業績指標、成果指標との整合性などの見地から、指標内容が適正であるかの確認が必要と考えられる。</p> <p>・新エネルギーとしての太陽光発電が経済的に成り立つかどうかについて、検証する必要がある。特に、経済的に成り立たない時には、どのような点を改善するかなどの提案も必要である(例えば、ドイツでは、売電量が少ないほど高価で電力会社が購入している)。</p> <p>・県民の重要度と満足度のかい離が大きい。原因分析を行い、適切な施策に反映するよう望まれる。</p> <p>・当面太陽光発電設備の設置促進は進んでいるが、コスト・ベネフィット(費用便益)の見地からも導入促進のための施策検討が求められる。</p>	<p>・自然エネルギー等を構成する各分野ごとのエネルギー導入状況を示すように努める。</p> <p>・なお、各エネルギーの導入量と事業費や業績・成果指標との整合性確保についても留意する。</p> <p>・経済性に劣る新エネルギー各分野の導入加速策については、県としても独自の立場からその方策を検討しているところである。</p> <p>・県民の期待に十分対応できていないという点で、率直に反省している。県では、自然エネルギー等の導入促進を積極的に進める独自の条例を有しており、県民の満足度の向上に向けた施策展開に努める。</p> <p>・県内での太陽光発電設備導入拡大基調が引き続き維持できるよう、国の支援施策の拡充要望に加え、県としての情報提供その他の普及支援策の実施、検討を行う。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)			施策評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)			
				重視度	満足度	政策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
環境負荷の少ない地域づくりの推進				80	50			
1	大気環境の保全	窒素酸化物排出量(自動車からの)	B	4位	13.0%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:適切] 本施策での県の役割は、大気汚染防止法の運用、公害防止条例の整備・運用、自動車交通公害防止計画の策定・事業実施・進行管理を行うことである。大気汚染物質の主たる発生源となっている自動車交通について、国、市町村、民間団体との連携を図り、総合的な対策の推進を図っている。自動車交通公害という急速に発達した車社会の弊害を改善することは、全国的にも国、地方公共団体、業界が積極的に取り組んでおり、本県の社会経済情勢にも適合している。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度55点で、満足度60点以上の割合は43.8%だった。政策評価指標「窒素酸化物排出量(自動車からの)」の平成17年度の値は8,956tと目標を達成していないが、毎年着実に減少しており、各事業は概ね有効であったと判断する。また、本県の低公害車保有率は東北6県で一番高く、施策の効果があつたものと判断される。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標は施策の目指す方向に推移していることから、事業は施策の目的に対して概ね効率的に実施されていると判定される。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 大気環境の保全は、県民の健康を保護し生活環境を保全する上で重要であり、環境基準が一部達成されない状況にあることから、引き続き推進する必要がある。大気汚染の要因となっている自動車排ガスからの窒素酸化物等の削減対策を引き続き推進する必要がある。</p> <p>[施策・事業の方向性] 自動車交通公害防止計画(平成9年～平成17年)の点検評価を行い、平成18年度内に次期計画を策定し新たな目標を定めて対策を推進することとしており、方向性は維持とする。</p> <p>車社会の急激な発展は、窒素酸化物等による大気汚染だけでなく、二酸化炭素排出量の増加を招き、地球温暖化の一因にもなっていることから、大気汚染だけでなく地球温暖化対策の視点も加えて施策を推進する。</p>
2	河川や湖沼、海等の水環境の保全	公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質	A	1位	28.8%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本政策での県の役割は、公共用水域の水質を常時監視し、その結果をもとに施策の推進を図ることである。下水道整備・家畜排せつ物処理施設整備等は、県内の河川、湖沼、海域の水質を保全するための事業であり、施策目的を実現するために必要な事業である。環境に対する県民の関心度は高いことから、公共用水域の保全は社会情勢に適応した事業である。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度は50点であり、県民はより上位の環境を求めていると思われる。政策評価指標「公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質」は全環境基準点(河川69地点・湖沼12地点・海域47地点)におけるBOD及びCODの年平均値の平均は1.7mg/lと目標値を満足している。環境基準達成率(河川)、下水道普及率の向上、家畜排せつ物処理施設の整備数が増加していることから施策の目指す方向に向かっている。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的] 下水道及び家畜排せつ物処理施設等の整備を進め、政策評価指標を満足している。事業群は概ね効率的に実施していると判断できる。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 公共用水域の水質保全是飲水など直接県民の生活や健康に関わるものであり、政策評価指標の目標達成維持のため、引き続き重点的に実施する必要がある。この施策の基本となる公共用水域の水質監視データの収集・解析及び生活排水対策である下水道整備を今後も実施していく必要がある。</p> <p>[施策・事業の方向性] 県民の水質保全に対する重視度が高いこと、また、公共用水域における閉鎖性水域の環境基準達成率が低いことから、引き続き推進していく。</p> <p>湖沼、内湾などの閉鎖性水域では、水質の悪化が顕在化しているため、中小河川の直接浄化などのハード事業や水生生物など生態系を利用した浄化方法の具体化等、より効果的な水質保全施策を継続して推進する必要がある。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・満足度調査の結果を見ると、施策7「環境負荷を減らす仕組みづくり」が優先度の3位(19.3%)となっている。県民はこの施策を必要と感じているが、政策評価指標が設定されておらず、評価はされていない。</p> <p>この施策は評価すべきと思われるが、現状ではそれぞれの施策で適切な環境にやさしい(負荷削減など)事業として展開されていると思われる。今後もそれぞれの施策に含めて評価するのか、適切な指標を設定して施策7で評価するのか検討してほしい。</p> <p>・県民満足度調査では重視度80に対し満足度50とかい離度が高く、課題がある。市町村職員の満足度も考えると、特に、仙南、気仙沼・本吉地区においてその傾向が強い。地域特性を生かした施策が、地域重点的に行われるよう検討を要する。</p>	<p>・「環境負荷を減らす仕組みづくり」は、施策分野によって「仕組み」が異なり、施策分野を横断した政策評価指標の設定が困難なことから、それぞれの施策に含めて評価する方向で整理する。</p> <p>・市町村との意見交換・情報交換の一層の充実を図るなどして、地域ごとの課題を的確にとらえた施策の展開を図る。</p>	
4	<p>・施策1の政策評価指標「窒素酸化物排出量(自動車からの)」は、現行環境基準で達成しにくい窒素酸化物濃度を用いている。県全体でなく都市部と渋滞地を重点的に測定している自動車排気ガス測定局測定値による評価もあり概ね妥当。ただし、大気汚染指標として窒素酸化物だけでは住民にわかりにくいので、サブ指標として炭酸ガスなどのごく一般的な指標を併記することが望ましい。</p> <p>・窒素酸化物排出量の目標値6,608tに対して、現況値が8,958tと目標を達成していない。目標値達成のための有効な事業が求められるが、直接的な事業は事業1(自動車交通公害防止計画進行管理事業)のみで、基礎的・予防的事業が主では成果はあまり期待できないのではないかと。</p> <p>・市町村などとの連携による事業の促進は評価できるが、パーク&amp;ライド事業にしてもその利用者が1,000以下であり、その増加傾向も小さいので、更なる施策の発展(パーク場からライドまでの利用のしやすさなど)が望まれる。</p> <p>・エコドライブ運動の推進は妥当だが、ラジオスポットのみでなく、その他企業への指導、クリーンディーゼル、黒煙規制などの手段の活用を徹底を図る事業も必要ではないかと。</p> <p>・低公害車の保有台数は208,590台(全体の18%)とその普及率は増加してきており、事業の効果が上がってきている。</p>	<p>・指標については、大気汚染の状況や施策の効果等を県民に分かりやすく示すことのできるものを検討し、現在策定作業を進めている次期自動車交通公害防止計画に反映させる。</p> <p>・交通手段を車に大きく依存する現代において窒素酸化物排出量を削減する最も効果的な対策は自動車単体対策であり、国による法規制の強化、メーカーの自主的取組によるところが大きい。県としては、これらの対策がより効果的なものとなるように、低公害車の普及に一層努力することとする。</p> <p>・パーク&amp;ライドはPRを継続的に行い利用者の増加を図る。また、地域ごとの交通事情などの社会的条件に応じて、関係機関の連携のもと、効果的な取組を促進することで窒素酸化物排出量の削減を図ることとする。</p> <p>・エコドライブ運動については、ラジオスポットCM放送による普及併発に併せて、運輸事業者等を対象としたセミナーの開催、優良事業所の表彰などの対象を絞った取組を推進する。</p> <p>・低公害車については、今後とも県自らが率先導入するとともに、関係機関と連携してその普及を促進していく。</p>	
5	<p>・施策2の政策評価指標「公共用水域の水質」は目標値を達成しているが、湖沼など水質環境が悪い水域もあるので、これらが評価できるような指標が求められる。</p> <p>また、この指標は満足度とのかい離が大きい。水質を示す指標としては妥当な指標と思われるが、満足度における実感は身近な水路の清流化により改善できるので、今後水環境も代表できる指標を検討してほしい。</p> <p>・施策推進のため、総合的な見地からの、生活排水処理、水循環保全などへの取り組みが、市町村などとも連携しより一層推進される必要がある。</p> <p>・ぎばさ(アカモク)による水質浄化を図ると共に、ぎばさの食料としての利用についても検討している。その成果は早期に水質の改善に反映されないが、県の事業の発展と努力は評価できる。</p>	<p>・公共用水域の水質の政策評価指標としては、全環境基準点におけるBOD及びCODの年平均値の平均を用いているが、広義での水環境として捕らえた場合には、「清らかさ」、「ゴミの量」、「水辺の生態系」、「臭気」等を加味し総合的に評価すべきと考えられる。しかし、これらの数値的な実態把握が行われておらず評価数値が得られない。今後、県の取り組みを評価する上で参考にしたい。</p> <p>・水環境を保全するために、「場の視点」でとらえる従来型の環境施策から、「健全な水循環」の視点で治水、利水、水辺環境の3つの施策を再評価し、流域毎に重点施策を総合的に計画立案する作業を進めている。立案した各種事業を推進するには、市町村はもとより上流域から下流域までの住民を含めた連携が必要と考えられる。生活排水対策を含め今後とも一層の推進を図っていききたい。</p> <p>・報道機関に取り上げられるなど反響が大きく、全国から注目されている。水質を含めた生態系の修復改善と水環境に係る環境教育の一環として事業を推進したい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
3	土壌汚染や地盤沈下の防止			5位	5.9%			中
4	騒音や振動の防止			6位	3.3%	中		
5	悪臭の防止			7位	2.8%	中		
6	ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進	ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)	A	2位	26.7%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、市町村の意向を踏まえ施設整備に対する補助を行うほか、ダイオキシン類の発生抑制に向けて、事業者及び市町村の指導を行うことである。一般廃棄物焼却炉及び一般廃棄物最終処分場から排出されるダイオキシン類の濃度を低減することで、環境負荷の少ない地域づくりを推進する事業である。廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類に対する社会的関心は高く、事業目的はこれに合致した事業である。</p> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <p>施策満足度は55点であり、事業の有効性が認められる結果となっている。政策評価指標「ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)」は、仮目標値を大幅に達成している状況である。ダイオキシン類対策の強化にともない、一般廃棄物焼却施設のみならず、産業廃棄物焼却施設及び小型焼却施設ともに、高度な除外施設設置が困難なことから、施設数は減少傾向にあり、このことからダイオキシン類の発生抑制が図られており、有効である。</p> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <p>業績指標は維持傾向にある状況下で、大きな成果を挙げている。このことは、すでに施設の廃止及び改善が進んだことによるものと考えられるが、成果指標は高く、事業は効果的であると言える。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>	
							<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>環境負荷の低減に対する県民の要望は高く、また、事業の効果が顕著に現れていることから、当面はこの事業を維持することが望ましい。</p> <p>一般廃棄物処理施設の立入検査を実施し、ダイオキシン類の排出基準に適合するよう継続して指導する必要がある。</p> <p>一般廃棄物焼却施設の新設及び改造を確実に実施させるために重要な事業であることから、次年度以降も維持させる必要がある。</p>	
7	環境負荷を減らす仕組みづくり			3位	19.3%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・ダイオキシンについては、県の指導のもと市町村での焼却施設からは、基準を大幅に下回る値となっており、今後も持続できると判断されるが、目標をもっと高く設定しても良かったのではないか。</p> <p>・平成10年に31箇所あった一般廃棄物焼却炉中、恒久対策基準達成施設は13箇所だった。平成17年には、平成14年のダイオキシン類排出規制強化対策をへて、19施設に集約されているというが、集約化によりその当時の40分の1以下のダイオキシン排出量となっている。ダイオキシン類などの対応は一般廃棄物に関しては十分な成果をあげた。</p> <p>・今後は一般廃棄物のみを対象とする段階から産業廃棄物をも含めて年間焼却量、原単位、実測値を基に排出量に対応する必要な段階になっていると考えられる。維持だけでなく対応の拡充を考えるべきではないか。</p> <p>・ダイオキシン対策事業は、有効に機能している。広域化計画は遅れているが、市町村の合併などによって再計画がなされているので、今後の推進状況に期待したい。</p> <p>・PCBその他の化学物質の低減、適正処理については、今後県が適正に関与すべき課題である。全国ネットワークの中での処理計画の立案と、実施が必要と思われる。</p>	<p>・現在の指標値は、宮城県ごみ処理広域化計画で設定した目標値であり、当時としては達成困難な目標であった。その後、平成14年対応による一般廃棄物焼却施設の集約化及び改造のため、ダイオキシン類の排出量は急激に改善されたが、今後のごみ処理施設整備の進捗状況によっては、施設の老朽化によるダイオキシン類の排出量の増加も懸念されるため、当面は現在のものとしてほしい。</p> <p>・産業廃棄物焼却施設については、特に自社処分用の小型焼却炉では年間焼却量に大きく変動があるため、ダイオキシン類の排出量による施策評価は困難である。したがって、産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類対策については、現在の焼却施設の維持管理に関する指導を一層強化するとともに、不適切な管理をしている焼却施設に対しては厳格に行政処分を行うことなど、指導監督を中心としたものとしてほしい。</p> <p>・PCB廃棄物については、今年度中に策定する「(仮称)宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会で協議しながら計画的に処理を推進することとしている。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素				
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度					
				満足度(施策)						
		優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容					
豊かな自然環境の保全・創造						重視度	満足度			<p>[施策群設定:おおむね適切]</p> <p>6施策全てが必要と認められる。なお、景観・歴史的環境の保全は、優れた景観や歴史的環境を保全することにより、自然環境と一体となった豊かな環境を創出するものである。</p> <p>森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能や身近な緑の保全や再生は、地球温暖化対策に直接、効果を発揮するものであり、対策における重要な位置付けがなされており、施策の担う役割は大きい。</p> <p>[政策評価指標群:おおむね適切]</p> <p>3指標とも存続としており、今後も継続する。なお、予算措置と密接に関係のある施策6(みどりとふれあえる空間の面積)は前回から面積の増加がなく、今後も目標の達成は厳しい状況にある。</p> <p>また、かい離度の高い施策や優先度・重視度の高い施策に指標が設定されている。なお、施策2は優先度が高く、必要性も高い施策になっていることから、今後、取組について検討を進める。</p> <p>[施策群の有効性:おおむね有効]</p> <p>政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標、B:2指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値55点)から「おおむね有効」と判定した。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	自然公園等の優れた自然環境の保全	自然環境が保護されている地域の割合	A			3位	18.4%	中	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切]</p> <p>本施策での県の役割は、自然公園関係法令の各種事業の事業主体、自然公園等の指定地域での中心的な関与である。各事業は、自然環境保全における特に重要な地域に係るものであり、関与は概ね適切である。県民の自然環境に対する関心が高まる中、近年、自然と共存しながら持続的な発展が可能な地域社会を目指すという意識が浸透し、その実現に向けた必要性の高い事業である。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効]</p> <p>施策満足度は60点と高い数値となっており有効と判断される。政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」は指標制定以来、達成度はAであり有効と判断する。伊豆沼・内沼保全対策については、横ばい傾向にあるが毎年、計画的に実施されていることから概ね有効である。栗駒山の保全対策は、14年度に指標に係る事業を実施して以来、維持・補修に努めている。</p> <p>[事業群の効率性:課題有]</p> <p>伊豆沼・内沼環境保全対策事業は、業績指標の割合の動きは少ないが継続的に実施していることから、概ね効率的と判断される。栗駒山自然景観修復事業は対策工事や植栽工事が14年度までに終了し、現在は維持管理補修程度の事業費となっており、事業費に対する業績指標の割合による効率性の判断は難しい。個別の事業については、毎年、計画的に実施しており、効果は上がっているが、業績指標、成果指標による効率性は認められないことから課題有と判断する。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
						維持	<p>[施策・事業の方向性]</p> <p>自然環境の保全・再生については、それぞれの地域ごとに個別の施策を継続的に実施することが有効である。また、自然環境の保全を巡る社会情勢の変化に対応するため、従来策定の基本方針等の見直しが必要である。</p> <p>現在、実施している伊豆沼・内沼環境保全対策事業を継続して実施するとともに、個別の保全・再生事業として、蒲生干潟自然再生事業を平成18年度以降実施する予定である。また、金華山復元対策など、それぞれの地域の特性に応じた自然環境の保全・再生の施策を積極的に展開する。</p> <p>近年、希少野生動植物の保護や生物多様性など、自然環境の保全を巡る社会環境の変化に対応するため、現在の「自然環境保全基本方針」の改正を18年度中に予定している。同様に、「伊豆沼内沼自然環境保全基本計画」についても、見直しを行っている。</p>			
2	身近な緑の保全・再生・創造			1位	34.5%	大				
3	景観・歴史的環境の保全			5位	7.2%	中				

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・施策の設定はほぼ妥当であるが、施策2「身近な緑の保全・再生・創造」と施策6「自然とふれあう場や機会の提供」の区別がわかりにくいので、県民に理解されているかどうか疑問である。</p> <p>・重視度が年々高くなってきているのに比べて、満足度が低い(5.5点)。このような満足度の低下の原因は県民の優先度と関係するのではないかと。県民の自然環境保全意識の向上によるのみならず、施策2に関連する身近な地域の開発などによる緑の喪失、里山・農地の減少による可能性もある。</p> <p>この点で、施策2には指標を設定せず、施策6にのみ政策評価指標「森林公園等の面積」をあげるの適切ではないと考えられる。</p> <p>ニーズの把握、再確認を行う必要があるのではないかと。</p> <p>・施策2の県民優先度は1位である。「身近な緑とは何か」を把握した上で、その保全・再生・創造にふさわしい指標を検討すべきではないかと。</p> <p>・漫然と従来の指標を使用するばかりでなく、その推移から、有効な政策であるかどうか評価する必要がある。</p> <p>・指標とする数値の変動や推移が、どの程度施策の直接的有効性に寄与するかというフィードバックデータがない。そのため、有効性の判定が的確に行えない。根拠に基づいた有効性評価を提示する意識をもっと高めて欲しい。</p>	<p>・施策2と施策6の区別が分かりにくいということであるが、施策2については、都市化の進展により減少傾向にある身近な緑の保全や造成を推進し、緑化を図ることを目的としたものであり、施策6については、森林や河川等、自然の中で観察や体験など、レクリエーション等の場として利活用できるよう整備を行っているものである。以上のように当課としては、区別をしているが、県民に理解されているか疑問であるとの指摘については、施策内容の説明を工夫する等により対応したい。</p> <p>・施策2における指標の設定については、近年、県民の緑に対する意識の高揚や優先度も高いことから、都市化の進展による緑の減少などの把握や施策の有効性を判定できるような指標を設定できるか今後、検討を進めていきたい。</p> <p>・指標に関する2点について、ご指摘のように、設定された施策の指標が近年の財政事情により、事業の実施が困難となり、当面、達成が難しい指標があることや指標と事業とのずれにより、事業群の有効性が判断できない等の課題があることから、指標の見直しや事業の有効性を示すデータの提示等の検討を行っていただきたい。</p>	
	5	<p>・市町村、ボランティアなどの協力により環境保全がなされており、高く評価される。県の関与、事業群の設定は妥当である。</p> <p>・政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」の妥当性について概ね適切と自己評価しているが、この施策で展開されている事業は面積保持よりも自然保護地域の保全と悪化した生態系の復元が事業群の内容であるため、指標とのずれを起しているといえる。</p> <p>自然環境の保全は面積のみで測れるものでなく、生態系の保全が確保されていることが重要である。当面、自然保護対象の地域の縮小を食い止めることは必要であるが、今後優れた生態系保全を示すサブデータの提示が可能になることが望ましい。</p> <p>・各事業は少ない予算で、水質浄化を図ったり、ヨシ・ササの侵入を除去することにより湿原保全がはかられた。PR効果が大きく、県民の認識も高く、期待も大きいものと判断される。</p> <p>事業群の有効性は長期の観察を要するので、水質データなどの提示が今後事業の有効性の判定に役立つのではないかと。</p>	<p>・施策における事業群は、県内各地域において、自然景観や生態系の修復・再生を行う事業であり、それぞれ自然環境の保全に効果を上げている。しかし、ご指摘のとおり、これらの事業は指標である保護されている地域の割合(面積)に直接、反映されるものではないが、自然環境の保全に当たっては、保護地域の指定に加えて、自然環境の質を確保していく視点も重要と考える。</p> <p>・優れた生態系保全を示すサブデータの提示については、県土全体を対象とした生態系の保全を示す評価指標を設定することは困難であることから、現在実施している事業群の有効性の判定に役立つようなデータを示すことができるか、今後、検討を行っていただきたい。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の方向性	施策評価	施策・事業展開シート(C)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)			
4	野生動植物の保護			6位	6.1%	中		
5	森林の適正な管理	民有林の人工林間伐実行面積割合	B	2位	19.3%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:適切]</p> <p>本施策での県の役割は、国との連携を図り、市町村・森林所有者等に対する補助制度の周知及び実施に際しての指導・助言を行うことである。健全な森林の育成を目指す目的からして、全てが施策目的を実現するために必要な事業である。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効]</p> <p>施策満足度は50点であり、満足度60点以上の回答者も33%程度であることから、事業を一層推進し県民の満足度を高めていくことが課題である。政策評価指標「民有林の人工林間伐実行面積割合」はここ数年達成度は上向きの状況であったが、今回の現況値は、仮目標値を10.6ポイント下回った結果となった。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的]</p> <p>豊かな森林づくり推進対策事業は、事業量・事業費は減少しているが、効率性は前回とさほど変化はない。くらしを守る森林整備対策事業は、前年度に対して事業量は増加し、事業費は減少しているが、コスト削減等に取り組み、効率性を高めている。</p> <p>[総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>政策への期待と充実感が不均衡であり、一層の間伐推進が必要である。森林の持つ多面的機能を発揮させるためには、森林の適正な管理が必要である。事業1は、補助事業として森林所有者を支援し間伐等の事業を推進するとともに、森林の適正な管理を促すものである。事業2は、保安林の機能の維持増進を図るため県が直接事業を行うものであり、多面的機能増進に有効である。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>森林を健全に育成するためには、事業の実施が不可欠である。森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、「間伐等推進3ヶ年対策事業」を強力に推進していく。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・事業群の目的については妥当性があると考えられる。しかし、その事業の成果を評価する事がなければ、関与が適切とは言いがたい。タイムラグがあっても成果指標となるものを提示できるよう調査すべきではないか。成果指標がなければ事業群の有効性や効率性を判定できない。</p> <p>・県民の施策重視度が高く、満足度とのかい離は大きい。そのかい離の原因を明らかにし、かい離を小さくするための方策が採られるべきである。</p> <p>・事業群の有効性の判定について、満足度が低いことをもっと重く受けとめるべきではないか。課題ありが半分あるのに、概ね有効と判定しているが、甘い評価ではないか。</p> <p>・整備水準を示す指標としての間伐実行面積割合は今年度低下したが、気候により達成率が左右される指標で有効性を判定するのは問題があるので、工夫してほしい。</p> <p>・政策評価指標「民有林の人口林間伐材実行面積割合」は森林を守るために大切な作業を示している。その数値が民有人工林の適切な管理の一端を担うものであることは疑うまでもない。だからこそ、同時に適正な管理が民有人工林において行われているか否かを示すデータも必要である。</p> <p>結果としての間伐事業の有効性(すなわち、投入された事業費が、5年後、10年後、さらに後世に役立った事)を示すために、事業費を投入した山がその後どのようなようになっているか、投入前や投入しなかった山と比べることの出来るデータを経時的・時系列で比較できるようにする必要があると考えられる。</p> <p>・森林の保全は重要であるが、その補助金の使い方を十分チェックすべきである。人工林に対する補助金の詳細なデータを示すことが重要ではないか。県のデータを少し整理すると、植林時に51.6万円/ha、間伐など12.6万円/ha、枝打ち12.5万円/haなどの補助金があり、これらが売却されるまで、どの程度の補助金が支給され、それによる収入がどのくらいなのかを把握することが必要である。それに対応する計画(CO2吸収、緑のダムなどの効果を明記して、森林税などの導入など)の検討が必要ではないか。</p> <p>・この事業によって人工林の生育環境が保全された状況を行政で調査するとともに、補助金を受けた林業の人々からの報告も検討すべきではないか。間伐などの補助金を交付するのみでなく、そのチェックもする必要がある。</p> <p>・間伐による下草・低木生育の水源涵養機能や土砂の流出機能の重要性が強調されているが、混交林造成についての検討も必要ではないか。税金を使う行政の説明責任をきっちり果たすことにより県民からの理解も得られると考えられる。</p>	<p>・費用及び労務面も考慮して調査可能な成果指標がないか検討していきたい。</p> <p>・地域の森林の現況や住民の森林に対する要請を把握しながら事業を進めているが、より高い満足度が得られるよう一層努めていきたい。</p> <p>・各事業は、森林の適正な管理を実現する上で不可欠な間伐等の森林整備を行うものであり、事業群は概ね有効であると判断しているが、より高い満足度が得られるよう一層努めていきたい。</p> <p>・現在の森林を適正に管理していく上で、特に人工林の間伐が必要となっているため、森林の管理状況を計る指標として妥当と考えているが、よりよい指標がないか検討していきたい。</p> <p>・これまでも数年おきに県内一円の人工林についてサンプリング調査を行い、データの整備に努めているが、意見を参考によりよいものに見直していきたい。</p> <p>・当該補助金については、事業完了後、県の検査に合格したのものについて交付されるものであり、万全なチェックに努めている。また、当該補助金は、将来木材生産が伴う場合があるとしても、森林の有する多面的な機能が国民生活に不可欠な公共財と位置づけられていることから、森林法に基づく国の公共事業として実施されているものであり、補助により公共財としての便益が発生していることから、一概に補助金支給額と木材収入額の比較はできないと考えている。なお、検討用の参考資料として標準的なデータについては整備していきたい。</p> <p>・前述したとおり、数年おきのサンプリング調査や事業完了後の現地検査を実施するとともに、県の地方機関職員(専門的な知識を持つ林業普及指導員)が中心になって現場を巡回し、状況を把握している。また、林業普及指導員は、補助事業の導入前や実施後に森林所有者からの相談に応じ、森林の管理方法等について助言している。意見を参考にこれらの取組を一層充実させていきたい。</p> <p>・混交林造成については既に開始しており、今後一層の推進を図ることとしている。</p>	

施策体系				県民満足度		評価要素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
6	自然とふれあう場 や機会の提供	みどりとふれあえる 空間の面積(森林公園等の面積)	B	4位	13.4%		中	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】 本施策での県の役割は、計画に基づいて生活環境保全林整備事業・みやぎ未来の森整備事業の実施・森林公園内で観察会や森林林業について解説する人材の育成・自然観察会・地域づくりの支援を行っている。各事業は自然とふれあう場や機会の提供という目的に沿った事業である。特に「市民の川づくり支援事業」は、河川に関する様々な市民団体の活動や河川を題材とした総合学習の支援を実施することにより、貴重な自然環境である水辺空間にふれる場や機会を提供している。 【事業群の有効性: おおむね有効】 施策満足度は、50点と中程度であり、満足度60点以上と回答している割合が4割を超えていることから概ね有効と判断する。政策評価指標「みどりとふれあえる空間の面積(森林公園等の面積)」のこれまでの達成度は、生活環境保全林事業によるところが大きい。16年度以降の公共事業の縮減により、面積が増加できず、今後も厳しい状況である。 【事業群の効率性: 課題有】 個々の事業については、必要な事業であり、政策評価指標の達成に寄与するものであるが、事業の性質上、成果指標が設定できず、活動による成果が見えないことや業績指標も一部設定できないことから事業の効率性については、課題有りと判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・成果を示すデータなどが示されていないため、保養休養・レクリエーションの場として十分に有効性を発揮したかについては判定できない。また、これも判定できる内容ではないが、少額予算で適正に維持できているか疑問である。</p> <p>・政策評価指標「みどりとふれあえる空間の面積（森林公園等の面積）」は、公園の面積をこれからも増加させることは困難なうえ、行政の対応がこれとは異なったもの（公園等の維持管理整備などに注力している）なので、今後も検討すべきものと思われる。 たとえば、利用者数、利用者の声分析など、自然とのふれあいを示すほかの指標の検討も必要ではないか。</p>	<p>・指標（森林公園等の面積）の達成は、予算と密接に関連しており、現在の財政状況では難しいものと考えられる。このため、ボランティアやNPO団体と連携し、維持管理やサービスの向上に努めている。</p> <p>・県民の森などの森林公園や県内各地に整備された生活環境保全林は、県民が森林とふれあう場として、多くの県民に利用され親しまれているところである。しかし、森林公園や生活環境保全林は、管理者が常駐していない所が多く、利用者の数や利用者の声の把握は困難であると考えられる。 ご指摘のように今後、森林公園等の面積の増加は困難であると考えられることから、森林公園等を活用した自然観察会やイベントなどの実施回数・利用者数など、把握可能なものを指標とすることを検討する必要があると考えている。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)			施策評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性		
循環型社会の形成				重視度	満足度			
				80	60	おおむね適切	<p>【施策群設定:適切】                      大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムの定着により、ごみの排出量やエネルギー消費量が増加し、環境への負荷も大きくなっていることから、廃棄物の排出量の抑制・リサイクルの促進など、環境への負荷の少ない循環型社会を目指しており、県が率先して、省資源・省エネ対策を推進するとともに、普及啓発活動を積極的に展開し、県民・事業者の環境負荷の少ない生活様式や事業活動への転換を促進する施策となっている。                      【政策評価指標群:おおむね適切】                      廃棄物対策は排出抑制を最優先することが基本であるが、一般家庭等におけるごみの排出量や排出されたものを資源としてリサイクルされる割合を指標とすることは、県民自身が理解しやすい指標であり適当である。廃棄物の排出量は、事業者が日常の営業活動の中で確認できる指標であり、「産業廃棄物の再生利用率」は、排出した廃棄物の再資源化・利活用している状況であることから、指標とすることは適当である。「不適正処分された産業廃棄物の残存量」は、発見された廃棄物の適正処理の推進結果として、施策の成果を示す指標として適当である。                      必要性を大とした施策は、上記指標群により評価はできるが、施策4、5についても今後、設定の検討が必要である。                      【施策群の有効性:おおむね有効】                      政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標、B:1指標、C:2指標、判定不能:1指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値60点)から「有効」、社会経済情勢から「おおむね有効」と判定した。                      【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
1	廃棄物の排出量の抑制	1日1人当たりごみ排出量	C	6位	10.2%	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】                      本施策での県の役割は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援を行うことである。循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行され、事業者並びに県民の意識が高まっており、適切な事業である。                      【事業群の有効性:おおむね有効】                      施策満足度は60(満足度60以上の割合:50.9%)と高く、これらの事業は有効であると考えられる。政策評価指標「一人一日当たりごみ排出量」は平成13年以降減少傾向にあり、全国平均の前後を推移しており、平成15年度は一時増加に転じたものの、平成16年度は減少した。政策評価指標「産業廃棄物排出量」についても若干増加したものの指標との目標値はわずかに減少した。(なお、産業廃棄物排出量に係る目標値は、平成15年度を基準年として平成17年度に再設定し、排出抑制に一層努めることとしている。)目標値との乖離は大きく一層の施策の推進が必要と考えられるが、現状は目指す方向に進んでおり、概ね有効とする。また、産業廃棄物の排出量が平成15年度は全国的に増加し、一日一人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるが、最終処分場の逼迫状況等から一層の排出抑制を行う必要がある。                      【事業群の効率性:おおむね効率的】                      評価指標は目標との乖離が見られるが、平成17年度は若干乖離が減少しており、業績指標・成果指標も改善方向で推移していることから概ね効率的に実施されていると考えられる。                      【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
		産業廃棄物排出量	C			拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】                      ごみ処理に関する主体である市町村の取組や、産業廃棄物処理に関する主体である事業者自らの取組を一層促進するための施策を充実・工夫する必要がある。                      市町村に対して、事業効率化の技術的支援やレベルアップ、情報提供等の支援を継続的かつ充実して行う必要がある。                      ごみ排出量は、個人個人の意識の問題などで左右されるため、子どもから大人まで演劇・講習会・各種行事を通じて環境教育や普及啓発を行うことで、県民の意識を「ごみ問題」に向け、県民個人個人の自主的な取組を促す。                      産業廃棄物排出量の削減についても、景気等により排出量は左右されるものの、排出企業や業界に対し、産学官が連携した技術的支援体制の整備や情報の提供、再生資源利用製品の普及や拡大等による廃棄物の再資源化の誘導をセットで推進する必要がある。従って、循環型社会を支える産業分野として不可欠なリサイクル産業の振興を図る事業や、リサイクルシステム等の基盤環境の整備事業を一層推進する必要がある。                      【施策・事業の方向性】                      環境負荷の少ない循環型社会を形成するためには、廃棄物の排出量を低減しながら再生利用率を高めることが緊急の課題である。県は、排出者自身による再資源化や廃棄物の資源としての流通を促進するとともに、リサイクル産業の集中的な配置やリサイクル施設の設置を支援する。                      県民の生活におけるごみの減量化は重要な課題であり、これまでの普及啓発活動の頻度や内容の拡大充実を図るとともに、制度の改善(条例、有料化)など、より効果的な施策の展開を研究・検討する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・県民優先度の高い(2位)施策5「県民や民間団体などの自発的なリサイクル活動の促進」、4、5位だが(30)の近い施策4「資源循環に配慮した企業活動の促進」、施策6「限りある資源の持続的な利用」に政策評価指標が設定されていない。今後の検討が必要である。</p> <p>・各施策で実施している事業がほとんど全ての施策に関連しており重複している。無理に関連事業を入れず、関連していても主たる施策に事業を分類・整理することも検討してはどうか。</p> <p>現状の記載のままとするにしても、施策の中で重要な事業から順番に記載するなど工夫して欲しい。</p> <p>また、関連他課との連携事業の場合は、その全体内容がわかるよう記載して欲しい。</p>	<p>・みやぎの将来ビジョン策定に伴う政策評価制度の動向、県の関与や事業等を考慮し、指標設定の可否等について検討する。</p> <p>・政策評価における事業の記載や範囲について、制度の趣旨等を踏まえ検討する。</p> <p>・同上。</p> <p>・他課との連携事業の記載内容について検討する。</p>	
	<p>・施策1「廃棄物排出量の抑制」は、困難ではあるが意識的に働きかけていかなければならない。しかし、施策の内容はむしろ環境負荷低減をめざしているものであって、必ずしも量的抑制に適切に対応したものは考えられない。また、県の重視度は高いが、県民優先度は低い。県民のニーズを分析して、施策と県民の考え方のずれを小さくする努力、および施策としての重視度順位の見直し、再編も検討すべきであろう。</p> <p>・各施策は政策目的に沿っており概ね妥当と思われる。県民重視度(80点)と満足度(60点)との近い離れも20とそう大きくない。しかし、地域による満足度の差(たとえば、仙南地区での一般県民の満足度は50点と低い)からこのままの施策でよいか、改善する余地はないかなどが十分に解析されていない。地域にあった施策を検討する余地があると思われる。</p>	<p>・「廃棄物排出量の抑制」は、宮城県循環型社会形成推進計画(H18.3策定)において、最も優先すべき取組として掲げており、県環境審議会においても妥当との審議をいただいている。県民に理解してもらえるよう普及啓発に努める。</p> <p>・地域による満足度(の内容)について検討する。</p>	
3	<p>・政策評価指標「1日1人当たりごみ排出量」は、施策目的に適い、社会・経済状態の現状把握としては良い指標であるが、事業には直接廃棄物排出抑制にかかわる事業がない。事業内容との対応からするとあまりに間接的との感が否めない。</p> <p>・一般・産業廃棄物の排出量の抑制についての県の具体的な対応が見られない。事業の多くは施策2のリサイクルに関する事業と思われる。</p> <p>・ごみの排出抑制やリサイクルは市町村が独自に計画を立て、実施している。県はそれらに対して指導ができればよいが、政令指定都市である仙台市も県内のそれ以外の市町村も含めて、目標を達成したかどうかを自己評価している。市町村と連携し協力して排出量抑制やリサイクルの目標達成のため努力しているとしているが、そのための事業を記載してはどうか。</p> <p>・事業の有効性については成果指標が事業番号1(ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業)、4(環境情報システム構築事業)を除き示されていない又は必ずしも有効性を示す指標でないため、明確に判断することはできない(たとえば、奨励金交付後の事業者の状況が提示されていないなど)。</p>	<p>・本施策に関連した主要・重点事業以外の事業もあるが、基本票への掲載は行っていない。政策評価における事業の記載や範囲について、制度の趣旨等を踏まえ検討する。</p> <p>・同上。</p> <p>・同上。</p> <p>・政策評価における成果について、制度の趣旨等を踏まえ検討する。</p>	
	<p>・間接的効果を期待した事業については、県のほか市町村の企業立地促進奨励金、工業立地促進資金融資制度や、企業立地促進貸付制度などの全体像が把握できるデータの提示が望まれる。</p> <p>たとえば、エコファクトリー立地促進事業などについては、県は市町村の判断による申請にしたがって支援している。このようなケースでは、審査実態把握がさらに厳密に行われ、地域住民の理解の下、優良企業が選定されるよう県がより適切な関与を行うべきである。この点、県の現在の関与は改善の余地があると思われる。</p>	<p>・エコファクトリー立地促進事業では、エコファクトリー内への立地企業について、エコファクトリー所在市町の意見を参考とし、あくまで県が審査の上、支援するかどうかを判断している。県では、企業立地に対する住民の理解、立地企業の環境保全対策や経営安定性などいくつかの観点から適切に審査を行い、他のモデルとなるような企業の立地を進めている。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
2	廃棄物の資源化によるリサイクル	産業廃棄物再生利用率	A	1位	35.4%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援を行うことである。循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行され、事業者並びに県民の意識が高まっており、各方面(農業、畜産、建設、下水道、環境教育等)にわたって適切な事業となっている。</p> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <p>施策満足度は60(満足度60以上の割合:55.6%)と高く、これらの事業は有効である。政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は目標値の前後を推移しており有効と考えられ、もう一つの指標「ごみのリサイクル率」は、目標値とはやや離れているものの、全国平均より高く、向上しており有効である。また、廃棄物に係る最終処分場の逼迫状況等から一層のリサイクル・再資源化を行う必要があり、事業群はこれらを推進する構成となっており有効である。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策指標等各種データは、施策の目指す方向に進んでおり、事業全体の業績指標、成果指標の推移を考慮しても、効率的に事業が実施されていると考える。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
		ごみのリサイクル率	B				拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>目標達成のためには、県民、事業者、行政それぞれが廃棄物のリサイクルに取り組んでいかなければならない。</p> <p>施策群は、県民・事業者自らの事業活動によるごみの減量化・リサイクルを推進するもので、ごみ処理の主体である市町村の取組や産業廃棄物処理の主体である事業者自らの取組を促進したり、資源循環システム構築を支援する等継続的かつ広範囲に行う必要がある。</p> <p>ごみ減量化のためには、県民個人を含む各排出主体の自主的な取組が重要であり、ごみリサイクルに重要な直接的な事業を実施する市町村に対して、事業効率化の技術的支援やレベルアップ、情報提供等の支援を継続的かつ充実して行う必要がある。また、廃棄物のリサイクルに係る取組は、個人個人の意識の問題などで左右されるため、子どもから大人まで演劇・講習会・各種行事を通じて環境教育や普及啓発を行うことで、県民の意識を「ごみ問題」に向け、県民個人個人の自主的な取組を促す。</p> <p>ごみ及び産業廃棄物に係る事業群は、「循環型社会」へ向かう基盤となるものであり、行政がイニシアティブをとり推進すべきものである。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>環境負荷の少ない循環型社会を形成するためには、廃棄物の排出量を低減しながら再生利用率を高めることが緊急の課題である。</p> <p>一般廃棄物に関しては、市町村の取組に対する支援・助成の充実についても検討する必要がある。</p> <p>産業廃棄物に関しては、平成17年度から負担措置としての税と支援措置としての技術開発等に対する補助を導入している。これらを効果的に推進し、排出者自身による再資源化や廃棄物の資源としての流通を促進するためのシステム構築やリサイクル産業の集中的な配置等を支援するとともに、情報の提供や廃棄物の再生利用等を促進する。</p> <p>これまでの普及啓発活動の頻度や内容の拡大充実を図るとともに、制度の改善(条例、有料化)支援など、より直接的かつ効果的な施策の展開を研究・検討する。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・産業廃棄物では、法律によって事業者自ら行うことになっているので、かなりのリサイクル率が達成できている。</p> <p>一方、一般廃棄物では目標に達していない。直接的にリサイクルを実施するのは市町村であるが、県の指導力を発揮する余地があると思われる。</p> <p>なお、一般廃棄物については、県と市町村との話し合いがあるとのことであるが、具体的に記述しないと評価の対象とはならないので、これらを事業に加えるなど検討して欲しい。</p> <p>・平成11年以来、政策評価指標(産業廃棄物再生利用率)現況値は仮目標値を上回っており、有効と認められる。しかし、全国的には産業廃棄物排出量が横ばいから減少傾向にある中、再生利用率は約5割で(直接再利用率21%)あり、宮城県における設定値を基準とした評価で、施策の有効性を測ってよいか問題である。</p> <p>また、宮城県における再利用率頭打ちの状況改善がどの方策により可能かを今年度施策の来年度における評価によって見つける必要がある。</p> <p>・政策評価指標「ごみのリサイクル率」の計算に仙台市分を入れているが、県の関わりが他の市町村と異なるので除外してはどうか。</p> <p>・事業番号6(畜産環境総合整備事業)、10(地域リサイクルエネルギー資源利用促進事業)、11(地域におけるバイオディーゼル利活用推進事業)に関しては成果指標が間接的なため、有効性は直接的には評価できないが、実施による効果がある程度期待される状況と思われる。</p> <p>・この施策に対する優先度の高い地域で、県民満足度が低い(たとえば仙南、仙台、気仙沼・本吉の一般県民および登米の市町村職員など)ことは、単に関心・意識の高低のみではなく、事業の実施との関連も検討されたい。</p> <p>・畜産環境事業、下水道・公共事業に関しては15.8億、50.8億円と大型事業である。本県の汚泥排出量が多いことから一定の成果が期待される。特定財源によるものであるならば財源による事業の明示と目標、年度計画明示によりさらに目標値達成への寄与を明らかにすることが可能であろう。</p>	<p>・本施策に関連した主要・重点事業以外の事業もあるが、基本票への掲載は行っていない。政策評価における事業の記載や範囲について、制度の趣旨等を踏まえ検討する。</p> <p>・宮城県の産業構造の特徴から、排出される産業廃棄物は、汚泥が多く(62%)、汚泥は、中間処理による減量化率が大きく、再生利用できる固形分が少ないことから、再生利用率が低くなる。こうした理由から本県独自に目標値を掲げている。また、本指標は、県の目標として県循環型社会形成推進計画に掲げており、県環境審議会においても妥当との審議をいただいている。</p> <p>・再生利用率の目標達成に向けて、県循環型社会形成推進計画及び将来ビジョン等において重点的に取り組む廃棄物や事業を明示している。これらの事業等の効果を見極めながら、必要な事業について検討していく。</p> <p>・ごみの排出抑制やリサイクルに係る市町村を対象とした県事業に仙台市も含まれており、県として、仙台市を含む宮城県全体の政策評価指標としている。なお、県では、各市町村におけるリサイクル率の状況等を把握・分析しており、総合的に指標が達成されるよう働きかけや技術的助言を行っていく。</p> <p>・事業の実施に当たり、検討する。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
3	廃棄物の適正処理の推進	不適正処分された産業廃棄物の残存量	...	3位	13.9%			大
						<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の目標値を達成するため、各事業を継続的かつ重点的に実施する必要があり、廃棄物の適正処理の推進は、県組織だけでなく市町村、県民を巻き込んだ総合的な取組や事業が必要である。</p> <p>政策評価指標の目標値の達成は、排出事業者及び処理業者の意識によるところが大きい。行政が適正処理の推進に取り組む意義は大きい。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、廃棄物の適正処理を推進することが必要不可欠である。</p> <p>不法投棄対策としては、第一に、廃棄物処理制度についての普及・啓発活動及び事業者への指導により、未然に発生防止することが重要である。また、違反行為が発生した場合は、早期発見・早期対応により事態の拡大を防止するとともに、悪質な事案については厳格に対応することが必要である。さらに、現在の産業廃棄物の処理過程では、安い業者に廃棄物が流れて結果的に不法投棄・不適正処理につながるという構図があるため、このような構図を廃し、違反行為がなされない処理システムを構築していくとともに、優良な事業者の育成が求められる。</p>		
4	資源循環に配慮した企業活動の促進			5位	10.6%	大		
5	県民や民間団体等の自発的なリサイクル活動の促進			2位	17.1%	大		
6	限りある資源の持続的な利用			4位	11.8%	中		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・新指標は「不適正処分された産業の残存量」としており、県の適正処理に対するの努力が分りやすくなった。しかし、村田町での100万トン以上の残存量を含んでいるので、具体的な対策の効果が分りにくいのでこれを別に記述しておくなどの工夫が必要である。</p> <p>・施策3の指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」は、当面の問題に対してはそれなりに評価できるが、次のような問題点があると思われる。</p> <p>この指標は累積していた不法投棄産業廃棄物と新規の発生量の合計を見ていくものと考えられる。当面、累積量が多い場合には、年々これらに対し適正処理が行われることにより減少が見られるであろうが、新規発生のみとなった場合は有効な指標とはなりえないと考えられる。また、ほかの県や地域との比較や、事業により適正処理がどれ位推進されているか、未然防止効果はあったかなどの効果の評価にも結びつけられるようにするには、将来的には両者の絶対量合計をみるだけでなく、当該年度産業廃棄物に占める新規不適正処分産業廃棄物割合、現存産業廃棄物(不適正処理累積量+当該年度新規発生量)に占める不適正処理産業廃棄物率、その他の指標の可能性なども検討してゆく必要があると考えられる。</p> <p>・政策評価指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」の全国残存量と県残存量の比較は無意味である。</p> <p>・不正処理予防・新規発生抑制強化のための直接的事業(事業8産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業、事業10産業廃棄物処理システム健全化促進事業、事業11産業廃棄物不法投棄監視強化事業、事業13産業廃棄物処理事業者指導強化事業)はそれなりの有効性があると考えられる。更なる対応を推進されたい。</p> <p>・産業廃棄物などの県外からの移入、県内からの移出の把握は現在できない状況であるが、対応を検討する必要があると思われる。</p> <p>・補助事業の有効性については評価が困難である。事業後のフォローを一定年限後に行う必要がある。</p> <p>・廃棄物の適正処理には、何らかのトレーサビリティ機能を必要とする。このような機能を発揮させるためのシステム構築と予算化の推進が望ましい。</p>	<p>・政策評価指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」については、竹の内産業廃棄物最終処分場の分は含まない数値とする。また、他の指標による評価についても検討する。</p> <p>・政策評価指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」については、県残存量と比較が適当な全国データの標記を検討する。</p> <p>・産業廃棄物などの県外からの移入、県内からの移出の把握は環境省で実施している産業廃棄物の広域移動量調査によるが、前年度の多量排出事業者の処理実績などのデータを用いるため、調査結果の確定が例年1年遅れとなる。</p> <p>・施策構成事業の見直しについて検討する。</p> <p>・トレーサビリティ機能による廃棄物の適正処理の確認については、本年度紙マニフェストと連動したGPSを用いた経路追跡システムに関するモデル事業を実施しており、現在システム導入の際の問題点の抽出等を行っている。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
				重視度	満足度			<p>【施策群設定:適切】</p> <p>産業技術の高度化に向けて、各産業分野の連携による政策的な研究開発とそれぞれ各産業分野ごとの研究開発を推進する施策となっており、各産業分野の生産現場が抱える技術的な課題解決や先端技術の開発、技術移転により、地域産業の持続的な発展を目的としている。</p> <p>【政策評価指標群:おおむね適切】</p> <p>地域産業が競争力をもつためには、技術の高度化や新製品の開発促進等が極めて重要である。このような観点と背景として、産業界のニーズを踏まえた県試験研究機関における研究開発の推進及びその成果の着実な移転が本県産業の競争力の向上に資すると考えられることから、指標の選定はおおむね適切である。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】</p> <p>政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標)から「有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「課題有」、社会経済情勢から「有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	創造的研究開発の推進	産業技術研究成果普及率	A	2位	32.5%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、本県の特徴を生かした振興計画等に基づき、市町村、民間団体、生産者ニーズ等を踏まえた試験研究に取り組むことである。地域産業の活性化と競争力強化を図るための事業として、県内農林水産業や工業の技術的課題の解決に向けた業際連携型共同研究等を推進しており、施策目的を的確にとらえている。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>本施策の満足度は50点「やや不満である」との結果となっており、満足度60点以上の回答者の割合も40.4と低いことから、事業の有効性は確認できない。これは、試験研究成果の技術移転・普及先が地域生産者や地域企業等が対象のため、一般県民の認知度が低いことが原因と考えられ、今後、PRに努める必要がある。政策評価指標「産業技術研究成果普及率」は、平成7年度から平成16年度までの10か年で試験研究を終了した447課題に対する成果普及率は仮目標の34.1%に対し、37.3%と3.3ポイント上回っていることから、事業群は有効と判断される。また、産業技術の開発に向けた全国的な取組として、産学官連携や競争的資金獲得による共同研究が盛んとなってきている。本施策における事業群は異分野の産業開発シーズを融合した共同研究の推進を図りながら、地域産業への速やかな技術移転を目標としており、有効と評価できる。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標等各種データは施策の目指すべき方向に進んでおり成果指標も上向いている。事業群は概ね効率的に実施されており、産業技術の成果創出と普及による地域企業等の競争力強化に貢献していると評価できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
						拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の達成度は良好であり、試験研究計画やその結果について、内部評価・外部評価による一層の効率性・効果性と透明性の確保に努めるとともに、複数の産業分野にまたがる試験研究課題については、農業・林業・水産業・工業の各分野の試験研究機関が連携・協力を図り、即効性のある成果重視型の共同研究を推進するため、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>この政策の中で県民の優先度は高いものの、施策重視度(70)と施策満足度(50)のかい離は20点と高くなっている。また、施策満足度60点以上の割合も40.4%と低く、約6割の回答者が満足していない結果となったことから、県民はさらなる取り組みの必要性を感じていると判断できる。さらに、今後は、大学等のもつシーズを各研究機関及び生産者・企業が連携して迅速かつ確実に技術開発・実用化することが求められている。そのため、この施策は次年度の取り組みを拡充し、新規事業を実施する。</p> <p>各産業系連携による産業技術の開発と県内農林水産業、工業固有の技術的課題の解決及び成果普及を推進するこの施策は、地域産業の活性化や競争力の強化のために必要不可欠である。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価シート(A)の内容	政策評価シート(B)の内容
				重視度	満足度			
				満足度(施策)		施策の必要性	施策評価	政策評価シート(C)の内容
優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性						
2	農業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	A	1位	39.0%	大	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、本県の特長を活かした振興計画等に基づき、市町村、民間団体、農業者ニーズ等を踏まえた現場応用研究を中心に開発研究を実施し、技術普及に努めることである。地域の活性化と農業振興のためには、その基盤となる研究開発の推進は必要である。また、県民生活の基盤を安定するためには、絶えざる技術革新・研究開発により、高い生産性を持つ産業を育てていくことが必要である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>本施策の満足度は50点と低く、満足度60点以上の回答者の割合も42.6と低い。政策評価指標「産業技術研究成果普及率」の現況値は増加しており、目標値を上回る成果を上げている。消費者の食の安全安心に対する関心の高まり等を受け、環境に配慮した農業生産の取り組みは増加基調にあり、施策の目指す方向に向かっている。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標等各種データは、施策の目指す方向に向いており成果評価も向上しており、事業群は概ね効率的に実施していると判断される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の達成度は良好であり、食料自給率の向上や食料に対する安全・安心志向、さらには、自然環境に優しい農業生産に対する要望に応えるため、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>食料自給率の向上や食に対する安全・安心志向の高まり、さらには、環境に優しい農業生産に対する社会的要望が高まる中、技術の高度化やその技術の現場への着実な普及のため引き続き研究開発を推進する。</p> <p>農業産出額は農産物価格の低下等によりこれまで年々減少していたものの、平成16年は回復傾向を示しているほか、化学肥料や農薬使用量の節減等、環境に配慮した農業生産方式の取り組みは継続して拡大傾向にある。そのため、これらが持続的に発展していくためには、その基盤となる試験研究を推進する必要があることから方向性は維持とする。</p>	
3	林業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	A	5位	4.6%	大	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、本県の特長を生かした振興基本計画、指針等に基づき、市町村、民間団体、生産者等のニーズを踏まえた応用研究を中心に研究開発を実施し、技術移転・普及に努めることである。木材関連産業の振興と持続可能な森林経営の確立及び森林の健全な整備を技術的側面から支援するため、木材利用加工技術、森林の育成管理技術、特用林産物(きのこ等)栽培技術等、施策目的を踏まえた事業である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>満足度は50点「やや不満である」との結果となっており、事業の有効性は確認できない。これは、試験研究成果の技術移転・普及先が地域生産者や地域企業等が対象のため、一般県民の認知度が低いことが原因と考えられ、今後、PRに努める必要がある。政策評価指標「産業技術研究成果普及率」はH17年度は現況値が37.6%で、仮目標値34.3を3.3ポイント上回った。林業分野についても35.3%と仮目標値1.0ポイントを上回った。政策評価指標が仮目標値を上回っていることから、各事業は概ね有効であったと判断される。また、スギ等針葉樹合板出荷量が著しく増加し、きのこ生産量、丸太産出量ともに回復傾向を示したほか、市場経済のみならず、県民生活に欠かせない森林のもつ様々な公益的機能についても評価されていることから有効と判断される。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、事業全体の業績指標、成果指標の推移と比較して効率的と認められる。各事業も効率的展開されていると判断でき、施策目的に対して概ね効率的に実施されていると判定される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>木材関連産業の発展と森林のもつ公益的機能の高度発揮、さらには保健文化・教育の場を提供するため、この施策は次年度も取り組みを維持すべきである。</p> <p>林業産出額、製造品出荷額(木材製品等)ともに平成16年は回復傾向を示しており、今後もこの傾向を維持するとともに、森林のCO2吸収機能をはじめとする公益的機能の高度な発揮に対する社会的な要請の高まりを受けて、今後、森林・林業・木材産業が持続的に発展していくためには、その基盤となる県産木材加工技術の開発、森林育成管理技術の開発等の試験研究を推進する必要があることから方向性は維持とする。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			施策・事業展開シート(C)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	施策評価	施策の方向性
4	水産業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	A	4位	10.4%	大	<p>[県関与・事業群設定:適切]                      本施策での県の役割は、本県の特性を生かした振興基本計画、指針等に基づき、市町村、民間団体、生産者、地域のニーズ等を踏まえた応用研究を中心に開発研究を実施し、技術移転に努めることである。地域産業の活性化と競争力強化、産業振興のためには、その基盤となる研究開発の推進は必要である。                      [事業群の有効性:おおむね有効]                      政策満足度は、50点「やや不満である」と低く、満足度60点以上の回答者の割合も42.9%と低いことから、施策の有効性は確認できない。政策評価指標「産業技術研究成果普及率」の現況値は増加しており、目標値を上回る成果を上げている。また、漁業生産の基盤となる燃油の高沸等周辺状況の好転はみられないものの、H16の本県漁業生産量、生産金額は前年を上回っており、新たな増養殖技術の研究・開発、現場への普及(アカガイ、タオヤギソウ等)、資源管理型漁業の調査研究、実践(マコガレイ保護区設定等)、これら水産物の利用・加工の高度化促進等により、水産資源の適切な保存管理、利用が図られ、施策の目指す方向に向かっている。                      [事業群の効率性:おおむね効率的]                      政策評価指標等各種データは、施策の目指す方向に向き成果評価も上向いており、事業群は概ね効率的に実施していると判断され、産業の基盤整備として一定の有効性はあるものと考えられる。                      [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]                      政策評価指標の達成度は良好であり、本県の自然と共生した地域社会を支える活力ある水産業の発展と、安全で良質な水産物の安定供給を具現化するため、引き続き重点的に実施する必要がある。                      本県の産業基盤を支える技術開発・研究課題の究明、普及について、引き続き必要な事業を導入し実施していく必要がある。                      [施策・事業の方向性]                      水産業が、県民の求める水産物を将来にわたり安定的に供給する産業として持続的な展開を図るため、漁場環境特性の把握、沿岸及び沖合域における主要魚類の資源調査等の実施や資源と漁場の持続的かつ高度な利用を目指した増養殖技術開発、消費者ニーズに対応した水産物供給に係る研究開発等の研究開発を推進する必要があることから方向性は維持とする。                      引き続き、本県産業振興の基盤を支え地域ニーズを反映した研究開発と、その成果の普及を推進する。</p>	
5	工業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	A	3位	11.5%	大	<p>[県関与・事業群設定:適切]                      本施策での県の役割は、本県の特性を生かした地域振興計画、指針に基づき、市町村、民間団体、生産者ニーズ等を踏まえた研究開発を実施し、技術移転に努めることである。地域産業の活性化と競争力強化、産業振興のためには、基盤となる研究開発の推進は必要である。                      [事業群の有効性:おおむね有効]                      政策満足度は、50点「やや不満である」と低く、満足度60点以上の回答者の割合も39.3%と低いことから、施策の有効性は確認できない。これは、研究成果の技術移転先が主に地域生産者や地域企業等が対象のため、一般県民の認知度が低いことが原因と考えられ、今後、PRに努める必要がある。政策評価指標「産業技術研究成果普及率」は現況値が37.6%と目標値の34.3%を上回る成果を上げている。また、本県の製造品出荷額等は平成16年度に若干の向上が見られたが、従業員数は減少しており、依然厳しい状況にある。県内製造業が国内外の競争に打ち勝つために、産業技術力の向上に寄与する研究開発は必要である。                      [事業群の効率性:おおむね効率的]                      政策評価指標、成果指標等は、施策の目指す方向に向いており、事業群は概ね効率的に実施されていると判断される。                      [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]                      政策評価指標の達成度は良好であり、生産拠点の海外移転など製造業を取り巻く環境が変化する中、県内製造業が国内外の競争に打ち勝ち安定した企業経営活動を確保するため、引き続き重点的に実施する必要がある。                      [施策・事業の方向性]                      業界ニーズに即応したテーマ、または産学官連携による新産業創出に向けた研究開発を推進する。研究開発成果を地域産業へ技術移転し産業競争力の強化を図るためには、研究開発を推進する必要があることから、方向性は維持とする。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		果の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
				重視度	満足度	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
新成長産業の創出・育成				70	50			適切
1	医療・福祉関連産業の創出・育成	医療・福祉分野における産学官共同による先端的研究成果移転件数	A	1位	48.6%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、福祉機器プラザの運用及び補助金交付等による資金援助と情報提供・交換である。県として、医療福祉現場のニーズ、学のシーズからの実用化を目指しており、独自の役割を果たしている。「産業振興アクションプラン」平成9年3月)において医療・福祉分野を新成長産業に位置づけているが、医療機器については、薬事法に基づく許可が必要であり、公的な支援が不可欠な状況にある。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は5.5点、満足度6.0点以上の回答者の割合は47.5%であり、それぞれの平均「5.1点」、「39.4%」を上回っており、概ね有効と判断する。政策評価指標「医療・福祉分野における産学官共同による先端的研究成果移転件数」は目標に対しては上回っており、有効である。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>地域結集型共同研究事業については、研究の重点化を行い、テーマを絞った結果、多くの研究成果がもたらされた。産業化できるものについては、研究成果育成事業などの補助事業において製品開発に向けた補助を行っている。使用者側のニーズについては、福祉機器開発促進モデル事業における利用者からの相談概要等を企業側へ情報提供を行っている。上記のとおり各事業群により、県内産業への恣意的な取組みへの誘導を行っており、県の事業費に直接カウントされない職員のスキルによる活動により、展開する部分が重要であり、数値的には表現できないが、概ね効率的であると判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>	
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>医療・福祉関連産業は、他の領域への相乗効果が生まれるものと期待されるなど一層の発展を図ることが必要不可欠であるが、本県産業サイドは未だ発展途上の段階にあり、施策誘導が必要不可欠である。</p> <p>現在の事業群は資金支援を中心に設定し効果を上げてきたが、今後、産学連携を進めるなど効率性を向上させながら、新たな事業展開が必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>医療・福祉産業は、今後の成長産業に位置づけられており、本県の産業分野として発展させるためには、県内企業による先端医療器具や福祉器具等の開発支援などに取り組んでいく必要がある。</p> <p>優れた医療・福祉機器の開発は、高齢者・障害者・患者等の身体的・精神的・社会的機能の維持・回復、本人・家族の生活の質の向上等に寄与する等、県民の生活に直結するものであることから、今後もこの施策を推進すべきである。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
2	環境関連産業の創出・育成	環境関連分野における先進的技術の実用化・事業化件数	A	2位	15.5%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、環境生活部資源循環推進課がリサイクルに関する事業を展開しており、エネルギー・環境自治体サミットに参画している。「環境産業」が比較的新しい括りであるだけに、生活に近いところから、最先端技術まで総合的な取り組みがあり、都道府県単位での取り組みは重要であり、適切である。また、新しい事業領域であるだけに、新技術を要素にするところが多いことから、産学官で構成するビジネスサロン形式でのマッチングから補助金・投資等の資金支援を行っている。</p> <p>【事業群の有効性：有効】</p> <p>施策満足度は50点、満足度60点以上の回答者の割合は39.8%であり、それぞれの平均「51.1点」「39.4%」と同等程度であり、概ね有効と判断する。政策評価指標「環境関連分野における先進的技術の実用化・事業化件数」は目標として設定した数値を上回っており、また、より先のシーズに近づいた事業化の展開を支援し、派生效果も見込めることから有効と判断する。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】</p> <p>事業の採択に当たり、企業から提出されるビジネスプラン、事業計画に関しては、環境関連産業に精通した経営アドバイザーを含む実践経営塾等の評価プロセスを経るなど、効率性はある程度確保している。また、各指標との関連からも概ね効率的と判断される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>環境関連新技術を支援する施策は、ナノテク等の持つ大きな可能性の具現化のサポートでもあり、社会に対するインパクトが大きく、全体的なレベルアップ、実用化までの加速の方法論に課題がある。</p> <p>補助金という資金支援にとどまらず、学が入った企業連携の形成も支援するなど実質的な方法での展開が必要であり、必要に応じて、新たな事業展開を模索しながら重点的に実施する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>環境関連産業は、今後の成長産業に位置づけられており、本県の産業分野として発展させるためには、県内企業による環境関連技術開発や製品等の開発支援などに取り組んでいくことが必要である。</p> <p>先端的技術であればあるほど知的財産を固めてから市場への接近を開始するため、情報の収集が困難であるが、関連産業の研究者と企業との接触を増やし、市場への到達スピードアップのため支援を重点的に行う。</p>
3	IT(情報技術)関連産業の創出・育成	高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数	C	6位	5.4%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、「みやぎ情報産業振興プロジェクト」、「宮城県IT戦略推進計画」を策定し情報産業の育成を図ることである。IT(情報技術)関連産業の創出・育成に必要な事業であり適切である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点と低調であり、満足度60点以上の回答者の割合は31.7%であることから、概ね有効と言える。政策評価指標「高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数」は長引く不況及び派遣社員による雇用が数字に反映されないなど統計上の特殊要因により仮目標値には達していない。今後数字の推移を注視していく必要がある。</p> <p>また、本県のIT産業の事業所数(392)及び従業者数(11,661人)は、同じ政令市を抱える福岡県の事業所数(1,069)従業者数(27,443人)、北海道の事業所数(850)従業者数(18,636人)に大きく及ばない状況にあり、効率的な事業の推進によりさらなる創出・育成を図る必要がある。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標等の各種データは施策の目指す方向に進んでおり、概ね効率的であると判断できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の目標値の達成度及び本県も含めた南東北3県の情報サービス産業売上高を、同じ政令指定都市を抱える福岡県、北海道並の売上高とするためにも、引き続き実施する必要がある。</p> <p>情報通信分野は、今後とも成長が期待される産業分野であることから、産学官の連携及び役割分担の下、積極的に諸施策を展開していく必要がある。</p> <p>これらのことから、積極的に推進する施策ではあるが、同種の事業の多くが「緊急経済産業再生戦略」において重点的に展開されていたことから、この施策の構成事業としては現状維持が妥当である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>ITベンチャー支援など「創出」の支援策だけでなく、「育成」を主眼とした事業展開を行い、県内IT産業のみやぎブランド化を引き続き進める必要がある。</p> <p>ソフトウェアハウスやコールセンター等、IT関連企業の集積に積極的に取り組み雇用創出を図る。</p> <p>地域の核となる地元企業の育成を図る。</p> <p>高度な技術力を有するIT人材の養成を図る。</p> <p>現在立地しているコールセンター事業者を引き続き県内に留め置く策として、人材確保のための支援を行う。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		果の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
4	食関連産業の創出・育成	新たな機能性加工食品の売上を計上した企業数	A	3位	13.1%			大
						<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>これまでの取り組みにより、県内企業における食ビジネスの全体的底上げが図られ、施策群は概ね有効であると認められるものの、新たな産業創出にまでは結びついていない状況にある。そのため、東北大学等のシーズを活用した具体的な産業創出を目的とした施策の展開が必要である。</p> <p>この施策の中心であった「食材王国みやぎ創生事業」は、全般的な食関連産業の振興には一定の成果があったが、今後は県内に十分なシーズがあり次世代食品として期待される「機能性食品」に重点的に取り組み、具体的な産業創出に結びつける必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>食関連産業分野は、医療福祉分野、環境関連分野などと共に、今後の成長産業に位置づけられており、本県の産業分野として発展させるためには、県内企業による価値を付加した食品開発への支援などに取り組んでいく必要がある。</p> <p>機能性食品に係る抗糖化食品等のシーズに基づく商品化に向けた展開や、開発・商品化された機能性食品の普及に向けて重点的に取り組む。</p>		
5	その他の新成長産業の創出・育成			4位	10.0%	大		
6	起業家の育成	起業及び新分野進出・新業態展開意欲を有する者の事業化率(ビジネスプラン作成事業者等の事業化率)	A	5位	6.4%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、国の補助金を活用し、また県単独で、(財)みやぎ産業振興機構と連携し、経営塾、創業支援、新分野進出に関する事業を推進することである。中小企業は多様な存在であり、サラリーマン・主婦・学生の起業など、やる気と能力のある中小企業等の育成・発展をすすめ、経済活性化と雇用拡大を目指している。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50で、満足度60%以上の回答者割合が22.1%であり、概ね有効である。政策評価指標「起業及び新分野進出・新業態展開意欲を有する者の事業化率(ビジネスプラン作成事業者等の事業化率)」指標として創業者向けの補助事業の前提となる新規創業に係るビジネスプランの認定者は、1年以内の事業化が義務付けられていることから、現況では100%となっている。また、県内事業所数(非農林漁業)は、平成16年は平成13年と比較しては、6.4%減少した。(全国:6.7%減少)</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>各種データは、施策の目指す方向に進んでおり、事業群は概ね効率的に実施していると判定できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		起業家講座・経営塾の支援による創業者、中小企業者等の事業所開業率						...

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
新しい時代を担う産業人の育成				重視度	満足度			
				70	50	おおむね適切	<p>[施策群設定:おおむね適切] 政策を実現するため5施策すべてが必要と認められ、政策目的に沿っており妥当である。政策目的を実現するためには、第1次・2次・3次産業の各分野においてそれぞれ総合的な施策の展開が必要であり、適切な施策の体系であると認められる。 [政策評価指標群:おおむね適切] 設定した4指標とも適切であり今後も継続する。必要性は5施策すべて「大」であり、継続的に取り組む施策5を除いて指標が設定されていることからおおむね適切である。 [施策群の有効性:おおむね有効] 政策全体の政策評価指標達成状況(A:4指標、B:3指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「おおむね有効」と判定した。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
1	農林水産業の発展を担う人材の育成	意欲ある農林漁業者・経営体数・認定農業者数	A	1位	38.1%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、農林水産業の組織活動支援や青年農業者育成センターと一体的な活動を行い、農林水産業者の育成支援を図ることである。競争力のある優れた経営体の育成や、農林水産業の後継者育成を進めるなどの共通の目的を有しており、全て施策目的を実現するために必要な事業である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の割合も40%以下であり、効果の発現に時間を要するため県民の実感に繋がっていないと考えられ、今後より多くの県民の満足度を高めていくという点では課題が残る。政策評価指標「新規農林水産業就業者数」は改善傾向にあるが、平成16年度目標にはやや遠い状況である。一方、「認定農業者数」「専門的漁業経営体数の割合」の達成度はAである。また、青年農業者育成センターと一体的に行っている就農相談会での就農相談件数はH15が59件、H16が74件、H17が55件と横ばい傾向であるが、新規就農候補者や認定就農者は増加傾向にあり、事業が適切に設定されている。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標は目的を達成し、多くの業績指標や成果指標はほぼ堅調に推移していることから、おおむね効率的だと判断される。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		意欲ある農林漁業者・経営体数・認定林業事業体数	B					
		意欲ある農林漁業者・経営体数・専門的漁業経営体数の割合	A					
		意欲ある農林漁業者・経営体数・新規農林水産業就業者数	B					
2	製造業等の発展を担う人材の育成	技能検定合格者数(累計)	A	3位	12.3%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、国の計画に基づき、県職業能力開発計画を策定し、県立高等技術専門学校で職業訓練を実施するほか事業主等の行う認定職業訓練を支援することである。製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、新たな技能・技術の習得や向上のため企業の職業訓練を支援することは適切である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度が50点と低いため、施策の効果を確認することはできない。政策評価指標「技能検定合格者数(累計)」は平成16年度に引き続き受験者数が多く、目標を達成できた。また、事業所・企業統計調査では平成8年から平成13年、平成16年と事業所数、従業員数とも減少傾向にある。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 事業費が減少する中で、業績を堅調に確保しており、概ね効率的と判断できる。政策評価指標も堅調に推移し目標を達成していることから、概ね効率的と判断できる。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
								維持

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・施策1の政策評価指標は「認定農業者数」に偏っており、これは必ずしも農林水産業全体の人材育成の成果をあらわすものではない。他の産業も含めて、それぞれの産業人の育成達成度をあわせて政策評価指標の設定を工夫してほしい。</p> <p>・施策5「人材育成に必要な指導者の育成」については、県民の優先度も2位と高いので、政策評価指標の設定を検討してみてもどうか。</p> <p>・全体として県側の育成体制が産業界の変化やスピードに適切に対応できていない面が散見される。今後さらに、産業界と提携したり、産業界を幅広く巻き込んだ外部資源活用型の能力開発方法を大胆に推進する必要がある。</p>	<p>・現在の政策評価指標は課題を有するが、施策1の総事業費の大半を農業関連が占めており、また現実的に他の数値に代え難いので存続する。他の産業を含め1つの指標で実態の人材育成達成度を数字に表わせるかどうか検討したい。</p> <p>・難しい課題であるが、事業効果を表わせる数値があるかどうかを見出す中で、政策評価指標の設定が可能かどうか検討したい。</p> <p>・委員の指摘のとおり、産業経済の活性化を図るため、農林水産業の担い手育成、製造業のものづくり技術の高度化、商業の活性化に対応するため、県内外の大学、企業などの機能を有効に活用し、地域の企業ニーズを踏まえた積極的な人材育成に努める。</p>	
3	<p>・政策評価指標の「新規農林水産業就業者数」は目標と実績がかい離している。業界の疲弊を反映しているものと思われるが重要な分野であり、一層の取組が必要である。</p> <p>・政策評価指標「新規農林水産業就業者数」については、各分野の内訳数も併記してほしい。</p> <p>・「専門的漁業経営体数」の政策評価指標分析カードで指摘されているように、「専門的漁業経営体数の割合」は指標として漁業の実態を正しく反映しておらず、注意して利用する必要がある。</p> <p>・農林水産業の振興は重要な位置を占めているが、その基本をなす人材育成が魅力に乏しい。一部積極的な取組みもあるが、全体的には関係課が多く何に力を入れているのかわからない。具体的かつ重点的な施策が望まれる。</p> <p>・農業実践大学校における教育は農業経営者のリーダーを育成するために質の向上が望まれる。</p> <p>・新規農林水産就業者数の増加については課題が多く、より体系立った取組みが必要と考えられる。特に新規農業就業者については、農業出身者と非出身者に分けて具体的な施策のあり方を検討するとともに、農業実践大学校のカリキュラムや研究内容についても、さらに工夫を加えて欲しい。</p>	<p>・委員の意見を真摯に受け止め、事業を進めていきたい。</p> <p>・次回から、達成状況の背景の説明に付記することとする。なお、測定年H16では、農業77人、林業28人、漁業30人、計135人である。</p> <p>・委員の指摘どおりであるが、高齢化等により全体の経営体は減少している。指標設定の考え方には、施策の実行により専門的漁業経営体数を維持することを数値目標とした。したがって、専門的漁業経営体割合を指標とするが、実態を表す数値として専門的経営体数も付記することとする。なお、測定年H16では、専門的経営体数4483経営体である(初期値H10では、4793経営体)。</p> <p>・農林水産業の担い手育成に関しては、意欲ある中核的担い手に対して総合的な支援を進めている。また、人材育成は新規就業の促進から経営体質等の一層の強化まで段階的に事業を展開しているため、政策評価指標の数値目標を達成するためには、どの事業も不可欠であると考えられる。</p> <p>・農業実践大学校においては、近年非農家の子弟が増加するなど就業者の状況も大きく変化している。平成19年度からは新規参入者やリターン希望者、新規参入企業の技術者の養成など、幅広い年齢層や多様な就業形態に対応した新しい農業教育システムを実施することとしている。</p> <p>・農業実践大学校の教育システムを変更し、従来の農業後継者育成から法人への就業を含めた幅広い就農者を養成する農業教育施設として充実していきたい。</p>	
4	<p>・事業の有効性を判断する社会経済情勢データとして使用している製造業事業所数や従業員数は、今後も大幅に増加させていくことは難しいと考えられるので、有効性についての別の判断基準が必要と思われる。</p> <p>・高等技術専門学校における科目間の人気にばらつきが大きく、時代のニーズにあうように定員の見直しやカリキュラムの検討等が必要である。</p> <p>・産業技術総合センターにおける人材育成研修はテーマが時代の要請にあっており、企業での成果が期待される。</p> <p>・産業界のニーズにマッチし、企業の実態からかい離しない能力開発をさらに進めていく必要がある。そのためには企業と連携し、巻き込んだ能力開発の方法をさらに推進してほしい。</p>	<p>・有効性についての別の判断基準については今後検討したい。</p> <p>・高等技術専門学校における科目については、時代のニーズの把握に努め、定員の見直しやカリキュラムの検討等を実施していきたい。</p> <p>・高等技術専門学校における訓練科目についても同様の効果が得られるよう見直し等を図っていきたい。</p> <p>・常に産業界のニーズの把握に努め、企業の実態からかい離しない能力開発を進めていきたい。特に、企業との連携を深め、職業訓練と企業実習を組み合わせる「日本版デュアルシステム」等を拡充していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
3	商業・サービス業の発展を担う人材の育成	商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等)	A	5位	7.8%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、国と適切な役割分担の下、中小企業関係団体等を積極的に活用し、効果的な人材育成事業、中小企業支援センターや中小企業関係団体への財源的支援・地域商業活力創造事業(若手マネージャー等実践研修事業)を実施することである。県内商業界の中核を担う中小小売・サービス業を営む経営者等の管理能力の向上、地域の商業リーダーとなる人材の育成、受講者派遣企業の業績の向上を目的とするものであり、施策目的を実現するために必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度50点と平均的な値であるが、満足度60点以上の割合が35.0%と平均値以下である。政策評価指標「商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等)」は、経済情勢が厳しい中でも、研修関係の予算がある程度確保されている状況であり、好評なもの枠は、伸びている。今年度、平成22年度の目標については、上記を踏まえ、平成17年度の数字を参考に目標値を増やす方向で検討する。目標を達成していることから有効と判定できる。また、平成16年度商業統計調査結果で見ると、事業所数31,717事業所(前年比 3.1%)、従業員数228,037人(前年比 3.7%)、年間商品販売額10兆2432億円(前年比 6.3%)となっており経営環境は厳しい状況である。地域の商業リーダーとなる人材の育成は必要である。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標各種データは、施策の目指す方向に概ね進んでおり、効率性指標も向上している。施策の目的に対して効率的に実施されていると判断される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>社会経済情勢の変化に対応した、各産業分野の人材育成を推進する必要がある。</p> <p>地域商業の発展や活性化を図るために、地域活性化の中心的役割を担う中小商業・サービス業者への研修事業を提供することは有効であるので、効率化を図り引き続き支援していく。</p> <p>各研修担当機関(国、県、民間団体)の役割分担や事業間に重複はないものの、各機関の連携と協力を図り、研修受講者(商業・サービス業者)への研修内容の充実、有効性の確保及び効率的な事業運営が求められていることから、支援機関間の連絡調整機能の強化を推進していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>施策重視度は70点だが、この政策の中での県民の優先度は最も低い。さらに、有識者(市町村職員)の優先度では、登米、石巻圏域で0%となっており、この施策の認知度を高めることも必要である。</p> <p>各支援機関が実施する事業については、事業開始以来、受講者の評価が高いことから引き続き取り組む。</p> <p>なお一層の研修内容の充実、有効性の確保及び効率的な事業運営に努めるため、他の支援機関との連携・協力体制の整備を進める。</p> <p>低迷する地域中小商業・サービス業の振興の推進役となるリーダーの育成事業の必要性及び有効性は認められているので、各市町村への施策の広報等を行うとともに、引き続き県民及び事業参加者のニーズの把握に努め、支援内容の充実を図る。</p>	
4	IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成	情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数	B	4位	9.2%	大	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、ITコーディネーター等の企業訪問、経営者向けセミナーの開催である。県内の人材育成に向け県が主体に行っているものであり、適切である。</p> <p>経営者がIT知識を有する人材を確保するために、県が施策を設定し、かつ浸透させることは適切である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>満足度は50点と「やや不満」であるが、満足度60点以上の回答者の割合も40%程度あることから、事業の有効性がある程度認められる。政策評価指標「情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数」は平成17年度の専門家の派遣を受けた中小企業数は21社であるが、目標値を下回ってしまったが、達成割合としては約92%となっている。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>業績指標・成果指標及び事業費に対する業績指標の割合は、施策の目指す方向に進んでおり、全体としては一定の効率性は確保されていると思われる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>この施策の事業等によりIT(情報技術)を活用する中小企業は増えたが、企業間でのIT格差が拡大してきていることから、支援内容を企業のニーズに合わせてながら事業を継続していく必要がある。</p> <p>企業の需要に応じ、また需要を掘り起こし、事業を継続する。企業のIT格差は拡大しているが、中位以下のレベルの企業を主な対象に設定し、広く対応していく。</p>	
5	人材育成に必要な指導者の育成			2位	31.6%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・商店街のコミュニティ機能を充実させ、商業者だけでなく住民が幅広く参加できる拠点をつくる施策を推進して欲しい。</p> <p>・商工会議所・商工会の指導員の資質向上が極めて重要であり、県としてそのための支援を強化する必要がある。</p> <p>・事業環境は厳しく、経営者の意識改革が必要である。若手マネージャ研修で大手スーパー等への派遣を実施しているのは適切である。このような研修をもっと増やしていくことが望ましい。</p>	<p>・職場内研修の開催経費や職場外研修の受講費用等について補助しているが、各団体において研修効果を最大限に引き出すため、研修に参加しやすい職場環境づくりや各種研修受講への働きかけ、あるいは研修修了者の効果確認など研修推進体制の充実強化について助言・指導を行う。</p> <p>・平成18年度の若手マネージャ研修は受講定員数を昨年度の10名から15名に増やしたことで、今までで最多の13名の参加希望があった。次年度以降は受講者数が定員の15名となるように積極的に周知を図る。</p>	
	4	<p>・専門家派遣事業のIT活用経営革新支援事業はITを活用して経営革新を行う事を狙ったものであり、人材育成を主目的としていない。産業技術センター等において行っているIT系研修事業の方がよりこの施策に近い事業ではないか。</p> <p>・「情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数」は達成度Bではあるが、これは派遣内容の見直しによるものであり、支援の実態については一定の評価ができる。</p> <p>・派遣や支援の内容がますますITそのものにとどまらず、それを戦略や経営と一体化したものへと変化しているため、チームでの対応や経営者の経営ビジョンを明らかにしながら、ITを効果的に活用していくよう施策の体系を見直していくことが必要になっている。</p>	<p>・IT活用経営革新支援事業は、中小企業等がITを活用して経営革新を行う事を支援する目的で行っているものであるが、中小企業の人たちのIT活用に関するスキルアップに繋がるものでもある。なお、産業技術総合センター等が行っているIT系の研修については、IT技術者の育成を目的としたものであり、今後の施策を検討する際の参考にしたい。</p> <p>・中小企業におけるIT導入に係る支援が中心であった派遣内容を、もっとIT活用により経営革新が進む支援となるように派遣内容を見直したもので、今後も企業ニーズに対応した支援を行っていききたい。</p> <p>・現在の専門家派遣事業のIT活用経営革新支援事業は、主にITに関する専門家による支援であったため、必ずしも企業が求めているニーズの全てに対応できなかった部分があると思われる。今後は、IT活用を含めた経営全体に関する一体的な支援が行えるよう、他の事業と結び付いた支援メニューを検討していきたい。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
高度な産業技術の普及推進				重視度	満足度			
1	普及活動を推進する専門的技術者の養成			1位	32.9%	中		
2	普及を推進する施設の整備			3位	14.5%	中		
3	早く確実な技術移転			5位	10.3%	中		
4	技術に関する情報の迅速な提供			6位	9.8%	中		
5	各産業分野の課題やニーズの適切な把握			2位	20.1%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・この政策は産業活性化の起爆剤として期待されており、施策群の設定は妥当である。</p> <p>・政策評価指標が設定されている施策は6施策中1施策のみであり、他の施策への政策評価指標の設定が課題である。</p> <p>・施策1～3の農業分野の試験研究機関についても高度な技術の速やかな移転が従来にも増して必要となっていることから、具体的な取組みを期待したい。特に消費者サイドを意識した取組みがもっと必要である。</p>	<p>・東北大学などの研究シーズの地元企業・団体等への移転とともに、地元企業・団体等の課題やニーズに対応した技術移転に対応するため、産学官連携の枠組みを機動的に活用し、今後も地元企業等への高度な産業技術の普及促進により、本県の産業振興を加速させる。</p> <p>・政策評価指標の設定について、施策1,2に関しては、事業総点検等に伴い見直し中であり、現段階では指標の設定は困難である。施策3に関しては、新技術の普及拡大を図る時点で実証は設置を行っており、その時点で導入目標(生産農家戸数、作付け面積、出荷数量・品質、販売額)の中で、最重視する目標の2年後の達成率を指標として設定する。施策4,5については、技術情報や企業の課題・ニーズは流動的な部分もあり、他の施策の指標とともに、今後も適切な指標の設定について継続して検討する。</p> <p>・農業分野の技術移転・普及活動は、主に農業改良普及センターが担っており、試験研究機関や現地関係機関と連携し、迅速な課題解決に取り組んでいる。また、必要に応じて、民間専門家、大学及び他産業の関係機関とも連携を図っている。今後も、消費者サイドを意識しながら、農業分野の試験研究機関の技術移転・普及にこのような連携した取組みを一層活発にしていきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
6	産学官連携による技術の普及	先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数	A	4位	11.0%			大
						<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するために、今後も重点的に事業を実施していく必要がある。 妥当性、有効性、効率性については、政策目標、施策目標に合致した事業を実施するものであり、今後、知的財産の創造・活用・保護を含め、重点的に事業を実施していく必要がある。 【施策・事業の方向性】 MEMS等マイクロテクノロジー産業の地元定着・集積と自動車関連産業の集積による、地域産業のクラスターの展開を推進しているが、そのためには、県内の中小企業のものづくりの基盤技術の高度化支援等が必要であり、この施策は次年度も特に重点的に取り組むべきである。 県内の中小企業のものづくりの基盤技術の高度化を進め、また知的財産の重要性を認識し、知的財産の創造・保護・活用等による競争力の強化が必要であり、この施策は特に重要であり重点的に取り組みたい。</p>		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標「先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会)数」は新しく設定されたものだが、達成度から施策の有効性が評価でき適切である。</li> <li>・この施策は重要であり、支援機関との連携による事業推進は成果が期待される。</li> <li>・基盤技術高度化支援センターの設置は、極めて効果的・機動的な取り組みであり、今後の成果を大いに期待したい。</li> <li>・活動内容が地味で県民の目に見えにくいことから、積極的な情報公開や広報活動を進めて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、基盤技術高度化支援センターの活動のPRに努め、基盤技術支援グループと地元企業との産学連携グループ(研究会)の拡大に努めていきたい。</li> <li>・今後も、産学連携グループの活動への支援に努めていきたい。</li> <li>・今後も、技術相談や研究者などによる巡回支援、機器・施設の開放などの情報提供数等、ワンストップ窓口としての機能の拡充を進めていきたい。</li> <li>・基盤技術高度化センター主催のセミナー・イベント開催、産学官の研究成果発表会や工業系団体の会議などの場において、活動内容のPRに努めているが、Webでの研究会活動の紹介などを通じて積極的な活動紹介に努めるとともに、機会を捉えて一層積極的な広報活動を進めていきたい。</li> </ul>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出				重視度	満足度			
				70	50		おおむね適切	<p>【施策群設定:適切】 政策を実現するため7施策すべてが必要と認められる。特に政策目的を達成するためには、ビジネスとしての農林水産業の取組みや農村や森林がもつやすらぎや憩いの場の提供など、多面的な機能を観光資源として活用する取り組み、さらには地域経済の拠点としての商店街の活性化を一層支援する必要がある。施策4,5,6は施策2,3を補完する施策として一体的に推進する必要がある。</p> <p>【政策評価指標群:おおむね適切】 既に目標値をクリアしたものがあり、見直しを検討する必要がある。必要性を「大」とした5つの施策のうち4つに指標が設定されており適切である。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:3指標,B:1指標,判定不能:1指標)から「有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	農林水産物の付加価値の向上	アグリビジネス経営体数	...	3位	16.3%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策において、県は平成13年10月にみやぎ食と農の県民条例基本計画を策定しアグリビジネス関連事業を推進するとともに、平成15年3月にフードシステム連携強化・循環推進基本計画を策定した。この施策での県の役割は、農業と食産業との連携を図るため「地域フードシステム連携構築」の主体にアグリビジネス経営体を位置づけ支援機関ネットワーク化を図ることである。企業のアグリビジネス経営体育成支援事業は、支援機関のネットワークやモデル経営体の育成には重要であり、アグリビジネス創造型生産基盤整備支援事業は、アグリビジネスを担う人材への動機付けや掘り起こしで人材確保・育成は重要であり、ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業は、志向者や実践者に対する支援で、両施策を一体的・体系的に行うことにより、より施策評価指標の向上が図られる。また、グリーン・ツーリズム推進活動事業では、都市との交流や体験型グリーン・ツーリズムを通してビジネスチャンスを拡大するものである。</p> <p>【事業群の有効性:有効】 施策満足度は50点であり、事業群は概ね有効と考えられる。政策評価指標「アグリビジネス経営体数」は平成17年度に見直した指標であり、平成17年度は現況値であることから判定不能である。また、農林水産物の付加価値の向上に取り組む県内のアグリビジネス経営体数は平成14年～16年の3年間で15増加(H14:160 H16:175)しており、施策の目指す方向に向かっていく。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】 平成17年度に政策評価指標を見直したため、判定することができない項目はあるものの、事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)からみると効率的といえることから、全体としては概ね効率的といえる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 今後も政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>現事業群は、指標値向上に直接的な効果をもたらしており、今後とも継続的な施策の展開が必要であるが、これまでのソフト施策の効果を活かすことや農家レストラン、農産物直売所など今日のアグリビジネスの多様性を踏まえ、さらには今後の指標値の向上を考慮すると、ハード施策の充実が望まれる。</p> <p>【施策・事業の方向性】 農産物価格の低迷による所得の確保対策やリスク分散を行う観点からも、2次・3次産業部門を取り入れた、本県農業の新しい経営の展開方向を示す意義は大きい。また、これまでの施策展開により、対象者や地域の動きも見られることから、この施策を推進する事業を拡充していく必要がある。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・施策4・5・6には特に政策評価指標が設定されていないが、知事の提唱する「富県戦略」を実現するための重要な施策であり、また2008年の「デスティネーション・キャンペーン」に向け本格的な取組みが期待される施策といえる。特に施策6は県民の優先度は7位と低いものの、全体の施策群の中心的エンジンとしての役割を果たすものと考えられるため、戦略的な取組みが必要である。</p> <p>・消費者の活動範囲が急速に拡大している中で、農村も商店街も衰退が著しい。この流れを止めるためには、地域資源を有効に活用して地域の魅力を広く打ち出し、消費者との交流を盛んにする施策の充実が望まれる。施策が細切れになっており、象徴的な施策がない。</p>	<p>・施策4・5・6に該当する事業はこれまで実施していなかったが、新たに策定される政策の中で、実施していくよう検討中である。食や歴史文化・温泉等、地域のセールスポイントを前面に出した情報発信や地域の魅力を発見、より高めるため「交流と発信によるみやぎの活性化」を図っていくほか、「グリーン・ツーリズム」や「食材王国みやぎ」など庁内関連部署とも積極的に連携を図っていく。</p> <p>・まちづくり三法が改正され、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地域に対し、既存のストックを有効に活用したコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを重点的に支援していくことになった。県としても国、市町村と連携した支援を実施していく。</p>	
4	<p>・「年商1億円以上の農業経営体数」を指標としてモデル経営体やアグリビジネスへの取組みを支援することが推進されており、今後の成果に大いに期待したい。</p> <p>・年間1億円以上の売上を達成できる経営体を派出することを成果目標としているが、中堅規模の事業者も元気の出る施策が望まれる。政策評価指標は今回見直したため達成度は把握できないが、引き続き積極的な取組みが必要である。</p> <p>・地産地消の促進と農村の活性化に産直販売所が有効な役割を果たしているが、行政の支援は窓口が色々あり、効率的ではない。</p> <p>・地方振興事務所の果たすスピーディな現場対応や各地の状況にマッチしたアイデアの創出が重要になると思われるため、この面での一層の努力を望みたい。</p>	<p>・アグリビジネスの創出は重要であると考えているので、新たに策定する政策の中でも、引き続き事業を継続し、なお一層努力していきたい。</p> <p>・関係部署の連携を密にし、的確に対応できるようにしていく。</p> <p>・本施策における地方振興事務所の直接関与はほとんどないものの、本来果たすべき役割として十分機能していると思うが、なお一層努力していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
2	農林水産業や観光産業などの産業間の連携	地域資源活用事業創出件数	A	5位	15.3%			大
						<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 地域の産業振興を進めるため、各地域の特色を活かした地域主導による取り組みを重点的に推進する必要がある。 地域が一体となった産業振興を推進するため、地域産業を担う農林漁業者、中小企業、各事業者が組織する団体等それぞれの主体に対し、重点的に支援を行う必要がある。 [施策・事業の方向性] 地域の産業振興を継続的に進めるため、事業者間の連携を促進し、農林水産、観光等地域資源を活かした多様な取り組みにより、地域の産業活動の活性化や産業の創出を図る必要がある。 地域内の産業間連携を促進するため、県、市町村、民間の関係者が連携し、地域ごとの特徴を生かした事業展開を図る必要がある。 新たな地域産品の開発やコミュニティビジネス、新規作目生産等、経営体の新たな事業展開への支援が必要である。</p>		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・政策評価指標「地域資源活用事業創出件数」は十分に目標をクリアしているものの、今後は事業の数だけでなく、内容が問われる段階に入っていくものと考えられるため、その面にも配慮した目標値を設定する必要がある。</p> <p>・地域資源の活用、特産品の開発、販売等により地域の活性化、交流人口の拡大につながる。成果をあげるためには認知度を高めることが重要である。広く情報を伝えるための支援が不足しているのではないかと。</p> <p>・地方振興事務所の更なるイニシアティブに期待するとともに、より「産業間の連携」を戦略的に生かした取組みを増やしていく必要がある。</p>	<p>・政策評価指標「地域資源活用事業創出件数」については、指標値に直接影響を与える事業のほか、地域産業の活性化を総合的に支援する事業等により構成されている。事業数だけでなく、内容の充実が重要と認識しており、今後、県の取組みを評価する上で参考にしたい。</p> <p>・これまでは、地域資源の活用、特産品の開発、販売等の取組みに対して、補助や協働活動による直接的な支援を行ってきた。これらの取組みについては、これまでも通常業務の中で情報発信に努めているが、今後とも積極的な情報発信を行っていくこととしたい。</p> <p>・圏域の中核的なサービス機関として設置された地方振興事務所については、今後とも、地域特性や地域資源などを活かすとともに、産業間の連携に配慮しながら、産業振興に軸足を置いた地域振興の横断的・一体的な推進を図っていくこととしたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
3	地域資源を活用した観光産業の振興	観光客入込数	A	2位	17.2%		大	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】 本施策での県の役割は、国、市町村、民間団体と連携を図り、観光立県行動計画推進プロジェクト事業を実施することである。観光立県行動計画において、観光振興の4つの基本的方向を示し、これに基づく事業群を5か年戦略プロジェクトにおいて内容・バランスとも十分検討・実施しており、全て施策目的を達成するために必要な事業である。 【事業群の有効性: おおむね有効】 施策満足度(中央値)は、50点であり、概ね有効である。政策評価指標「観光客入込数」は、目標値に達成しているため、各事業は効果があったと判断する。また、一つの目安として、県内における観光消費額(推計)では、宿泊費、飲食費等の直接消費額が、H15年4,872億円からH16年5,086億円と214億円の伸びを示している。また、観光消費額がもたらす各種産業の誘発効果(推計)においてもH15年3,265億円からH16年3,618億円と353億円の効果を表しており(以上:観光統計概要より)、施策の効果があったものと判断できる。以上から、当該データにおいても好調に推移しており、有効と言える。 【事業群の効率性: おおむね効率的】 政策評価指標は目標を達成しており、また、全般的に業績指標・成果指標とも概ね効率的と判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
						大	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値に達したものの、施策に対する県民満足度が低くないが、施策の主な内容が県外の旅行者に対するものであり、県民に直接アピールできないことが原因となっている可能性が非常に高いことを考慮すべきである。 観光立県行動計画の基本理念に基づき、社会情勢の変化に即応可能な観光需要の形成のため、みやぎ観光戦略プラン(アクションプラン)を平成18年度に策定し、的確に事業を展開する必要がある。 【施策・事業の方向性】 今後とも経済波及効果が高い観光産業の振興に関する事業の展開を図ることが有効であることから、引き続き重点的に実施する必要がある。観光産業のもたらす経済波及効果は高く、自然、歴史・文化、温泉、食など地域資源の活用による観光振興は、地域産業全体の振興の起点となり得るものである。 観光立県行動計画の基本理念に基づき、社会情勢や観光客のニーズの変化に対応すべく策定する「みやぎ観光戦略プラン」により的確に観光産業の振興を図る。 また、県内各地への誘客には、観光基盤の整備は勿論のこと、その地域に住む人が自分の地域に誇りと愛着を持ち、自信を持って紹介できる魅力的な地域となることが重要である。したがって、県内の交流人口を増やすこと、特に仙台圏域の県内各地への誘客により、宮城の良さを再認識するなど「地域力」や県全体の観光地のレベルアップ(観光力)の向上を図る。 併せて、平成20年度に開催されるデスティネーションキャンペーンを核とした国内外からの観光客の誘致を積極的に進める。</p>	
4	地域間の連携による地域産業の育成			4位	16.2%	大		
5	地域資源を活用するための情報集積・情報提供			6位	8.1%	中		
6	農林水産業者、商工業者、NPOなどによる地域ネットワークの形成			7位	7.7%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・山形県と連携を深めていることは評価できる。なお他県にも広く呼びかけ、東北地域一体となって魅力を打ち出す努力が望まれる。地域資源、食材等の開発が有効であり、広く情報を発信し、官民一体となって集客に努めることが重要である。</p> <p>・「観光客入込数」はこの数年順調に増加しており、2008年のデスティネーション・キャンペーンに向けたさらに積極的な取組みを期待したい。</p> <p>・特に「地域資源を活用した」の部分にもっと力点を置いた政策的テコ入れが必要である。この点では施策4・5・6との結びつきが不可欠であるため、これらの施策群の強化を期待したい。</p>	<p>・山形県他に「東北六県観光推進協議会」や「栃木・南東北テーマ地区推進協議会」、さらには、「南東北広域観光推進協議会」等を通じて、それぞれの目的(対象市場等)を見定めて広域連携を行っている。また、今年度策定予定のみやぎ観光戦略プランには、高速交通体系のゲートウェイである当県の利点を活かして「東北の中のみやぎ」の役割を意識した内容を盛り込む予定である。</p> <p>・デスティネーションキャンペーンは、単なる観光宣伝ではなく、このキャンペーンを生かして、観光を活用した地域づくりにつなげていくものであるため、官民一体となって積極的に取り組んでいく。</p> <p>・食や歴史文化・温泉等、地域のセールスポイントを前面に出した情報発信や地域の魅力を発見、より高めるため「交流と発信によるみやぎの活性化」を図っていくほか、「グリーン・ツーリズム」や「食材王国みやぎ」など庁内関連部署とも積極的に連携を図っていく。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策・事業展開シート(C)の内容	
7	魅力ある商店街づくりによる商業の振興	中心市街地活性化基本計画策定地区数	A	1位	18.6%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、市町村やTMOなどと連携し、若手商業者グループの育成を図るとともに、中心市街地をはじめとする商店街に事業拡充等各種補助金を交付し、地域商店街の活性化を支援している。事業の実施にあたり、地域経済への波及効果や地域商業の活性化への貢献などを重視しており、施策目標を実施するために必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点と「やや不満である」となっている。政策評価指標「中心市街地活性化基本計画策定地区数及びTMO認定数」において、TMO認定数は目標に到達できなかったが、基本計画策定地区数は達成できた。また、全国で新たに中心市街地基本計画策定市町村数は26市町村、TMO認定は11団体であり、平均すると各都道府県でそれぞれ1市町村(団体)以下であり、設定した事業群は有効と判断できる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 事業全体の業績指標、成果指標の相関が認められないが、政策評価指標等各種データは、施策のめざす方向に進んでいるので、概ね効率的と判定できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
		TMO認定数	B				<p><b>維持</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 この政策の中で最も県民の優先度が高い施策であることから、政策評価指標として掲げた目標値を達成するため、継続して実施する必要がある。 この施策を実行するのに必要な事業群が網羅されており、店主や団体等をいかにやる気にさせ、組織化するかが課題であることから、市町村等関係機関との連携を密にし、事業の推進に努める。 【施策・事業の方向性】 郊外大型店やロードサイドショップの台頭により、中心市街地をはじめとする中小商店の活力は衰退傾向にあることから、更なる支援が必要である。 少子高齢化社会の到来、消費者ニーズの変化など、日々激変する商業環境に対応するため、新しいビジネスモデルの構築に対する側面支援を継続することの意義は大きい。 中心市街地活性化法の改正が予定されていることから、改正内容及び地域の要望を踏まえ、県の役割及び支援内容を再検討する必要がある。 空洞化し衰退傾向にある地域商店街における活性化に向けた動きに対しては、県として引き続き支援していく必要がある。 取り組み地域が拡大していくよう事業誘導していく上で、県の役割が益々重要となる。 特に、活性化に向けた計画の熟度の高い地域や事業実施による効果が高いと考えられる地域に対しては、中心市街地の活性化を核とした各種商業振興施策を集中的に展開していく必要がある。 より地域に密着した消費者ニーズに応えられる店作りを行えるようなソフト事業を充実していく。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・まちづくり三法の改正や市町村合併の影響などでなかなか具体的な成果が見えてこない不透明な状況に直面している。今後は古川や丸森の事例などを分析するとともに、合併が大幅に進んだ県北を中心としてどう中心街を再生するのかの県としての戦略の練り直しが必要になってくるのではなからうか。</p> <p>・商店街の魅力づくりを真剣に考え、内部から積極的に行動を起こすリーダーの育成が急がれる。少子高齢化、車社会に対応した街づくりを行うための効果的な支援策が望まれる。</p>	<p>・中心市街地・商店街の活性化に取り組む地域のこれまでの取り組みを基に、どのような施策が効果的か地元市町村等と意見交換し適切な支援を行っていく。さらに、まちづくり三法が改正され支援メニュー・スキームも大幅に変わったことから、県の支援のあり方について検討していく。</p> <p>また、合併した市町については総合計画を策定中であるので、市町の計画内容を踏まえ支援内容を検討していく。</p> <p>・商店街等のリーダーの育成及びスキルアップを図るため、研修会への助成等の支援を引き続き行う。</p> <p>少子高齢化、人口減少等に対応するためどういったまちづくりをしていくべきか、また、それを実現するための効果的な支援策について検討していく。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)			
				重視度	満足度	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
消費者ニーズに即した産業活動の展開				70	50			
1	米、麦、大豆の高品質化と低コスト化	みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))	A	3位	17.4%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、県水田農業改革方針、県麦類・大豆生産振興指針の基本施策の策定、経営体育成基盤事業等のストック形成、宮城米づくり、米ビジネス推進の支援・普及啓発について中心的な役割を担うことである。産地間競争を勝ち抜き、消費者ニーズに応える高品質で安全・安心な米・麦・大豆の低コスト生産性向上のための、米づくり推進事業、経営体育成基盤整備事業、みやぎ米需要創出支援事業等の構成となっており、全て施策実現のために必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:有効】 施策満足度は50点だが、満足度60点以上の割合が42.6%となりおおむね有効である。政策評価指標「みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))」については、米、大豆等の10品目である。平成15年の異常気象による冷害で全体的に生産額は下回ったものの、10品目は達成した。また、平成15年の異常気象の教訓を生かし、気象変動に強い稲作を推進したことから、晩期栽培面積が前年より増加した。</p> <p>【事業群の効率性:効率性】 米の上位等級の指数は、80と高く、また汎用化水田の整備率は59%と前年より2ポイントの増、平成16年の新規事業のみやぎ米需要創出支援事業として取り組んだアイテム販売店舗数は44ヶ所となっている。効率性指標については、全体的に高まっており、効率的に実施されたものと判断される。政策評価指標等は適切に施策の目指す方向に進んでおり、事業群として効率的に実施されていると判定する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 市場が求める高品質な主要農作物生産については、県、市町村、農協、生産者等が連携して進めるとともに、低コスト化を図る必要がある。 主要農作物の安定供給を図るためには、ほ場整備等のハードと技術支援を一体的に行うことが効率的である。 売れる宮城米づくりを実現するには、関連事業と連携して推進することが効率的である。</p> <p>【施策・事業の方向性】 激化している産地間競争に勝ち抜き、水田における主要農作物の安定供給を図るため、機械等の導入や技術支援、生産基盤等の整備や良品質麦・大豆の生産促進に向けたハード、ソフトでの支援が必要である。 米消費量の減少の一方で外食、中食をはじめ新たなニーズとして拡大傾向にある分野も存在するほか、消費者の安全安心志向に応える生産振興も求められている。特に「売れる米づくり」の実現に向けて、推進していく必要がある。 麦・大豆についても、米と同様に本県の主要作物として位置づけられており、消費者や市場等の多様なニーズに応えられる品質の生産を、コストの低減を図りながら推進していく必要がある。 また、平成16年に検討した「水田農業改革に向けた取組計画」と今後新たに策定する「園芸特産振興基本計画」をベースに、各地域における「地域水田農業ビジョン」と連携を図り、「売れる野菜・花き・麦・大豆等の新たな展開」に向けた新たな施策を打ち出していく必要がある。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		果の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
2	野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上	みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))	A	4位	8.8%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、園芸をはじめとした多彩な品目の生産・拡大、県有種雄牛を活用した仙台牛等のブランド産地づくりとして、生産対策と流通対策の支援、人材育成、普及啓発、融資・助成等について、中心的な役割を担うこと、県有種雄牛を活用した仙台牛等のブランド産地づくりである。生産組織に対する農畜産物のブランド化と生産性向上のための宮城型養液栽培システムの導入支援、高品質な牛づくりの生産振興等の事業の構成となっており、全て施策実現のために必要な事業である。また、高品質な牛づくりとしての目的にかかった事業である。</p> <p>【事業群の有効性：有効】</p> <p>施策満足度は55点で有効である。政策評価指標「みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))」については、いちご、きゅうり、ほうれんそう、トマト、肉用牛、米等の12品目と、目標の12品目を上回った。また、平成16年は秋冬野菜が高騰したことから、ねぎの産出額が増加した。また、大型施設による作付が増加したトマトが20億円となった。生しいたけは需要増により生産量における国内産割合が高まりつつある。</p> <p>【事業群の効率性：効率的】</p> <p>みやぎの養液栽培普及推進事業(平14～16は超低コスト宮城型簡易養液栽培普及拡大事業)、野菜産地拡大事業、花き産地拡大事業等については、効率性は高い。他の事業はほぼ横ばいで、概ね効率的に事業が実施されたものと判断している。なお、青果等生産額は、事業実施年度以降に反映される。政策評価指標等各種データは適切に施策の目指す方向に進んでおり、事業として効率的に実施されているものと判定される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>野菜・花き・肉用牛等のブランド化と生産性向上の促進及び輸入野菜等の急増による価格競争に勝ちうる低コスト化が必要である。</p> <p>アグリビジネス(消費者ニーズをとらえ生産と加工・販売を組み合わせた高付加価値農業)の推進の体制整備の支援や、各産業の関係機関と県の総合的な支援構築を図る必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>各種農産物の輸入量増加により、価格が低下傾向であることから、生産施設・機械の整備、技術支援等の総合的な支援、普及啓発を通して、高品質で周年生産が可能な野菜、花き、果樹産地拡大、特用林産物の生産・流通・販売の強化を図る必要がある。</p> <p>肉用牛については、各地域での種雄牛の能力向上とともに各産地間競争が顕著となっているので、次年度以降も雄牛側と雌牛側の双方から組織的な改良を実施し、宮城の特色ある牛づくりを推進する必要がある。</p> <p>食品や農産物等に対する安全安心への消費者ニーズが高まる中、消費者ニーズを踏まえた生産振興とブランド化を推進する必要がある。さらに併せて、農産物等の付加価値向上等のため、生産と加工を組み合わせたアグリビジネスの展開も不可欠である。</p> <p>また、平成16年に検討した「水田農業改革に向けた取組計画」と今後新たに策定する「園芸特産振興基本計画」をベースに、各地域における「地域水田農業ビジョン」と連携を図り、「売れる野菜・花き、麦、大豆等の新たな展開」に向けた新たな施策を打ち出していく必要がある。</p>
3	県産木材のブランド化と品質の向上	安心・安全なみやぎ産品の供給量(みやぎブランド材(品質基準適合製材品)出荷量)	A	7位	2.2%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、国の林業・木材産業構造改革推進事業のほか、木材産業振興事業を積極的に活用しながら、県内の林業・木材関係団体や市町村などと連携した事業展開を実施している。みやぎブランド材の流通対策や新たな木材の需要拡大への取り組み支援、公共施設等の木質化支援など全て施策目的を実現するために必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点と低調であり、事業群の有効性を確認することはできない。政策評価指標(みやぎブランド材出荷量)は、仮目標値を上回っており、事業群の有効性を確認できる。本県の住宅着工戸数は平成15年次:18,677戸 平成16年次:19,382戸 平成17年次:21,171戸と増加傾向にある。</p> <p>【事業群の効率性：効率的】</p> <p>県産品販売促進事業及び安全・安心みやぎ材利用促進事業についても事業費が減少しているにもかかわらず、業績指標に成果として現れており、効率的に事業が実施されているものと判断される。事業全体の業績指標、成果指標の推移から事業群は効率的に実施していると判断できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。業績指標及び成果指標も伸びが認められるものの、品質の高い製材品の絶対条件である「乾燥材」の割合が全国平均を大きく下回っていることから、乾燥材生産体制の整備並びに安定供給システムの構築など、今後も積極的に支援していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>「住宅の品質確保等の促進等に関する法律」の施行後、高品質な製材品へのニーズが高まってきている。また、シックハウス問題や地域材利用の意義など、これまでにない関心が高まっており、安心・安全な県産材の普及拡大・PRには絶好の機会になっていることから、この施策を拡充して実行する必要がある。</p> <p>みやぎブランド材の認知度を向上させるため、事業規模を拡大し、より効果的に一般県民や住宅建設業界等にPRできる事業を創設する。特に、学校施設などの公共施設等において安心・安全な県産材へのニーズが高まっていることから、平成18年3月に立ち上げた「みやぎ材利用センター」を核に一般住宅用建築材も含めたブランド材の安定供給システムを構築し、県内の流通拡大をより一層図る必要がある。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		果の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
4	県産水産物のブランド化と品質の向上	みやぎ産品認知度・シェア (水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))	C	6位	6.4%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、各種の取組や生産・流通体制の整備等を指導・支援するとともに、PRや販売の機会の提供、情報の受発信等を主体的に実施することである。事業では生鮮水産物、水産加工食品の生産者のマーケティング能力や商品開発能力の向上、販売開拓・拡大を支援しており、施策目的の実現のために必要である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点であり、事業は概ね有効と判断される。政策評価指標「みやぎ産品認知度・シェア(水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))」はC判定(H16年)であるが、「水産加工食品評価受賞品の継続製造・販売品目数」はA判定であり、事業全体としては概ね有効と判断される。また、地産地消、地元産品に対する関心や重要性の高まり、消費者ニーズの多様化、産地間競争に対応していく必要があり、有効と判断される。宮城県優良県産品(食産業・商業振興課)における農林水産加工品の推奨品数は131であり、そのうち水産加工品は66となっている。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標等各種データは施策の目指す方向に進んでいるものと言え、事業群は概ね効率的に実施されているものと判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		水産加工食品品評会受賞品の継続製造・販売品目数	A					維持
5	有機農産物等の生産	環境保全型農業に取り組む農家数の割合	A	5位	8.7%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、県域全体への制度の普及啓発活動と市町村関係機関等への連絡調整・支援である。各事業は、畜産由来の有機質資源が有効に活用され、化学肥料、農薬等の使用が減り環境負荷が低減された農産物の生産が増大し安心な農産物等の生産がなされるため適切である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度(中央値)は50点であり、満足度60点以上の割合が40%程度あることから、今後より多くの県民の満足度を高めていく点では課題が残る。主たる政策評価指標である「環境保全型農業に取り組む農家数の割合」は2005センサスによってデータが示され、平成17年度目標値を上回った。補足目標値である「県認証制度及びエコファーマー等取り組み農家数の割合」も順調に増加している。また、環境にやさしい農産物の生産量の指標となる「A S法に基づく有機農産物の国内生産された格付け数量はH14年43,769t、H15年46,609t、H16年47,428tと増加しており、本県でも着実に増加している。全国のエコファーマーの数は、H15年3月26,233名、H16年3月47,766名、H17年3月75,699名と増加している。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標のデータは施策の目指す方向に進んでおり、事業全体の業績指標、成果指標の推移と比較しておおむね効率的だと認められる。事業は施策の目的に対しておおむね効率的に実施されていると判断できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		県認証制度、エコファーマー等取組農家数の割合	A					維持

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
6	安全・安心な食料 生産のための衛 生管理の高度化	安心・安全なみや ぎ製品の供給量 (HACCP方式等 高度衛生管理導 入施設数)	B	1位	30.6%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、生産拠点での衛生管理の整備、流通におけるトレーサビリティシステムの導入など、生産者や流通加工業者が自ら行う衛生管理や流通の高度化を図るための取組に対して指導・支援を行うほか、食の安全安心確保のための検査や技術開発を実施することである。安全安心な食料生産の衛生管理に係る直接的、具体的事業であり施策目的に合致した必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>施策満足度は60点と「ある程度満足だ」の評価であり、事業は有効と判断する。政策評価指標「HACCP方式等高度衛生管理導入施設数」はB判定、「県産牛の出荷頭数」はB判定と施策全体としては概ね有効と判断する。また、貝毒については新たにトゲクリガニの毒化監視が必要となるなど環境の変化がある中で、平成17年度においても貝毒による食中毒の発生はなく、施策の目指す方向が実現されつつある。また、浄化処理を行った県産かきの比率は平成17年度で81%と着実に増加しており、施策の目指す方向に向かっている。内閣府食品安全委員会の調査によると、4割強の人が、自然災害など日常生活を取り巻く他分野に比べ、食の安全の分野により大きな不安感を持っており、食品に対する信頼の回復は急務である。</p> <p>【事業群の効率性：効率的】</p> <p>水産物産地衛生管理定着事業は事業費は減少したが、前年を上回る業績となっている。有用貝類毒化監視対策事業、家畜伝染病予防事業は検査件数が業績指数になっているが、安全対策を図るためには一定の検査件数レベルを確保する必要があることから本項目の判断には適さない。政策評価指標等各種データは施策の目指す方向に進んでいるものと言え、事業群は効率的に実施されているものと判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
		安心・安全なみや ぎ製品の供給量 (県産牛の出荷頭 数)	B					拡充

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素			
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度				
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)					施策評価
				優先度(順位)	優先度(割合)				
7	県産品の流通・販売の促進	みやぎ産品認知度・シェア (農畜産物(生産額20億円以上の品目数))	A	2位	25.2%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>「県産品の流通・販売の促進」には、消費者や流通業者の要望に沿った商品開発はもとより、高い付加価値含むブランド性を活かしたマーケティング戦略が必要であり、県に対してはこれらの活動に対する総合的な支援が求められている。こうした要望に対し本施策では、県が主体となって様々な場面や手法をもって、直接・間接的に支援を行うとともに、広域的視点からの指導・支援(国)、地域的な指導、支援又は事業の実施(市町村)、直接の事業実施及び支援(民間)など、適宜適切な役割分担のもと事業が設定されている。県産品は、農畜水産物、加工品などの食品、木材、工芸品、工業製品など多岐にわたる。これらをほぼカバーする事業構成となっている。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>満足度は50点であるが、満足度60点以上の回答者割合が43.1%であり、おおむね有効と判断される。</p> <p>政策評価指標「みやぎ産品認知度・シェア 水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア)」はC判定であるが、「農畜産物(生産額20億円以上の品目数)」はA判定、「木材(県の製材用木材需要量に占める県産材率)」はA判定と、施策全体としては有効と判断される。施策群の中での優先度の高さからも伺えらるとおり、食品はもとより、広く地元産品に対する関心や重要性が高まっている。施策全体を総括するデータを示すことは困難であるが、例えば、木材流通に関し、製材用木材需要に占める県産材率を全国値と比較すると、平成16年時点で16.1ポイント上回っており、過去4年間において継続して上昇傾向にあることなどから、概ね適切と判断される。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標等の各種データは、施策の目指す方向に進んでいるものと言え、事業群は概ね効率的に実施しているものと判定される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>	
		みやぎ産品認知度・シェア (水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))	C						適切
		みやぎ産品認知度・シェア (木材(県の製材用木材需要量に占める県産材率))	A						
								<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>依然として厳しい経済状況や安全・安心に関する消費者の関心の高まりの中で、食品においては産地間競争が従来になく激化している。本県では「食材王国みやぎ」を差別化の旗印として事業を展開しているが、まだまだ県内外に浸透しているとは言えず、より戦略的に本県産品の流通・販売の促進に取り組んでいく必要がある。</p> <p>食品以外の県産品についても、例えば伝統的工芸品をはじめ、地域経済に大きな影響を持つ産品も多いことから、この施策については、停滞することなく継続的に事業を展開していく必要がある。</p> <p>このように、施策目的の達成には、品目や業種ごとに生産・流通・販売など各業界のニーズに応じた幅広い事業が必要であり、社会情勢や経済情勢の変化に応じて臨機応変に事業を展開していく必要があることから、現場の情報を注視し常に事業の見直しを視野に入れながら、施策全体としての強化、推進が望まれる。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>幅広い事業展開と、常に現場のニーズや社会経済情勢の変化に応じた事業の見直しを念頭に置き、施策全体の拡大、強化を図りながら展開していく必要がある。</p> <p>販路拡大においては、東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」等を活用した消費者ニーズの的確な把握に努め、マーケットインの販売戦略のもと県産品の販売促進活動を展開する。一方で、BtoBのマッチング支援における展示会や商談会的事業の実施により、業界毎の流通・販売特性やニーズに応じて事業展開を図っていく。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の必要性	施策評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)			
						施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
産業基盤の整備による生産力の強化				重視度	満足度			おおむね適切
1	ほ場整備等農業に必要な基盤の整備			2位	21.2%	大		
2	漁港、漁場等水産業に必要な基盤の整備			4位	11.4%	大		
3	林道など林業に必要な基盤の整備			6位	3.9%	中		
4	企業活動に必要な工業団地等の基盤整備			4位	11.4%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策評価指標は1施策に設定されているのみである。他の施策も重要なので、指標の設定を検討してほしい。</p> <p>・施策5以外のハード面の整備に関する施策群の評価はどうなっているのか。またそれらの評価と施策5の評価との整合性・体系性をどのように考えたらよいのかが明示されておらず、何のための施策群設定かが理解しにくい。</p>	<p>・ほ場整備等農業に必要な基盤の整備に係る指標について検討しており、施策目的を実現するためのよりよい体系を構築できるよう今後の将来ビジョン策定等の参考にしたい。</p> <p>・ハード面を整備した上で優れた立地環境をPRし、企業立地を進める意図で施策群を設定したものである。</p> <p>なお、施策群の評価は、指標設定されたもののみとされており、今後、指標設定とあわせて施策群の評価について検討していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			政策評価・シート(C)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	施策の方向性	
5	戦略的な企業誘致	全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合	A	3位	20.4%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策での県の役割は、先端技術産業を優遇した奨励金制度を新設し、戦略的な企業誘致活動に取り組むことである。県内外の立地有望な企業への誘致活動と戦略的なPR活動等による事業構成となっており、全て施策目的を実現するために必要な事業である。 【事業群の有効性：おおむね有効】 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の回答者割合も30%以下であるので、今後のより多くの県民の満足度を高めていくという点で課題が残る。政策評価指標「全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合」は、達成度Aとほぼ順調に推移している。立地有望な企業に対してPR資料を効果的に活用しながら訪問等を行うとともに東北大学等との連携を密にした戦略的な企業誘致を図る。また、企業の設備投資に明るい動きが見られ、本県への企業立地件数は増加傾向にある。先端技術を有する企業の立地圏域は、仙塩地域2社、大崎地域2社、石巻地域1社、気仙沼地域1社である。 【事業群の効率性：おおむね効率的】 政策評価指標等各種データは、施策の目指す方向に推移しており、事業全体の業績指標、成果指標も概ね適切である。以上から、事業群は概ね効率的に実施されていると判定できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 企業の設備投資に明るい動きがあり、企業立地件数も増加しているが、県外からの新規の立地が少ないことから、政策評価指標目標の達成と企業立地の推進のため、引き続き重点的に実施する必要がある。 国内製造業は、安価な労働力等を求めて海外移転等を行う動きがあり、本県への企業立地を促進するためには、今後も国内において製造を継続する分野や地域の持つ強みを見極め、地域特性にあった分野における集中的な取り組みが必要である。宮城県には東北大学をはじめとする研究機関等が集積しており、東北大学等との共同研究を行う企業が立地しやすい制度を構築することが目標達成のために必要である。 【施策・事業の方向性】 産学官ラウンドテーブルにおいて締結された「地域産業経済の成長に向けた基本合意書」の項目として、「研究開発プロジェクト・研究開発型企業の誘致に関すること」があげられており、地域の受け入れ態勢は十分に機が熟している。 東北大学等の協力が得られることで他地域との差別化が可能となった現在、企業立地を促進するための優遇制度の拡充が県としての責務である。 特に、先端技術企業を誘致するために必要な優遇制度について十分に検討し、企業にとって宮城県が魅力ある地域となるような支援体制を整える必要がある。 東北大学等と共同研究を行う企業を立地し、先端技術の海外移転等による空洞化を防止することにより、先端技術産業等の集積と雇用機会の拡大を図る。 県外の先端技術を有する企業を県内に誘致するために有効な事業であると認められるので、来年度は事業を再構築し企業誘致を図る。</p>
6	物流、情報通信、エネルギー等産業活動に必要な基盤の整備			1位	30.3%	中		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策評価指標「全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合」については産業再生戦略により一定の成果を上げているが、企業誘致全体を考えると大型の誘致案件に乏しく、施策の有効性としては課題がある。また、県民からの期待も大きいため、さらにきめ細かな戦略的誘致を着実に推進して欲しい。</p> <p>・本県は工業力が弱く、企業誘致は最重要課題である。他県並みの優遇措置では実効性は期待できないので、もっと踏み込んだ対応が望まれる。</p> <p>・先端技術企業誘致事業は事業費が0になっているが、実際の事業費の捻出先を注記してほしい。</p>	<p>・大型案件の誘致実現に向け、知事自らのトップセールスを始め、積極的に企業誘致に取り組んでいく。</p> <p>・優遇制度の見直しについては、平成18年8月に設置した企業立地推進本部において、様々な角度から検討を進めることとしている。</p> <p>・先端技術企業の誘致事業は企業誘致折衝経費(平成17年度予算4809千円)で対応している。一度に複数の企業を訪問する実態であることから、先端技術企業分のみを抽出することは困難である。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素			
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度				
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)					施策評価
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容		
足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化				重視度	満足度	適切	【施策群設定:適切】 一次産業を取り巻く社会情勢は非常に厳しい状況にあり、地域経済を担う産業として経営基盤の強化は大変重要であり、社会の要請に適合した適切な施策と言える。厳しい経済環境の中、一部を除き多くの中小企業は本業が好調とは言えない状況にあるため、特に不振な企業等の再生を図ることにより、中小企業の安定経営を目指すものであり、適切なものと言える。また、建設業者に対しては、成長産業等への経営進出を支援することにより、戦略的な経営展開が可能となる。 【政策評価指標群:おおむね適切】 施策4の指標(製造品出荷額)は、国内の社会経済情勢に影響されるとともに、海外の事情にも大きく影響されるため、必ずしも当初想定した結果とは異なる場合があるが、設備投資等による生産能力の向上は、地域経済の発展や雇用の確保にもつながることから、おおむね適切である。 【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:3指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「課題有」、社会経済情勢から「おおむね有効」と判定した。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。		
1	農業における経営基盤の強化		2位	29.3%	大				
2	林業における経営基盤の強化		7位	2.1%	小				
3	水産業における経営基盤の強化		6位	6.0%	大				
中小企業の経営基盤の強化				製造品出荷額	A	1位	33.7%	大	【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、再生を目指す中小企業を含めた中小企業企業向けに、低利な融資制度・保証制度を設け、無担保融資の充実等に取り組むことである。中小企業の経営基盤の安定・強化及び再生を図るため、各種金融支援や経営の多角化を支援するものであり、必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は、50点と低調であり、事業群の有効性を確認できない。政策評価指標「製造品出荷額」は経済情勢を反映して指標値は目標を上回っている状況にある。また、本県の大企業を含む製造品出荷額も増加に転じている。 【事業群の効率性:課題有】 政策評価指標及び社会経済情勢データと業績・成果指標の直接的な相関は認められないので、課題有とする。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。
									【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標は達成したものの、一時的なものとも考えられるので、引き続き重点的に施策を実施する必要がある。なお、製造品出荷額を伸ばすため、自動車関連産業等を対象に、設備の更新や増設が必要な中小企業が利用しやすい融資制度等の検討が必要である。 地域経済の発展や雇用の確保を図るため、県内中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、再生を目指す企業を支援することが重要と考えられるので、引き続き重点的に施策を展開していく。 【施策・事業の方向性】 景気は緩やかに回復傾向にあるものの、依然として中小企業を取り巻く環境は厳しいことから、新事業展開、再生などのニーズに対応した各種資金により、中小企業の経営基盤の強化を支援していく必要がある。また、証券化を活用した融資などにも積極的に取り組んでいく。 再生を目指す企業に対しては、中小企業再生支援協議会を中心に支援を推進する必要があり、相談機能の充実を図る。 特に、建設業界は、公共事業の削減に伴い非常に厳しい状況にあることから、積極的に新事業への展開(多角化)を支援していく必要がある。

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素				
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度					
				満足度(施策)					施策評価	施策評価・シート(B)の内容
優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容							
5	国際化への対応			国際経済コンサルティングの利用事業所数	A	4位	6.1%	大		
				宮城県の貿易額	A			大	拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 現在の社会情勢から分かるとおり、グローバル化が加速し、日本の対外貿易の輸出入とも増加している状況にあり、今後ますます県内企業がグローバル化に対応していかなければならないことが想定される。そのため、海外展開を考えている企業、海外展開をしている企業を支援する必要がある。 企業の海外展開を支援する事業、ビジネスマッチングの機会を与える事業、情報提供等の事業は、企業のグローバル化をそれぞれの段階に応じて支援する内容の事業であり、さらに推進する必要がある。 【施策・事業の方向性】 グローバル化が進展し、各国間の貿易額も年々増加している中で、県内企業の国際化を推進し、海外展開をしようとしている企業を支援することは、既存の取り組みでは掴むことのできないビジネスチャンスの獲得が期待され、企業の業績拡大にもつながるので、重点的に取り組むべき施策である。 企業が必要としている支援は、企業にあった個別具体的な支援であり、グローバル化に対する企業のノウハウの蓄積である。その点については、平成16、17年度は緊急経済産業再生戦略事業「海外販路開拓事業」で個別企業に対する集中的支援を行ったが、今後も同じレベルの支援を行っていくためにもこのような事業を拡充し、実施していく必要がある。 また、市場としても今後大きくなるとされる中国を中心として商談会等を行っている「東アジアとの経済交流事業」についても、拡充して実施していく必要がある。</p>
6	農協、漁協、商工会等産業関係団体の育成			3位	15.6%	大				
7	経営診断等の専門的人材の育成			4位	6.1%	小				

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策・事業展開シート(C)の内容	
産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進				重視度	満足度		<p>[施策群設定:おおむね適切] 政策を実現するため7施策全部が必要と認められる。施策の重複、矛盾点は無く適切である。 [政策評価指標群:おおむね適切] 雇用経済情勢の変化に対応した指標数値の見直しが必要となるが、引き続き「県の支援による職業技術向上者数」を指標とする。 [施策群の有効性:おおむね有効] 政策全体の政策評価指標達成状況(B:1指標)から「おおむね有効」、県民満足度結果(中央値50点)から「課題有」、社会経済情勢から「おおむね有効」と判定した。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
1	IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発	県の支援による職業技術向上者数	B	6位	10.7%	大	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。平成13年度に白石高等技術専門学校が統合新設され、情報系を中心とした訓練ニーズに対応した公共職業訓練を実施しており、施策目的を実現するために必要な事業である(白石校以降のハード整備は凍結)。 [事業群の有効性:おおむね有効] 満足度は55点であり、60点以上の割合も46.4%程度あることから、おおむね有効であると判断する。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標を下回りBとなったが、過去5年間達成度Aであり、多様なIT等の職業能力開発は、産業界から強く望まれており訓練ニーズが高く、各事業は概ね有効であると判断する。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標は若干目標値を下回ったが、業績指標はほぼ堅調に推移しており、各事業も効率的に展開していると判断され、概ね効率的であると認められる。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
						維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] IT(情報技術)等時代の要請に対応しうる施策となるよう検討が必要である。情報化や技術革新の進展に伴う新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。 [施策・事業の方向性] IT(情報技術)等多様な職業能力開発は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容の見直しを行うなど柔軟な対応が必要である。 雇用情勢を注視しながら、離転職者の再就職支援や在職者の技能向上にも対応した多様な職業訓練を積極的に実施していく。</p>	
2	より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制	県の支援による職業技術向上者数	B	2位	18.1%	大	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。近年の技術革新の進展に伴い、高度な技術・技能や体系的な職業訓練を実施しており、各事業は施策目的に沿った事業である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 満足度は50点であり、60点以上の割合も40%程度あることから、おおむね有効である。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標を下回りBとなったが、過去5年間達成度Aであり、より高度な技術を習得できる職業能力開発は、産業界から強く望まれており、訓練ニーズが高く各事業は概ね有効であると判断する。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標は若干目標値を下回ったが、業績指標はほぼ堅調に推移しており、各事業も効率的に展開していると判断され、概ね効率的であると認められる。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
						維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 技術革新の進展に伴い求められる、より高度な技術・技能の習得に対応しうる施策となるよう検討が必要である。情報化や技術革新の進展に伴う新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。 [施策・事業の方向性] より高度な技術や技能を習得できる職業能力開発は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直していく。 雇用情勢を注視しながら、離転職者の再就職支援や在職者の技能向上にも対応した多様な職業訓練を積極的に実施していく。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・この政策の実現に7つもの施策が必要かどうか検討する必要があるのではないか。特にこれらの施策の中には他の政策中の施策との重複が見られたり、6つの施策を結局はひとつの政策評価指標で評価している点を考えると、もっと単純な施策群の設定でもよいのではないか。</p> <p>現在の施策体系のままで事業展開を図るのであれば、全ての施策で政策評価指標が同一になっており適切な評価が出来ない。それぞれの施策の目的にふさわしい指標を工夫してほしい。</p> <p>・「職業技術向上者数」の算定方法を表記しておいた方がわかりやすい。</p> <p>・施策7「熟練技能者の能力の活用・継承」には特に評価指標が設定されていないが、2007年問題をはじめとして、今後施策の重要度が高まることが予想されるため、より明確な県としての対応が必要であると思われる。</p> <p>・色々な分野において技能者が不足している。社会を支える技能者の人材が不足する時代が来ると思われるので、人材育成は重要である。技能は若者を早くから訓練しなければ優れた人材が育たないし、若者の雇用促進についても真剣に考える必要がある。施策の内容が実効性を伴っているか確認し、訓練のあり方を近代化して魅力のある技能教育環境を整えてほしい。</p>	<p>・委員の指摘どおり、7つの施策には他の政策と重複するものがあったり、ひとつの政策評価指標で評価しているなど課題が見受けられる。難しい課題であるが、今後、他の政策との整合性を図り、この政策の実現のために必要な施策群の整理を行うとともに、政策評価指標を検討していきたい。</p> <p>・次回から、わかりやすくするため、算定方法を記載することとする。なお、「職業技術向上者数」の算定方法は、「公共職業能力開発校修了者数」+「みやぎ農業未来塾参加者数」+「基幹的林業技能士等研修修了者数」である。</p> <p>・難しい課題であるが、事業効果を表せる数値があるかどうかを見いだす中で、政策評価指標の設定が可能かどうか検討したい。</p> <p>・技能者の人材育成の重要性を認識し、常に時代のニーズの把握に努め、訓練のあり方を柔軟に見直すなど、魅力ある高等技術専門学校となるよう訓練環境の整備を図っていきたい。</p>	
4	<p>・白石高等技術専門学校を中心に一定の成果を着実に達成している点は評価できる。能力開発の性質上、時代の変化とともに急速に技術革新が進展していくために、他の関係機関とも連携したスピーディな対応をさらに期待したい。</p> <p>・高等技術専門校の科目配置が必ずしも効果的とはいえない。IT関連科目がなぜ白石市のみで、ニーズの高いと思われる仙台市にないのか。生徒のニーズにふさわしい効果的な訓練校のあり方を考え直す必要がある。</p>	<p>・今後も時代の変化に的確に対応できるようニーズの把握に努めるとともに、他の関係機関とも連携強化を図っていきたい。</p> <p>・IT関連科目については、厚生労働省及び文部科学省間の取り決めや県内専門学校等との協議結果を踏まえ、仙台市以外の白石高等技術専門学校で実施している経緯があるが、IT関連科目に限らず、高等技術専門校の科目等については、常にニーズの把握に努め、科目や定員等の見直しを図っていきたい。</p>	
3	<p>・事業3(新林業機械作業システム技能者養成事業)を除けば、施策1との違いがどこにあるのが必ずしも明らかではなく、この施策を独立に設ける根拠が明確とは言えない。</p> <p>・技能者はなくてはならない職業である。時代のニーズにあった科目、カリキュラムの見直しと教師の配置等魅力のある教育が望まれる。生徒の質も重視し、高等技術専門学校を卒業したら、技能者として誇りを持てるような教育を目指して欲しい。</p>	<p>・施策については、施策群全体の見直しの中で検討することとする。</p> <p>・技能者の必要性を十分認識し、常に時代のニーズの把握に努め、科目やカリキュラム等の見直しを図り、高等技術専門校の修了者が技能者として誇りを持てるような職業訓練を目指していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			政策評価・シート(C)の内容	
		優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性		施策の方向性		
3	職業能力開発のための施設、設備の充実	県の支援による職業技術向上者数	B	3位	16.4%	大	【県関与・事業群設定: おおむね適切】 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。効率的、効果的に施設・設備を充実し、ニーズが高く即戦力になりえる人材を養成できるような訓練環境を整備する必要があり、平成13年度に白石高等技術専門学校が統合新設し訓練ニーズに対応した公共職業訓練を実施している(白石校以降のハード整備は凍結)。 【事業群の有効性: おおむね有効】 満足度は50点であり、60点以上の割合は32.9%程度あることから、おおむね有効である。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標を下回りBとなったが、過去5年間達成度Aであり、職業能力開発のための施設、設備の充実は産業界から強く望まれており各事業は概ね有効であると判断する。 【事業群の効率性: おおむね効率的】 政策評価指標は僅かに目標値の達成には至らなかったが、職業能力開発のための施設、設備の充実は産業界から強く望まれており、施策の目指す方向に推移している。事業全体の業績指標及び成果指標については堅調に推移しており、概ね効率的であると認められる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。	【評価結果から抽出される課題と対応策】 産業や雇用のニーズに対応した職業訓練施設や訓練用機器等の設備の充実が図られる施策となるよう検討が必要である。 情報化や技術革新の進展に伴う新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。 【施策・事業の方向性】 職業能力開発のための施設、設備の充実は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握するところから始まるものであり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直していく。 産業、雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発を推進していくため、財政状況をみながら事業内容の見直しを検討する。
							【県関与・事業群設定: おおむね適切】 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。高度で専門的な技術や技能を教えるために必要な指導者の育成に向けて、指導体制の充実、強化は必要不可欠であり、概ね適切である。 【事業群の有効性: おおむね有効】 満足度は55点であり、60点以上の割合も45%程度あることから、おおむね有効と判断する。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標に届かずBとなったが、過去5年間達成度Aであり、高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は産業界から強く望まれており訓練ニーズが高いことから各事業は概ね有効であると判断する。 【事業群の効率性: おおむね効率的】 政策評価指標は僅かに目標値の達成には至らなかったが、高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は産業界から強く望まれており、施策の目指す方向に推移している。事業全体の業績指標及び成果指標については堅調に推移しており、概ね効率的であると認められる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。	【評価結果から抽出される課題と対応策】 高度で専門的な技術や技能を教えるために必要な指導者の確保や育成に向けた施策となるよう検討が必要である。 農林水産業を行う上で求められる能力も高度化・多様化しており、それらも含め新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。 【施策・事業の方向性】 高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直していく。 産業、雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発を推進していくため、高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成を積極的に実施していく。
4	高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成	県の支援による職業技術向上者数	B	5位	11.7%	中	【県関与・事業群設定: おおむね適切】 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。高度で専門的な技術や技能を教えるために必要な指導者の育成に向けて、指導体制の充実、強化は必要不可欠であり、概ね適切である。 【事業群の有効性: おおむね有効】 満足度は55点であり、60点以上の割合も45%程度あることから、おおむね有効と判断する。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標に届かずBとなったが、過去5年間達成度Aであり、高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は産業界から強く望まれており訓練ニーズが高いことから各事業は概ね有効であると判断する。 【事業群の効率性: おおむね効率的】 政策評価指標は僅かに目標値の達成には至らなかったが、高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は産業界から強く望まれており、施策の目指す方向に推移している。事業全体の業績指標及び成果指標については堅調に推移しており、概ね効率的であると認められる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。	【評価結果から抽出される課題と対応策】 高度で専門的な技術や技能を教えるために必要な指導者の確保や育成に向けた施策となるよう検討が必要である。 農林水産業を行う上で求められる能力も高度化・多様化しており、それらも含め新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。 【施策・事業の方向性】 高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直していく。 産業、雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発を推進していくため、高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成を積極的に実施していく。

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・施設・設備については財政的な制約の下で、即戦力的な技能の養成に必要な機械等が追いついていない状況が見られるので、さらに民間の設備の利用や能力開発の面での連携を強化していく必要がある。</p> <p>・(現地視察を行った)農業実践大学のIT教育用パソコンは古いものが使われている。適切なメンテナンスと学生への配慮が望まれる。</p>	<p>・委員ご指摘のとおり、民間と連携を図り、民間の施設・設備を活用していく必要がある。そのため、高等技術専門学校では、昨年度から職業訓練と企業実習を組み合わせた「日本版デュアルシステム」を実施しているが、今後も民間との連携を強化し、拡充を図っていきたい。</p> <p>・農業実践大学のパソコンについては、年次計画を立てて整備することとしており、今年度も一部更新している。今後も年次計画に従い整備を進めていく。</p>	
	<p>・指導者が意欲を持って指導する体制が出来ているのか、疑問である。民間からもすぐれた人材を招請し、指導者を育成されたい。</p> <p>・県として「指導者の育成」にさらに力点を置いた固有の施策が必要か否か検討してみる必要があるのではないかと。技術・技能そのものの能力開発と並んで、「束ねる人間」を育成するといったニーズが今後ますます拡大することが予想されるため、県として何をどこまで対応できるか検討して欲しい。</p>	<p>・技術革新の進展等に伴う職業訓練の高度化・多様化等に対応するためには、職業訓練員の資質の向上が必要不可欠である。そのため研修会等を体系的に計画し、職業訓練開発総合大学校や民間企業への派遣研修を実施し、また、高度な技術等を有する外部講師を招聘するなど指導員の育成にも努めている。今後も、指導者が意欲を持って指導できるような体制整備を図っていきたい。</p> <p>・「指導者の育成」の必要性については、今後ますます高まるものと考えられる。困難な課題であるが、県としてどんな固有の施策が可能か今後この施策群を整理するなかで検討していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
				満足度(施策)				
優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容					
5	企業内における職業能力開発の推進	県の支援による職業技術向上者数	B	7位	6.7%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。企業の活力ある発展と従業員の充実した就業活動を促すために、企業が計画的、継続的に従業員の能力開発を実施する環境づくりを実施している。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>満足度は50点であり、60点以上の割合も34%程度あることから、おおむね有効と判断される。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標に届かずBとなったが、過去5年間達成度Aであり、企業内における職業能力開発の推進は産業界から強く望まれており訓練ニーズが高く、各事業は概ね有効であると判断する。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標は僅かに目標値の達成には至らなかったが、企業内における職業能力開発の推進は産業界から強く望まれており、施策の目指す方向に推移している。事業全体の業績指標及び成果指標については堅調に推移しており、概ね効率的であると認められる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>企業が計画的、継続的に従業員の能力開発を実施する環境を整備し、従業員が職業キャリアを形成するための施策となるよう検討が必要である。</p> <p>労働者に求められる職業能力が多様化、高度化する中で、的確なキャリア形成を推進するためには、ニーズに応じた中小企業の職業能力開発の支援や求職者ニーズに対応した公共職業訓練の充実に取り組む必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>施策及び各事業は、人材育成を図る機能を果たしており、継続が求められている。</p> <p>多様なニーズに対応し、的確なキャリア形成を推進するため、在職者の技能向上を図る多様な職業訓練を積極的に実施していく。</p>
6	個人が自ら職業能力開発できる環境整備	県の支援による職業技術向上者数	B	1位	19.6%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。それぞれの産業分野を担う人材が自ら行う産業人としての能力開発を支援していくことは必要であり、年齢や地域間の格差、就業形態の多様化にも対応した施策が必要であり、各事業は施策目的に沿った事業である。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>満足度は50点であり、60点以上の割合も24.3%程度あることから、おおむね有効と判断される。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標に届かずBとなったが、過去5年間達成度Aであり、個人が自ら職業能力開発できる環境整備は産業界から強く望まれており訓練ニーズが高く、各事業は概ね有効であると判断する。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標は僅かに目標値の達成には至らなかったが、多様なIT等の職業能力開発は産業界から強く望まれており、施策の目指す方向に推移している。事業全体の業績指標及び成果指標については堅調に推移しており、概ね効率的であると認められる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>それぞれの産業分野を担う人材が自ら行う職業能力開発を支援する仕組みづくりに対応しうる施策となるよう検討が必要である。</p> <p>農林水産業を行う上で求められる能力も高度化・多様化しており、それらも含め新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>個人が自ら職業能力開発できる環境整備は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確にニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直していく。</p> <p>産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発を推進していくため、個人が自ら職業能力開発できる環境整備を積極的に実施していく。</p>
7	熟練技能者の能力の活用・継承			4位	16.2%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・この施策の有効性に限ってみれば、現行の政策評価指標よりもむしろ「職業訓練推進者数」の方がわかりやすいのではないかと。</p> <p>・企業が一定規模になれば人材育成が課題となる。企業内に有能な人材がいるかどうかが発注側が最重要視する条件でもある。人材育成の必要性を絶えず呼びかけて、効果的な企業内人材育成のシステムが展開できるように一層の支援策が望まれる。</p>	<p>・施策群の見直しとともに、よりわかりやすい政策評価指標を検討したい。</p> <p>・企業内の人材育成の必要性については、今後とも関係機関と連携し、効果的な企業内の人材育成が図られるよう、引き続き働きかけを行っていく。</p>	
3	<p>・企業だけでなく、個人が自ら能力開発できる環境をつくることの重要性は十分に理解できるが、この施策中に掲げられた具体的な4つの事業をみると、「個人主導」の施策と各事業との関連性やこの施策の固有性がどこにあるのかが理解しにくい。「個人主導」の施策を強調して独立なものとして設定する根拠がどこにあるのかの説明とそれに合った施策内容が求められるのではないかと。</p> <p>・ニートが問題になっている。自ら職業能力を高め、働く意欲を持たせるためには、環境整備が大切である。時代にふさわしい職業能力開発の環境整備を行うことが重要である。</p>	<p>・当該施策と各事業の関連性や施策群の中での固有性等解りにくいところがあり、これらについては、今後の施策群の見直しの中で検討することとしたい。</p> <p>・若年無業者の増加は極めて大きな社会問題であり、自ら働く意欲を持ち、職業能力を高められるような環境整備が重要である。そのため、県内でも今年度から、いわゆるニートに対する職業的自立を促すため、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を行う「若者自立塾」を実施している。今後とも関係機関と連携し、時代にふさわしい職業能力開発の環境整備を図ってきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の必要性	施策評価	政策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)			
				重視度	満足度	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
雇用の安定と勤労者福祉の充実				80	50		おおむね適切	<p>【施策群設定:おおむね適切】 政策の実現を図るためには全施策が必要と判断される。政策重視度と満足度の乖離度が非常に高い(30)にあり県民は本政策を必要と感じている。 【政策評価指標群:おおむね適切】 5指標のうち4指標が適切であり今後も継続して実施する。必要性を「大」とした全ての施策について指標が設定されており適切である。 【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:4指標、B:2指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果から「課題有」、社会経済情勢から「おおむね有効」と判定した。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	雇用の創出	緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)	A	2位	24.8%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策で県は、国と連携を図りながら市町村や民間企業等に各種事業・制度の周知・啓発を行うとともに、雇用機会の創出を図る施策・事業を展開している。「雇用創出促進事業」は、失業者の臨時的な雇用の創出や非自発的離職者の再就職促進など、具体的な雇用創出策を直接実施している。「中小企業再生支援事業」は、不況で苦しむ中小企業を再生することにより、間接的に地域の雇用を支えている。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点と低調であり、事業群の有効性を確認することはできない。政策評価指標「緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)」の現況値は増加基調で推移してきた。緊急地域雇用創出特別基金事業については、雇用創出効果の高い事業を企画、実施したことにより、目標値を達成している。また、平成18年2月期の全国完全失業率は、4.1%と、前年同月期より0.5ポイント改善したが、依然として雇用情勢は厳しい状況が続いている。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標達成度や社会経済情勢、業績指標などの各種データは施策のめざす方向に進んでおり、事業群は概ね効率的に実施していると判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
						維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するためには、継続的に政策を実施する必要がある。 緊急地域雇用創出特別基金事業は、求職者が正式雇用されるまでの「つなぎ雇用」として一定の成果がみられた。今後は、安定的、常用的雇用の創出に資する事業を推進する必要がある。 その他の事業も施策に直結する事業であり、雇用創出に成果を上げている。 【施策・事業の方向性】 施策の目的である雇用の創出及び維持に直結する施策、事業を展開し、一定の成果を上げた。 景気回復を背景として雇用情勢にもやや明るさがみられはじめたことから、今後は中長期的な視点に立った施策・事業を検討の上、失業者あるいは離職者等に対する雇用・就労機会の創出・維持を図っていく。 雇用形態の多様化が進むなか、安定的、常用的雇用の創出を睨んだ雇用対策を実施していくこととする。</p>	
2	労働者の業種間の円滑な移動			6位	6.0%	中		
3	勤労者福祉の充実			5位	7.2%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素				
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度					
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)					施策の評価	施策・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)					
4	女性が働きやすい環境の整備	育児休業取得率(男性)	A	3位	17.6%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、国と連携を図りながら育児休業制度の普及啓発を行うことである。ファミリー・サポート・センターについては、市町村への普及啓発により設置を促進するほか、県単独でセンター設置市等に対し運営費補助を行う。育児を行う労働者の雇用環境の整備と、仕事と家庭の両立を支援するファミリー・サポート・センターの充実を図ることは、女性が働きやすい環境の整備という施策目的の実現につながる事業である。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>県民満足度は50点と低調であり、事業群の有効性を確認することができない。政策評価指標は「育児休業取得率」、「ファミリー・サポート・センター設置箇所数」とも仮目標値を達成している。また、県内の事業所を対象とした労働実態調査によると、育児休業制度の規定のある事業所は77.3%で前年に比べ4.5ポイント増加しており、施策の目指す方向に進んでいる。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標等各種指標は施策の目指す方向に推移している。社会経済情勢データは急激な変化は無いものの、業績指標及び成果指標の推移と一致している。事業費から見て効率的と判断でき、全体として概ね効率的に実施されている。【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>		
		育児休業取得率(女性)	A						おおむね適切	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>勤労女性支援事業は短期間での効果は期待できないが、労働環境や労働者の意識を高める上で継続して実施する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>女性が働きやすい環境の整備は県民の重視度も高く、深刻化する少子化問題とも係わる施策で、次世代育成支援対策の一環として重点的に取り組む必要がある。短期間では効果の確認が難しいため、継続して実施することが必要とされる。</p>
		ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	A							
5	高齢者の雇用・就業機会の拡大	シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率	B	1位	25.2%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、シルバー人材センターの立ち上げに係る支援(シルバー人材センター設立・育成事業、未設置町村への指導等)を実施することである。平成18年2月末で県内シルバー人材センター会員数は11,779人(対前年度末比4.2%増)、平成17年4月から18年2月までの就業延人員は832,087人(対前年度末比8.5%増)となっており、シルバー人材センターの設立・育成事業は高齢者の就業機会の確保に重要な役割を果たしている。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点と低調であり、事業群の有効性を確認することができない。政策評価指標「シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率」は平成17年度は、市町村合併の影響で16年度と比較して7法人が減少、新規設置は2法人のみであり、目標に達しなかった。新規設置に係る動きはほとんど見られない。また、平成18年2月末で県内シルバー人材センター会員数は11,779人と対前年度末比で4.2%増加しており、施策の目指す方向に向かっている。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標達成度は業績指標・成果指標の推移と比して適切とは認められないものの、社会経済情勢データ・事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)は適切であることから、「概ね効率的」と判断する。【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>		
									維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>法人の立ち上げ時の支援としては有効な事業であるが、設立に至るまでには未設置地域の町村としての協力や当該地域の設立気運の盛り上がりが必要である。今後は、関係団体との連携を図りながら未設置町村への一層の普及啓発を重点的に行っていく。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>シルバー人材センターの設立促進・育成指導及び未設置町村への普及・啓発を行う必要があるため、方向性は維持とする。</p> <p>次年度も引き続き、未設置町村にシルバー人材センターが設立された場合に、その事業が軌道に乗るまでの支援を行う。これに加えて、市町村合併に伴う整理統合によって誕生した新センターに対しても、その事業が軌道に乗るまでの支援を行う。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原案		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性		
6	障害者の多様な就業対策	障害者雇用率	B	7位	2.9%	大	<p>[県関与・事業群設定: おおむね適切]                      本施策での県の役割は、国および関係団体等と連携を図り、雇用要請・支援・啓発活動などを実施することである。県内の企業等に対して障害者雇用要請や啓発活動の実施、就職面接会、職場適応訓練、県障害者職業能力開発校の運営など施策目的を実現するため必要な事業である。                      [事業群の有効性: おおむね有効]                      施策満足度は50点と低調であり、事業群の有効性を確認することができない。政策評価指標「障害者雇用率」はH17年目標値である1.80%に対し、1.51%と0.29ポイント下回っている。また、一般の民間企業における障害者雇用の状況は、平成16年度と比較すると障害者雇用数は180名増加し、障害者雇用率の達成企業数も増加している。                      [事業群の効率性: 課題有]                      政策評価指標のデータは施策の目指す方向に進んでいるものの、政策評価指標の目標値への到達進捗は遅い。障害者雇用という施策の性格上、効率性に課題を残すことは止むを得ない。                      [総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]                      目標達成に向け、引き続き重点的に事業を実施する必要がある。                      国の制度の動向を見ながら事業を検討する必要がある。                      [施策・事業の方向性]                      国の施策や社会経済情勢に応じた対策を講じる必要がある。                      公共職業安定所または他団体等との連携を図り、障害者雇用推進を強化することを検討する。</p>	
7	新規学卒者の就職対策	新規高卒者の就職内定(決定)率	A	4位	15.5%	大	<p>[県関与・事業群設定: おおむね適切]                      本施策で県は、国と連携を図りながら、事業主等に対する雇用勧奨の要請を行うとともに、就職面接会の開催や求人情報の提供等を行っている。また、県独自に新規高卒未就職者対策事業を実施している。生徒に対し系統的な進路指導を行い、職業観・勤労観を育成するとともに、自ら進路を選択し実現できる能力を養う事業を実施している。事業主等に対する雇用勧奨の要請、就職面接会の開催、求人情報の提供等の事業構成となっており、全て施策目的を実現するために必要な事業である。新規学卒者の就職促進のため、教育・雇用部門で相互に連携を図りながら事業を実施している。                      [事業群の有効性: おおむね有効]                      施策満足度は50点と低調であり、事業群の有効性を確認することはできない。政策評価指標「新規学卒者の就職内定(決定)率」は平成17年目標値を達成している。また、本県の新規高卒者の就職内定(決定)率は、平成14年3月高卒者の81.9%が底値で、平成18年3月高卒者は94.2%と改善傾向にあるものの、全国的にみると依然低いレベルにある。                      [事業群の効率性: おおむね効率的]                      政策評価指標値は施策の目指す方向に推移しており、業績指標・成果指標の推移と正の相関があることから効率的と判定する。業績指標はほぼ横ばい、成果指標は下降しているが、本県の新規高卒者の就職内定(決定)率は改善しており効率的と判定する。                      [総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]                      本県の新規高卒者の就職内定(決定)率は、全国的に下位に位置している。新規学卒者、特に高校生の就職支援対策をさらに推進する必要がある。                      新規高卒者の就職内定(決定)率を改善するためには、高校生のみならず、幼児期から発達段階に応じた、また、地域や家庭における職業意識の形成促進を講ずる事業を推進する必要がある。                      [施策・事業の方向性]                      新規学卒者の就職環境は、新規高卒者の就職内定(決定)率に見られるように改善傾向にあるが、全国的に見るといまだ下位で推移しているため、今後さらに改善が進むように、関係部局が一体となった取り組みが必要である。                      新規学卒者の就職環境を改善するためには、新規学卒者への直接的な就職支援はもちろんのこと、幼児期から発達段階に応じた、また、地域や家庭における職業意識の形成促進が必要であることから、次年度も重点的に事業を推進していく。                      施策重視度が90点なのに対して、施策満足度が50点と大きく乖離しており、県民はこの施策の必要性をかなり感じているものと判断できる。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進				重視度	満足度			
				80	50		おおむね適切	<p>【施策群設定:適切】 本政策は、主に学校教育の充実を目指したものであり、創造性に富んだ個性豊かな人材を育成する上で、本政策を構成する施策は必要不可欠なものである。政策の重視度が80点に対し、満足度は50点にとどまり、かい離度は30と非常に高い。教育基本法改正の動向など、教育に対する国民の関心は高く、かい離度の高さは期待の表れと受け止めたい。</p> <p>【政策評価指標群:適切】 7施策に対して10の政策評価指標を設定している。1施策に対して複数の指標を設定するなど、施策の有効性を評価する上で適切であると考えられる。</p> <p>県民が必要性をかなり感じている施策1,2,6,7に指標を設定しており適切である。また、より良い指標の設定について検討していく考えである。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:11指標,B:4指標,C:3指標,判定不能:1指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	特色ある学校づくり	総合学科等の新しいタイプの県立学校数	A	2位	18.7%	大	適切	<p>【県開与・事業群設定:適切】 「県立学校整備推進事業」、「学校活性化プロポーザル事業」、「キャリア教育総合推進事業」、「学校評価支援事業」、「基礎学力向上事業」の対象は県立高校であり、設置者として主体的に実施すべき事業である。また、「中高一貫教育推進事業」、「学校活性化プロポーザルモデル事業」は市町村の区域を越えた広域的な検討を要したり、全県のモデル校として取り組む事業であることから県が中心的な役割を担う必要がある。各事業は、生徒の多様な能力、適性、ニーズに対応し、個性や能力を伸ばす教育を展開するという共通の目的を有しており、いずれも施策の実現に不可欠である。</p> <p>【事業群の有効性:有効】 施策満足度は50点だったが、一定の効果はあったと考えられる。政策評価指標「総合学科等新しいタイプの県立学校数」は仮目標値を上回っている。「児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校)」(正答率60%以上の問題数の割合)は仮目標値を下回ったものの、中学校においては仮目標値を若干上回った。授業内容理解度は小学校・中学校とも仮目標値を上回り、予習・復習や学習への興味は小学校・中学校とも仮目標値を下回った。「進学達成率(高等学校)」は仮目標値を若干下回るものの、前年より0.3ポイントアップした。「外部評価実施学校(小・中・高)の割合」は仮目標値を17ポイント上回った。目標を達成している状況であり事業群の有効性が認められる。</p> <p>【事業群の効率性:効率的】 政策評価指標の達成状況からは効率的と言える。新しい学校の設置については、事前に多額の費用を要するため単純に効率性を論じられないところがあるが、他の事業に関しては事業費を大幅に増やすことなく業績指標を上げることができている。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校)	C					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校)	A					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校)	B					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校)	A					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校)	A					
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校)	C					
		生徒の学習意欲・進学達成率(高等学校)	B					
		生徒の学習意欲・進学達成率(高等学校)	...					
		外部評価実施学校(小・中・高)の割合	A					
							維持	<p>【施策・事業の方向性】 特色ある学校づくりは、今回の学習指導要領の改訂の中で第4の柱として位置付けられており、社会情勢にかなった時宜を得たものである。</p> <p>中高一貫校は、平成16年4月現在で全国に152校あるが、本県では、平成17年4月によりやく2校目が開校したところであり、全県の教育機会の均等化を図るため、早期に増設が必要である。また、多彩なカリキュラムを備えた総合学科等の新しいタイプの学校のさらなる増設が必要である。</p> <p>学校活性化プロポーザル(モデル)校は、全国的にも注目を集めているが、事業終了に当たってそのノウハウを継承しさらにレベルアップした事業を新規に展開したい。</p> <p>キャリア教育総合推進事業は、確実に活用が進んでいるのでさらに力を入れ、生徒の望ましい職業観の育成と進路意識の高揚に努めていく。</p> <p>学校評価支援システムは、ソフトウェアにさらに改善を加え、平成18年度当初にシステムを県サーバーに移管し本格稼働させる。</p> <p>学力向上については、小中学校においては児童生徒の学力の定着状況を継続的かつ的確に把握し、その結果を教員の資質向上及び授業改善に生かすとともに、家庭との連携を強化しながら家庭学習の充実を図るなど、具体的な取組の一層の推進を図る。また、高校においては学校ごとの数値目標を設定しており、機会を捉えて家庭学習の確保を指導していく。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・施策6と施策7は重複するところがあり、それをうまく統合すればよりよいと思われる。施策6と7は、この政策全体に影響を及ぼす施策だと考えられ、この施策をより具体的に実行していけば重視度と満足度の高い離は減少すると思われる。</p> <p>これらの施策は、現代の日本が求めている教育の根幹を担っている施策と思われる。</p> <p>・施策の設定は概ね妥当と思われるが、政策重視度と満足度の高い離が大きいのは、施策群の設定より、各事業群の有効性・効率性に課題があるからではないか。</p>	<p>・施策6、7の統合については、統合していける部分と、学校教育、社会教育それぞれの視点で取り組む方が効果的なものがある。当面は、統合できる部分を模索しながら関係課が連携して施策を推進していく。</p> <p>・現在、新たに「(仮称)みやぎの将来ビジョン」の策定に向け検討されているところである。このビジョンは、県として優先的に取り組む課題や目指す姿を明確にし、具体的施策・取組を策定するものであり、教育施策についても、現在の施策体系や施策群、事業群などの見直しが必要であるため、将来ビジョン策定において施策・取組(事業)の方向を検討していく。</p>	
	<p>・学習意欲・学習理解度あるいは進学達成率などを政策評価指標として設定しており、これを向上させようという政策への意気込みが感じられる。</p> <p>・政策評価指標「外部評価実施学校の割合」は、適切と思われる。</p> <p>・政策評価指標の「家庭での学習時間を確保している割合」を小中学校、中学校、高等学校と比較してみた場合に中学校、高等学校で落ち込みが見られる。中学生、高校生に勉強させる手だてとして、県教委などが主導的に対策を打ち出さなければ、中学、高校の自学自習率は伸び悩むのではないか。</p> <p>・「早寝・早起き・朝ごはん」という生活の基礎基本づくりの上に、家庭学習の習慣づけのために行われている「家庭学習記録ノート」のような取組を加えていくことなどで、幼・小学生から高校生まで含めて、生活の基礎的なリズムを作るという観点からの教育の立て直しが必要ではないか。</p> <p>・職業専門高校に限らず、普通科でも職業人を呼んで、生徒に社会的視野を与え、進路探しをさせるような取組をもっと進めても良いのではないか。単に社会人講師の教える日数や時間数を増やせば良いというものではなく、それによって何を指して何を成果とするかが大切で、専門教育だけでなく「自分探し」の観点を入れてはどうか。</p> <p>・学校評価事業の「学校評価支援システム」について、小中学校の学校評価に活用できないのか。 例えば、学力テストの結果をグラフ集計する場合、各高校が近隣の小中学校からデータを預かり、データのインプットとグラフ等のプリントアウトを行うという協力関係が取れば、各校がテストの都度外部の業者に発注するよりは効率的かと思う。小中高連携の学力対策の契機にもなるのではないか。</p>	<p>・小中学校においては、「宮城県学習状況調査及び学習意識調査」により明らかになった、児童生徒の学習の定着状況や家庭学習等の実態を踏まえ、指定校を指定し、「家庭学習の習慣化」についての実践的な研究に現在取り組んでおり、その成果の普及をとおして自学自習率の向上に努めていく。また、夏季休業中に「地域学習支援センター設置事業」を実施しており、年々参加する児童生徒、学習相談に参加する保護者等も増加するなど、家庭での学習習慣形成に効果を上げつつある。今後、自学自習の習慣形成を一層図る観点から、週末等の学習支援を行うことについて検討していく。</p> <p>・高等学校における家庭学習時間の確保については、すべての県立高校1年生を対象として実施している学力状況調査や全校に提出させている家庭学習時間の目標の達成状況により現状を正確に把握した。その上で、宿題の与え方を工夫することや「家庭学習記録ノート」を活用することによって、効果をあげている県立高校の実践例を、教務主任研修会、進路指導主任等研修会、第1学年主任等研修会などの研修会において広く県下高校に紹介するとともに、家庭学習の習慣など特色ある取組を支援していく。</p> <p>・「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする基本的な生活習慣の確立や学習習慣の形成にかかる取組については、県教委でリーフレットを発行しており、今後さらにその活用を図るとともに、保護者・県民・学校関係者への啓発活動の充実を図るなど、取組の一層の充実を図っていく。</p> <p>・社会人講師の活用については、普通科高校でも総合的な学習の時間等を中心にしてすべての学校で実施されている。職業専門高校では、実習時における技術指導に多く活用され、生徒の希望進路実現に向けた資格取得や職業人としてのスキルアップにつながっており、普通科高校においては、キャリア教育の重要性の認識の高まりとともに、社会人講師を活用した職業研究・学問研究の取組が進められている。インターンシップの活用などとともに、勤労観・職業観を醸成し、「自分探し」の観点からも重要と考えられるので、今後も積極的な活用とともに内容の充実を図る。</p> <p>・「学校評価支援システム」については、小中学校でも利用できるよう高校教育課のホームページからダウンロード可能になっている。今後は、システム及び活用方法の実践例を市町村教委を通じて県内小中学校に紹介し、学校評価における利活用率を向上させたい。一方、学力テスト等の結果の集計等に活用することについては、個人データの取扱い等の課題もあることから、今後検討していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
2	不登校児童生徒等への支援	不登校生徒の在籍者比率(出現率) 小学校	A	4位	11.2%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、すべての児童がそれぞれ自己実現を図り、社会の構成員として必要な資質、能力の育成を図るといふ義務教育制度の趣旨のもと、不登校はどの児童生徒にも起こりうるものとしてとらえ総合的に事業展開することである。特に必要な市町村に対して県の具体的な指導が必要である。不登校児童生徒の不登校状況の解消及び未然防止に関しては長期的な取組が求められていることから、心の悩みを抱えた児童生徒や保護者に対していつでも支援できる態勢が整備されている。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点である。政策評価指標「不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)」のうち小学校は目標達成したものの、中学校は目標を達成できなかった。</p> <p>不登校児童生徒の全国出現率は小学校が0.32(本県0.30)、中学校が2.73(本県2.82)であり、本県の小学校不登校児童出現率は全国より低いが、中学校は高い状態にある。本県における不登校児童生徒に対して、指導の結果登校できるようになった人数が毎年増加しており、取組の成果が現れてきている。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標等の成果は、施策の目指す方向に向かっており、事業全体の業績指標もおおむね適切である。事業群もおおむね効率的と判定できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		不登校生徒の在籍者比率(出現率) 中学校	C					おおむね維持

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・政策評価指標「不登校児童生徒の在籍者比率」はひとつの指標と考えられるが、不登校児童生徒への支援の施策が有効であったかを把握しきれないのではないか。不登校児童生徒への支援の効果を表す指標が求められていると思われる。</p> <p>・中学校1年生で不登校の発生が増加するのは全国的な傾向であるが、小学校までの児童と教員との人間関係のあり方と、中学校に入ってから取り締まり的な生徒指導のあり方を含めた人間関係のあり方との違い、小中の学校文化の違いが一つ大きい要因なのではないかと思う。何らかの方策はとれないものなのか。</p> <p>・中学校・高校くらいになると、青年期教育という別の視点からの指導も必要となってくることから、部活動などを含めた様々なストレスが子ども達に加わるということはどうしても出てくる。小中学校のより日常的な交流によって、両者の文化を融合調和する方策を考える必要があるのではないかと。スクールカウンセラーを導入すると言っても、受け入れる側の教員の体質とのズレがあれば、生徒の側は違和感を持たざるを得ないのではないかと。</p> <p>・小学校までは成績による序列なども余り意識しないで過ごしていた子ども達が、中学校で急にそう言った序列を意識せざるを得ないなど、人間関係の変化だけではなく、受け入れなければならないことも多く、厳しいと言えは厳しいが、子ども達にはそういう新しい青年期のステージに移っても生き抜いて欲しいと思う。しかし、そのステージの切り替わりの際にここまで課題が出ているのであれば、何らかの方策があっても良いのではないかと。例えば小中学校をつなぐ教員の交流、教科専門担当や課外活動などの交流がより細やかにあっても良いのではないかと感じる。</p> <p>・不登校児童生徒への支援に対する各事業の有効性や効率性をより鮮明にし、費用対効果がどのように表れているのか検討する必要があるのではないかと。</p> <p>・補助金削減を受けやすい施策のひとつと思われるので、県としてどのように位置づけるかが重要である。</p>	<p>・平成14年度までは不登校児童生徒数の全国順位を指標としていたが、他県との関連で順位の変動があり得ることから、この指標に変更した。不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)は、児童生徒総数の変動にかかわらず、本県の不登校児童生徒の現況(在籍者比率)を表すものであることから、施策の有効性をより有意に把握する指標である。</p> <p>・中1不登校生徒数は、本県においても小6不登校児童数の約3倍と激増していることから、中1不登校を抑えることが中学校不登校の未然防止に有効であると考え、中1不登校生徒出現率の目標値を新たに追加設定する。(2010年目標値:小学校 0.20, 中学校 2.30, 中1 1.40)</p> <p>・小中学校のより日常的な交流については、各中学校の生徒指導担当者や養護教諭等が学区の小学校に赴き、中学校生活や学習の在り方を紹介するなど、児童の不安の解消を図っているが、今後、中学校入学前に児童・保護者対象に行っている説明会の内容充実や、小学校で中学校教師が授業を行ったり、部活動見学の機会を設けたりするなど、小中学校間の連携をより強化していく。</p> <p>・中学校生活のスタートに当たっては、生徒一人一人にきめ細かな支援体制を充実させること、小学校においては、今後も人間関係を円滑にするための社会的スキルの育成を図るよう、各種会議や研修会を通じて各学校に周知を図っていく。また、今後、小学校における教科担任制の導入など、中学校の学習スタイルを体験させる機会を増やす必要があると考える。</p> <p>・不登校問題は学力向上と同様に本県教育の最重要課題と認識しており、毎年度各学校の状況を調査し、詳細に分析しながら市町村教委、各学校に情報を提供し、課題を明確にしながら対応を図っている。不登校の未然防止と解消のため、義務教育課では「子どもの心すこやか育成事業」、高校教育課では「総合教育相談事業」として総合的・横断的に事業を展開しており、今後とも事業の有効性を検証しつつ、最大効果を生むよう、事業展開に努めていきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
3	障害児教育の充実	県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合	A	5位	5.6%			大
						<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>県では、国の動向を踏まえながら、「障害児教育の充実」を目指し各事業を展開している。さらにこれを進めるため、基本理念を「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」とする「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、「特別支援教育」を推進することとあわせて、ノーマライゼーション社会の一層の推進を図るため、教育関係者のみならず、広く県民の理解を求めるとともに意識啓発を推進する。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>少子化の進展で児童生徒数が減少する中で、盲・聾・養護学校の児童生徒数は僅かではあるが増加している。</p> <p>次年度以降も「宮城県障害児教育将来構想」実現のため、施策の更なる拡大が必要である。</p> <p>国においても「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を図る方向性が示されるなど、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた質的な充実も必要となっている。</p> <p>教育関係者のみならず、広く県民の理解を求めるとともに意識啓発を推進し、ノーマライゼーション社会の一層の推進を図る。</p>		
4	私立学校教育の振興			7位	1.8%	大		
5	大学等高等教育の充実	県立大学卒業生の就職率	B	6位	5.4%	中	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:適切]</p> <p>本施策での県の役割は国の指導の下、県立大学を設置・運営することである。事業内容は宮城大学に新たに食産業学部を設置することであり施策目的を実現するために必要である。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効]</p> <p>施策満足度や政策評価指標「県立大学卒業生の就職率」からは宮城大学新学部設置事業の有効性を判断することはできないが、学生の教育・研究環境の向上を図るため、事業の継続は必要である。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的]</p> <p>政策評価指標及び社会経済情勢データから効率性を確認できないが、事業は計画どおり実施されたので、おおむね効率的であると判断できる。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
								<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>宮城大学食産業学部は開学して2年目を迎えるが、まだ、一部で仮設校舎を暫定使用しているため、完成年次(平成20年度)まで施設面での不足が見込まれる。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>宮城大学新学部設置事業では、現在、前年度に引き続き校舎等の整備を実施しており、平成18年度末で終了する予定である。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・文部科学省の特別支援教育の推進の有効性を障害児と健常児との交流の指標で測定するには、無理があると思われる。</p> <p>・障害児教育の充実を考えた場合、健常児との交流もひとつの指標であるが、教育現場で困っていることは、軽度発達障害児等の普通学級在籍児童生徒をどのように教育していくかではないか。この施策の充実を考えた場合、そのように施策を実行していく指標を打ち出すことが緊急の課題と思われる。</p> <p>・特殊教育から特別支援教育に移行する中で、現場の教員の対応はなかなか大変だと聞いている。 必要な条件が整わないまま進めると、かえって特別支援教育がマイナスの方向に働いたり、事件・事故が起きる恐れもあるのではないか。国の方針で人員の加配が十分でなく、校内の支援体制強化で対応しているとのことだが、そのような方法でやり通せば良いが、長く続けるには無理があるように感じられる。退職教員を活用するなどの対策は考えられないか。</p> <p>・市町村が、特別支援教育についてどこまで丁寧な対応を出来るかについては疑問もある。何らかの独自の対策を県教委で立て、それに則って進めないと、体制が整わない中で特別支援教育を進めることには、事故・事件が発生し、その結果学校は「やる気がない」といった批判にさらされるといった事態になりかねないのではないか。</p> <p>・軽度発達障害児は、人口比4～5%と言われている。しかも普通学級に在籍することが多い。従来の障害児の概念では定義できないダークゾーンに在籍する児童生徒たちである。このような子どもをどう教育していくか、なんらかの施策が求められていると思われる。障害児教育の研修会等の事業があるが、教育現場にどれほどの効果があるか疑問である。 しかも、このような子どもは現場では何らかの問題行動を起こすことが多く、教員の能力、その子の保護者や関わり合った子どもとその保護者たちへ対応できる教育の充実が求められている。</p>	<p>・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の中教審答申(H17.12)において、障害者基本法の規定を踏まえ、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒と地域の小・中・高等学校の児童生徒との交流及び共同学習の機会を促進すべきとし、この答申を受けて、文科省でも積極的な推進を図っているところである。また、昨年7月に策定した宮城県障害児教育将来構想でも、「居住地校学習推進事業」を基本理念の実現に向けた根幹を成す事業としている。そのため、交流及び共同学習は今後も推進していくべきものであり、指標としても有効なものと考えている。</p> <p>・県では、昨年「障害児教育将来構想」を策定し、現在、基本理念の実現を目指してモデル的な取組等を行っており、政策評価指標も、基本理念の実現を反映したものでなければならぬと考えている。なお、特別支援教育体制推進事業等により、軽度発達障害を含めた障害のある児童生徒への総合的な支援体制の整備を進めている。</p> <p>・国でも、特別支援教育の充実のための教員配置等、数的にはまだ不十分ではあるが、様々な事業の計画・展開を行っているところである。県では、学習システム整備モデル事業において、モデル実施校19校で対象児童生徒24人に対し、23人の教員を配置し、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムづくりを行っている。今後、配置教員の弾力的な活用等、教員の措置について、財政的措置の可能性及び国の動向も踏まえながら検討していきたいと考えている。</p> <p>・県では、特別支援教育体制推進事業の推進地域や推進校の拡大、教員研修の充実を図る等、特別支援教育を進めるための総合的な支援体制の整備を行っている。また、「学習システム整備モデル事業」を実施し、今後、事業で得られた成果を県内の小・中学校に普及していく等により、県全体の特別支援教育の学習環境づくりを進めていきたいと考えている。</p> <p>・県教委で昨年実施した実態調査によると、県内の公立小・中学校(仙台市を除く)で通常の学級に在籍するLD、ADHD等の傾向を示す特別な教育的支援が必要と思われる児童生徒は2.8%であった。このような状況を踏まえ、総合的な教育的支援体制の整備を進めていくが、特別支援教育の実践には、教員の資質の向上、人材育成は必要不可欠なものであり、今後もその充実を図っていかねばならない。また、市町村の障害のある子どもやその保護者に対する相談体制づくりへの支援や、保健・医療・福祉・労働等の各関係機関と連携を深めながら、特別支援教育の充実を図る。</p>	
	4	<p>・政策評価指標「県立大学卒業生の就職率」について、全国的に見れば就職率が向上している状況の中で、宮城大学に関しては今まで順調だった就職率が下がり、陰りが見えてきたようにも受け取れる。 就職指導についてキャリア開発室の奮闘は感じられるが、さまざまな学生たちがいるわけで、その職業観などを内面からどう構築していくのが今後の課題ではないか。</p> <p>・卒業後に起業して活躍する人材が出ているということや、看護学部の就職状況の良さが、大学全体にも良い刺激を与えているように思える。 しかしながら、大学の目指すべき方向性として、一つのステージが終わり、次のステージに向けてどうすべきかを検討する時期に来ているのではないかという感じもある。これはどのように認識されているのか、またどのように行政は対応しているのか。</p> <p>・新しい食産業学部では、「食文化の普及」の施策との連携が求められる。</p>	<p>・学年の早い段階から職業観を構築していくため、インターンシップを積極的に実施するほか、基礎ゼミを活用し、職業観の醸成に努める。</p> <p>・食産業学部では、「食文化の普及」との連携に限らず、現在でも県の施策や市町村行政へ協力しており、今後とも県や市町村と連携を進めていく。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
6	地域に開かれた 学校づくり	全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(小学校)	A	3位	14.5%			大
		全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(中学校)	A					
		全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(高等学 校)	A					
		10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(小 学校)	A					
		10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(中 学校)	B					
10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(高 等学校)	A	維持	<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>開かれた学校づくりの必要性・重要性は、県民満足度調査の結果から認識できる。今後は、施策・事業について地域住民や県民の理解と支持を一層得られるよう、社会人活用や学校公開について情報提供に努めたり、事業内容を工夫していくことが必要と考える。</p>					

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・施策の目的がはっきりしており、県の関与と事業の設定は妥当である。また、政策評価指標と施策の有効性が連動しており、妥当である。</p> <p>・ひとところとは比較にならないほどに学校を開放し、順調に進めているにもかかわらず、県民にはあまり認識されていない。この認識のズレをどう考えるか。 学校評議員、特別非常勤講師などと言う形で、学校側も社会からの指導・助言を求めていると思うのだが、学校は閉じられたものであるというイメージが社会的に先行しており、取り組みについては余り認知されていないように思われる。</p> <p>・「地域学習支援センター設置事業」は人気が高い。これは県教委のヒット商品になりつつあるように思われる。 ひとところ、図書館から受験勉強する人達が閉め出されるということもあったが、どんな形であれ、学習の習慣付けが重要だと思われる。やはり勉強しやすい条件の場を作れば、子ども達も変わってくる。ただ、ボランティアの手助けがなければ出来ないという側面もあるが「地域学習支援センター設置事業」で県立高校の校舎を利用するというのは面白い発想だった。 中国などでは、夜遅くまで学校が開放され、子ども達は好きなだけそこで学習できるようになっている。学習の習慣づけと言う意味では、塾とはまた違う、いつでも学習できる場を準備すれば、子ども達はやる気を出すのではないか。</p>	<p>・県民満足度調査において、子どもを小中学校に通わせている保護者に絞ると満足度は県民全体に比べて5点高い55点と、学校開放は評価されている。さらに県民の認識を高めるために、今後とも、各学校に学校開放の広報と内容の充実を一層促していく。</p> <p>・「地域学習支援センター」において、学習する場を設定することで、参加した児童生徒は「以前より家で勉強するようになった」などの成果を上げている。子ども達は学習の場が設定されれば、自学自習に取り組む状況にあることが一定程度明らかになってきている。今後とも「地域学習センター設置事業」の拡充を図り、児童生徒の学習に対する取組意欲の向上を高めていく。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
7	地域社会と学校教育との協働の推進	小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合	A	1位	41.0%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策での県の役割は、市町村及び各学校区で、地域社会と学校教育の協働を推進するための環境整備と普及啓発である。地域と学校の協働について、取組の継続性や内容の深まりを考慮したとき、組織を位置づけた協働の奨励は施策目的にあっている。 【事業群の有効性：おおむね有効】 施策満足度は55点と低調だったが、政策評価指標「小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合」は目標値を大きく上回った。各市町村、地域、学校が地域と学校の協働の趣旨を理解し実践に力をいれたものと考えられる。施策はおおむね有効だったと判断する。 【事業群の効率性：おおむね効率的】 政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、業績指標及び成果指標の増加の推移と相関が認められる。各事業は概ね効率的に実施されていると判定できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 学力・体力の低下、青少年の凶悪犯罪の増加、ニート・フリーター問題、不登校、いじめ、校内暴力、生活習慣の未定着、虐待等、子どもたちの教育をとりまく新たな教育課題が噴出する中、「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」を強力に進めなければならない。 【施策・事業の方向性】 この政策に属する7つの施策の中で、県民の優先度は1位の41.0%と、2位の18.7%を大きく引き離しており、施策重視度も80点と高いことから、県民はこの施策の必要性をかなり感じている。 噴出する新たな教育課題には、もはや学校だけでは対応しきれない状況になく、今まさに、家庭・地域と学校が協働して地域全体で教育活動を展開することが必要であり、この施策を強力に推進していかなければならない。 家庭・地域と学校が協働し地域全体で教育活動を展開していく「地域社会と学校教育との協働」を、県内全市町村、全学校区に広めていくために、施策・事業を拡充していく。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
7	<p>・この施策は、地域社会と学校教育の連携を目指すものであり、県民から強く求められている施策と思われる。そのことは、満足度調査の結果からも、政策評価指標が仮目標値を大きく上回っていることにも表れている。狭い意味の知識教育だけでなく、人間教育の施策であり、その有効性は大きい。県民が求めている児童生徒の社会との協働に適切な事業展開をしている。事業群もきめ細かく検討されておりその有効性は大きいと思われる。</p> <p>・施策を構成する事業群の目的が明確であるので効率性が高い。</p> <p>・県民満足度調査結果を見ると、施策7の優先度が非常に高いというのは、従来の地域が崩壊していくことへの危機感、もう一度地域や学校を作り直していくことの必要性を感じる県民が非常に多いことを示しているのではないかと。</p> <p>安全・安心の問題も含めて、地域全体が疲弊し、崩壊し、地域の教育力も減退していく中で、地域と学校をどうにかして立て直すということを県民が待ち望んでいるのではないかと。</p> <p>・学校では様々な事件・事故が発生しており、「地域の安全性」に対する地域住民の協力を欲しているのではないかと。</p> <p>「安全・安心の地域づくり」はこの施策の3つ目の柱として据えられるのではないかと。実際には現在実施している事業もその意味を含んでいると思われる。</p> <p>・「みやぎらしい協働教育推進事業」の県レベルでの協働推進組織「みやぎらしい協働教育推進会議」のメンバーには安全・安心の面で関連があると思われる警察等が含まれていない。趣旨がずれる点はあるかも知れないが、「地域と学校との協働教育の推進」を県レベルでも大々的に進めるのであれば、安全・安全に関する取組までを想定した組織の再編もあり得るのではないかと。防犯協会など、他の組織と重複する部分はあるかと思うが、その点については整理の上検討願いたい。</p> <p>・従来は学校側のメリットに着目した取組が多かったが、「みやぎらしい協働教育推進事業」については、地域の方々が取組に参加することで自らの成長と発達につながるという生涯学習のサイクルでもある点が従来の取組と異なる点である。</p> <p>・「みやぎらしい協働教育推進事業」について、MAP(みやぎ・アドベンチャー・プログラム)では指導者養成を行っていたかと思うが、その取組とはつなげられないのか。</p> <p>・ニート・フリーター対策としても、青年期の教育が非常に影響が大きいと考えられ、協働教育が効果を有してくる可能性はある。生きることを実感しながらの学びが出来れば、単なる机上の教育とは子ども達の感じ方も変わってくると思う。</p> <p>・今の若い学生などと接すると、人のために役立ちたいという想いを強く持っていると感じる。そういった「場」を与えることで、いきいきと活動ができるようになるので、「13歳の社会へのかけ橋づくり事業」はぜひ成功させて欲しい。</p> <p>・現在は小中学校での取組であるが、高校でも同じような取組は出来ないものか。モデル校として1・2校でも良いので、よりダイナミックな取組ができるということを示して行ければ非常に良いと思う。小中学校は伝統的に地域に支えられていると言う面があるが、高校は地域と疎遠であることが多い。地域との協働教育といった事業を契機にして地域とつながる、県民大学の開放講座などを通じて地域とつながることを考えないと、次の時代の経営は厳しいのではないかと。</p> <p>・保護者が不安に思っている「子どもの安全」について、地域住民の協働をより進めていけば目に見える有効性が得られると思われる。</p>	<p>・多くの県民の期待を受け、今後も力強く「地域と学校の協働」を推進していく。</p> <p>・多くの県民の期待を受け、今後も力強く「地域と学校の協働」を推進していく。</p> <p>・県レベルの「みやぎらしい協働教育推進会議」は、県全体の協働推進気運の醸成、協働推進の今後の方向性を検討する場であり、具体的な実践内容(安心安全の取組、職業体験・福祉体験等様々な体験学習、学力向上の取組など多岐にわたる)の課題、方向性等を検討する場ではないことから、県組織の中に警察をいれる予定はない。各学校区での取組の中には、「安心、安全に関する取組」を実施し、協働推進組織の中には防犯協会等がメンバーに入っている地区もあり、各市町村や学校区毎の取組課題に対応した組織づくりは市町村等の役割と考えている。</p> <p>・子どもたちの人間関係づくりの一手法を広めていくMAP事業の指導者と、地域との連携を図ることによって、より効果的な協働推進が図れることから、連携を検討していきたい。</p> <p>・協働教育では、社会の中でたくましく生きる子どもたちを育てることを目指して事業展開をしていく。</p> <p>・「13歳の社会へのかけ橋づくり事業」では、事業実施の各学校から「地域の福祉やボランティア活動への理解を深めることができた」等の生徒の感想の報告を受けており、今後も継続実施していくことで、生徒の将来における人間関係づくりに寄与するとともに、生徒の思いやりの心や公共心、勤労観の育成を図っていく。</p> <p>・高校での協働の取組については、現在は小・中学校を対象とした事業がスタートしたばかりで、普及推進に力を注がなければならないことから、将来の課題としたい。</p> <p>・家庭、地域、学校の協働により「子どもの安全」について活動することは効果的であると考えている。活動の主体者による学校区ごとの協働による教育実践の中では、すでに安全に関する取組も展開されている。地域ごとに優先して取組むべき教育課題も違ってくると思われるが、安全についての取組みがさらに広がることを期待している。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)			
				重視度	満足度	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
生涯にわたって学び楽しめる環境の充実				70	50			
1	多様なニーズに対応した学習機会の提供	みやぎ県民大学受講者数(累計)	A	2位	29.8%	大	[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策について、「みやぎ県民大学事業」においては、「出前講座」をはじめ、市町村と共催して行う講座を増やすとともに、NPO法人等の民間法人に講座を委託する「自主企画講座」を充実させるなど、連携・協力を推進する取り組みに努めている。それぞれ、学習機会の提供及び生涯学習の環境整備という施策目的を実現するために必要な事業である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度は50点であったが、60点以上の回答者の割合は50%近くあり、事業自体が有効ではなかったということではない。ただ、みやぎ県民大学講座のより一層の拡充や町村への図書館設置を求める県民の意見を反映した結果と思われる。 また、政策評価指標「みやぎ県民大学受講者数」(累計)については、49,288人となり、目標値(49,000人)を達成している。「公立図書館における図書館資料貸出数」については、3.7冊で目標値(3.8冊)を達成出来なかった。このことは、目標がチャレンジ的目標値であり、公立図書館数が増えないと実現がかなり難しい目標としたためである。その他、個々の事業の業績指標や成果指標の数値は順調に推移しており、事業については概ね有効と認められる。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標の推移と業績指標・成果指標との相関が認められ、各事業の効率性指標も高くなっていることから、事業はおおむね効率的に実施されているものと判断できる。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。	
		公立図書館における図書資料貸出数(県民一人当たり)	B				[評価結果から抽出される課題と対応策] 政策を構成する施策の設定は適切であり、政策目的を果たすためにも有効であると認められる。このことから、政策評価指標の目標値を達成するためにも、引き続きこの施策を重点的に実施していく必要がある。 [施策・事業の方向性] 少子高齢化の進展等、今後、生涯学習の重要性はますます高まっていくことが予想される。 広域的に、かつ多様なニーズに対応した学習機会を提供するみやぎ県民大学推進事業については、多くの県民からの要望に応えるためにも、講座を拡充する必要がある。 文字活字文化振興法の施行により、県として市町村図書館の支援に力を入れていかなければならない。図書館は、生涯学習を行うための基幹施設であり、新設等も含め、市町村図書館への支援については拡充していく。 以上、生涯学習施策については、拡充の方向で行いたい。	

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・基本票の県民満足度分析カードから何らかの仮説が立てられないだろうか。圏域別、男女別、年齢別に分析して今後の対策をよりにていねいに立ててはどうか。</p>	<p>・県民満足度調査結果のデータからは、傾向は把握できるが、仮説を立て、それを証することは難しい。2007年問題や市町村合併等の影響による傾向を県民満足度調査で把握したうえで、満足度調査とは別に、ニーズ調査等を行い、今後の対策を立てていきたいと考える(新たな宮城県生涯学習基本構想に反映していく。)</p>	
5	<p>・各事業において高等学校や団体(NPO)等の協力を得て事業の展開をしており、県関与の適切性と事業群の妥当性は妥当である。</p> <p>・「みやぎ県民大学推進事業」について、平成17年度は平成16年度と比較して事業費が約2/3程度に減額されているが、主催事業会場数は逆に増加している。予算減額の中でも、開催回数を減らさないなどの努力をしていることが確認できた。</p> <p>・みやぎ県民大学の受講生のニーズは多様化していると思われるが、概ねそのニーズに対応していると思われる。</p> <p>・政策評価指標の「みやぎ県民大学受講者数」と「公立図書館における図書資料貸出数」の目標設定が右肩上がりとなっているが、現実的に達成が困難になるのではないかと、実態に即したより適切な指標を検討してはどうか。</p> <p>・政策評価指標について、設定している目標値が妥当であるかどうかを判断できるデータはないか。例えば読書率の全国値との比較で目標値を設定するなど、全国レベルで比較できる指標があれば良いと思う。</p> <p>・そうすることで、学校と連携して読書活動を展開するなど、実績を上げるための努力につながると思う。</p> <p>・政策評価指標「公立図書館資料貸出数」は、新しい図書館が3つできたのにも関わらず期待したほどの伸び率が見られない。このことは新しい図書館を作れば、貸し出し数が伸びることを意味していない。利用者という「受け身の指標」なので施策の有効性を計りにくい面がある。</p> <p>・政策評価指標「公立図書館図書資料貸出数」は、公民館の図書貸し出し数が反映されていない。公民館の利用者数と貸し出し数の関係を政策評価指標とすることも可能ではないか。</p> <p>・みやぎ県民大学の受講者数の分析や図書館の利用者数の分析をすることで新たな政策評価指標設定の可能性が生まれるのではないかと。</p> <p>・指標「公立図書館における図書資料貸出数」が伸び悩んでおり、県図書館の施設を充実するという手法もあると思うが、市町村に対し何らかの支援を行う手法も考えられる。各市町村が図書館を設置する呼び水となるような施策はないものなのか。打開策としてすぐ思いつくのは補助金であるが、図書館の設置率が低い宮城県として打てる手はないのか。</p> <p>・図書館づくりのよい事例を他市町村にも提供し刺激を与えることで、市町村同士がサービスを競うような形が望ましい。</p> <p>・高校の学校図書館と県図書館をつないだネットワーク貸出を試験的に実施(現在は高校の生徒のみが対象)しているが、今後地域に開放できるようになれば、図書館のない地域の住民も利用出来る可能性が出てくる。難しいかもしれないが、利便性からすればさらに身近な小学校図書室と連携出来ればよい。</p> <p>・「みやぎ県民大学推進事業」で、高等学校開放講座の集客力は悪いのか。それぞれの高等学校がもう少しその気になるといいと思う。また、教員にとっても交際幅が広がり職能成長にもいいのではないだろうか。</p> <p>・「みやぎ県民大学推進事業」で、単位を取得し、資格試験などにパスした人を何らかの形で認定し、生涯学習のリーダーとして活用していくことは考えられる。他県で採用している「生涯学習指導者」といった資格制度を設けるなど、何らかのシステムが必要かと思われる。</p>	<p>・講座数については、実施方法を創意工夫しながら、できる限り維持していきたいと考えている。</p> <p>・財政的に厳しい中、確かに現在の政策評価指標を今後達成していくことは難しくなっていくと思うが、目標値として、目指すべき方向としては間違っていないと考えている。数値の変更はありえるが、指標そのものの変更は検討していない。</p> <p>・1人当たりの公立図書館における図書資料貸出数の全国平均値は4.7(平成16年度)であり、県の目標値はほぼこの全国平均値といえる。このような意味では、現在の指標は全国と比較できる数値ではある。なお、例示のあった読書率であるが、アンケート調査結果によるものであり、年度により、全国数値も、県数値も変動が大きく、指標としては適さないと思う。</p> <p>・新しい図書館が設置されれば、規模にもよるが、貸出数は確実に増える。また、貸出数は利用者の「受け身の指標」との御指摘であるが、社会教育と異なり、生涯学習の主体は利用者自体であることから、その状況を表す指標としての選択は間違っていないと考える。なお、数値を上げるためには、図書館の設置とともに、各図書館の活動が重要である。</p> <p>・公民館は図書貸出を目的とする施設ではないため、その数値をすべての都道府県が把握してはならず、指標として採用するのは難しい。また、図書貸出を主目的としない公民館の利用者数と図書貸出数の関係から指標を設定しても、政策評価としては無意味な指標となるのは明らかである。</p> <p>・新たな有効な政策評価指標を設定するためにも、分析は行っていきたい。</p> <p>・補助金が市町村図書館の設置を必ずしも促進するとはいえない(平成10年頃まで補助制度があったが、設置数はあまり増えなかった。また、図書館の管理費及び資料購入費は地方交付税としての算定基礎にも入れられている。)。現在、県としては、図書館が市町村にとって必要不可欠な大切な施設であるということ、また図書館設置には新しい施設は必要なく、既存施設の活用が可能であることなどを、イベントや会議等により訴え、意識の啓発を図っている。</p> <p>・市町村への図書館設置が第一に優先されるべきことであり、学校図書館とのネットワーク化については、あくまでも公立図書館を補充するものに過ぎない。なお、現在、県図書館では試験的に高等資料とネットワーク化を図り、図書資料の貸出を行っているが、小学校図書室とのネットワークについては、人的(学校司書の有無)にも、組織的(所管は市町村)にも難しい。</p> <p>・地域的、テーマ的な問題で参加人数が少なくなる場合はあるが、高等学校には一生懸命やってもらっている。当課としても、より多くの人に参加してもらえるよう、これまでの講座の経験から、有意義な情報を高等学校に提供していきたい。</p> <p>・単位制度は他県でも採用されているが、十分に機能しているとは言い難い。学習の成果が社会・地域で発揮・還元されるようなシステムづくりについては今後の大きな課題として検討していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の必要性	施策評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策の方向性	
2	地域の主体的な生涯学習を支援する人材の育成			3位	17.6%	大		
3	行政、大学及びNPO等生涯学習に関わる様々な機関・団体のネットワーク化			5位	6.5%	中		
4	生涯学習を支援する関連施設の整備・充実			1位	31.3%	大		
5	生涯学習に関する様々な情報提供システムの充実			4位	13.8%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成				重視度	満足度			
1	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり	県の審議会等委員の女性比率	B	1位	37.5%	大	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、宮城県男女共同参画推進条例、宮城県男女共同参画基本法により男女共同参画についての基本となる考え方、方向性を示し、県民等の考え方の拠り所とすることである。女性の社会参加を促進するために県が率先して人材の養成を行い、また、社会参加の重要性について県民、事業者に理解を深めてもらうための意識啓発が重要であり、必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点であり満足度60点以上の回答者の割合も40%を超えていることから、事業の効果が全くなかったとは言えないが、今後、より多くの県民の満足度を高めていくという点では課題が残る。政策評価指標「県の審議会等委員の女性比率」は年々上昇してはいるが、仮目標には達していない。各事業の業績指標・成果指標では、多くが増加傾向を示しており、総合的に判断して、事業は概ね有効と判断する。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、業績指標・成果指標の増加と相関が認められる。また、各事業とも効率性が向上し、概ね効率的であると判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。審議会等への女性参画については、医療関係等の専門性を必要とされる分野において女性の人材不足が認められ、課題となっている。そのため、引き続き女性の人材養成とともに、人材の発掘をしていくことが求められる。こうしたことから、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>この施策は、社会情勢や県民満足度調査の結果から見て非常に必要性が高いものであるが、男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくりへの取組は即時に効果が明らかになるものではなく、継続的な取組が必要である。</p> <p>県民にとって、市町村はより身近に感じられる存在であるため、これまで以上に市町村との連携を強化し、引き続き重点的に取り組む必要がある。</p>	
2	青少年の社会参加			4位	9.5%	大		
3	障害者の社会参加			5位	4.5%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策5は人権擁護の施策だが、他の施策と比べるとやや異質である。</li> <li>・各施策の政策評価指標の整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権擁護」の位置づけについては、「(仮称)みやぎの将来ビジョン」の策定を踏まえた施策体系の見直しにおいて検討したい。</li> <li>・各施策参照</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標「県の審議会等委員の女性比率」は、任命権を持つ県が比率を上げようと思えば上げられる難点がある。</li> <li>・例えば、県の幹部職員の女性比率は、男女共同参画の意識の徹底を把握するのに有用と思われる。</li> <li>・政策評価指標は実際の社会の男女共同参画の状況をできるだけ反映するものにする必要がある。</li> <li>・審議会の委員については県の努力により女性の登用が進んでいるが、実際の社会では、会社などでは男性が優遇されていて、それほど女性の登用は進んでいないのではないかと。県は社会や経済界に対して男女共同参画の要請をするべきではないか。</li> <li>・企業体における昇進、昇格、幹部登用などの面での男女共同参画に係るデータの把握と分析、検討が望まれる。</li> <li>・ポジティブ・アクション推進事業で、入札で有利になるような具体的なメリットを与えると、形だけのポストをつくるようなことになるおそれがあるので、実態調査で確認してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県男女共同参画基本計画では男女共同参画の推進状況を計る22の指標を定めているが、「県の審議会等委員の女性比率」はこの指標の一つであり、基本計画中の他の指標と合わせて男女共同参画の推進状況の把握に努めているところであるが、今後なお一層、こうした指標を総合的に勘案し、推進状況の把握に努めていきたい。</li> <li>・男女共同参画の推進については、男女共同参画フォーラム等の普及・啓発事業により県民の意識啓発を図っているところであるが、今後、なお一層の啓発に努めていきたい。</li> <li>・毎年「宮城県労働実態調査」(労政・雇用対策課所管)を実施し、状況把握に努めている。</li> <li>・ポジティブ・アクション推進事業では、シートによる審査だけではなく、事業所の訪問調査も実施して実態確認を行っている。</li> </ul>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			政策評価・シート(C)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	施策の方向性	
4	高齢者がいきいきと生活する社会づくり	高齢者のうち就業・社会活動している者の割合	…	2位	25.4%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、高齢者の生きがいと健康づくりのための各種事業を実施するため、県・市町村及び民間で協力して設立した宮城県の「明るい長寿社会づくり推進機構」である(財)宮城いきいき財団(現(社福)宮城県社会福祉協議会)のほか、市町村、県老人クラブ連合会等を支援することである。高齢者が行う様々な地域活動のリーダーとなる人材の養成、高齢者のスポーツや文化活動を通じて交流を深める場の提供など、元気高齢者の社会参加を促進する環境づくりのための象徴的な事業となっており、すべて施策目的を実現するために必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は今回は50点になっている。満足度を高める事業は広汎で、県の事業だけではないと考えており、県の取組みとしての限定した評価とすればやむを得ないが、一定の効果はあり、おおむね有効と認められる。また、政策評価指標「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」は現況値が把握できず判定不能である。社会経済情勢を示すデータの推移からは、内閣府の調査では、H5:42.3%、H10:43.7%、H15:54.8%と高齢者の社会参加活動は活発になっている。施策満足度、社会経済情勢、業績指標、成果指標から一定の施策の効果が認められることから、事業群は概ね有効と判定する。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標が判定不能であるが、業績指標、成果指標は施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、事業群は、おおむね効率的に実施していると判定できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>維持</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、取り組みを強化する必要がある。 【施策・事業の方向性】 10年先の高齢化社会を見据え、団塊世代など元気シニアを対象とした取組を強化する必要がある。 平成17年度から「元気シニアのいきいき生活応援プロジェクト」をスタートしているが、団塊世代向けの核となる事業化やシニアカレッジアカデミー等に継続的に取り組む必要がある。</p>
5	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護	提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合	A	3位	21.9%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、国の第三者評価制度の提示に伴う具体的実施、市町村が行う高齢者虐待防止の取組への支援をすることである。民間非営利団体による第三者評価など先導的な権利擁護活動の支援、市町村が行う高齢者虐待防止の取組への支援などの事業構成になっており、すべて施策目的を実現するために必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度(中央値)は50点、満足度60点以上の回答者割合は42.5%である。また、政策評価指標「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」は、仮目標値に達し、着実に増加している。社会経済情勢を示すデータの推移からは、県が行った身体拘束廃止取組状況調査では、介護保険施設等のうち、身体拘束を行っている事業所の割合は、平成13年度72.8%、平成14年度64.2%、平成15年度47.4%、平成16年度41.5%、平成17年度36.9%と着実に減少しており、施設での権利擁護の取組が進んでいる。以上から一定の施策の効果が認められるので、事業はおおむね有効と判断できる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標は目標値に達し、業績指標、成果指標でも施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、概ね効率的と判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>維持</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。介護保険や自立支援給付など、福祉サービスの在り方が大きく転換する中、利用者が適切なサービスを受けられるかどうか重要な課題となっている。こうした状況においては、福祉施設のサービス内容に係る第三者評価は、サービスの質の維持・向上に非常に重要な役割を担うものとなる。また、高齢者虐待の防止対策が求められる中、地域単位の虐待防止のためのネットワークづくりなどの取組が求められている。こうしたことから、引き続き重点的に実施する必要がある。 【施策・事業の方向性】 高齢者の権利擁護を推進するため、これまで民間活動の支援、介護サービスの第三者評価の推進を図ってきた。 平成17年には、介護保険法の改正や高齢者虐待防止法が制定され、介護サービスの一層の質の確保・向上や、家庭や施設での高齢者虐待の防止に対する取組が求められており、引き続き事業に取り組む必要がある。 また、福祉サービスについては、平成18年度から新たに福祉サービス第三者評価推進事業として、関係課による総合的な検討が開始されている。 これらの方向性を踏まえて、引き続き事業を推進する。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・みやぎシニアカレッジ運営事業は、高齢者が行う地域活動のリーダーとなる人材の育成が目的だが、シニアカレッジの卒業生が何人リーダーになって活動しているかが把握されていない。受講者が卒業後にどのような活動をしているのがアンケート調査をするなど、目的が達成されているかどうかフォローするべきではないか。</p> <p>・政策評価指標「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」は5年に1度の調査であり、1年間の変化が分からないので、毎年度把握できる指標を検討してほしい。</p> <p>「就業している者の割合」は高齢者の有業者数から把握できると思うが、「社会活動している者の割合」は、例えば、有業者数と社会福祉活動や社会奉仕活動をしている人の数が連動しているなどのデータがあれば、「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」の数値から推定できるのではないか。</p> <p>・満足度のかい離を圏域・年齢ごとに分析して、各圏域の産業などを考え合わせるといういろいろなことが分かるので検討してほしい。</p> <p>・地域活動のリーダーを養成することはどんな意味があるのか。リーダーができることで、地域の高齢者にどんなメリットがあるのかが分からない。</p> <p>・地域のリーダーとしてのニーズは多いのではないか。例えば、県庁の中でも「地域にこういう高齢者のリーダーがいてくれたらいい」というニーズはあるのではないか。そういうニーズの情報をシニアカレッジの受講者に提供すれば、卒業生は「こういうことを自分はやっていきたい」という風に動いていくのではないか。何もなければ地域のリーダーとは何かも分からず、受け皿もないので、なかなかリーダーにはなれないかもしれない。</p> <p>・高齢者の自立を促すならもっと幅広く事業を展開するべきではないか。</p>	<p>・卒業生に対する地域活動状況のアンケート調査は実施していることから、この結果を活用しながら、実施主体である県社会福祉協議会とともに卒業生の地域活動の支援について検討する。</p> <p>・毎年度把握できる指標の必要性は認識している。社会生活基本調査は両要素を同一条件で把握できる唯一の、信頼できるデータとして使用しており、今年度が調査年で、来年度には最新データが得られることから、この結果により評価を行った上で検討する。</p> <p>・調査結果の分析を深める。</p> <p>・高齢者が地域で生活を送る上で、全ての支援を行政や民間事業者が行うことは難しく、地域住民による支え合いが欠かせないことから、地域に必要な支え合いや趣味を通じた生きがいづくりなどに知識を持って指導的或いは事務的に活動できる人材は欠かせない。この人材がいることが地域のメリットと考える。</p> <p>・社会貢献活動への参加促進を図るため、卒業生とボランティア等のニーズのマッチングを行う事業を今年度から開始し、情報提供を行いたいと考えている。リーダー像や活動をイメージできる情報提供、講義内容とすることを検討する。</p> <p>・高齢者が地域で安心して生活できるよう多様な政策を展開しているが、一層の充実を検討していきたい。</p>	
3	<p>・政策評価指標「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」は施策を評価するものになっていない。第三者評価は必要だが、実施割合が指標になっているのはおかしい。第三者評価をしたからといって、人権が擁護されるということではないのではないか。見直しは不可欠である。</p> <p>例えば、子どもの人権の擁護を考えた場合、政策評価指標は「虐待の件数」のような指標が適切なのではないか。</p> <p>・提供するサービスに第三者評価を実施している入所施設の割合」で対象となっている入所施設について、子どもや女性が入所する施設と、高齢者が入所する施設では性格が異なるのではないか。高齢者が入所する施設と人権を侵害されるおそれがある人が入所する施設とで評価指標を分けるべきではないか。</p> <p>全ての施設で第三者評価を導入するという目的かもしれないが、そうであれば子どもや母子についても、広く一般の人が利用するような、保育所などの施設も対象にするべきではないか。</p> <p>・政策評価指標はいろいろな形態の入所施設が混在しているが、虐待などの人権侵害の危険が起きやすい施設とそうではない施設があると思う。起きやすい施設と起きにくい施設を混在させて評価すると、起きやすい施設が隠れてしまう恐れがあるので、分けて考えた方がよいのではないか。</p> <p>・第三者評価体制整備事業について、第三者評価を実施する団体に補助をして何がどう良くなるのか、事業のアウトプット・アウトカムを整理してほしい。第三者評価を実施して情報提供をしても、それが利用者にほとんど使われていない場合は、事業の成果は少ないのではないか。</p> <p>例えば、どのくらい利用されたかは、webサイトのアクセス数などで分かるのではないか。</p> <p>・第三者評価の情報が多様にありすぎて、利用者が本当に使えるかどうかという問題はないか。その場合、専門家・コーディネーター（介護の分野ならケアマネジャーなど）が関わることで情報の解釈をしたり、情報に付加価値をつけることができるので、場合によってはむしろそちらを支援する方がよいかもれない。</p>	<p>・政策評価指標「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」は、第三者評価が「サービスの質の向上」や「利用者の適切なサービスの選択」を目的とするものであり、ひいては人権擁護につながるものと考えられること、特に入所サービス利用者は、24時間365日そこが生活の場であり、通所サービス利用者より人権侵害を受けやすい環境にあると考えられることから、平成15年度に実施した政策評価・施策評価から指標として選定している。</p> <p>・指標の見直しについては、この施策の対象者が女性、子ども、高齢者、障害者等と広いこと、また、対象となる行為も、差別的取扱いや暴行・虐待、いじめ・嫌がらせ、プライバシーの侵害など、様々な人権侵害であり、範囲が広いことから、より適切な指標の選定が可能かどうかを含めて、今後検討する。</p> <p>・なお、子どもの人権の擁護において「虐待の件数」を指標とすることについては、虐待は家庭内や施設内などの閉鎖環境において行われることが多く、表面化した件数からその正確な実態を把握することが極めて困難であることから、適切ではないと考えている。</p> <p>・第三者評価体制整備事業は、介護サービス事業所自身によるサービスの質の向上への取組を支援するものとして、第三者評価を行う団体の育成と、評価基準の作成に向けた評価項目や評価内容などの検証を含めて、委託事業として実施したものであり、評価結果を利用者に情報提供することを前提とはしていない。</p> <p>・なお、情報の利用状況については、可能なものについてアクセス数を把握することを検討する。</p> <p>・第三者評価としては、認知症高齢者グループホームの外部評価制度と介護サービス情報の公表制度が既に実施されており、今後、福祉サービス第三者評価制度が実施される予定である。既に実施されている制度では、利用者の中心が高齢者でありケアマネジャーなどの役割が重要であることから、現在も活用を呼びかけているが、より一層の浸透に努める。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興				重視度	満足度			おおむね適切
				70	50			
1	文化財、伝統文化の保存・継承・活用			1位	37.6%	大		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・施策2, 3の目的が違うのに、政策評価指標が同じなので、政策評価指標で何を測定するのか不明瞭になってしまう。入場者数と参加者数は、数の意味が違うのでそれを区別した指標を検討するべきではないか。</p> <p>・政策評価指標の目標値の設定が右肩上がりだが、現実的には達成困難な目標なのではないか。 設定された目標値を全国レベルや世界レベルなどと比較するなどとして、目標設定の根拠を示して欲しい。</p> <p>・団塊の世代の大量退職により生じてくる人々が、地域社会でも自立した生活ができるようにしていく取り組みも必要ではないか。多少自分のお金を出しても、文化的取り組みとして、自分の絵の展示会を開催したいという人も出てくるかも知れない。この種のことをうまくとらこんで、個にとどまらず、「子ども」や「地域」をキーワードに広く文化的活動を企画してもらい、そのような場合には県も支援するという方法も考えられる。ぜひそのような事業を実現して欲しい。</p> <p>・団塊の世代が大量に退職する2007年問題に対して、何か積極的な構想があってもよいのではないか。例えば、食文化の企画が今年で終わりであるが、この種の企画か、市民手作りの芸術活動とか、次の時代の市民文化を創っていくような企画がほしい。</p>	<p>・指摘のとおり、施策3では、統計上全体的に主体的に文化芸術活動を行っている人数の把握が困難であることから、従来施策2と同一の指標を利用してきた。 来年度以降、施策3の指標については、限定的な数値となるが、宮城県芸術祭、みやぎ県民文化祭、みやぎ県民文化創造の祭典等の分かる範囲での出品・出演者数の推移を目安にして、参加の度合いを試験的に測っていくこととしたい。 具体的には、「宮城県芸術祭、みやぎ県民文化祭、みやぎ県民文化創造の祭典の出品・出演者数の推移」を指標とし、その仮目標値を「H18 38千人、H19 38千人、H20 39千人、H21 40千人、H22 41千人」とする。 なお、施策2「美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり」での指標は、必ずしも十分とは言えないが、「親しむ」という意味で、鑑賞・出演・出展等を含めた県民の大きな流れをつかむ数値が現実的であると考えている。</p> <p>・平成17年度まで当該指標は増加傾向を示してきた。しかし、指摘のとおり現実に県人口も減少し、年々高齢化が進んでいる状況であり、このまま右肩上がりでのよいのか、検討を要するところである。 ただし、入場者数は延べ人数のカウントであり、同じ人が文化活動や鑑賞に満足感を感じて、見る回数などを増やすことになれば、しばらくの間増加傾向が期待できる面もあると見ている。 なお、目標値の全国レベルや世界レベルとの比較については、その地域での人口密度や施設の収容力などで絶対値といったものがないので、そういった目標設定は難しい。 現状の値に対する将来の改善の見込める値を評価して設定していくことが適当と考えている。</p> <p>・団塊の世代の大量退職者が今後その時間や経済を各種余暇活動に向けてくる期待が高まっており、これを県内の文化振興の追い風としても活用し、地域の振興にも結びつけられるよう努めていきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
2	美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)	B	2位	25.1%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、文化芸術振興ビジョンに基づく県内の総合的な施策の策定・実施、全国的な団体との連絡調整である。県民より多くの人々が文化芸術に接する機会を得た。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>満足度(中央値)は、50点と中位だが、同60点以上の回答が43.7%と低位なため、満足度を高める点で課題がある。政策評価指標達成状況「県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数」は、平成17年の仮目標値をほぼ達成した。</p> <p>また、平成15年内閣府世論調査によると、日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりすることは、大切だと思いか聞いたところ、「大切だ」とする者の割合が86.2%で、平成8年の前回調査の92.1%からは低下しているが、大切だと考えている国民が大多数だった。以上のことから概ね有効と判断するが、価値観の多様化により、県民の文化・芸術活動への取り組み方も高度化・多様化しており、事業の展開についてはそのような状況に対応していく必要がある。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>事業が定着し県民の支持を得た結果、入場者数が増加している状況から、その成果が政策評価指標に現れているものと思われる。費用対効果において高い効率性が認められる。各事業は効率的に実施されており、入場者数等の増につながった。事業群は施策の目標に対して概ね効率的であると思われる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>県民満足度調査結果では、施策満足度が50、施策重視度が70と、かい離が大きい。県民の文化芸術振興事業に対する期待が高度化しており、県として芸術文化への一層の積極的な取組が必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>住民との協働による行政運営を目指す県や市町村にとって、地域社会の活性化が課題となっている。地域の祭礼、伝統行事、住民の地域に根付いた創作活動等は、地域住民の結びつきを強め、地域間交流を生み出すものであることから、本県においては、文化芸術の力で地域社会を活性化する必要がある。</p> <p>次年度は、地域文化及び県民の文化芸術活動の持つ力をそれぞれの地域の活性化につなげるために、教育分野、観光分野等他分野においても文化を念頭に置いた施策を、これまで実施してきた事業に加え、さらに推進していく必要がある(例えば、子どもの文化芸術活動を活かした地域づくり、文化芸術を活かした産業、観光による地域づくり、文化芸術施設等を核とした地域づくりなど)。</p>
3	県民が行う創作活動や表現活動への支援	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)	B	4位	9.7%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は(社)宮城県芸術協会、宮城県、仙台市、仙台市教育委員会、河北新報社、(財)宮城県文化振興財団と共催し、県民の優れた芸術文化活動の発表の場と鑑賞機会を提供することである。県民が日ごろ行っている創作活動や表現活動を促進する上で必要であり施策目的に合致する。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】</p> <p>満足度(中央値)は、50点と中位だが、同60点以上の回答が34.2%と低位なため、満足度を高める点で課題がある。また、政策評価指標「県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数」は、平成17年の仮目標値をほぼ達成した。成果指標推移から、事業(宮城県芸術祭)が定着し県民の支持を得た結果、入場者数が増加している状況から、その成果が政策評価指標に現れているものと思われる。費用対効果において高い効率性が認められる。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】</p> <p>事業が定着し県民の支持を得た結果、その成果が政策評価指標に現れているものと思われる。費用対効果において高い効率性が認められる。また、予算的に制約を受けつつも、入場者数等の増加がみられたことから、概ね効率的といえる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>県民満足度調査結果では、施策満足度が50点で、施策重視度とのかい離が20点と大きい。県民の文化芸術振興事業に対する期待が高度化しており、県として芸術文化への一層の積極的な取組が必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>住民との協働による行政運営を目指す県や市町村にとって、地域社会の活性化が課題となっている。県民参加の文化祭等による地域活性化という形で施策を展開して、地域社会の活力を再生する必要がある。</p> <p>次年度は、地域文化及び県民の文化芸術活動の持つ力をそれぞれの地域の活性化につなげるために、引き続き芸術協会など県内文化団体の文化活動への支援を継続していく。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・政策評価指標「県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数」については、右肩上がりの目標設定が現実的かどうかという観点と、文化芸術の振興を測る指標として適切かどうかという観点から、修正を検討してほしい。</p> <p>・県民のニーズに合ったイベントを行う企画力が、指標の増加と今後の施策の有効性の鍵を握るのではないか。施設内部の者の知恵だけで進めようとしても限界があるのではないか。若い人々にメンバーに入ってもらい、意見を述べてもらうという取り組みも必要ではないか。</p>	<p>・平成17年度まで当該指標は増加傾向を示してきた。しかし、指摘されるとおり現実には県人口も減少し、年々高齢化が進んでいる状況であり、このまま右肩上がりでのよいのか、検討を要するところである。</p> <p>ただし、入場者数は延べ人数のカウントであり、同じ人が見る回数を増やすことになれば、しばらくの間増加傾向が期待できる面もあると見ている。</p> <p>・施策2「美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり」での指標は、必ずしも十分とは言えないが、「親しむ」という意味で、鑑賞・出演・出展等を含めた県民の大きな流れをつかむ数値が現実的であると考えている。</p> <p>・文化芸術活動のジャンルは幅広く、年齢層も多岐にわたっている。若い年齢層も含めて、それぞれの視点から意見を聞きながら検討していきたい。</p>	
	<p>・政策評価指標について、県民に「親しんでもらう、観てもらい、聴いてもらう」ことを主たる目的としている施策2と同一の指標としているが、施策3は目的からしても、主体的に自ら文化芸術活動に取り組んでいる人の人数などを指標とするのが望ましいのではないか。</p> <p>・記載内容からは、新しい文化芸術の動きへの支援が何もなされていないように受け取られるが、県は財団法人宮城県文化振興財団を通じて、県民のサークル活動への支援助成費を支出している。</p> <p>県からの直接補助ではなく、財団を通じての間接補助のため、基本票には記載されないということなのであるが、県のこの施策に対する取組内容がもっと見えるように、県民への文化芸術活動への支援の状況についても示して欲しい。</p> <p>・「宮城県芸術祭」の事業費は、既成団体への助成金ということだが、何か今までにない新しい活動をしたいと考える人に支援することはできないか。</p>	<p>・統計上全県的に主体的に文化芸術活動を行っている人数の把握が困難であることから、従来施策2と同一の指標を利用してきた。</p> <p>来年度は、局所的な数値となるが、宮城県芸術祭、みやぎ県民文化祭、みやぎ県民文化創造の祭典等の分かる範囲での出品・出演者数を目安にして、参加の度合いを試験的に測っていくこととしたい。</p> <p>・財団の助成状況についても記載することとする。</p> <p>評価シート(B)の「B-1施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性」欄の「国、市町村、民間団体との役割分担」の記述の末尾に「なお、財団法人宮城県文化振興財団では県の委託を受けて、県内文化団体の活動に対する支援を実施している。」の記述を加える。</p> <p>・「今までにない新しい」活動をどう判断していくかが難しいが、県民の自主的な活動を支援する趣旨で今後検討していきたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
4	食文化等の生活文化の保存・継承・活用	食文化の醸成に取り組む市町村の割合	B	3位	16.6%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】                      本施策での県の役割は、県内市町村の取組への支援である。事業は地道であるが施策目的を着実に踏まえた事業である。                      【事業群の有効性: 課題有】                      満足度(中央値)は、5.5点と中位だが、同60点以上の回答が43.6%と低位なため、満足度を高める点で課題がある。政策評価指標「食文化の醸成に取り組む市町村の割合」は仮目標値に達しなかった。他市町村への広報がさらに必要であると思われる。今後これまでの成果を情報発信することにより波及効果を図っていく。                      業績指標・成果指標が増加せず、課題がある。                      【事業群の効率性: 課題有】                      政策評価指標の推移では増加傾向が止まっており、課題がある。効率性を確認することはできない。                      【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
						縮小	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】                      社会経済情勢等からこの取組の必要性に対する認識が高まってきており、国や市町村、地域有志等により類似の取組がそれぞれに行われるようになってきている。しかし、事業内容は類似しているが、施策目的は伝統的生活文化の保存、地場農産物の消費拡大、自律的・健康的な食生活運営能力の向上と様々である。しかも取組に当たっては多様な手法があることから、相互の関連性の確保や役割分担の明確化はなされていない状況にある。                      「事業」としての有意性、有効性は明白ではあるものの、類似の取組が各組織においてばらばらに行われていることから、現場では少なからず混乱が生じている。                      そのため、県全体の視野に立った、施策レベルでの分類及び総合化が必要なものと思われる。                      【施策・事業の方向性】                      食文化をメインとした予算事業の取組は終了して、18年度以降はこれまでのモデル市町村での取組成果を庁内の産業経済や教育分野での食育の総合的な取組の中に取り入れていってもらう。                      これまでのモデル市町村での取組成果を踏まえたアドバイス等をしていき、その波及効果を図る。</p>	
5	文化・芸術活動を創造・先導する人材の育成			5位	7.4%	中		
6	海外との文化交流等の推進			6位	3.2%	中		

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・政策評価指標「食文化の醸成に取り組む市町村の割合」は「市町村の割合」を指数に取っているため、きめの細かい分析ができにくく、施策の有効性が性格に反映されていない可能性がある。そのためこの施策で取り組んだ事業は、実態はより大きな波及効果があると思われ、指標とのかい離が生じているのではないかと、市町村単位ではなく、「企画数と参加者数」を指標とすれば参考になるのではないかと。</p> <p>・ようやく「食育」の重要性が認知され、県教委でも「早寝・早起き・朝ごはん」というキャッチフレーズで、生活のリズムを作ることで成績向上につなげようという取り組みを始めるなど、食育の基本に戻るうということをやっている。これまでの事業の積み重ねを花も実もあるようにつなげたいところである。</p> <p>・教育委員会では地域と学校の連携プランが進められており、こちらの事業では食育を通じて学校・地域・家庭の関係を再構築しようということであれば、ぜひ協力関係を持って強力に進めて欲しい。各地域で行われている「点」の取り組みを「線」に結ぶ取り組みを県の部局横断では行って欲しい。</p> <p>・施策の県民満足度が55点、県民の評価はそれほど低くない。分かりやすい取り組みであるためなのか。「みやぎ食育の里づくり事業」が終了するのは惜しい気もする。観念的な事業とは違って、県民自ら嬉々として参加しているように見える。</p> <p>・政策26全体にも関わることだが、団塊の世代がこれから大量退職を迎えることになる。食育の観点から見て、この世代の男性向けの料理教室の開催など、食の面でいかに自立させるかというのも重要ではないか。「誰かに作ってもらわなければ食べられない」のではなく、「自分の食事は自分で作る」ということで、生活の可能性を広げるといのは大切だと思う。</p> <p>・災害が発生した場合にも、平日頃から「ものの食べ方」を訓練等で学んでいけば安心である。各地域で、年に1回でも「炊き出し」のような行事があれば子どもの生きる力もつくのではないかと。今後食育を進める健康対策課で行うのか、防災担当課で行うのかといった問題はあがるが、ここまでつないできたものをさらにつなげて行って欲しい。</p>	<p>・各市町村の公民館などでは、地域食材を活用した料理教室や講座が開催されており、このような取組は副次的に食文化の醸成をもたらしている。 このような取組も入れた事例数を指標とする。</p> <p>・食育基本計画が策定され、健康づくりの面からも食育の重要性が認識されてきている。本事業の波及効果として食育が広がり、健康づくりに繋がっていくことを期待したい。</p> <p>・点を線に結ぶ取組は、食育基本計画で取りまとめを行っている保健福祉部で調整される予定である。</p> <p>・県民の食に対する関心は高まっているが、これまでの成果を基に各市町村で自主的に取り組むことを期待したい。</p> <p>・男性の自立のための料理教室は既に県内各市町村の公民館などでも開催されている。県として直接取り組む必要性があるとは判断していない。</p> <p>・先人の知恵を基にした「ものの食べ方」については、これまでの成果を基に各市町村で自主的に取り組むことを期待したい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
多様な主体の協働による地域づくりの推進				重視度	満足度			中
1	県・市町村・住民の協働による地域づくり			1位	50.0%			

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p><b>総評</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村といった行政がカバーできる範囲は財政的に限られるから、民間の参画を求めることは重要である。NPOもその形態の1つで、将来に渡って重要性が増すことは事実である。</li> <li>・地域振興、環境、文化、福祉の各セクションからの施策で構成されているが、多様な主体の協働による地域づくりとはどのようなものか、その定義と範囲が不明瞭である。官民パートナーシップで官が期待する協働とはどの分野なのか、民間が担う意向のある分野はどうか等を整理し、メリハリのある施策群の設定とその事業推進が望まれる。</li> <li>・施策1「県・市町村・住民協働による地域づくり」の優先度が高いが、施策評価の対象となっておらず、この施策に対する対応が必要ではないか。政策評価指標を設けて評価されるべきである。</li> </ul> <p><b>3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働への取り組みは、始動期から発展期にさしかかっており、これまでの施策の評価に基づく説明が必要である。</li> </ul> <p><b>政策評価指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の活動内容は多岐に渡るため、一括して数で論じることには余り意味がなく、活動分野等(なるべく県・市町村の活動を補完するもの)に基づいて評価すべきではないか。</li> <li>・政策評価指標群の妥当性については「課題有」と評価されており、今後の検討を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県としても、「宮城県民間非営利活動促進基本計画(平成12年10月策定・平成17年9月改訂)」において、NPOを「公共の担い手」、「協働のパートナー」等として位置付け、その活動の支援・促進に努めているところである。</li> <li>・協働は「異なる主体が、共通の課題を解決したり目的を実現させるために、対等の立場で協力して取り組む」ことである。課題を認識し、評価(県が解決すべきか、NPOが解決すべきか、協働で解決すべきか)するのは、各部局各課室において行われるものである。このため、本政策では、NPO全体の支援・活動の促進、協働推進のための研修等を行っている。</li> <li>・平成15年度まで、県・市町村・住民等との協働による地域づくりの取組実践を政策指標としていたが、施策の主要事業である「ふるさと工房」事業が廃止されたこと、また「地域づくり」自体が本来、市町村及び住民が主体となって行っていくべきものであり、市町村合併等の進展により、市町村の担うべき役割への期待が大きくなっていく中で、当該指標を基に政策評価を行っていく意義が希薄になっているという理由から、平成16年度より廃止した経緯がある。</li> <li>・よって、政策評価指標を設定する意義は認められないと思われる。</li> <li>・協働への取り組みとして、NPOへの県業務の委託を推進するための発注手続を定めた「NPO推進事業発注ガイドライン」の策定、各部局においてパートナーシップ関連施策の推進にあたる「パートナーシップ推進員」の設置等の施策を行うとともに、NPOへの業務委託について、受託NPOと県担当課が自己評価を行う「NPO推進事業評価」を実施している。さらに、平成18年3月に策定した「宮城県行政改革プログラム」では、「20の具体的な推進項目」として「NPOとの協働」を設定し、「NPO推進事業評価の全項目平均評点」を成果目標として積極的に協働の質の向上に取り組んでいる。</li> <li>・NPOは、福祉、環境、まちづくり等の様々な分野で、それぞれ目的を持って活動しており、組織としての成熟度も様々である。このような状況の中、活動分野を限定しても、現在、活動の芽を出し始めたものから大きな実を結びつつあるものまで様々なNPOが活動しており、現実的に評価するのは難しいと思慮される。このため、県としては協働の観点から見た評価である「NPO推進事業評価」を取り入れ成果目標としているが、どのような指標が適切か、今後検討していく。</li> <li>・同上。</li> </ul>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
2	NPO(民間の非 営利組織)の活動 の支援	NPOの法人設立 認証数(人口10 万人当たりの全 国順位)	C	4位	5.2%			中
						中	<p><b>維持</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 地域課題、住民ニーズが多様化・複雑化する中、行政がそれら全てに対応することは制度・財政面で限界がある。一方で、このような課題の解決やニーズへの対応に向け、地域住民が地域の資源を活用し、自発的な活動を展開している。県は、これら地域住民・NPO・市町村等との連携を深め、有機的な協働関係を築いていくため、この政策及び各施策の必要性は高いと判断する。</p> <p>NPOは社会が抱える課題に対応するため、まちづくりや福祉など様々な分野で活動を展開しており、世論調査に見られるとおりNPOについての社会的な理解も広がりを見せている。しかし、平成15年度に県が実施した「NPO活動実態・意向調査」、平成17年度に内閣府が実施した「NPOに関する世論調査」等からNPO活動を支える社会制度や環境面での整備は依然として十分とは言えない状況にある。このため、NPOが真に自立した「市民セクター」として発展するよう、行政・民間団体はもとより県民や企業も含めた社会全体でのNPO活動の支援を今後も継続すべきと判断される。</p> <p>施策満足度は、昨年度の「55」から5ポイント低下し、政策評価指標達成状況も未達成である。しかし、社会経済情勢を示すデータの推移から、NPO活動の課題に即したこれらの事業群は有効であり、施策満足度の向上に向けて、今後も継続して事業を実施すべきものと判断される。</p> <p>【施策・事業の方向性】 各事業の有効性に関し十分に検証しながら、NPO側の意向把握に十分配慮の上、効率及び効果的な施策及び事業展開を図る必要がある。</p> <p>NPOと行政との間で有機的な協働関係が構築されるよう、事業の共同実施や県業務委託等を一層推進するとともに、NPO及び行政の相互理解促進に向けた取組を総合的に実施する。</p>	
3	環境美化運動など 地域コミュニティ活動			3位	16.9%	中		
4	住民主体の地域 福祉活動等の推進			2位	23.0%	中		
5	市民団体等の ネットワークづくり			5位	4.4%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>・人口当たりNPO法人認証数を政策評価指標としているが、複数県にまたがる法人が除外される(全国規模のNPOの活動は評価されないこと、合併等による数の減少が必ずネガティブに評価される(規模拡大による活性化も有り得る)等、適切とは言えない。 また、政策評価指標で用いているNPO法人認証数はストックであるのに対し、事業の成果指標で用いている法人認証数はフローに基づくなど、概念上の齟齬がある。</p> <p>・NPOの規模や継続性と関係なく数だけで順位を競うことに意味があるとは思えない。宮城県は比較的立ち上がり早かったが、他の県が追いついてほぼ平均的になったことがC評価とする根拠も薄い。要は数ではなく、参加人員や活動内容で評価されるべきで、NPOの活動分野の情報が提示される必要がある。</p> <p>・複数県にまたがる法人は国、それ以下は県の認証であるから、県は県内法人だけ見ればよい、という旧来の機関委任事務の枠組みに捉われる必要はないと思われる。事業内容が研修と助成を中心とすることは適切だが、最終的な妥当性はNPOへの自己評価・外部評価を通じて判断されるべきではないか。</p> <p>・事業予算が同じであるのに助成団体数が増加したことは1団体当たりの助成金額が半減したことを意味する。1団体20万円程度の助成で、大きな成果は期待できない。法人数は単調増加をしているが、小さな法人を増やすことより有力法人を育成する方が、活動の活発化に役立つ可能性があるのではないか。</p> <p>・最も予算規模の大きいNPO活動促進事業の具体的な事業内容が明確ではないが、認証事務自体の経費だとすれば、実体を伴う研修・助成事業とのバランスを欠くのではないか。</p> <p>・同じ予算を使っても、活動範囲が類似の法人よりも、独立な分野をカバーする法人を支援する方が一般に効率性が高い。その意味でNPOの活動分野に関する資料が提示される必要がある。NPOの活動は多岐に渡るため、内容が理解できるよう情報を提供してほしい。</p> <p>・NPO法人格の付与、活動資金支援、人材育成、活動拠点づくり等、多面的な事業に取り組んでいることは評価できる。</p>	<p>・県は、これまで「NPO花ざかりのみやぎに」との下、NPO法人認証数の増を目標としてきた。しかし、当該指標はNPO法人の活動の広がりを一定程度示し得るが、委員指摘のように県の政策を適切に評価するものではない。このため、「政策評価に対する県の対応方針」のとおり、協働の件数等新たな指標の設定に向け見直しを行っているところである。</p> <p>・NPOの数に関する認識は上記のとおりであるが、しかし、地域に密着したNPOの特性として「規模」や「継続性」だけで評価しきれるものではなく、また、「NPOに関する世論調査」の結果からも参加人員や寄附の多寡でNPOを評価することも難しいものと判断される。このため、指標の見直しに関しては、協働の件数等で評価する等の検討を行っている。</p> <p>・県としても、委員指摘のように旧来の機関委任事務の枠組みに捉われる必要はないと思われるが、最終の受益者のことを考慮した場合に、研修や助成対象となるNPOの活動場所を県内とする程度の限定は必要なのではないか。</p> <p>・NPOは、その地域の課題を把握し、地域の資源を有効活用(ボランティア・寄附・資材や場所の無償提供等)することにより課題の解決を図っていく。確かに、少額の助成より多額の助成の方が大きな成果は期待できるのかもしれないが、助成対象となるNPOの企画を競いあわせることにより、少額の助成でも最大の効果が得られるよう配慮して事業を実施している。</p> <p>・NPO活動促進事業の内、最も額の多いものは「みやぎNPOプラザの運営費」である。このため、認証事務自体の経費は研修・助成事業よりも少額であり、バランスを欠くものではない。</p> <p>・委員指摘のように、独立な分野をカバーする法人を支援する方が効率性が高いと思われるが、県としては、例え結果として類似の法人に対する支援になったとしても、県費を投入する企画として最も優れているものに助成することが、最終の受益者の福祉の向上の観点からも必要であると考えている。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策・事業展開シート(C)の内容	
				重視度	満足度		[施策群設定:おおむね適切] 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化のために、6施策すべてが必要と認められる。政策目的の実現のためには、空港や港湾機能本体の整備だけでなく、周辺施設やアクセス機能も一体的に整備するとともに、活用推進策や貿易振興策といったソフト事業も推進していく必要がある。 [政策評価指標群:おおむね適切] 各指標とも適切であり今後も継続する。また、4施策に指標が設定されており、おおむね適切と判断する。 [施策群の有効性:おおむね有効] 政策全体の政策評価指標達成状況(A:3指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「有効」と判定した。[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。	
1	仙台空港の機能の強化と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	A	2位	21.5%	大	[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、国との連携に努め、仙台空港国際化利用促進協議会に主体的に参画し、利用促進策や航空会社へのセールス等を展開することである。既存路線の維持、運休路線の再開、新規就航路線の開設等の目的達成のため、適切に各種事業を展開している。社会経済情勢への対応は個別具体的に航空会社等と情報交換しながら検討することとしている。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度は60点で有効と判断できる。政策評価指標「仙台空港利用者数(国内線、国際線)」は、平成16年度と同程度の水準を維持し、ほぼ14年度の数値まで回復した。SARSや鳥インフルエンザ等の疾病流行時からの回復、新規路線の就航や国際線の増便等、一定の有効性が見られる。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標の回復状況、国内線の就航や国際線の増便から、業績指標・成果指標との相関である程度の効率性が伺える。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。	
							[評価結果から抽出される課題と対応策] 政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。特に、航空機利用者の増加のため、アクセス鉄道の開業等の関連事業を意識・活用し、近隣県も対象としたPR活動を行う必要がある。 国際線休止路線再開及び新規路線の就航のため、航空会社等へのセールス活動を引き続き重点的に実施する。 新規就航した路線や増便路線の安定・向上のため、海外からの集客力を向上できるように、国や本県の観光施策との連携が必要である。 航空貨物量の増加を図り、総合的に魅力ある空港とするため、関係航空会社との情報交換を密にし、荷主や運送代理店へのPRを行うとともに、貨物ターミナル機能の充実を図る必要がある。 [施策・事業の方向性] 常に化する国際経済情勢に的確に対応し、安定的に発展させていくため、施策は可能な限り拡充を図ることが必要である。 引き続き仙台空港の利用促進を図り、旅客需要を喚起するため、これまで以上に積極的・効果的に施策を維持・展開するべきである。 特に、利便性の大きな向上につながる空港アクセス鉄道の開業が平成18年度末に予定されることから、その情報を空港PR活動の際に盛り込み、利用者増に結びつける施策を展開する。	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>総評</p> <p>・空港と港湾に関して、本体部分と周辺部分に分ける施策区分は妥当である。</p> <p>・施策1(仙台空港利用者数)・施策3(仙台塩釜港外貿コンテナ貨物取扱量)の政策評価指標に関しては、景気動向等の外的要因に支配される面が大きく、ポートセールスが具体的にどれだけ有効であったかを客観的に評価することは難しい。</p> <p>・新市街地形成を主たる事業内容とする施策2・4について、良好な宅地供給は重要であるが、人口減少期に向かって、コンパクトシティの観点等から適切な市街地配置のマスタープランが必要だろう。</p> <p>・空港、港湾のみならず仙台空港アクセス鉄道、周辺地域の区画整理事業等の基盤整備が一定進捗した時期であり、これまでのハード整備を中心とした施策構成からインフラを有効活用するソフト施策の更なる充実が望まれる。</p> <p>・そのためには、空港・港湾の利活用に関する施策の一層の充実とともに、仙台空港臨空都市、仙台港背後地形成等の周辺まちづくりにつき、当初計画が立てられた時点から長い年月がたっていることを踏まえ、これらまちづくりプロジェクトの今日的意義と今後の方向性を整理し、それに向けたソフト施策の充実をはかっていくことが望まれる。</p>	<p>・外因による評価の困難性はあるが、個々の事業の実施に当たっては、変化する業界情勢に対応するため、関係自治体や経済界と一体的に運営する利用促進団体と連携を図ることにより柔軟性を確保している。</p> <p>・平成14～17年度に行われた第4回仙台都市圏パーソントリップ調査において、長期政策方針の中で将来の市街地形成のあり方として、少子高齢社会の進行や市街地の郊外化といった状況を勘案し、公共交通軸上への市街地集約型都市構造の構築を目指す旨の提言が出されており、今後見直し予定の都市計画区域マスタープランについても、これらの提言内容を反映させることとしている。</p> <p>・平成18年度末の「アクセス鉄道開業」により、ハード面については一定の区切りがつくことから、今後は、鉄道の需要喚起及び臨空都市の土地利用の具現化等、整備効果の早期発現に向けた取り組みを更に充実させる。</p>	
	<p>・政策評価指標である「仙台空港利用者数」の将来予測結果が最新データを元に見直されて修正されたことは評価できるが、さらに需要予測の変化要因を整理し、予測値の説明力を向上させる必要がある。</p> <p>仙台空港利用者の需要予測結果はある仮説の下での見通しであり、この予測結果と政策目標値の設定との関係がわかるような表記が望まれる。</p> <p>・「仙台空港利用者数」という指標は概ね妥当と考えられるが、景気回復等、外部要因の影響を受けるので、増減を必ずしも県の政策の結果として捉えることはできない。利用者数は路線数・運行便数等に支配されるので、これらの確保が重要な政策目標となる。</p> <p>・便数の増加は周辺環境に影響を与えるので、共生のための努力が必要である。</p> <p>・需要低迷期の中で、国際空港化促進事業による国内外でのPR活動が新規路線開拓につながっていることが評価されるが、利用者増を目標とした施策体系の新規性がみられない。需要予測結果から導き出される需要拡大の要件のもとに、戦略的な施策体系を構築することが必要ではないか。</p> <p>・空港需要を開拓すべき地域、アクセス鉄道の利用想定地域等を明示したPR活動を予定しており、成果を期待する。</p> <p>・国際線の横ばいは、運休路線再開や新規路線就航が進まない点にあり、ポートセールスが重要である。</p> <p>隣県と横並びでは便数を確保できないので、東北地方の需要を仙台に集約する必要があるが、少なくとも近距離国際線に関しては成田へ行くより便利だ、という国内向けポートセールスも重要である。</p> <p>・第2種A空港のため管理・運営は国の担当であり、県の役割は側面支援(需要拡大)が中心になる。事業費面では「新貨物ターミナル」建設費の後年度負担が大半を占めるが、これは3年以内に終了するため、施策の方向を「拡大」とするためには、その後の具体策に関する検討が必要ではないか。</p> <p>・費用対効果で効率性を判断することは難しいが、国際線に関しては一時期の低迷を脱しつつあるのではないかと。</p> <p>・エネルギー面で航空は必ずしも効率的ではなく、近距離国内線に関しては鉄道による代替が望ましい場合もあるので、羽田や成田のように常時混雑した空港が成功例であるとも言えない。</p> <p>・業務系の移動に関しては通信による代替も可能なので、観光需要は意外と空港利用者数に占める割合は大きいのではないかと。</p>	<p>・政策評価指標分析カードに、指標設定の考え方を表記する。</p> <p>・指標としている空港利用者数の増加と、路線数や運航便数の増加は相乗的に影響し合うと理解しており、施策の実施においては、旅行需要喚起とともに、路線数や運航便数の増加を促すため、航空会社等への働きかけを引き続き行っていく。</p> <p>・当該施策と併せて、空港周辺整備対策事業を行っており、引き続き共生のための施策の充実にも努める。</p> <p>・県の国際化促進に向け、戦略プランの策定が進められている。国際路線誘致のためのPR活動についても、この戦略の一部として組み込み、他の施策と体系化した取り組みを行っていくこととしている。</p> <p>・新規利用者増加のため、隣県を含めて各種メディアによる告知を行う。</p> <p>・国際線の運休路線再開と新規路線開設については、特に重点的に進める必要があるものと認識し、関係自治体や地元経済界と一体となって引き続き実現に努めていく。</p> <p>特に隣県については、19年春に開通する空港アクセス鉄道の利用促進も含めて、各種メディアによる告知を行う。</p> <p>・事業費規模からは、貨物ターミナルの建設費負担が大きな比重を占める。今後、当該事業の終了により、施策事業費そのものは縮小するが、引き続き貨物輸送にとっても重要である国際路線数の増加と大型機材の確保のため、当該施策を推進するとともに、新たな施策についても検討する。</p> <p>・国際線については、引き続き定期路線の安定化、運休路線の再開、新規路線の開設のため施策を実施していく。</p> <p>・仙台空港は羽田線を有しない中で地方空港有数の旅客数を誇る空港として特色を持つ。引き続き鉄道等の他輸送機関と競合するおそれのない路線誘致等の事業を実施していく。</p> <p>・目的地等により航空機の利用目的は異なるとの理解もあるが、観光、業務どちらも航空需要の安定に必要なものと理解している。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			政策評価・シート(C)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	施策の評価	施策の方向性
2	仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	A	1位	42.5%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、アクセス鉄道整備については、事業主体(三セク)に対するインフラ整備の支援を行うとともに、事業の円滑な推進のため関係機関と調整を実施することである。臨空都市整備については、インフラ整備の支援を行うとともに、仙台空港臨空都市まちづくり推進会議を設置するなどして、地元名取市及び組合とともに東北の空の玄関口にふさわしいまちづくりに主体的に取り組むことである。また、空港関連道路事業については、事業主体として計画的な整備を進めている。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は60点であり有効と判断できる。政策評価指標「仙台空港利用者数(国内線、国際線)」は増加傾向にあるものの、平成15年度に落ち込んだ国際線利用者数が完全には回復せず、利用者総数としては微増にとどまった。なお、本施策の各事業群は現在そのストック形成期にあるため指標の向上に必ずしも効果的と言えないが、施設完成供用後は長期にわたりその効果が発揮されるものと考えられる。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標は施策の目指す方向に推移している。本県の出国者数は、SARS等特殊事情の沈静化及び台北線の新規開設・増便を受け、平成16年以来増加傾向にある。これらデータは施策の目指す方向と概ね一致しており、事業群はおおむね効率的に実施されていると判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するためには、空港本体の整備だけでなく、周辺施設やアクセス機能の一体的整備が不可欠であり、引き続き重点的に実施する必要がある。 施策目的を達成するためには、現在、ストック形成期にある各事業の施設の早期完成・供用を図る必要がある。 事業群の中核を成す仙台空港アクセス鉄道は平成18年度内の開業を目指しており、仙台空港臨空都市については鉄道開業と時期を合わせたまち開き、空港関連道路を構成する主要路線も鉄道開業と同時期の供用開始に向けて整備を進めており、施設の完成供用後は長期にわたってその効果が発揮できる。 【施策・事業の方向性】 この政策は、政策重視度が70点で政策満足度とのかい離が20と、その必要性が認識されており、その中でも県民の優先度が1位の施策であることから、県民はこの施策の必要性をかなり感じていると判断される。 不透明な経済情勢等、各事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、施策の円滑な推進のためには行政側の支援が不可欠であり、ハード・ソフト両面にわたる取り組みを強化する必要がある。 平成18年度末に「アクセス鉄道開業」及びこれと時機を合わせた「臨空都市の一部まちびらき」「空港関連道路の一部供用」を予定しているが、鉄道との相乗効果による仙台空港の一層の拠点性向上を図るため、平成19年度においても各事業への重点的な取り組みが求められる。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・仙台空港需要予測から、仙台空港需要拡大に向けたアクセス鉄道整備の寄与率が推察でき、目標値達成のためのアクセス鉄道整備の必要性を説明することが求められる。施策の達成を見る指標として来年供用するアクセス鉄道利用者数を評価指標とすることも視野に入れ、政策評価指標の再検討を望む。</p> <p>・アクセス鉄道と周辺施設の整備の重要性は認めるが、アクセス鉄道を除くと空港の利用促進という目標に対しての有効性は期待できない。                      空港に関連する流通拠点や空港関連サービスの立地が期待されるが、具体的施策は臨空地区でなくても適用可能なものに見えるため、施策目的の明確化が必要である。</p> <p>・施策1の空港の本体機能と同じ政策評価指標を用いることは適当ではない。主要事業である区画整理事業は、特に空港関連産業の立地を目指したものではないため、空港利用者の増加に結びつかないのではないかと。                      政策評価指標として、区画整理における仮換地指定・保留地売却等により利用者が確定した面積比率等を検討してはどうか。</p> <p>・空港アクセス鉄道は未供用であるため、施策の直接的な有効性の判断は困難であるが、間接的には沿線地価のキャピタルゲイン(資産の価格上昇から生じる利得)等を通じて部分的に計測することは可能だと思われる。</p> <p>・仙台空港臨空都市のまちづくりが時代的背景から変化してきていることを踏まえ、今日的な目標、役割を再整理する必要があるのではないかと。</p> <p>・モータリゼーションが進展する時代にあって、鉄道と沿線市街地の一体的整備が必ずしも鉄道を有効に活用するまちづくりに直結しないことを踏まえ、ハード整備とともに鉄道の需要を喚起するための交通ソフト施策等の事業展開が望まれる。</p> <p>・空港本体は国の管理であるため、県としては周辺整備推進が中心になることは妥当である。アクセス鉄道を第3セクターとして運営することは妥当で、その利用者が空港利用者に限られると採算的に問題があるが、臨空地区への住宅・商業施設立地は鉄道利用者増加に貢献する。</p> <p>・仙台空港臨空都市整備推進事業について、当面の目標年次を明記する等タイムテーブルを簡単に記載してほしい。</p> <p>・アクセス鉄道は利用者数の増加に寄与することが期待される。しかし供用前なので有効性は判断できないが、事業の進捗率という点からは概ね有効だと判断される。</p> <p>・未供用のストック形成型事業の効率性は事業進捗率と事業費の比で評価することもやむを得ない。ただし単年度より、累積による評価の方が安定的になると思われる。                      真の評価は、アクセス鉄道の利用状況・臨空地区への施設立地状況によってなされる。</p>	<p>・施策目標である空港機能の拡充を計る指標として、航空需要を外すことはできないと考える。鉄道利用者数を補助的指標として採用するなど、わかりやすい説明を検討する。</p> <p>・事業開始当初とは施策を取り巻く環境が変化しており、施策目的の再整理をすべき機会と考えている。</p> <p>・(上記2点に同じ)</p> <p>・(同上)</p> <p>・(同上)</p> <p>・ご意見の趣旨を真摯に受け止め、今後の事業展開に反映していきたい。</p> <p>・施策・事業展開シート(C)の「施策・事業の方向性」の欄に記載する。</p> <p>・本施策の各事業群は、現在そのストック形成期にあるため評価が困難である。今後は、施設整備の効果が発現される時期に入ることから、安定的かつ明確な評価が可能になると考える。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
3	仙台国際貿易港 の整備と活用	仙台塩釜港(仙台 港区)外貿コンテ ナ貨物取扱量	A	6位	2.8%			大
						拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】                      政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。                      外貿コンテナ貨物取扱量は順調に推移しているが、荷主企業・船会社等の高砂コンテナターミナル利用者からは、外貿コンテナ貨物取扱量の増加に伴うコンテナヤードの手狭感や、ヤード内施設等の使い勝手の悪さが指摘されている。                      【施策・事業の方向性】                      荷主企業・船会社等の指摘事項を解消し、さらなるコンテナ貨物の増大を図るためには、コンテナ貨物の取扱量に対応したヤードの整備を行っていく必要がある。                      平成18年度に今後のコンテナ貨物需要予測調査等を行うこととしており、その結果により、コンテナヤードの拡張と各施設の配置を検討する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・外貿コンテナ取扱量が順調に増加しており、ハード・ソフトの事業が効果を挙げている。県民満足度は50点と高くないが、コンテナ取扱量の順調な伸びから施策は有効であると判断される。</p> <p>・東北地域での自地域内港湾取扱率、仙台港シェアがともに増加傾向にあり、事業群の有効性が示されている。</p> <p>・港湾は経済活動に不可欠な施設であるが、一般県民の重視度は空港と比べて低いので、県民の理解を得る活動が必要である。</p> <p>・県民満足度から有効性が確認できないのは、身近な施設でないためやむを得ないが、仙台港があることによる便益を計算するなどのわかり易い評価を試みる事が望ましい。今後は、県民に理解できる施策としてのPRに向け、宮城県・東北地域での産業・生活面での仙台港の役割、整備効果等を整理することが望まれる。</p> <p>・「外貿コンテナ貨物取扱量」が成果指標として採用されているが、仙台港の活動レベルを「外貿コンテナ貨物」に限定することには疑問がある。少なくともコンテナ貨物が全貨物量に占める割合と、「外貿」が内航フィーダを経由した輸出入を含むか否かに関して明記されたい。</p> <p>・「外貿」に限定しているが、港湾施設利用率の観点からはフィーダ輸送を含めてもよいのではないか。同じフィーダでも横浜は指標から除外されるが、釜山は含まれるのでは合理性を欠く。</p> <p>・フィーダ輸送(定期航路の本船が寄港する拠点港湾と本船が直接寄港しない港湾との間を、内航船などで結ぶ補助的な輸送)</p> <p>・港湾本体は国が整備するため、コンテナヤード等の必要施設を県が整備することは適当である。事業費面ではコンテナターミナル整備が中心となるが、能力的に限界に近づきつつあるので、引き続き整備が必要である。</p> <p>・ポートセールスは必要ではあるが、効果が見えにくい。ポートセールス事業の効率性を訪問先数で評価するのは自己完結的である。貨物取扱量は航路・便数の関数なので、航路・便数がどれだけ増加したかによって評価することが望ましい。</p> <p>・空港と同様に、航路数・便数の確保が利用促進に重要である。ただし海運業界の集約化傾向に注意が必要である。</p> <p>・施策・事業の方向性の欄に、コンテナ貨物取扱量に応じたコンテナヤード整備の必要性や今後の港湾計画見直し等を具体的に記述して欲しい。</p> <p>・東北エリアの港湾貨物の仙台港への集約が進みつつあるが、これは外国航路維持の結果でもあるし原因でもある。</p> <p>・外航船の大型化により、東北エリア内の各県が個別に誘致合戦をすれば需要が分散して結局京浜港を利用せざるを得なくなるという意味で、隣県との協調が効率性のために必要である。</p>	<p>・一般県民へのPRについては、毎年苦慮しているところであるが、今後も有効なPR方法等について検討していきたい。</p> <p>・外貿コンテナ貨物取扱量には、内航フィーダの取扱貨物量も含まれており、全貨物量に占める割合と併せて今後は明記することとする。</p> <p>・平成18年度に今後のコンテナ貨物需要調査等を行うこととしており、その結果により、コンテナヤードの拡張と各施設の配置を検討することとする。</p> <p>・航路、便数も評価指標の一つとして考えられるが、航路・便数は頻繁に変わるものではないので、年度ごとの評価としては不相当と考えられる。</p> <p>・コンテナ貨物の集荷促進は、コンテナ定期航路の航路数や便数に大きく影響されるが、一部船社においては、原油価格高騰による航路の見直しや寄港地の見直しなどを検討しているとの情報もあることから、今後も海運業界の動向に注意していきたい。</p> <p>・コンテナヤードの整備や港湾計画見直し等については、上記の需要調査等による検討結果に基づき、具体的に記述していくこととする。</p> <p>・隣県との協調によるポートセールスは非常に重要であると認識しているが、隣県の港が使われなくなるというおそれもあることから、隣県の理解を得ることは困難と思われる。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
				満足度(施策)				
優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容					
4	仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	仙台港背後地区市街化率	A	5位	5.4%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】                      本施策で県は、土地区画整理事業の事業主体として施策目標達成に向け社会基盤整備や市街化促進等の中心的な役割を担っている。宮城県と仙台市は、港の物流機能強化の整備及び仙台市の都市基盤整備を目的として共同で整備する方針を決定し、公共施行による土地区画整理事業を実施することとしたものである。事業主体は地区内に多数いる仙台港建設に関係した地権者への対応を考慮して県としたが、21世紀に向けた県のプロジェクトとして積極的に推進すべきものでもあることから、県の関与はおおむね適切であると言える。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】                      施策満足度は50と「やや不満」を示しているものの、満足度60点以上の回答者の割合は40%以上あり、事業の効率性はある程度確認できる。また、政策評価指標「仙台港背後地区市街化率」は過去3年間目標値を上回っている。さらに、保留地の処分面積は、平成17年度末で売出済面積に対して約36%となっている。「土地利用相談窓口」での相談件数は購入と賃貸の希望者を併せ平成15年度が87件、16年度が72件、17年度は73件となっており、当土地に対する需要または関心は高い。保留地の処分状況は必ずしも好調ではないが、事業区域内の市街化率は目標値を達成していることから事業はおおむね有効と判定する。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】                      政策評価指標達成状況のほか、事業費に対する業績(土地造成面積)の割合も増加していることから事業がおおむね効率的に実施されていると判定する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
						大	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】                      平成4年度以降、地価の下落が続いているため、保留地を販売し事業資金に充てる土地区画整理事業には厳しい状況にある。                      そのため、早期の土地利用が図られるよう、セールス活動のほか、保留地販売促進のための規制の緩和、保留地形状、位置の変更や、換地や保留地の共同利活用による大規模画地利用を可能にするなどの取り組みを行っている。</p> <p>【施策・事業の方向性】                      平成23年度の事業完成に向けた年次計画を踏まえ、平成19年度の事業量を設定した。</p> <p>仙台国際貿易港は、増大する物流需要と船舶の大型化・コンテナ化等の輸送革新に対応することで国際競争力を強化することにより、周辺施設を含めて東北の物流拠点としての機能を拡充する必要がある。</p> <p>仙台港周辺地区については、仙台東部道路や仙台空港等の交通ネットワークを積極的に活用し流通業務の効率化を図ることで、地球温暖化防止に向けて運輸部門における温暖化ガス排出量の削減を図る必要がある。</p> <p>そうした社会的背景を受け、港湾流通拠点地区として仙台国際港周辺の土地の利活用を積極的に促進するため、今後は土地区画整理事業地内の関係権利者はもちろんのこと、企業誘致のための他部局との情報共有など多様な主体との連携を積極的に進めていく必要がある。</p> <p>特に仙台港背後地区において、平成18年度に予定しているセンター地区での公募による進出企業決定を契機として、これまで以上に土地の流動化が期待できることから、保留地について整備・広告・販売を戦略的に進め、市街化の促進を図る必要がある。</p>	
5	地域を支える港湾の整備と活用			3位	16.1%	大		
6	輸出入を促進する貿易振興策の充実			4位	9.8%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
5	<p>・港湾地区外における区画整理事業が施策の全容であるから、当該地区の「市街化率」を評価指標とすることは適当であり、この指標で見る限り順調に推移している。事業成果を早期に実現するため、目標値の上方修正が望まれる。</p> <p>・臨空地区に比べて流通業務系用途の割合が高く、港湾背後地整備の目的に添う点が評価できる。事業として土地区画整理事業のみが挙げられているが、市街化実績からは概ね有効であると言える。</p> <p>・港湾地区と一体的に機能するために、港湾地区内の土地利用(アクセル・夢メッセ等)との整合性が重要である。</p> <p>・センター地区は商業施設として計画されているが、港湾地区との関連が薄くなる可能性があるため、センター地区のビジョンを打ち出す必要がある。</p> <p>・人口減少に伴い市街地の量的拡大が必要な時代は終わり、行政効率面からコンパクトシティの実現を目指すべきである。今後は商業施設も含めて、既存市街地の空洞化に伴うコスト(既存市街地に関する選択と集中)も考慮に入れた計画とすべきである。その意味で、既存計画の計画実施段階における見直しは重要である。</p> <p>・整理された評価調書は昨年度指摘した事項への配慮・改善が図られており、評価される。</p>	<p>・平成8年度から平成17年度までの当地区における市街化率の実績から回帰直線を設定し目標値を算出するよう上方修正する。</p> <p>・下記の「まちづくり方針」により、事業地区内だけでなく、港湾地区の施設も含め周辺地区と一体となったまちづくりを推進していく。</p> <p>・平成14年度にまちづくり計画検討委員会によってセンター地区土地利用の原則が提言されており、センター地区の公募にあたっては、その提言を踏まえて、周辺施設との連携、災害対応など公共施策との連携、地域貢献等を付加した「まちづくり方針」を定めている。</p> <p>・センター地区公募の募集要項において、「中心市街地との差別化」もコンセプトの一つとしており、既存市街地とできるだけ競合しないよう配慮している。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度		施策評価	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策の方向性	
				重視度	満足度			施策評価・シート(B)の内容 施策・事業展開シート(C)の内容
	国内の交流を進めるための交通基盤の整備			70	50		おおむね適切	【施策群設定:おおむね適切】 政策を実現するためには4施策すべてが必要と認められる。 【政策評価指標群:おおむね適切】 3施策とも指標は適切であり、今後も継続する。施策2に指標(緊急輸送道路橋梁整備率)を追加するとともに、施策3に(県内移動における公共交通分担率)を設定し、施策を適切に評価できるよう改善した。 【施策群の有効性:有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:2指標、B:1指標、判定不能:2指標)から「有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「有効」と判定した。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。
1	高速道路の整備	高速道路IC40分間交通圏カバー率	A	4位	10.7%	大	おおむね適切	【県関与・事業群設定:適切】 本施策について県の役割は、高規格幹線道路を補完し地域集積圏相互の交流を図る「地域高規格道路」を整備することである。高規格道路等は社会基盤として公共性が高く、国又は県など地方公共団体が整備すべきものである。また、県が実施する地域高規格道路整備事業(仙台南部道路・みやぎ県北高速幹線道路)は、国及び東日本高速道路(株)が整備する高規格幹線道路(常磐自動車道、仙台東部道路・仙台北部道路及び三陸縦貫自動車道)を東西に連結する自動車専用道路であり、両方で高速道路ネットワークを形成するものである。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の回答者割合も40%未満であることから、県民の満足度を高める点では課題が残る。また、投資額が巨額で、事業実施に年数を費やすことから、評価指標には大きな向上は見られないが、政策評価指標「高速道路IC40分間交通圏カバー率」は目標値を達成しており有効と認められる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 事業の性格上、平成17年度は新たな供用開始区間がなかったこともあり、前年度比較では各指標値の有意な向上は認められなかった。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。
							拡充	【評価結果から抽出される課題と対応策】 高規格幹線道路整備事業及び地域高規格道路整備事業は、国内の広域的交流を進めるために整備を促進する必要がある。 【施策・事業の方向性】 県民満足度調査結果から、気仙沼・本吉圏域の重視度が高く、満足度が低い状況であることは、三陸縦貫自動車道の整備促進を願うものであり、重点的に整備を推進する必要がある「拡充」と判断した。 三陸縦貫自動車道については、平成18年度に本吉気仙沼道路が事業着手している。 国内の広域的交流を進めるためには、高速道路ネットワークの形成を図ることは急務であるが、絶えずコスト縮減と効率化を図る。

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
3	<p>総評</p> <p>・従来は事業面から道路整備のみが評価対象となっていたが、公共交通を対象として取り上げたことは評価できる。公共交通の現状は厳しいが、高齢化や地球温暖化等に鑑み積極的に生かす施策が必要である。</p> <p>・高速道・一般道・公共交通・総合交通という施策の構成は妥当だと判断される。4つの施策のうち、施策4「各輸送機関相互の連携の強化」の必要性が「中」とされているが、政策目的である国内交流の促進や県民満足度と社会経済情勢の適合性からみて、各輸送機関相互の連携の必要性の評価を「大」とすべきである。</p> <p>・地方圏においてDoor-to-doorを全て公共交通で賄うことには限界があるので、自動車等の私的手段との連携を図ることが公共交通の活性化のための鍵となるが、その意味で施策4も重要である。</p> <p>政策評価指標</p> <p>・ストック形成型施策を、「高速道路IC40分圏カバー率」のようなストック変化がない限り固定的な指標で評価するのでは有効性評価は困難である。道路の有効性は利用状況で判断すべきだから、「高速道路通行台数」や「県庁60分到達人口比率」のような時間的に変化する指標を用いることが適当ではないか。</p>	<p>・施策3と施策4との相対的な比較により施策4の必要性を前年度同様「中」としていたが、施策1、施策2との評価基準の整合性や県民満足度、社会経済情勢から、施策4の必要性を「大」に変更する。</p> <p>・「高速道路IC40分圏カバー率」については、県の総合計画や宮城の道づくり基本計画にも用いられてきた考え方であり、高速道路や一般道路が整備されると概ね100%となり、道路整備の進捗を計る評価指標としては適切と考える。今後、新たな指標については、意見を参考に検討していきたい。</p>	
	<p>・スマートIC整備やICアクセス道路整備等の事業が、ICへのアクセス時間の短縮に貢献していることを示すための評価指標(例:高速道路IC20分交通圏カバー率)の検討を行う時期ではないか。</p> <p>・また、「カバー率」の概念も人口比・面積比が、市町村単位が町丁目単位かなど、概念に曖昧さが残る。</p> <p>・高規格幹線道路・地域高規格道路の整備とともに、スマートIC整備も事業群に加えることが必要ではないか。</p> <p>・「高速道路IC40分交通圏カバー率」94%から、目標はほぼ達成されており、事業拡充という方針を導くことは困難ではないか。</p> <p>・高規格幹線道路・地域高規格道路共に新規供用が無く、指標からの有効性の判断は不可能である。</p> <p>・事業の効率性を、供用延長を事業費で除して評価することは適当ではないが、ストック形成を目的とする事業全般に共通する問題であり、新たな効率性指標を検討すべきである。</p> <p>・事業群の効率性の評価で国全体の供用延長の増加が述べられているが、それは県レベルの事業効率性の根拠にはなり得ないと思われる。</p>	<p>・高速道路IC40分圏カバー率に、スマートIC整備等を加えて評価指標としていく。</p> <p>・高速道路IC40分圏カバー率は、県の人口に対する割合である。</p> <p>・スマートIC整備については、今後の整備計画が策定されていないことから、事業群に加えることはできない。</p> <p>・高速道路等の新たな供用区間がないと指標値に変化が出にくい面もあるが、三陸縦貫自動車道等が進捗されており、指標も伸びる見込みであり、事業拡充と判断した。</p> <p>・同上</p> <p>・県内の道路関係行政機関から構成される県幹線道路協議会で平成15年度から実施している「達成度報告書/業績計画書」等も参考にして検討している。</p> <p>・県内においても、三陸縦貫自動車道及び常磐自動車道の整備が促進していて、今年度供用予定区間がある。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
2	国道、県道、市町村道の整備	高速道路IC40分間交通圏カバー率	A				大	おおむね適切
		道路の改良率	B	1位	46.3%			
		緊急輸送道路橋梁整備率	...					

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
4	<p>・「緊急輸送道路橋梁整備率」を政策評価指標に加えたことは評価される。今後は、さらに中心都市へのアクセスや安全・安心して生活できる道路整備等、県民ニーズの高い日常生活での移動の利便性や安全性に関わる指標を加え、その進捗、達成度を見ていくことが重要となる。</p> <p>・「緊急輸送道路橋梁整備率」について、非常時のライフラインの確保は重要な視点であるが、指標名からは定義が明確でないので検討してほしい。</p> <p>・この施策は政策を構成する施策として最も県民の必要性の支持が高い施策であり、広域ネットワークを構成するバイパス整備や橋梁耐震補強等の事業に加え、地域の安全・安心・まちづくりのための道路事業を加えることが望まれる。</p> <p>・政策評価指標の「IC40分圏カバー率」、「道路の改良率」は共に既に高水準であるため感度が悪く、これらの指標を通じて施策の有効性を判断することには無理がある。「高速道路IC40分圏カバー率」は施策1と共通なので、指標から削除し、「道路の改良率」は安全・安心の観点から「一定幅員以上の歩道整備率」などのような指標とするのが、望ましいのではないかと。</p> <p>・県の「整備率」が全国平均よりやや高いとしても、全国一律の基準による整備率の妥当性も検討されるべき。例えば降雪時の除雪のための幅員余裕などの条件も考慮が必要ではないか。</p> <p>・事業の有効性の説明には道路整備によりもたらされた効果(実態)を明示した整理が必要ではないか。</p> <p>・管理者・財源規模・補助負担率が定まっていることは、逆に整備の硬直化も招く。限られた財源の中で、整備の優先度の決め方(必要度や難易度)が益々重要になる。</p> <p>・挙げられているバイパス事業は現在整備中であり、まだ効果が発揮されていない状況にあり、事業分析カードの作り方の工夫が必要である。</p> <p>・ストック形成型事業の単年度評価が困難であることは理解できるが、事業費の執行を有効性の根拠とするのは適当ではない。 また、満足度の高さは過去の事業で形成された道路ストックに関して「これ以上の整備は不要」という解釈も可能なので、現在の事業の有効性を意味するとは限らないので留意してほしい。</p> <p>・事業の効率性について自動車のシェアに基づいて評価しているが、道路自体に誘発効果があるので、公共交通など他のモードとの均衡の点で、自動車分担率が伸び続けることが効率的だとは言えない。</p> <p>・高齢ドライバーの増加に対応できる余裕を持った道路、災害時のライフライン確保のための冗長性等、質的側面を念頭においた効率性評価も重要である。</p>	<p>・指標名の緊急輸送道路橋梁整備率は、震災時に重要な拠点へのルート(橋梁)確保をする事業の進捗を表したものである。</p> <p>・今後の取り組み上で参考にしながら、地域にあった事業を実施していきたい。</p> <p>・高速道路IC40分圏カバー率は、施策1と共通なので見直しを検討する。</p> <p>・今後の取り組み上で、参考にしていきたい。</p> <p>・効果を把握するには、事業担当課としては限界があり、困難である。</p> <p>・緊縮財政の下では効率的な執行を求められており、効果的な事業展開を図ることは当然であるが、また地域の実情に合った事業を実施していきたい。</p> <p>・バイパス事業の事業分析カードの作り方については、今後検討していきたい。</p> <p>・道路整備を待ち望んでいる地域もあるが、今後の取り組み上で参考にしていきたい。</p> <p>・今後の取り組み上で、参考にしていきたい。</p> <p>・高齢者にも初心者にも利用しやすい道路とするには、建設時の整備水準のみならず管理面も含めた道路施策のレベルアップについて、今後評価する上で参考にしたい。</p>	

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の必要性	施策評価	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策評価・シート(B)の内容	
							施策の方向性	
							施策・事業展開シート(C)の内容	
3	バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	県内移動における公共交通分担率	・・・	2位	29.9%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定：適切】                      本施策について県の役割は、国・市町村と強調し、施設整備や運行欠損額への補助により公共交通の維持・拡充を図ることである。公共交通の維持・活性化のため、少子高齢化やモータリゼーションの進展により、民間事業者の採算性が悪化し、路線廃止が進行しており、学生や高齢者等の独自の移動手段を持たない人の移動手段確保のためには必要な事業である。                      【事業群の有効性：課題有】                      施策満足度が50点で満足度60点以上の割合が36%程度であることから、事業の実効性を高めていく必要がある。政策評価指標「県内移動における公共交通分担率」は今回新たに設定した指標であり、現在のところは、現況値と仮目標値を同一としている。                      【事業群の効率性：課題有】                      県内の公共交通利用者数は年々減少傾向にあり、業績指標及び成果指標と同様に減少傾向で推移している。                      【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p><b>維持</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】                      施策満足度は50点と低調であり、施策満足度とのかい離も30点と高いことから、課題解決のためバスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備をより一層進める必要がある。                      【施策・事業の方向性】                      県内の公共交通の安定的な運行体制を確保するため、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。                      公共交通の経営基盤の安定及び安全運行の確保のため、引き続き必要な支援を行う。</p>	

行政評価委員会政策評価部の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
2	<p>・政策評価指標が「判定不能」、事業群の有効性・効率性が「課題あり」とされているにも係わらず、施策評価(総括)が「概ね適切」との判断は理解しがたい。</p> <p>・公共交通の利用者減少は、従来型の施策(事業群)が有効ではなかったことを意味する。総合交通体系のビジョンを確定し、その中で公共交通の役割を明確に位置づけることが先決ではないか。</p> <p>・公共交通分担率は今後上昇するとされているが、この根拠が不十分である。宮城県内のモータリゼーションの進行、公共交通利用の後退の実態を踏まえ、また、採りうる施策・事業の範囲も踏まえ、宮城県交通計画でその目標設定を行うことが望まれる。</p> <p>・この施策では利用者の拡大が目標なのか、交通弱者の生活維持が目標なのか、論点を明確にしてほしい。</p> <p>・現在宮城県交通計画が改訂作業中であることから、全国旅客地域流動調査の公共交通分担率を暫定指標としており、早期に評価指標を設定することが望まれる。</p> <p>・政策評価指標「県内移動における公共交通分担率」の仮目標値の設定方針が示されるべきだが、地方バス路線の撤退等の状況下で、現況維持でも相当な成果と見なせるのではないか。</p> <p>・社会経済情勢を示すデータの推移では鉄道とバスの合計利用者が減少しているのに、公共交通の分担率が横ばいだとすれば、後者の指標値の信頼性に問題がある。</p> <p>・政策評価指標「県内移動における公共交通分担率」の全国値は各県の単純平均ではなく、人口による加重平均とすべきではないか。</p> <p>・公共交通は規制緩和等による撤退が進むが、県の役割はバス路線の欠損補助とバス停上屋整備が中心であり、県全体の公共交通網に対するビジョンが欠けているのではないか。</p> <p>・公共交通ネットワーク整備をより一層進めるとしながら、縮減した事業費のままでの維持やりはら電鉄補助廃止を打ち出しており、事業展開シートとしての説明が不十分である。</p> <p>・地方バス路線の維持・活性化事業で補助額が減少している。バス路線に対する補助額が増加するのは望ましいとは言い難いが、バス路線の撤退の結果補助額が減少するのは公共交通の衰退を意味する。県が従来行ってきた県内の公共交通ネットワークの維持・拡充のための事業群の有効性は低いと考えられる。</p> <p>・全般に事業予算は縮小傾向にあるが、鉄道駅舎等のバリアフリーにしても整備が一巡したためとは言い難い。交通需要が少ない場合は、パラトランジット(準公共移動手段)等の代替手段の方が効率的な場合がある。</p> <p>・パーク&amp;ライド、「バスの駅」等の交通結節施設の整備が公共交通の利用促進には必須、という視点から、効率性以前に事業群の再構築が必要ではないか。</p> <p>・公共交通はネットワークが重要であり、県内交通だけでなく県際交通も含めて評価すべきではないか。</p> <p>・同様にインターモーダルな総合交通体系のビジョンを策定し、そのための手段として事業群を位置づける必要がある。</p> <p>・維持すべきバス路線に関しては、補助金入札等の手法も検討してはどうか。</p>	<p>・事業群の設定が「適切」であることを評価し「概ね適切」としたが、事業群の有効性や効率性が「課題有」である状況を重視し、施策評価(総括)を「課題有」に変更する。 ・なお、引き続き、事業群の事業効果が一層高まるよう努める。</p> <p>・県内の交通ビジョンとして、平成10年3月に宮城県交通計画が策定されている。 ・しかし、その後の交通需要の構造変化、国の制度改正、技術革新など、交通を取り巻く環境の変化により、計画と実態との乖離が大きくなっており、現在、宮城県交通計画の改訂に向けた準備作業を進めている。 ・宮城県交通計画の改訂後には、実態に即した交通ビジョンや目標を提示したい。</p> <p>・自家用車利用の増加に伴い公共交通利用者が減少し、その結果、交通事業者の経営悪化により路線の廃止や減便が進行し、公共交通の利便性が低下することで、公共交通利用者がさらに減少するという悪循環に陥っている。 ・利用者の拡大と交通弱者の生活維持とは同一の問題と考えるが、今後の記載に当たっては、論点の明確化に努める。</p> <p>・評価指標は、現在、改訂作業中の宮城県交通計画を進行管理する指標と同一とすることが望ましいと考えている。 ・予算的な制約もあり、来年度の改訂は難しいが、早期の改訂に努める。</p> <p>・県人口の約半数を占める仙台市においては、平成12年度から平成17年度までの期間でオムニバスタウン整備計画が実施され、公共車両優先システムやバスロケーションシステムの導入、バス専用レーンの設置など、バスの走行性改善、利便性向上に向けた整備が進められ、また、平成17年度からは、引き続きESTモデル事業として公共交通を支援する事業が進められており、これらの事業効果の発現を期待して目標値を設定した。 ・しかし、仙台市においても、依然としてバス利用者数が減少している状況を踏まえ、データを詳細に分析し、委員意見の現状維持を含めて、目標値の設定を検討する。</p> <p>・「県内移動における公共交通分担率」の全国値は、都道府県人口による加重平均として算定されている。</p> <p>・県内の交通ビジョンとして、平成10年3月に宮城県交通計画が策定されているが、宮城県交通計画は、現在、改訂に向けた準備作業中であり、改定後には、実態に即した交通ビジョンや目標を提示したい。 ・記載様式の制約があるが、県全体に対する公共交通のビジョンが的確に表現できるよう努める。</p> <p>・現行のバス補助制度には、補助要件として輸送量の基準があり、バス利用者の減少の影響により補助対象路線数が減少し、その結果、補助金額も減少している。 ・現在、新たな補助要件による補助制度改正を検討しており、実効性のある補助制度とする。</p> <p>・委員意見のパラトランジットを含め、地域の実情に即した効率的な輸送形態への転換が図られるよう、市町村等に対して指導・助言を行う。</p> <p>・パーク&amp;ライド、駅前広場等の交通結節施設の整備事業は主として市町村事業として行われており、県の事業群に位置づけられる事業は限定されるが、事業群の設定について検討する。</p> <p>・日常生活における公共交通分担率を把握するため、県内移動に限定した。 ・日常生活に必要な交通の確保が最優先課題と考えており、当面は県内移動を対象とした評価を優先したい。</p> <p>・交通機関相互の接続性に関するビジョンについても、改定後の宮城県交通計画の中に位置づけるよう努める。</p> <p>・バスの運行方法としては、海外で実施されている補助金入札と同様のものとして、入札によるバス事業者への運行委託という方法が行われており、また、それ以外にも多様な運行方法があることから、最適な運行方法が図られるよう、市町村等に対して指導・助言を行う。</p>	<p>・評価シート(B)の「B 施策評価(総括)」については、「概ね適切」から「課題有」に修正する。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の方向性	施策評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)			
施策・事業展開シート(C)の内容								
4	各輸送機関相互の連携の強化			3位	12.1%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)			
				重視度	満足度	施策の必要性	施策・事業展開シート(C)の内容	
国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進								
1	国際化を担う人材育成の推進	ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数	A	2位	25.1%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策に関し県では,市町村等のALT配置要望のとりまとめ及び県立高校への配置,県内でのオリエンテーションや会議等を実施するとともに,県内市町村,県立高校への支援を行っている。また,県立高校においてはALTを活用した語学教育を推進している。ALTの生きた外国語を活用した外国語教育の推進などを通じた,生徒の外国語コミュニケーション能力の向上や国際理解の進展は,地域レベルでの国際化,国際的に通用する人材育成を進める上で有効である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点であり,事業の効果が全くなかったとは言えないが,県民の満足度を高める点では課題が残る。政策評価指標「ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数」も目標値を達成していることから有効と判定する。施策満足度は低調だが,政策評価指標は仮目標値を達成しており,事業群はおおむね有効と判定する。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>「語学指導等を行う外国青年招致事業」の大部分は外国青年招致事業や国際交流事業を円滑化するための県配置国際交流員の人件費であり,概ね同程度レベルの事業内容は維持している。他の事業についても,概ね効率的に運営されていると判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標は目標値を達成しているが,施策目的の実現に向けて,引き続き推進する必要がある。</p> <p>地域の国際化や国際理解の推進のためにも,積極的に事業を展開する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>国際化社会においては,国際交流や国際理解を深めるためにも語学力の向上が不可欠であり,外国語教育は緊急かつ最重要な課題である。</p> <p>この問題解決のための施策の一端を担っているのがこの施策であり,今後維持拡大していく必要がある。</p> <p>引き続き,国際交流員3名を配置し,市町村配置ALTの活動,活用などに対する支援を強化していく。</p> <p>モデル地域の小学校の英語活動を支援するとともに,その成果を県内の小学校に普及させる。</p> <p>中学校・高等学校の授業改善及び英語担当教員の英語力の向上を図るための研修を実施する。</p> <p>新事業として「宮城県版英語検定事業」を開始し,(財)英語検定協会と協力して作成する宮城県独自の英語検定試験を高校1年生全員が受験することによって,生徒の英語学習のモチベーションを高める。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			施策・事業展開シート(C)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の必要性	施策の方向性	
2	外国人の暮らしやすい環境づくり	県内外国人留学生数	A	4位	9.1%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策に関し県では、外国人への対応が進まない市町村に代わり多言語情報提供や相談窓口開設などの生活支援、大規模災害時の外国人被災者への情報提供や通訳の派遣など災害弱者である外国人への支援など「多文化共生社会の形成に向け、広域的な対応を行っている。事業群は、多言語による相談センターの設置、巡回相談の実施、災害時通訳ボランティア派遣制度の運営、外国人の声を行政に反映させる場である懇談会の運営、留学生の家さがしを支援するボランティア派遣制度の運営、留学生と彼らを精神的に支援するボランティア・ホストファミリーの交流を取り持つ里親促進事業等の構成であり、施策目的の実現に必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】 施策満足度は55点で、県民の満足度は高いとは言えず、事業の有効性を確認できない。政策評価指標「県内外国人留学生数」は順調に伸びており、有効と判定する。県内の留学生を含めた外国人登録者数は、平成16年末現在16,484人で平成12-16年の5年間の増加数は4,611人にのぼり、県全体の同期間での人口増加数6,351人のおよそ7割以上を占め、なお増加傾向にあり、彼らに対する生活支援策である本事業群はおおむね有効に機能している。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】 政策評価指標達成度から効率的に事業が実施されていると判断する。上記外国人登録者数はなお増加傾向にあることから、彼らの日常生活の困り事に多言語で対応する外国人相談センターをはじめとする各施策は支援策として効率性を増していくと考える。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 平成12-16年の5年間の県人口増加の7割以上が外国籍県民であり、国際交流という枠組みの中でこの施策は重要性を増し、その意義や内容の見直しが必要となっている。</p> <p>外国人支援は、留学生支援という限定的な施策から、外国籍県民全般への支援に拡大し、更に外国籍県民が暮らしやすい環境整備が、ひいては日本人にとっても暮らしやすい地域形成に繋がるという「共生」の理念を掲げたいわゆる「多文化共生」の視点に立った展開が必要である。</p> <p>引き続き重点的に実施するとともに、内容の充実に努める。</p> <p>【施策・事業の方向性】 外国籍県民は依然増加傾向にあり、特に近年は日本人配偶者の増加等定住化する傾向が顕著に認められることから、多文化共生社会の形成を推進する関係施策の一層の充実が必要である。</p> <p>外国人懇談会については、条例制定後に設置が見込まれる審議会等にその機能が引き継がれることから、17年度限りでの事業廃止とした。</p> <p>住まいるサポーターについては、利用実績がゼロであったことから、17年度限りでの事業廃止とした。</p> <p>外国籍県民等の動向や、18年度の事業効果を踏まえ、更なる支援体制の充実に向け検討を行う。</p> <p>17年度から(仮称)多文化共生推進条例の制定に関する本格的な検討作業を進めているが、18年春に総務省が地域における多文化共生推進モデルプランを示し地方自治体での指針・計画策定を求め、また政府の経済財政諮問会議においては政府としても外国人の生活環境整備について省庁横断的に取り組むことが必要との方向性が示されていることから、国の動向や本県で18年度に策定する「みやぎ国際化戦略プラン」の内容を注視し、本県の多文化共生施策の展開について検討を進める。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
3	さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進	公的主体による交流事業で海外と往来した延べ人数	A	1位	43.5%	大	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策での県の役割は、友好姉妹関係にある省州県と国際交流・協力を行うことである。事業群は、友好姉妹関係にある中国吉林省、米国デラウェア州、伊国ローマ県とさまざまな分野で国際交流・協力を推進する事業や、開発途上国からの要請に基づき、必要な専門技術等の習得を目的とした技術研修員を招致し海外における本県の理解者を育成するとともに、県民が受入先として本事業に参加することを通じて、地域における国際交流・協力の重要性への認識を促す事業で構成されており、施策目的に直結する事業である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点とやや不満を示しているものの、満足度60点以上の回答者の割合は40%以上あり、事業は概ね有効だったと判断する。また、政策評価指標「公的主体による交流事業で海外と往来した延べ人数」は昨年度を下回ったものの、目標値を上回っており、有効である。</p> <p>【事業群の効率性：効率的】</p> <p>政策評価指標達成度、各種データや業績指標は施策の目指す方向に進んでおり、効率的に事業が実施されていると判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施するとともに、県民参加型の国際交流・協力を推進する必要がある。</p> <p>県内における国際交流活動促進及び国際貢献の機運醸成に大きな役割を果たしていることから、引き続き重点的に事業を展開するとともに、県民参加型の国際交流・協力を推進する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>友好関係にある省州県との国際交流については、広範な県民の参加を得ながら積極的に展開するとともに、相手方から特に要望の高い経済交流の実現に努めていく。</p> <p>市町村や教育機関、民間団体等の姉妹・友好関係については、それぞれの主体性を尊重し自主的な活動を期待しながら、ホームページ等による有益な情報の提供などの面から、さらに支援を充実させていく。</p> <p>海外技術研修員については、必要な専門技術の習得や国際交流の架け橋となる人材育成を促進するため、研修内容を充実させていく。</p>	
4	国際交流活動を支える体制づくり			3位	20.6%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
高度情報化に対応した社会の形成				重視度	満足度			
1	高速情報通信ネットワークの整備	インターネット人口普及率	C	3位	20.2%	大	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】 本施策に関し県では、国・市町村・関係団体と連携しながら「宮城県IT戦略推進計画」を策定し、IT施策を推進している。事業は県内の高速情報通信基盤整備の基幹となるものであり、また、携帯電話の不感地域の解消によるデジタルデバイドの縮小に取り組むものであり、施策目的を実現するため必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点であり、事業の効果がまったく無かったとは言えないが、課題が残る。また、政策評価指標「インターネット人口普及率」は43.50%で仮目標値を大きく下回ったが、ブロードバンド等の普及率が向上していることから、本事業群はおおむね有効と考えられる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 県内のブロードバンドサービスにおける契約件数は330,548件(H17.9月現在)、普及率も38.22%で年々増加しており、業績指標及び成果指標の推移との相関が認められ、おおむね効率的と判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、継続して重点的に実施する必要がある。 インターネット人口普及率の向上対策を推進する必要がある。 【施策・事業の方向性】 「みやぎハイパーウェブ」を基幹網として、電子自治体の円滑な運営を確保するためにも、回線容量の増加や情報ネットワークの一層の拡充を図っていく。 ブロードバンド環境の未整備地域の解消方を検討し、県民のだれもが、快適にインターネットを使える環境の整備を促進するための新たな取組が必要不可欠である。 高度情報化に対応した高速情報通信基盤の整備に向けて、継続的に事業を展開していく。 デジタルデバイドの縮小に取り組むとともに、既存のネットワーク基盤の利活用や市町村・民間との連携のあり方を検討していくことにより、県民にとって利便性の高い事業へと展開していく。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
2	産業の情報化、情報産業等の集積促進	情報サービス産業企業数	C	4位	13.2%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策に関し県では、「みやぎ情報産業振興プロジェクト」、「宮城県IT戦略推進計画」を策定し情報産業の集積促進を図っている。事業群は施策目的に必要な事業であり適切である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点であり満足度60点以上の回答者の割合が38.9%程度である。政策評価指標「情報サービス産業企業数」は目標値を達成していないが、これは厳しい景気動向と抽出調査による数値であることが要因として考えられ、総合的に判断するとおおむね有効であると言える。社会経済情勢として、本県のIT産業の事業所数(392)及び従業者数(11,661人)は、同じ政令市を抱える福岡県の事業所数(1,069)従業者数(27,443人)、北海道の事業所数(850)従業者数(18,636人)に大きく及ばない状況にあり、効率的な事業の推進によりさらなる創出・育成を図る必要がある。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標の数字自体は低下しているものの、これは厳しい景気動向と抽出調査によることが原因であり、総合的に判断すると概ね効率的だと言える。ほとんどの事業で概ね効率性は維持していると言える。また、コールセンターの立地等により雇用が大幅に増加するなど事業費以外の面での効果があり、全体的には概ね効率的であると言える。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
								<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の目標値の達成及び本県も含めた南東北3県の情報サービス産業売上高が同じ政令指定都市を抱える福岡県、北海道並の売上高とするためにも、引き続き実施する必要がある。</p> <p>情報通信分野は、今後とも成長が期待される産業分野であることから、産学官の連携及び役割分担の下、県としても積極的に諸施策を展開していく必要がある。</p> <p>上記により積極的に推進する施策であるが、同種の事業の多くが「緊急経済産業再生戦略」において重点的に展開されていたことから、この施策の構成事業は拡充が妥当であると考えられる。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>ITベンチャー支援など「創出」の支援策だけでなく、「育成」を主眼とした支援策を行う必要がある。また、成長した企業のビジネスプランを支援し、県内IT産業の振興とブランド化を図る。</p> <p>IT関連企業(ソフトウェアハウス、コールセンター)の集積に積極的に取り組み、雇用の創出を図る。</p> <p>地域の核となる地元企業の育成を図る。</p> <p>高度な技術力を有するIT人材の養成を図る。</p> <p>現在立地しているコールセンター事業者を引き続き県内に留め置く策として、人材確保のための支援を行う。</p>
3	県民生活に関する情報化の推進			1位	40.6%	大	おおむね適切	
4	電子自治体の推進	電子申請・届出件数の割合	B	5位	2.6%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】</p> <p>本施策に関し県では、「宮城県IT戦略推進計画」に基づき電子自治体化の推進に取り組んでいる。事業群は電子自治体化達成に向けた課題解決に必要な事業であり適切である。</p> <p>【事業群の有効性：おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点であり、県民の満足度を高めていくという点では課題が残る。また、政策評価指標「電子申請・届出件数の割合」は開始されたばかりであることから、県民に対する周知が不十分であり、利用が低迷している。社会経済情勢として、県内のブロードバンドサービスにおける契約件数は330,548件(H17.9月現在)で、普及率も38.22%であり、年々増加しており、県内のIT化社会の構築が進んでいるものと考えられ、効果が認められる。</p> <p>【事業群の効率性：おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標と業績指標・成果指標との間に相関は認められないが、社会経済情勢から効率的に事業が実施されていると判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
								<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>この施策は、間接的に各施策実現のための誘因となるものであって、政策の実現を目指し、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>電子自治体化を推進し、行政効率の向上や県民サービスの質的な向上の達成を促進するためには、職員の意識改革と情報処理に関する技術の向上が不可欠なことから、人材の育成を図るとともに、関連システムの整備を総合的に進める必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>厳しい財政状況により更なる県行政の効率化を目指す必要があるとともに、職員の情報リテラシーの向上に向けた事業の強化が必要である。</p> <p>庶務業務支援システム等内部事務システムの構築・再構築を実施する。</p> <p>ITの進展に対応するためには、職員のスキルアップが欠かせないため、職員研修を充実する。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段 階 判 定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		
-	-		
-	-		

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
5	次世代を担うIT人材の育成	コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率	A					大
		インターネット人口普及率	C	2位	21.2%	拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>インターネット人口普及率が低下傾向にあり全国平均を下回っているため、高度情報化対策をさらに推進する必要がある。</p> <p>小、中、高等学校における情報化教育環境が全国平均を下回っているため、環境整備及び高度情報化教育対策をさらに推進する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>次世代を担うIT人材の育成は必要不可欠な状況であることから、事業規模を拡充しながら継続的に取り組むべき施策である。</p> <p>子どもたちが早い段階からITに触れる機会をつくりながら、情報リテラシー教育、情報モラル教育を促進していくための新たな取組が必要である。</p> <p>コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の割合が全国平均を下回っているため、教員の育成を行いながら学習指導能力の向上を図っていく。</p> <p>インターネットへの接続状況が向上しているため、次の目標として高速化を推進する。</p> <p>校内LANが整備されたので、特色あるIT教育の推進を図る。</p> <p>県民を対象とした様々なITに関する学習機会の提供を拡大しながら、高度なIT技術者の養成を推進する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見		県の対応方針	評価結果
7 段階 判定	政策評価	政策評価	政策評価
	施策評価	施策評価	施策評価
-	-		

その他(政策評価・施策評価制度について)

<p>行政評価委員会政策評価部会の意見 (評価制度等に関する意見)</p>	<p>県の対応方針</p>
<p>・評価を客観的でわかりやすいものにするために数値化したり、「A」「B」、「大」「小」などをつけているが、総合評価で「適切」とか「概ね適切」という表現になると、なぜそうなるのかが見えなくなる。そこをつなげる文言を書いてほしい。 例えば、結果は「概ね適切」であるが、政策評価指標が実態を反映していないためであった場合、より実態を反映した政策評価指標に変更した場合には「適切」となる可能性があるなどの記述があってもよいのではないか。</p>	<p>・政策評価では施策の設定の妥当性、政策評価指標の設定の妥当性、施策の有効性、施策への県の関与の適切性を総合的に判断して「概ね適切」などの政策の総括評価を行っている。どのように判断した結果なのかをコメント欄に記載するよう担当課に対し周知する。</p>
<p>・政策評価指標や県民満足度などは数値化されているが、最後の評価で「適切」とか「概ね適切」などの表現を用いることで誤解が生じるおそれがある。総合評価でも「75点」とか「Bプラス」「Bマイナス」のような判定の方が客観性があるのではないか。 また、評価担当課は「課題有」はつけにくいのではないか。「課題有」と「概ね適切」の間にもう一段階あれば、つけやすいのではないか。「適切」「概ね適切」「課題有」の3段階から、5段階にすることも検討してはどうか。</p>	<p>・政策評価・施策評価の判定区分及び判定基準については、今後の見直しの中で検討する。</p>
<p>・政策評価でそれぞれの施策がどの程度目的を達成したかということを総合的に判断するときに、県の関与の度合いなどを施策ごとにウェイトを考慮して評価してはどうか。</p>	<p>・政策評価では施策の設定の妥当性、政策評価指標の設定の妥当性、施策の有効性、施策への県の関与の適切性を総合的に判断して政策の総括評価を行っている。県の関与の度合いを施策ごとにウェイトを考慮して評価することについては今後の検討課題としたい。</p>
<p>・指標そのものが有効であるか、あるいは指標に多少問題があっても対応が適切であるかによって有効性を認めるのかの判別が出来るような判定表が望ましい。</p>	<p>・現在の評価制度上、指標が適切でない場合は事業が有効(適切)であっても指標に表現されないため有効性が評価されない。できるだけ事業の有効性が表現されるよう適切な指標の設定に努める。</p>
<p>・政策評価指標の変更により判定不能とされているが、「判定できない」とこと自体が、行政評価システムの効率性に疑問を投げかける。</p>	<p>・昨年度の政策評価部会の意見等を参考にして政策評価指標を改善し、平成17年度末に新たな政策評価指標を設定したところであるが、新たに設定した政策評価指標の初期値は(原則として)設定時の値になるため、今年度は達成度が判定できない。初期値を遡って設定すれば達成度が判定できない事例は生じないが、初期値を遡って設定すると評価の信頼性を損なうおそれがあるため、初期値は設定時の値としている。</p>
<p>・評価指標が変更されると、有効性・効率性が判定不能になるのは問題である。変更後の指標について、可能なものは遡及的に調査・計上すべきである。</p>	<p>政策評価指標の達成度が判定できない場合は、その他の評価基準である県民満足度調査結果や社会経済情勢を示すデータにより評価を行っており、政策評価指標の新規設定時に達成度が判定できないことはやむを得ないと考える。</p>
<p>・評価指標の変更に関して、県側の対応は硬直的に思える。指標自体に関する協議の場が必要かもしれない。</p>	<p>・できる限り適切な政策評価指標が設定できるよう努めたい。</p>
<p>・政策に設定されている施策のうち、政策評価指標が設定されているものが1施策だけの場合は、政策の総合評価のための情報が不足するため、A-2(政策評価指標群の妥当性)、A-3(施策群の有効性)の記述は省略する仕様にすべきではないか。</p>	<p>・今後の見直しの中で検討する。</p>
<p>・「有効性」と「効率性」の定義上の差が明確ではない。</p>	<p>・有効性については政策評価指標の達成度や県民満足度、その他の社会経済情勢を表すデータ、事業の実績量を示す指標(業績指標)、事業費に対する事業の効果及び効用を表す指標(成果指標)などから事業の効果と認められるかどうかで判断している。 一方、効率性については政策評価指標の達成度、県民満足度、その他の社会経済情勢を表すデータが業績指標や成果指標の推移に比べて適切な状況であるか(事業の実績や成果が施策の成果に効率よく結びついていないか)と、事業自体の効率性が向上しているかで判断している。</p>

## Ⅱ 政策、施策及び事業の概要

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり</p> <p>障害、加齢、病気などにより生活のための支援が必要になったときでも、住み慣れた家や地域で、いつまでも自分らしい暮らしをおくることのできる環境づくりを目指します。</p>	<p>1 障害者の地域での生活支援</p> <p>様々な障害などにより日常生活をする上で誰かの支援が必要な状態になったときでも、これまでと同じように住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会的な体制づくりを目指します。</p>	<p>障害者生活支援センター設置数</p> <p>障害者生活支援センターの設置数 障害者生活支援センター：地域で生活する障害者を総合的に支援するために、日常生活上の不安解消、在宅サービスの利用援助、働く場や自立のための情報提供等の援助を行う機能を持つ。</p> <p>グループホーム設置数(知的障害者・精神障害者)</p> <p>グループホーム設置数 グループホーム：在宅での生活が困難な少人数の知的障害者及び精神障害者が、家庭に近い環境で生活できるよう、食事提供等を行う世話人を置き、共同生活を送ることができるようにしたもの。</p>
	<p>2 重度障害者の家庭での生活支援</p> <p>難病や重い障害のために全身がほとんど動かせない方とその家族の生活の質の向上を目指します。</p>	<p>利用希望者に対する提供率</p> <p>人工呼吸器を装着するALS患者及び全身性障害者の介助人派遣利用希望者に対する提供率（利用者数÷利用希望者数×100） 介助人派遣：常時介護が必要なALS患者、全身性障害者に介助サービスを提供する。</p>
	<p>3 介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実</p> <p>高齢者が介護が必要になったときに、必要なサービスを自分で選択し、そのサービスが適切に提供されるような仕組みづくりを目指します。また、高齢者が、いつまでも健康で、できる限り自立した生活を送れるようみんなで支える体制づくりを目指すとともに、認知症高齢者にとってより良いサービスを提供するための仕組みや介護を行っている家族を支える仕組みづくりを目指します。</p>	<p>要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合</p> <p>介護保険制度において、要支援又は要介護の認定を受けた高齢者のうち、実際に何らかの介護保険サービスを利用している者の割合</p>
	<p>4 元気高齢者の生きがいづくり</p> <p>高齢者が、多年にわたり培ってきた知識・経験を生かしながら、心身ともに健康で住み慣れた地域で社会的な活動に参加し、生きがいをもって生活できる社会づくりを目指します。</p>	<p>訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数</p> <p>介護保険の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用回数 介護保険法に基づき市町村介護保険事業計画で計画するサービスの計画量。</p>
	<p>5 障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保</p> <p>福祉サービスに従事する人材の確保とともに、その人材の専門的、技術的な質の一層の向上を図り、質の高いサービスを提供するための仕組みづくりを目指します。</p>	<p>ケアマネジメントリーダー数</p> <p>ケアマネジメントリーダーの人数 ケアマネジメントリーダーとは介護支援専門員への個別指導、助言や地域のケア体制（ケアチーム）の構成支援などにより、介護支援専門員の業務を支援する者であって、国や県が実施する「ケアマネジメントリーダー養成研修」を修了した者。</p>
	<p>6 NPO(民間の非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進</p> <p>地域で暮らす方々が、その地域の福祉の課題を発見し、NPOやボランティアをはじめとする自発的な活動でその解決を図っていく仕組みづくりを目指します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	市町村障害者生活支援事業	0千円	在宅障害者の地域生活を支えるため、社会生活訓練、ピアカウンセリング、相談、情報提供等を行う支援機能の整備を促進します。
2	精神障害者地域生活支援センター運営事業	53,031千円	在宅の精神障害者の地域生活を支えるため、交流の場の提供、情報交換、相談等を行います。
3	精神障害者地域生活支援センター運営費補助		在宅の精神障害者の地域生活を支えるため、交流の場の提供、情報交換、相談等を行う支援機能の整備を促進します。
4	障害児(者)地域療育等支援事業	126,074千円	在宅障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の整備を促進します。
5	支援費制度移行関連事業	3,764千円	障害者の支援費制度への円滑な移行と、適正な運営等を図ります。
6	精神障害者地域生活支援事業	209,502千円	精神障害者の社会的入院の解消、地域での自立生活の支援のため、体制及び社会復帰施設等の整備を図ります。
7	精神障害者居宅生活支援事業	50,458千円	精神障害者が地域で自立的に生活できるようにするため、食事提供等の援助体制を整えたグループホームに対して補助を行い、その整備を促進します。
8	精神障害者グループホーム特別推進事業	0千円	精神障害者が地域で自立的に生活できるようにするため、開設経費等を補助し、その整備を促進します。
9	知的障害者地域生活援助事業	183,908千円	知的障害者が地域で自立的に生活できるようにするため、食事提供等の援助を行うグループホームに対して補助を行い、その整備を促進します。
10	共生型地域生活支援事業	24,083千円	重度重複障害児者が中軽度障害者や高齢者とともに地域で自分らしい生活を安心して送る共生型のグループホームの運営に向けた地域生活支援体制の整備を図ります。
1	A L S等総合対策事業	27,050千円	重症難病者が地域で安心して生活できるよう緊急時医療及び地域支援体制の整備を促進するほか、介助人派遣などのケアサービスを提供することにより、重症難病者の自立と社会参加を促進させるとともに、患者・家族のQOL(生活の質)の維持・向上を図ります。
1	在宅ケア推進事業	233,680千円	在宅ケア推進のための基盤を充実するため、老人デイサービスセンター及びショートステイ床の整備の促進を図ります。
2	認知症高齢者グループホーム整備促進事業	37,785千円	家庭的な介護サービスを提供し、痴呆症状の緩和等を図り高齢者の生活の質を高めるため、グループホームの整備に補助し、その普及を促進します。
3	ユニットケア推進事業	644,793千円	生活支援に視点をいた介護サービスに対応すべく居住福祉型特別養護老人ホームの整備を促進するとともに、ユニットケアに携わる職員の資質向上を通じ、特別養護老人ホームにおけるサービスの質の向上を図ります。
4	老人福祉施設等整備事業	25,000千円	常時介護を要する要介護者に対し、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした介護老人保健施設の充実を図るため施設整備について補助を行い、その整備を促進します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり</p> <p>かぜや腹痛など日常的な医療はもちろんのこと、高度で専門的な医療や救急医療が必要となったとき、いつでも、どこでも、誰もが適切な医療サービスを受けられる環境づくりを目指します。</p>	<p>1 地域の中核的な病院の整備</p> <p>病院と診療所の適切な役割分担と連携を図り、身近な病院の機能を充実させるため、地域で中心的な役割を担う7つの「地域の中核的な病院の整備」を進めています。</p>	<p>入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率</p> <p>県民が自分が住んでいる二次医療圏(県内10医療圏)内の医療機関に入院する割合 二次医療圏：通常の入院に係る医療を供給する体制の整備を図るべき地域的単位</p>
	<p>2 周産期・小児医療体制の充実</p> <p>妊娠中の母親・胎児、さらには生まれてからの子どもの成長過程に応じた適切な医療の提供を図るため、総合周産期母子医療センターとして指定した「仙台赤十字病院」や「宮城県立こども病院」などが役割を分担し、県内の小児科病院・診療所が相互に連絡し協力する総合的な小児医療体制の整備を目指します。(周産期：妊娠22週以後生後1週間未満の期間)</p>	<p>周産期死亡率(出産千当たり)</p> <p>1年間の周産期死亡率(妊娠22週以後の死産数+早期新生児死亡率(生後1週未満の死亡率))÷1年間の出産数(出生数+妊娠22週以後の死産数)×1000</p>
	<p>3 救急医療体制の充実</p> <p>休日や夜間に外来診療を行う医療機関や救急車等で運ばれる患者の診察を行う救急医療機関の充実を目指しています。</p>	<p>救急搬送患者の二次医療圏内搬送率</p> <p>救急搬送患者の各二次医療圏を単位とした自圏域内の医療機関への搬送患者の全搬送患者に占める割合 二次医療圏：通常の入院に係る医療を供給する体制の整備を図るべき地域的単位</p>
	<p>4 精神医療体制の充実</p> <p>精神障害者等が休日・夜間でも安心して暮らせるよう、精神疾患の急な発症や症状の悪化に対応する救急医療体制の充実を目指します。</p>	<p>精神障害者の措置入院者の県内対応率</p> <p>県内(仙台市を除く。)において、単年度内に精神障害者に対して措置入院を命じた件数のうち、県内の医療機関に入院を行った割合 措置入院：入院させなければ自傷他害のおそれのある患者に対して知事の権限で行われる入院</p>
	<p>5 在宅ホスピスケアの推進</p> <p>がん末期の方が、自宅等自分が望む生活の場で、最期の時まで人間としての尊厳を保ちながら生を全うできるように、保健・医療・福祉を総合化したサービスを提供するシステムを構築し、QOL(生活の質)を重視したケアを目指します。</p>	<p>がん患者在宅看取り率</p> <p>がん患者在宅看取り率 がん患者が自分の望む生活の場(自宅等)で最期の時まで人間としての尊厳を保ちながら生を全うすることができた割合</p>
	<p>6 医療・保健を担う人材の養成・確保</p> <p>誰もが、住んでいる地域で、必要な医療・保健サービスが十分に受けられるよう、その担い手である医師の確保を支援するとともに、看護師、保健師をはじめとする保健・医療従事者の養成・確保の取組を進めています。</p>	<p>医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合</p> <p>医療法に定める医師数の標準を満たす県内病院の割合</p>
	<p>7 医療・保健・福祉の総合的な情報システムの構築</p> <p>誰もがいつでも必要とする情報が容易に得られるよう、医療・保健・福祉についての総合的な情報提供を行うためのシステムづくりを目指します。</p>	
	<p>8 子どもや障害者等の医療費の負担の軽減等医療費制度の充実</p> <p>子どもや障害者等が、病気やけがなどのために治療が必要になったときでも、経済的な負担を心配せず、安心して医療機関で受診できる制度の整備を目指します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	地域の中核的な病院整備推進事業	415,993千円	各圏域ごとの医療提供体制を整備するため、地域医療を支援する機能を有する病院を「地域の中核的な病院」として指定し、その建設等を支援します。
1	小児総合医療整備事業	38,181千円	妊娠、出生から思春期、成人に至る子どものすべての成長過程において、成育医療の理念に基づき、専門的医療を集約的に提供する宮城県立こども病院と、これを中核とする総合的な周産期・小児医療システムを整備する。
1	救急医療確保対策事業	56,083千円	救急搬送患者の受け入れ促進及び救急医療体制整備のために、救急業務を行っている医療機関等に対し助成するものです。
1	精神障害者救急医療システム整備事業	115,479千円	精神障害者の休日・夜間の受診・加療の機会を確保するための体制を整備し、適正な精神科救急医療の供給を図ります。
1	在宅ホスピスケア推進事業	5,133千円	在宅ホスピスケアを県全域に普及し、もって宮城県在宅ホスピスケア推進計画の基本理念である「がん末期患者が『自分が望む生活の場』で最期の時まで人間としての尊厳を保ちながら生を全うできる」の達成に資するものです。
1	医師確保支援事業	89,369千円	本県の絶対的な医師不足と地域及び診療科による偏在を解消するため、県内自治体病院の医師確保を着実かつ強力に推進する。併せて、地域医療体制の整備による効率的な医師配置を通じ、本県地域医療体制の一層の充実を図る。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>子どもを安心して生み育てることができる環境づくり</p> <p>核家族化、少子化の進行など子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもがその個性を尊重され健やかに成長できる環境づくりを目指します。</p>	<p>1 安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実</p> <p>母体の変化の著しい妊娠、出産期において、母親の心身の健康を保ち、安心して妊娠・出産ができる環境をつくり、また、生まれた子が健やかに成長、発達できるような支援体制をつくりまします。</p>	
	<p>2 出産や子育てのしやすい労働環境の整備</p> <p>働いている人が出産や育児を行うときの負担を軽減し、子どもを育てている労働者の雇用の継続や再就職が円滑にできるような仕組みの充実を目指します。</p>	
	<p>3 多様な保育サービスの充実</p> <p>子どもを安心して生み育てるためには、出産後も働き続けられる環境等の整備が重要であることから、多様化する地域の保育ニーズに応じたサービスの充実を目指します。</p>	<p>保育所入所待機児童数</p> <p>認可保育所に入所を希望して登録している待機児童の数</p>
	<p>4 子育て家庭の経済的な負担の軽減</p> <p>子どもを持った人が安心して子どもを育て、そして生活できるよう、子どもを育てていくことによって生じる経済的な負担を軽減します。</p>	
	<p>5 子ども連れでも安心して活動できるまちづくり</p> <p>子どもを連れていても、安心して気軽に買い物等ができるまちづくりを目指します。</p>	
	<p>6 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実</p> <p>子どもの虐待や不登校、育児不安など、子どもに関する問題が深刻化していることから、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもと家庭を総合的に支援、育成する相談・支援体制の充実を図ります。</p>	<p>児童相談所における児童虐待相談の相談率</p> <p>本県の0～19歳までの人口（仙台市を除く）に対する児童相談所における児童虐待相談数の割合</p>
	<p>7 青少年の健全育成</p> <p>県内各地で青少年の健全育成をテーマとした講演会や少年の主張大会などを開催し、健全育成運動の普及・定着化を図ります。</p>	<p>引きこもり支援機関の設置数</p> <p>社会的引きこもりへの支援を行う機関数（行政機関又は民間機関）</p> <p>青少年育成市区町村民会議の設置率</p> <p>青少年のための宮城県民会議を構成する青少年育成市区町村民会議の設置率 地域における青少年育成活動において中核的役割を果たす「青少年育成市区町村民会議」を設置している市区町村の割合（ただし、仙台市については5区として計上）</p>

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	保育所整備事業	87,500千円	多様化する地域の保育需要に対応するため、多機能保育所の整備、都市部における保育所の創設等に対する補助を行うことにより、保育所の機能強化を促進します。
2	乳児保育促進事業	3,698千円	乳児の保育所入所待機の解消を図るため、年度途中の乳児受入の取り組みに対し補助を行い、乳児保育を促進します。
3	延長保育促進事業	0千円	11時間の開所時間を超えてその前後の時間に延長保育を行う保育所に対して補助を行い、保育所の体制整備を促進します。
4	一時保育事業	24,842千円	断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、一時保育の取り組みに対し補助を行い、その整備を促進します。
5	地域子育て支援センター事業	177,348千円	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援等に対する補助を行い、その機能整備を促進します。
6	仕事と家庭両立支援事業	2,246千円	育児等を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援するためのファミリーサポートセンターの設置促進及び運営面の支援を行います。
1	放課後児童クラブ等活動促進事業	146,163千円	昼間保護者のいない家庭の児童(主に小学校低学年)の健全な育成を図るため、放課後に児童館等を活用して児童に適切な遊び、生活の場を与える活動等に対する補助を行い、これらの活動を促進します。
2	子どもメンタルクリニック事業	5,817千円	児童虐待や不登校など子どもに関する問題の複雑化、増加に対し、児童精神科医を中心としたクリニックにおいて、心の問題を有する子どもの治療や親に対する診療指導などの専門的なケアを行います。
3	学校不適応対策総合推進事業	89千円	増加傾向にある学校不適応児童生徒の復学や未然防止及び児童生徒の社会的・精神的自立を図るため、適応指導教室への支援や専門カウンセラーによる保護者との相談、家庭訪問等を実施します。
4	子どもデイケア事業	2,120千円	A D H D、不登校及びL Dなどの精神医学的な支援を必要とする子どもたちを対象に、精神科通院医療の一形態であるデイケアを実施します。
5	母子保健児童虐待予防事業	1,642千円	母親の育児不安や児童虐待要因のひとつである産後うつ病を早期発見し適切な支援を行うことにより、児童虐待を予防します。
1	社会的引きこもり社会復帰支援事業	4,490千円	引きこもりの者の社会復帰に向けて、N P O等が運営する引きこもり者を対象として活動しているフリースペースで、社会復帰のためのプログラムを実践し、その検証を行うとともに、地域での支援体制の検討を行うものです。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備</p> <p>障害者や高齢者，妊婦や子どもをはじめ，だれもが不便を感じることなく安心して生活できる環境づくりを目指します。</p>	<p>1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発</p> <p>障害者や高齢者を特別視することなく，すべての人が個人として尊重され共に支え合いながら安心して生活できる社会を目指します。</p>	<p>外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合</p> <p>県内在住の障害者（身障手帳所持者）や高齢者（65歳以上）のうち，外出時に不自由を感じている人の割合</p>
	<p>2 誰もが利用しやすい施設や道路等の整備</p> <p>だれもが安全かつ快適に移動や活動のできるまちづくりを目指します。</p>	<p>外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合</p> <p>県内在住の障害者（身障手帳所持者）や高齢者（65歳以上）のうち，外出時に不自由を感じている人の割合</p>
	<p>3 誰もが利用しやすい情報の提供</p> <p>だれもが必要な情報を取得したり，利用したりすることができるような環境を目指します。</p>	
	<p>4 誰もが使いやすい製品づくり</p> <p>年齢，性別，身体，国籍など，人々が持つ様々な特性や違いを越えて，できるだけ多くの人々が利用しやすい製品づくりを進めます。</p>	
	<p>5 バリアフリー等を進める専門家，NPO，ボランティアの育成</p> <p>様々な県民のニーズに対応するため，専門家，NPO，ボランティアによるバリアフリー等に関する活動を支援し，育成します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	バリアフリーみやぎ推進事業	2,266千円	高齢者をはじめすべての県民が安心して生活できる住み良い社会実現のため、「だれもが住みよい福祉のまちづくり」に関する普及啓発、指導助言等を行います。
1	鉄道駅舎等バリアフリー整備事業	9,900千円	高齢者や障害者などが積極的に社会参加できる生活環境の整備を促進するため、鉄道駅舎等へのエレベーターの設置を促進します。
2	バリアフリーみやぎ推進事業(再掲)	2,266千円	高齢者をはじめすべての県民が安心して生活できる住み良い社会実現のため、「だれもが住みよい福祉のまちづくり」に関する普及啓発、指導助言等を行います。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組</p> <p>健康が日々の豊かな生活のみならず、一人ひとりが生涯にわたって質の高い生活を送れるよう、ふだんの健康づくりや病気の予防、個々の状態に応じた健康の増進・維持を目指します。</p>	<p>1 健康づくりに関する意識の向上</p> <p>一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせるよう健康づくりに関する積極的な意識の啓発を図ります。</p>	<p>健康寿命(65歳時の平均自立期間)</p> <p>65歳時からの、心身ともに自立して健康に生活できる期間(日常生活を送る上で、食事摂取、排せつなどに援助を必要とせずに生活できる期間)</p>
	<p>2 生活習慣病の早期発見と予防</p> <p>生涯を通じて健康な生活を送れるよう、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が関与するがん、心臓病、高血圧、糖尿病などの生活習慣病について、早期発見や予防などの適切な対策を講じます。</p>	<p>健康寿命(65歳時の平均自立期間)</p> <p>65歳時からの、心身ともに自立して健康に生活できる期間(日常生活を送る上で、食事摂取、排せつなどに援助を必要とせずに生活できる期間)</p>
	<p>3 歯と歯ぐきの健康づくり</p> <p>80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことを目標とした「みやぎ8020運動」の達成を図れるよう、一人ひとりの健康状態やライフスタイルに応じた歯と歯ぐきの健康づくりを目指します。</p>	
	<p>4 結核等感染症の予防と正しい知識の普及</p> <p>結核やインフルエンザ、0-157等の感染症の予防及びまん延の防止を図るとともに、感染症に対する正しい理解のための普及啓発を進めます。</p>	
	<p>5 難病患者等の健康維持の支援</p> <p>原因が不明で治療方法が確立されていない病気の患者や原爆被爆者がこれまでと同じように住み慣れた地域で生活でき、健康が維持できる支援体制づくりを目指します。</p>	
	<p>6 地域リハビリテーションサービスの提供</p> <p>年齢を重ねることにより体力が衰えた方や身体に障害を有する方が、住みなれた地域でいきいきと暮らしていけるように、その方に応じた各分野のリハビリテーションサービスが総合的に提供できる体制づくりを目指します。</p>	<p>健康寿命(65歳時の平均自立期間)</p> <p>65歳時からの、心身ともに自立して健康に生活できる期間(日常生活を送る上で、食事摂取、排せつなどに援助を必要とせずに生活できる期間)</p> <p>65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受けている人の数)の占める割合</p> <p>(65歳以上人口のうち、介護保険制度において、要介護度4及び5の認定を受けた人の数) / (65歳以上人口)の割合</p>
	<p>7 薬物乱用防止啓発活動の推進</p> <p>麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用防止のため、行政のみでなく、事業者、民間団体、県民等社会を構成する全ての主体が一体となり総合的な対策を講じていきます。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	みやぎ21健康プラン推進事業	1,811千円	県民の健康寿命の延伸を図るため、「みやぎ21健康プラン」を推進し、県民の健康づくりの気運の醸成及び健康づくりを支援する環境の整備を図ります。
1	みやぎ21健康プラン推進事業(再掲)	1,811千円	県民の健康寿命の延伸を図るため、「みやぎ21健康プラン」を推進し、県民の健康づくりの気運の醸成及び健康づくりを支援する環境の整備を図ります。
1	地域リハビリテーション支援体制整備事業	12,743千円	地域においてリハビリテーションを必要とする方々が、継続的に一貫したサービスを受けられるよう、地域リハビリテーション支援体制を整備します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり</p> <p>犯罪等の予防, 病気や事故への対応, 食品の安全確保対策等が適切に実施され, だれもが安心して生活できる安全な社会環境の実現を目指します。</p>	<p>1 救急搬送体制の整備</p> <p>「万が一」の事故や急病になった場合, 「いつ, どこにいても」救急患者に対し, 高度な救急処置を施しながら, 素早く安全に病院まで運ぶ体制づくりを目指します。</p>	<p>救急車現場到着時間の全国対比值</p> <p>本県の平均救急搬送時間(覚知~現場到着)/全国平均救急搬送時間(覚知~現場到着)の対比</p> <p>県救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合</p> <p>救急救命士運用隊数/県内の救急対数の割合</p> <p>活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合</p> <p>活動救急救命士のうち薬剤投与有資格者/県内の活動救急救命士数の割合</p> <p>活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合</p> <p>活動救急救命士のうち気管挿管有資格者/県内の活動救急救命士数の割合</p>
	<p>2 犯罪のない安心して暮らせるまちづくり</p> <p>誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を図るため, 犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p>	
	<p>3 事故のない安全で快適な交通社会の実現</p> <p>交通事故から県民を守り, 安全で快適な交通社会の実現を目指します。</p>	<p>年間の交通事故死者数</p> <p>宮城県内における年間の交通事故による死亡者数</p>
	<p>4 食品や水道水などの安全確保</p> <p>県民すべてが安心して健康に生活できるよう, 安全で衛生的な生活環境の一層の確保と, 食の安全安心確保に向けた取り組みを行います。</p>	<p>食の安全安心取組宣言者数(事業者・生産者)</p> <p>県では現在, 「みやぎ食の安全安心推進条例(平成16年4月施行)」に基づき, 消費者, 生産者・事業者及び県の協働した取組として「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進している。</p> <p>「県民総参加運動」では, 生産者・事業者が, 食の安全安心に関する取組についての自主基準を自ら設定し, それを消費者に公開する「食の安全安心取組宣言」を実施しており, 政策評価指標としては, 自主基準を設定し公開する「食の安全安心取組宣言者(生産者・事業者)数」とする。</p>
	<p>5 建築物の安全性と適正な維持保全の確保</p> <p>県民が安心して生活できるよう建築物の安全性の確保を目指します。</p>	
	<p>6 生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実</p> <p>思いがけない病気やけがなどにより働けなくなったり, 様々な事情で生活に困った時に, 最低限度の生活を保障するとともに, 自分たちの力で生活できるように支援する制度の充実を目指します。</p>	
	<p>7 消費者被害の防止</p> <p>悪質商法等による被害にあわないよう消費者の自立を支援し, 県民の消費生活の安定と向上を目指します。</p>	



政策名	施策番号	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>県土の保全と災害に強い地域づくり</p> <p>県民が安全に安心して暮らせるようハード・ソフト両面から、自然災害に強い地域づくりを目指します。</p>	<p>1 地域ぐるみの防災体制整備</p> <p>いつ起こるかわからない災害に対して、素早く、確実な対応ができるように、そこで暮らす人々や会社等の防災意識を高め、自主的な防災組織の育成を促進し、充実、強化を目指します。</p>	<p>自主防災組織の組織率</p> <p>組織されている地域の世帯数の総世帯数に対する割合                      自主防災組織：平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行い、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等の活動を行う組織で、町内会等を単位として設立されるもの。</p> <p>各市町村における防災・震災訓練参加者数</p> <p>市町村等が主催、共催する防災訓練への参加者数</p>
	<p>2 水害から地域を守る河川等の整備</p> <p>大雨による洪水被害から県民の生命、財産を守るため、ハード・ソフト両面から水害に強い地域づくりを進めます。</p>	<p>ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)</p> <p>避難地や避難路を示したハザードマップを作成し住民に配布している市町村の数                      ハザードマップ：災害時における迅速な対応に役立つため、また、少しでも被害を軽減するためにつくられた災害避難地図。</p>
	<p>3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等</p> <p>土石流等による土砂災害から県民の生命、財産を守るため、自然や景観と調和した地すべり対策等を進めます。</p>	<p>土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数</p> <p>土砂災害重点対策箇所(3,306箇所：保全対象人家5戸以上で対策事業の採択基準を満たす箇所)のうち、砂防ダム等のハード整備及び警戒避難対策(土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定準備の完了)が行われた箇所数</p>
	<p>4 高潮や高波等による災害に強い海岸の整備</p> <p>津波・高潮や高波等による被害から、国土や県民の生命、財産を守るため、海岸整備を進めます。</p>	
	<p>5 震災対策の推進</p> <p>宮城県沖地震の再来に備え、震災対策の充実を図り、併せて県民の意識の高揚や知識の普及を図る取組を進めます。</p>	<p>各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数</p> <p>各市町村が定める「地域防災計画(震災対策編)」の平成16年度を基準日とした更新市町村数</p>
	<p>6 地震防災のために必要な施設、設備の整備</p> <p>地震による被害から県民の生命や財産を守るため、これに欠くことのできない施設等の計画的・早急な整備を進めます。</p>	<p>消防水利の基準に対する充足率</p> <p>消防水利現有効数(水利を確保できているメッシュ枠の合計数) / 消防水利の基準数(地域内のメッシュ枠の合計数)の割合</p> <p>119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合</p> <p>119番通報発信位置情報表示システム機能を有する指令台を運用している消防本部数 / 県内消防本部数の割合</p>
	<p>7 学校などの公共施設等の耐震改修</p> <p>地震災害に備え、学校などの公共施設等の耐震性の向上を目指します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	民間教育訓練事業	1,218千円	県民の防火防災意識及び救急に関する知識の高揚を図るとともに、災害等に対応し得る基礎的知識、技能の教育を実施し、自主防災組織等の育成強化に努めます。
2	9.1 総合防災訓練事業	2,000千円	災害時の被害拡大防止のため、防災関係機関が相互に連携して防災訓練を実施し、災害時の実践的機能の向上を図るとともに、防災意識の高揚と防災知識の普及を図ります。(県内を7ブロックに区分し、持ち回りで県・市町村の共催で実施)
3	民間防火組織育成事業	904千円	地域における防火思想普及啓発のため、家庭において、火気を使用する機会の多い女性を対象にした婦人防火クラブや幼少年消防クラブのリーダー研修会等育成指導事業を行い、防火意識の高揚を図りながら火災予防に努めます。
1	河川流域情報システム整備事業 (旧河川流域管理システム整備事業)	59,235千円	洪水による被害を未然に防止するため、流域情報システムの見直しを行い、リアルタイムのデータ提供を行うとともに、治水安全度に係る多様な情報を提供し、市町村等の洪水災害に対する備えを強化します。
1	土砂災害情報相互通報システム整備事業 (旧土砂災害防止啓発事業)	12,000千円	土砂災害に関する情報について、住民、市町村及び県との相互交換を行うシステムを整備し、迅速な情報の収集と提供により早期の警戒避難体制や避難意識の向上を図ります。
1	大規模震災対策事業	221,346千円	近い将来発生が予想されている宮城県沖地震の再来に備え、旧建築基準法で建築された木造戸建て住宅の耐震化や危険ブロック塀等の除却を促進します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
地球環境の保全  県民、事業者、行政が一体となり、あらゆる活動において環境にできるだけ負荷をかけず、持続的に発展することができる地域社会づくりを目指します。	<b>1 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減</b>  急激に進行しつつある地球温暖化を防止するため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の「温室効果ガス」の削減を図ります。	1人当たり温室効果ガス年間排出量  県内における化石燃料等の消費や廃棄物焼却等の人為的な行為に伴う県民1人当たりの温室効果ガス年間排出量（単位は二酸化炭素換算重量）。
	<b>2 新エネルギー等の導入促進</b>  化石燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を少なくする新しいエネルギー等の導入の拡大を目指します。	自然エネルギー等導入量(原油換算kl)  自然エネルギー等（太陽光発電、バイオマス利用、燃料電池など）のそれぞれについて、県内における導入量（増加量）を原油換算した量。
	<b>3 オゾン層の破壊の原因となるフロン対策の推進</b>  有害紫外線から生命を保護する大切な役割を果たしている「オゾン層」を保護するため、その破壊の原因となるフロン類の大気中への排出抑制を進めます。	
	<b>4 国際的な環境保全活動への積極的な関与</b>  人類共通の課題である地球環境問題の解決のため、国際的な環境協力を推進します。	
	<b>5 環境教育の推進、環境情報の提供</b>  県民一人ひとりが環境とのかかわりについて認識を深め、環境に配慮したライフスタイルに転換するよう促すため、学校や社会における環境教育の推進等を図ります。	
	<b>6 環境に配慮した生活様式、事業活動の促進</b>  今日取り組むべき環境問題の多くは、事業者や県民の日常的な社会経済活動に起因するものであることから、環境への負荷の低減を図るため、すべての主体が環境に配慮した社会経済活動の促進を目指します。	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	地球温暖化対策推進事業	10,419千円	地球温暖化対策地域推進計画の見直しを行うなど、県民・事業者・行政それぞれの立場に応じた取組を促進します。
1	新エネルギー導入促進事業	5,191千円	地域特性に即した新エネルギー導入と省エネルギー対策を促進するため、普及・啓発等の活動を行います。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>環境負荷の少ない地域づくりの推進</p> <p>良好な生活環境を維持するため、事業者の事業活動や県民の生活活動に伴い発生する大気汚染物質や水質汚濁物質等の抑制に努めます。</p>	<p>1 大気環境の保全</p> <p>安全できれいな大気環境を維持するため、事業者や県民の活動に伴い発生する大気汚染物質の抑制に努め、環境基準の達成を目指します。</p>	<p>窒素酸化物排出量(自動車からの)</p> <p>自動車から排出される一酸化窒素や二酸化窒素などの窒素酸化物の排出量</p>
	<p>2 河川や湖沼、海等の水環境の保全</p> <p>安全できれいな水環境を維持するため、河川や湖沼、海等の公共用水域などの環境基準や農業の水質目標値等の達成を目指します。</p>	<p>公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質</p> <p>公共用水域の全環境基準点(128地点)における生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の年間平均値の平均(BODは河川の汚染、CODは海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標で、数値が大きいほど汚染が進んでいることを示す)</p>
	<p>3 土壌汚染や地盤沈下の防止</p> <p>土壌の汚染に係る環境基準の達成と、地盤沈下の未然防止並びに進行の抑制を目指します。</p>	
	<p>4 騒音や振動の防止</p> <p>地域の静かな生活環境を維持し、騒音や振動がない快適な暮らしができるよう、事業者や県民の活動に伴い発生する騒音や振動の防止対策を推進します。</p>	
	<p>5 悪臭の防止</p> <p>さわやかな大気環境を維持し、地域の快適な暮らしができるよう、事業者や県民の活動に伴い発生する悪臭の防止に努めます。</p>	
	<p>6 ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進</p> <p>ダイオキシン類、PCB廃棄物や環境ホルモンなど環境リスクのある化学物質の低減と適正処理の推進を目指します。</p>	<p>ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)</p> <p>宮城県内における一般廃棄物の焼却処理に伴って発生するダイオキシン類の排出量</p>
	<p>7 環境負荷を減らす仕組みづくり</p> <p>良好な生活環境を維持するための規制的措置などを行うとともに、県の試験検査機関等で各種の調査研究を推進します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	自動車交通公害防止対策事業	81,155千円	「宮城県自動車交通公害防止計画」に基づく各種施策の進行管理を行うとともに、県民・事業者に対する計画の普及啓発活動を行います。
2	エコドライブ運動推進事業	6,599千円	自動車交通公害対策の推進を図るために、環境にやさしい車に乗ることやアイドリング・ストップなどの「エコドライブ」を県民運動として展開します。
1	水質保全対策事業	52,549千円	公共用水域等で、水質の保全を図るため、環境基準の達成状況を把握するとともに、工場事業場の排水規制、生活排水対策等を推進します。
2	下水道等整備事業（流域・公共下水道事業）	34,423,314千円	公共用水域の水質保全を図るため、処理場や管渠の整備を進め、下水道等の普及を推進します。
2	下水道等整備事業（農業集落排水事業）	1,794,605千円 (うち繰越118,831千円)	
3	畜産環境総合整備事業	1,580,120千円	草地等の生産基盤や家畜排せつ物処理施設の整備、畜産施設周辺環境の整備を総合的に行い、経営の向上と畜産に起因する環境汚染の防止を図ります。
4	生物を利用した水質浄化事業	3,158千円	富栄養化により水質汚濁が進行している閉鎖性水域において、生物による水質浄化と多様な生態系の保持を同時に推進するとともに、その生物を食材として利用することにより地場産業の発展を図ります。
5	水環境等の整備	304,000千円	潤いのある快適な生活環境を創造するため、河川、農業用排水施設などを活用し、水辺空間の整備を促進します。
1	ダイオキシン対策事業	1,956千円	廃棄物の処理に伴って発生するダイオキシン類を削減するため、廃棄物焼却施設等に対する規制・指導の強化を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>豊かな自然環境の保全・創造</p> <p>多くの生物が生息している森林、河川、湖沼など多様で豊かな自然環境を保全し、かけがえのない財産として次代に継承するとともに、人と自然との豊かなふれあいの場を創出していくことを目指します。</p>	<p>1 自然公園等の優れた自然環境の保全</p> <p>優れた自然環境を将来の世代に引き継ぐため、自然公園や県自然環境保全地域などに指定された地域を守り、保全します。</p>	<p>自然環境が保護されている地域の割合</p> <p>自然公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域の合計面積の県土面積に占める割合                      自然公園：自然公園法や県立自然公園条例に基づいて、指定される公園                      県自然環境保全地域、緑地環境保全地域：県自然環境保全条例に基づき指定された地域</p>
	<p>2 身近な緑の保全・再生・創造</p> <p>潤いのあるみどり豊かな県土の創造を図るため、都市化の進展などにより減少する傾向にある緑を守り、増やすことを目指します。</p>	
	<p>3 景観・歴史的環境の保全</p> <p>優れた景観や歴史的環境を保全して、次代に継承します。</p>	
	<p>4 野生動植物の保護</p> <p>野生動植物の多様性によって健全な生態系が維持されていることを踏まえ、多様な動植物を保護し、その生育、生息環境を守ることを目指します。</p>	
	<p>5 森林の適正な管理</p> <p>水源のかん養や県土の保全、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源など、森林の持つ様々な働きを高度に、かつ、持続的に発揮させるため、健全な森林の育成を目指します。</p>	<p>民有林の人工林間伐実行面積割合</p> <p>宮城県内における民有林の中で、間伐が必要な人工林に対する間伐実施率（面積割合）                      （間伐：植栽した樹木が健全な森林となるよう不良木を中心に伐採し、樹木の密度を適正に保つ）</p>
	<p>6 自然とふれあう場や機会の提供</p> <p>自然に対する理解を深め、自然保護の意識をはくくむため、自然とのふれあいの機会の充実、拡大を目指します。</p>	<p>みどりとふれあえる空間の面積（森林公園等の面積）</p> <p>森林公園の指定面積と生活環境保全林整備事業（事業主体：県）の実施森林面積の合計                      森林公園：県民の森等の設置及び管理に関する条例等に基づき管理している施設                      生活環境保全林：都市・市街地周辺などにおいて、保健休養の場としても利用できる、地域住民のための安全で潤いのある生活環境を保全・創出する森林</p>

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	栗駒山自然景観保全修復事業	1,995千円	土壌浸食等により荒廃している雪田植生の復元事業と乾燥化傾向にある世界谷地湿原の保全事業を推進します。
2	伊豆沼・内沼環境保全対策事業	5,707千円	鳥類をはじめとする、野生生物の生息環境の保全を図るため、「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画」に基づき、総合的な保全対策を推進します。
1	豊かな森林づくり推進対策事業	800,986千円	森林の多面的な機能の高度発揮のために重要な間伐等を推進するとともに流域が一体となった森林づくりを進めるため、上下流交流等の活動を実施します。
2	くらしを守る森林整備対策事業	1,022,985千円	水源地の保全等公益上重要な森林である保安林の機能強化を図るため、森林整備を推進します。
1	みやぎ未来の森林整備事業	721千円	快適な生活空間を形成する上で不可欠な森林の拠点として「みやぎ未来の森林」を後世に継承するため、環境・文化資源として保全・整備を推進します。
2	生活環境保全林整備事業	0千円	地域住民の生活に密接な関連を持つ保安林を保全し、後世に引き継ぐため、森林整備や遊歩道等の整備を推進します。
3	みやぎ未来の森林（七ツ森，縄文の森）の整備	1,304千円	快適な生活空間を形成する上で不可欠な森林の拠点として「みやぎ未来の森林」を後世に継承するため、環境・文化資源として保全・整備を推進します。
4	県民の森中央記念館の改築	0千円	体験学習，森林リクリエーション等の場を提供するため，中央記念館の改築を行います。
5	市民の川づくり支援事業	688千円	河川に関する様々な市民団体（NPO）の活動や河川を題材とした総合学習について支援します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>循環型社会の形成</p> <p>大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方は、生活の豊かさを支えてきましたが、一方では様々な環境問題を発生させてきたことから、天然資源の消費を抑制し、廃棄物を資源化・利活用して環境にできるだけ負担をかけない循環型社会の実現を目指します。</p>	<p>1 廃棄物の排出量の抑制</p> <p>廃棄物の焼却によるダイオキシン類の発生や廃棄物の埋立処分量を減らし、環境への負荷を低減するため、廃棄物の排出量の抑制を目指します。</p>	<p>1日1人当たりごみ排出量</p> <p>県民の日常生活に直接関わる一般廃棄物の1日1人当たりの排出量</p> <p>産業廃棄物排出量</p> <p>宮城県内における産業活動に伴い発生する産業廃棄物の排出量</p>
	<p>2 廃棄物の資源化によるリサイクル</p> <p>限りある天然資源の利用を抑制し、持続的発展を可能とする循環型社会の形成を推進するため、リサイクル関連産業の振興を図るとともに、廃棄物の資源化によるリサイクルの促進を目指します。</p>	<p>産業廃棄物再生利用率</p> <p>宮城県内で発生する産業廃棄物について、直接又は中間処理後に再資源化され、再生利用されている割合</p> <p>ごみのリサイクル率</p> <p>県民の日常生活に直接関わる一般廃棄物の資源化率</p>
	<p>3 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>良好な生活環境を維持保全し、安全で安心な生活を確保するため、廃棄物処理施設における適正な維持管理の確保や不法投棄等の未然防止など、廃棄物の適正処理の推進を目指します。</p>	<p>不適正処分された産業廃棄物の残存量</p> <p>不適正な処分がなされた1か所10t以上の、産業廃棄物の年度末の合計量（仙台市所管分を除く）。</p>
	<p>4 資源循環に配慮した企業活動の促進</p> <p>生産・流通・消費等の社会経済活動の各段階において、廃棄物を資源として循環させ、有効活用が図られる資源循環に配慮した企業活動の促進を目指します。</p>	
	<p>5 県民や民間団体等の自発的なリサイクル活動の促進</p> <p>ごみの排出抑制とリサイクルを促進するためには、県民一人ひとりによる自主的な取組が重要であることから、県民や民間団体等による自発的な活動の促進を目指します。</p>	
	<p>6 限りある資源の持続的な利用</p> <p>県民生活に欠かせない魚貝藻類や樹木などの、自然の中ではなくまれる資源の将来にわたる持続的な利用を目指します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	リサイクルみやぎ推進事業	4,289千円	ごみ問題についての基礎知識の普及と理解を促進するため、小学校において子供向け演劇の巡回公演を行います。
2	廃棄物再生資源利用製品普及拡大事業	1,160千円	循環型社会システムの形成を促進するため、廃棄物再生資源利用製品を認定し、その普及拡大を図ります。
3	みやぎリサイクルタウン構想推進事業	297,060千円	環境・リサイクル施設の立地促進とその集積によるリサイクル団地の整備、ゼロエミッション企業の増加を図り、県内廃棄物の発生抑制や再資源化を促進します。
1	農業用廃プラスチック適正処理推進事業	950千円	農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、研修会等を開催し、農業者の意識改革を行うとともに、地域における回収処理の仕組みづくりを推進します。
2	建設副産物再生利用促進事業	1,500千円	建設工事に伴い発生する建設副産物の「発生抑制」、「再利用の促進」、「適正処理の推進」を図ります。
3	みやぎリサイクルタウン構想推進事業(再掲)	297,060千円	環境・リサイクル施設の立地促進とその集積によるリサイクル団地の整備、ゼロエミッション企業の増加を図り、県内廃棄物の発生抑制や再資源化を促進します。
4	リサイクルみやぎ推進事業(再掲)	4,289千円	ごみ問題についての基礎知識の普及と理解を促進するため、小学校において子供向け演劇の巡回公演を行います。
5	廃棄物再生資源利用製品普及拡大事業(再掲)	1,160千円	循環型社会システムの形成を促進するため、廃棄物再生資源利用製品を認定し、その普及拡大を図ります。
1	みやぎリサイクルタウン構想推進事業(再掲)	297,060千円	環境・リサイクル施設の立地促進とその集積によるリサイクル団地の整備、ゼロエミッション企業の増加を図り、県内廃棄物の発生抑制や再資源化を促進します。
2	リサイクルみやぎ推進事業(再掲)	4,289千円	ごみ問題についての基礎知識の普及と理解を促進するため、小学校において子供向け演劇の巡回公演を行います。
3	廃棄物再生資源利用製品普及拡大事業(再掲)	1,160千円	循環型社会システムの形成を促進するため、廃棄物再生資源利用製品を認定し、その普及拡大を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>産業技術の高度化に向けた研究開発の推進</p> <p>地域産業の活性化や競争力の強化が図られるよう、県内農林水産業や工業の技術的課題の解決や産業技術の高度化に向けた研究開発を目指します。</p>	<p>1 創造的研究開発の推進</p> <p>試験研究計画やその結果について、内部評価とともに、学識経験者等による外部評価を行い、より一層の効率性・効果性と透明性の確保に努めています。また、複数の産業分野にまたがる試験研究課題については、農業・林業・水産業・工業の各分野の試験研究機関が連携・協力を図り、即効性のある成果重視型の共同研究を推進しています。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>
	<p>2 農業分野の研究開発</p> <p>農業・園芸総合研究所、古川農業試験場及び畜産試験場において、食料自給率の向上や、消費者の食料に対する安全・安心志向、さらには、自然環境に優しい農業生産に対する要望に応えるため、生産力の強化、高付加価値化、環境に配慮した農業の持続的発展を目指した技術開発・試験研究を推進します。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>
	<p>3 林業分野の研究開発</p> <p>林業試験場において、森林の健全な整備と持続可能な森林経営の確立及び木材関連産業の振興を技術的側面から支援するため、森林の育成管理手法、木材利用加工技術、特用林産物(きのこ等)栽培技術等の技術開発・試験研究を推進しています。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>
	<p>4 水産業分野の研究開発</p> <p>水産研究開発センター、気仙沼水産試験場、内水面水産試験場、水産加工研究所及び栽培漁業センターにおいて、本県の自然と共生した地域社会を支える活力ある水産業の発展と、安全で良質な水産物の安定供給を具現化するための、技術開発・試験研究を推進しています。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>
	<p>5 工業分野の研究開発</p> <p>産業技術総合センターにおいて、生産拠点の海外移転など製造業を取り巻く環境が変化中、県内製造業が国内外の競争に打ち勝ち安定した企業経営活動を確保するために、産業技術力の向上や産業人材の育成に向けた以下のような技術開発・試験研究を推進しています。</p>	<p>産業技術研究成果普及率</p> <p>県試験研究機関が取り組んだ総試験研究課題数のうち、商品化、実用化等により実際の産業活動に活用された成果普及課題数の割合</p>

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	創造的付加価値創出型研究開発等推進事業	12,508千円	業際間共同研究, 創造的・先導的研究開発を推進します。
1	産業技術高度化促進試験研究事業(農業試験研究事業)	163,086千円	農業分野における技術の高度化を促進するための試験研究を実施します。
1	産業技術高度化促進試験研究事業(林業試験研究事業)	10,598千円	森林・林業分野における技術の高度化を促進するための試験研究を実施します。
2	森林・林業センター(仮称)整備事業	864千円	林業試験場を森林・林業・木材産業に関する研究・情報発信の拠点として整備します。
1	産業技術高度化促進試験研究事業(水産試験研究事業)	42,178千円	水産分野における技術の高度化を促進するための試験研究を実施します。
1	産業技術高度化促進試験研究事業(研究開発事業(工業分野))	32,426千円	工業分野における技術の高度化を促進するための試験研究を実施します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>新成長産業の創出・育成</p> <p>宮城県における新たな経済活力の創出を促すため、医療や福祉、環境、情報などの分野で、今後急速な成長が見込める事業に新たに取り組む企業や創造的、革新的な事業展開を行うベンチャービジネスの創出・育成を目指します。</p>	<p>1 医療・福祉関連産業の創出・育成</p> <p>医療・福祉関連産業分野での新たな機器等の開発や商品化を活発化することにより、新たな医療・福祉関連産業の創出と育成を目指します。</p>	<p>医療・福祉分野における産学官共同による先端的研究成果移転件数</p> <p>県内での産学官共同研究による医療・福祉分野における先端的技術研究成果の民間企業への移転延べ件数</p>
	<p>2 環境関連産業の創出・育成</p> <p>企業による環境関連技術の実用化、事業化を支援することにより、新たな環境関連産業の創出と県内産業の環境共生型産業への転換促進を目指します。</p>	<p>環境関連分野における先進的技術の実用化・事業化件数</p> <p>環境産業事業化計画支援事業における計画認定事業及び同環境ビジネスサロン等から立ち上がった先進的環境関連技術開発プロジェクトの事業化件数</p>
	<p>3 IT(情報技術)関連産業の創出・育成</p> <p>IT関連産業分野で、全国的な企業へと成長する潜在的能力を持つ企業を支援することにより、IT関連産業の創出と育成を目指します。</p>	<p>高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数</p> <p>情報サービス産業等の範囲は、事業所統計小分類での、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、電気通信業、通信器械機具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業とする。</p>
	<p>4 食関連産業の創出・育成</p> <p>多彩で豊かな食材に恵まれた宮城県の優位性を活かして、食関連産業全体の振興を図ります。また、本県から全国へ発信できる新たな食関連産業の振興を目指します。</p>	<p>新たな機能性加工食品の売上を計上した企業数</p> <p>県が行う新産業としての食ビジネス関連の付加価値増加策等により新たな機能性食品を製造し、売上を計上するに至った企業数</p>
	<p>5 その他の新成長産業の創出・育成</p> <p>自動車・マイクロテクノロジーなど成長が見込まれる産業分野での新たな技術や商品の開発を活発化することにより、県内における新産業の創出と既存産業の活性化を目指します。</p>	
	<p>6 起業家の育成</p> <p>新たな産業の担い手として、事業に必要とされる経営資源を自ら調達、準備して事業を立ち上げていくような行動力と積極性を備えた人材を育てることを目指します。</p>	<p>起業及び新分野進出・新業態展開意欲を有する者の事業化率(ビジネスプラン作成事業者等の事業化率)</p> <p>有望ビジネス起業化促進事業によるビジネスプラン作成者の事業化率</p> <p>起業家講座・経営塾の支援による創業者、中小企業者等の事業所開業率</p> <p>県内事業開業率(支援対象の結果として) 施策等を展開することで、県内事業所数増加を見込み、期待値としての開業率である。</p>

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	先端的医療・福祉産業支援事業	0千円	産学官共同による医療・福祉分野での最先端技術開発、優れた研究成果の事業化支援、新たな福祉機器開発に係る情報収集・提供による支援等により医療・福祉産業の創出を図ります。
2	中小企業創造活動促進事業	0千円	中小企業者等が策定する研究開発等事業計画について指導し、認定するとともに、計画に基づく新製品、新技術等に関する研究や試作を支援します。
3	新分野・技術等開拓支援事業	29,753千円	中小企業者等の新成長産業への進出や新事業の創出を促進するため、環境関連技術の実用化等の新製品・技術開発などについて支援し、県内産業をリードする中核企業の育成を図ります。
4	ベンチャー育成ファンド組成事業	0千円	現在の厳しい金融事情下において、新規開業に係る資金調達の支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
1	中小企業創造活動促進事業(再掲)	0千円	中小企業者等が策定する研究開発等事業計画について指導し、認定するとともに、計画に基づく新製品、新技術等に関する研究や試作を支援します。
2	新分野・技術等開拓支援事業(再掲)	29,753千円	中小企業者等の新成長産業への進出や新事業の創出を促進するため、環境関連技術の実用化等の新製品・技術開発などについて支援し、県内産業をリードする中核企業の育成を図ります。
3	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	0千円	現在の厳しい金融事情下において、新規開業に係る資金調達の支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
1	中小企業創造活動促進事業(再掲)	0千円	中小企業者等が策定する研究開発等事業計画について指導し、認定するとともに、計画に基づく新製品、新技術等に関する研究や試作を支援します。
2	新分野・技術等開拓支援事業(一部再掲)	5,042千円	中小企業者等の新成長産業への進出や新事業の創出を促進するため、環境関連技術の実用化等の新製品・技術開発などについて支援し、県内産業をリードする中核企業の育成を図ります。
3	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	0千円	現在の厳しい金融事情下において、新規開業に係る資金調達の支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
4	ITベンチャー支援事業	0千円	有望なIT関連事業の起業家を「ITベンチャー」として認定し、立ち上げ経費の補助や専門家によるビジネスプランのブラッシュアップなどのサポートを行います。
5	情報通信関連企業立地促進奨励金	110,269千円	県内に情報通信関連事業所を新設又は移転する企業及び県内にソフトウェアを営む事業所を新設若しくは増設又は移転する企業に対し、その事業所設置等に要する経費について、立地促進奨励金を交付します。
6	東北テクノロジーセンター運営事業	5,000千円	東北テクノロジーセンターを設置・運営し、データベース、言語(Java)、ネットワークなどに関する高度IT技術者を育成します。
1	中小企業創造活動促進事業(再掲)	0千円	中小企業者等が策定する研究開発等事業計画について指導し、認定するとともに、計画に基づく新製品、新技術等に関する研究や試作を支援します。
2	新分野・技術等開拓支援事業(再掲)	29,753千円	中小企業者等の新成長産業への進出や新事業の創出を促進するため、環境関連技術の実用化等の新製品・技術開発などについて支援し、県内産業をリードする中核企業の育成を図ります。
3	食材王国みやぎ創造事業	0千円	多彩で豊かな食材に恵まれた本県の優位性を生かして、食に関連した情報ネットワークの整備や食に関するイベントの開催、地域の資源を活用した料理・食材の開発・PRなどを行い、食関連産業の振興を図ります。また、「食」に着目したユニバーサルデザインの視点を広く定着させるための研究会等の開催、他県に先駆けた次世代型食品の開発支援を行います。さらに、県内の食材の学校給食における利用拡大を図ります。
4	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	0千円	現在の厳しい金融事情下において、新規開業に係る資金調達の支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
1	有望ビジネス起業化促進事業	29,612千円	新規開業を目指す者等に対し、各分野の専門家が集中指導し、実践的事業計画の作成による企業化を促進します。
2	起業家育成・支援事業	178,726千円	ベンチャー企業や中小企業の新事業の創出などを促進するために専門的な各種の相談や事業化のための支援を行います。また、経験や知識が豊富な中高年者など、新たな事業に果敢に挑戦する意欲ある起業家を育成・支援します。
3	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	0千円	現在の厳しい金融事情下において、新規開業に係る資金調達の支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用し、開業率の向上による産業振興、雇用創出を図ります。
4	ベンチャー企業投資育成事業	3,729千円	先進的、先導的な取組を行い、将来高い成長が期待できる企業を対象に投資を行います。
5	創造的中小企業創出支援事業	0千円	中小企業創造法の認定企業又はこれに類する創造的中小企業を対象に投資を行います。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>新しい時代を担う産業人の育成</p> <p>地域産業全体の活力を高めるために、新事業への進出や創意工夫、革新に挑戦する人材の育成を目指します。</p>	<p>1 農林水産業の発展を担う人材の育成</p> <p>産業人としての自覚を持ち意欲的に農林水産業に取り組む若い就業者を確保するとともに、農林水産業の発展を担う中核的な農林水産業者の育成を目指します。</p>	<p>意欲ある農林漁業者・経営体数(認定農業者数)</p> <p>認定農業者数 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者数</p> <p>意欲ある農林漁業者・経営体数(認定林業事業体数)</p> <p>認定林業事業体数 持続可能な森林経営及び木材の安定供給推進の中核となる林業者や生産・加工事業体など、県が新たに制度を設けて認定する事業体数</p> <p>意欲ある農林漁業者・経営体数(専門的漁業経営体数の割合)</p> <p>専門的漁業経営体数の割合 漁業経営体のうち、専門経営体、第1種兼業経営体数の全体に対する割合</p> <p>意欲ある農林漁業者・経営体数(新規農林水産業就業者数)</p> <p>新規農林水産業就業者数</p>
	<p>2 製造業等の発展を担う人材の育成</p> <p>新たに事業を起こしたり新しい分野へ進出するなど、新しい時代の製造業を担うチャレンジ精神にあふれる人材の確保や育成を目指します。</p>	<p>技能検定合格者数(累計)</p> <p>職業能力開発促進法に基づき実施されている技能検定の合格者数(累計) (特級, 1級, 単一等級は厚生労働大臣名, 2級, 3級は都道府県知事名の合格証書が交付され, 「技能士」と称することができる。)</p>
	<p>3 商業・サービス業の発展を担う人材の育成</p> <p>低迷する地域中小商業・サービス業の振興の推進役となるリーダーの育成を目指します。</p>	<p>商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等)</p> <p>商業・サービス業における研修受講者数</p>
	<p>4 IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成</p> <p>ITの活用や環境問題などの社会経済の変化に対応できる人材の確保や育成を目指します。</p>	<p>情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数</p> <p>IT活用経営革新事業を利用し, 経営革新を図るために専門家の支援を受けた企業数(累計)</p>
	<p>5 人材育成に必要な指導者の育成</p> <p>農林水産業や商業, 工業を担う人材を育成するための指導者となるそれぞれの産業分野のエキスパートやリーダーを育成します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	中核的農林漁業者育成推進事業	59,952千円	農林水産業の発展を担う中核的な人材の育成を図るため、企業的な経営や複合経営等を行うとする経営体への支援を行うとともに、新規就業者確保に向けた情報提供、研修、助成等を行います。
2	みやぎ企業的農林漁業経営体育成支援事業	22,590千円	農林水産業の中核を担う企業的経営体を育成するため、認定経営体や組織経営体を支援します。 農地の流動化に当たり地域の農業者間の協調・協力関係の確立に向けた取組等を推進し、農地の利用集積を促進します。
3	第一次産業就業者育成・支援事業	1,494千円	農林水産業の新規就業者を確保・育成するための情報提供、研修、助成等を行います。 林業後継者を育成するため、林業教室の開催や意欲的な経営を推進しようとするグループに対し、資機材等の支援を行うなど、優れた資質を備えた地域リーダーを養成するとともに林業グループの自主的活動を支援します。 沿岸漁業の担い手グループが実施する後継者育成活動、水産技術の研究・改良に関する実践活動を支援します。 小学生やその父兄、県民を対象とした水産業に関する体験学習を開催し、海産生物や水産への理解を深めます。 農林水産業の新規就業者を確保・育成するための情報提供、研修、助成等を行います。
1	公共職業訓練推進事業(再掲)	428,983千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
2	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	56,432千円	職業能力開発関係機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともに、キャリア形成を支援します。
3	研修事業	4,110千円	工業分野における人材育成を支援するため、専門技術に関する各種研修を実施します。
1	地域商業活力創造事業(再掲)	25,333千円	事業者による自店の経営改善や商店街のにぎわいづくり、経営革新への取組等を支援し、地域商業の活性化を図る。
1	IT活用経営革新支援事業	2,569千円	高度情報社会の進展に伴い、本県既存産業の競争力の維持・回復を図るため、ITと経営の専門家の派遣、セミナーの開催など企業のIT活用戦略を支援し、地域企業の経営革新を推進します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>高度な産業技術の普及推進</p> <p>各種試験研究機関における研究成果や調査・収集した技術情報等について、地域に密着した普及活動を効果的に展開し、高度な産業技術を地域産業へすみやかに移転することを目指します。</p>	<p>1 普及活動を推進する専門的技術者の養成</p> <p>農林水産業や工業に関する技術的な課題の解決や新たな技術導入などを支援する普及指導員などの指導水準、指導能力の向上を図ります。</p> <p>2 普及を推進する施設の整備</p> <p>試験研究成果や新たに紹介された技術について、生産者や企業が実際に体験や試作ができる機能的な施設の整備を目指します。</p> <p>3 早く確実な技術移転</p> <p>農林水産業、工業の生産者や企業が新技術の導入が容易に行えるよう、それぞれの分野の特徴に合った方法を工夫しながら、より速く確実な技術の移転を目指します。</p> <p>4 技術に関する情報の迅速な提供</p> <p>生産者や企業が必要とする技術に関する多様な情報を迅速で的確に提供することを目指します。</p> <p>5 各産業分野の課題やニーズの適切な把握</p> <p>農林水産業や工業の発展のために必要な技術を効率的・効果的に開発し着実に普及するため、それぞれの分野での課題や多様なニーズを速やかに正確に把握することを目指します。</p> <p>6 産学官連携による技術の普及</p> <p>県、大学等の研究機関と地元企業など、産学官連携による技術の普及を目指します。 特に、企業のものづくり基盤技術の高度化を図るため、県内の学術研究機関が連携し、技術相談・支援やものづくり開発を進める研究会などへの支援を行っています。</p>	<p>政策評価指標(概要)</p> <p>先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数</p> <p>石巻専修大学, 仙台電波工業高等専門学校, 東北学院大学, 東北工業大学, 東北職業能力開発大学校, 東北文化学園大学, 宮城教育大学, 宮城工業高等専門学校, 宮城大学の各校における産学連携グループ(研究会等)の設置数</p>

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出  農林水産業や商業などの産業分野を越えた連携、消費者のニーズに対応した新しい地域産品の開発、観光資源の創出、情報発信など地域資源を総合的に活かした地域産業の振興を目指します。	1 農林水産物の付加価値の向上  県内の農林水産物を活用した新たな商品開発や生産者自身による加工・販売など、付加価値を高めることにより、農林水産業の生産・販売額の向上を目指します。	アグリビジネス経営体数  年間販売額1億円以上の農業経営体の数
	2 農林水産業や観光産業などの産業間の連携  地域の自然環境や農林水産業の特色を活かし、新たな観光に結びつけるなど、地域産業を育成するため、農林水産業と観光産業の連携を目指します。	地域資源活用事業創出件数  地域の農林水産物を生かした新たな事業及び地域の環境を生かした新たなレクリエーションや観光事業の創出件数
	3 地域資源を活用した観光産業の振興  地域の歴史や文化、豊富な食材、祭り、イベントなどの地域資源を活用した観光産業の振興を目指します。	観光客入込数  県内市町村観光地点の年間観光客入込総数
	4 地域間の連携による地域産業の育成  地域間や分野間の交流や連携により、これまで地域ごと、分野ごとに培われてきた起業化のための知識や経験、商品開発のアイデアや技術を融合し、新しい産業の育成を目指します。	
	5 地域資源を活用するための情報集積・情報提供  地域の生産物・商品・観光などの地域資源の活用に向け、消費者ニーズの的確な把握と情報の収集を行うとともに、これら地域資源の積極的な情報提供ができる環境づくりを目指します。	
	6 農林水産業者、商工業者、NPOなどによる地域ネットワークの形成  地域産業の活性化を図るため、地域の事業者、NPO、ボランティアなど関係機関が連携し、地域資源の活用に向けた組織づくりや異業種間の人的交流などによるネットワークづくりを目指します。	
	7 魅力ある商店街づくりによる商業の振興  人々の日常の買い物の場となっている商店街をきれいで明るい空間に整えたり、人々が集える場所や買い物をしやすい仕組みをつくり、買い物に行きたくなくなるような商店街づくりを目指します。	中心市街地活性化基本計画策定地区数及びTMO認定数  中心市街地活性化法に基づく「中心市街地活性化基本計画」を策定した地区数及びTMO（タウンマネージメント機関）の認定数

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	アグリビジネス支援事業	9,833千円	アグリビジネス(消費者ニーズをとらえ、生産と加工・販売等を組み合わせた高付加価値農業)を推進するため、生産・加工・販売に至る総合的な整備計画の策定や推進体制の整備等を支援します。 また、第1次産業に加え、第2次・3次産業の関係機関を含めた支援機関と県による総合的な支援体制の構築を図ります。
1	地域産業振興マネジメント事業	0千円	産業分野の密接な連携、生産から販売までを一体的に推進できる体制を構築します。
2	みやぎ「海・山・大地の恵」活用推進事業(一部再掲)	13,395千円	本県の豊かな海・山・大地で育まれた地域資源を活用したコミュニティー・ビジネスの形成及び産業間連携の促進を図るため、専門家の派遣や事業を具体化するための助成を行うことにより、地域産業の新たな展開を目指します。  地域資源を基盤にした各産業分野の連携と融合した事業経営を促進します。
3	地域資源観光化事業	698千円	農林水産業等と観光が連携し、観光客を呼び込む仕組みを作るための人材育成、観光ルート開発等を行います。
1	観光立県行動計画推進プロジェクト事業	37,877千円 (うち繰越10,600千円)	国体、ワールドカップサッカー大会の開催を契機とした「宮城」のイメージを活かし、国内観光客を対象とした観光宣伝等を行います。また、外国人観光客、特に中国からの観光客の増加を踏まえ、中国での観光見本市を通じて中国人観光客の誘致を図り、魅力と活力のある「観光立県みやぎ」の実現を目指します。 県内約百か所のガソリンスタンド及び観光情報案内所(市町村観光案内所、中核観光施設等)等を「スマイルあったか宮城ミニ観光案内所」として指定し、本県を訪れる観光客に対して観光マップの配布等により観光情報を提供し、ホスピタリティーの向上に努めます。 観光情報をインターネットで提供し、誘客に努めます。 県内観光地におけるバリアフリーの推進を図るため、観光施設等の高齢者・障害者等の観光客受入れの現状を把握し、情報提供の充実を図るとともに、観光関係者向け受入研修会等を開催することにより、受入体制整備を進めます。 県内観光地における観光施設の整備を進めます。
2	地域資源観光化事業(再掲)	698千円	農林水産業等と観光が連携し、観光客を呼び込む仕組みを作るための人材育成、観光ルート開発等を行います。 (観光データベースを中心に、地域の観光資源の確認や新しい観光資源の現地調査、掘り起こしなどを行い、地域観光資源の充実及び観光基礎データの整備、観光情報の提供を行います。)
1	地域商業活力創造事業	10,350千円	中心市街地及び各地域の商店街の活力を高めるため、商店街の環境施設整備や空き店舗の有効活用の支援、意欲ある人材の育成などハード面・ソフト面における各種の支援を行い、個性的で魅力ある商業環境の整備を図ります。
2	中心市街地商業基盤等施設整備事業	0千円	「中心市街地活性化基本計画」に位置付けられた中核的・根幹的な施設整備等を支援します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
消費者ニーズに即した産業活動の展開  多様化する消費者ニーズに対応し、流通現場の目線に立った県産農林水産物の生産と販売力の向上を目指します。	1 米、麦、大豆の高品質化と低コスト化  産地間の競争を勝ち抜き、消費者に選択される高品質で安心・安全な米、麦、大豆の低コストによる生産を目指します。	みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))  農畜産物：生産額20億円以上の品目数
	2 野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上  稲作の比重が大きい本県農業をよりバランスのとれたものとするため、野菜、花き、果樹、肉牛などのブランドの確立、生産性の向上、販路拡大を目指します。	みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))  農畜産物：生産額20億円以上の品目数
	3 県産木材のブランド化と品質の向上  住宅を建築する際に、消費者が安心して使用できる木材の提供と販路の拡大を図るため、県産木材の品質向上とブランド化を目指します。	安心・安全なみやぎ産品の供給量(みやぎブランド材(品質基準適合製材品)出荷量)  みやぎブランド材出荷量：県産スギ材のうち、品質基準適合ブランド製材品「みやぎ材」の出荷量
	4 県産水産物のブランド化と品質の向上  生産者自らがマーケティング活動を展開し、多様化する消費者ニーズや流通形態に対応した県産水産物のブランド化と品質向上による、販路・シェアの拡大を目指します。	みやぎ産品認知度・シェア(水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))  水産物：仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア  水産加工品品評会受賞品の継続製造・販売品目数  毎年、水産加工品品評会を開催しており、そこで受賞した水産加工品が継続して製造・販売している品目数
	5 有機農産物等の生産  農業のもつ自然循環機能を活かして、環境にできるだけ負荷をかけずに、消費者の求めている安全・安心志向に対応した有機農産物などの生産を目指します。	環境保全型農業に取り組む農家数の割合及び県認証制度、エコファーマー等取組農家数の割合  2000年現在の慣行栽培における化学肥料(窒素成分)及び化学合成農薬の単位面積当たり使用量を基準とし、県内の販売農家のうち、これら肥料又は農薬を慣行以下に抑え、環境保全型農業に取り組んでいる農家数の割合
	6 安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化  消費者が求めている安全で安心な食材や食品の生産と流通の確保を図るため、農林水産物や食料品の品質の向上と衛生管理の高度化を目指します。	安心・安全なみやぎ産品の供給量(HACCP方式等高度衛生管理導入施設数)  HACCP方式等高度衛生管理導入施設数：製造工程の中で、どのような危害をどこで制御できるかを見極め、危害制御のための重要な管理点を頻りに監視・記録することにより、食品の衛生管理を行う食品衛生管理方式を導入した施設数  安心・安全なみやぎ産品の供給量(県産牛の出荷頭数)  県産牛の出荷頭数：県産牛のと畜場(仙台、米山、東京)への出荷頭数

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	競争力のある水田農業推進事業	14,467,755千円	激化している産地間競争に勝ち抜き、水田における主要農作物の安定供給を図るため、機械等の導入や技術支援、生産基盤の整備等を行います。また、基幹となる稲作と転作を組み合わせた良品質麦・大豆の生産促進に向けたハード面・ソフト面での支援を行い、生産性の高い水田農業を確立します。
1	みやぎの園芸・畜産強化推進事業	276,378千円	生産施設・機械の整備、技術支援等の総合的な支援、普及啓発を通して、施設栽培への取組を促進し、高品質で周年生産が可能な野菜・花き・果樹産地拡大、特用林産物の生産・流通・販売の強化を図ります。また、肉用牛の雄牛側と雌牛側の双方から組織的な改良を実施し、特色ある牛づくりを推進します。 園芸、畜産及び特産産地の拡大を進めるため、関係機関による一体的な推進体制の充実・強化を図ります。 園芸、畜産及び特産産地の拡大を進めるため、関係機関による一体的な推進体制の充実・強化を図ります。
2	アグリビジネス支援事業(再掲)	1,171千円	アグリビジネス(消費者ニーズをとらえ、生産と加工・販売等を組み合わせた高付加価値農業)を推進するため、生産・加工・販売に至る総合的な整備計画の策定や推進体制の整備等を支援します。また、第1次産業に加え、第2次・3次産業の関係機関を含めた支援機関と県による総合的な支援体制の構築を図ります。
1	県産品販売促進支援事業	7,364千円	県産品生産者・販売事業者等のマーケティング力向上のための主体的な活動を資金面で支援するとともに、水産物、県産材などのブランド化、生産技術の向上、情報発信力の強化、農林水産品、加工食品等の展示販売イベント等を通して、県産品の認知度向上、販売・消費拡大を図る。 (高品質県産材「みやぎブランド材(品質基準適合製材品)」の生産・流通の確立と、新用途開発など新たな県産材の需要拡大の促進により、県産品の販売強化を図る。)
2	安心・安全みやぎ材利用促進事業	3,583千円	みやぎブランド材の加工・流通体制の整備を促進するとともに、木材の利用推進活動等を実施する。 (一般県民に対してセミナーや相談窓口の設置により木の良さを普及するとともに、県産材を利用したモデル住宅を活用した利用促進活動に助成し、県産材の利用拡大を図る。また、県産材の中でも高品質製材品の生産・流通・PR活動に助成し、県産材の品質と認知度を高める。)
1	人と環境にやさしい農業推進事業	21,449千円	農業の持つ自然循環機能を活かし、環境と調和した持続的な農業への転換を図るため、地域有機質資源である堆きゅう肥等を活用した土づくりを基本とした技術指導、普及啓発を推進するとともに、無農薬・無化学肥料栽培農産物等に係る認証制度を運営するなど、有機農産物等の生産を支援する「人と環境にやさしい農業」の普及・定着を図ります。
1	安全・安心みやぎの食品品質管理対策事業	4,708千円	農林水産物や食料品の生産過程での品質・衛生管理の向上を支援するとともに、有用貝類の安全供給のための調査・研究の実施、米・麦・大豆の生産・流通体制の整備(トレーサビリティの確立)に向けた普及啓発、関係機関への支援など、本県の食関連産業における食材や食品の安全性の確保と競争力の強化を図ります。
2	みやぎの食品品質・衛生管理高度化支援事業	0千円	H A C C P方式の普及、施設の整備等を支援します。
3	牛海綿状脳症(BSE)対策事業	58,940千円	安全な牛肉等の提供のため、15年4月からの24か月齢以上の死亡牛に対する全頭検査に対応した体制の整備や畜産経営の安定に向けた利子補給を実施するなど、安全・安心できる牛肉等の流通を促進し、本県畜産業の競争力の強化を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
	<p>7 県産品の流通・販売の促進</p> <p>消費者ニーズや市場における評価を的確に把握しながら、県産品のPR活動やブランド化を進め、消費の拡大と販路の拡大を目指します。</p>	<p>みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))</p> <p>農畜産物：生産額20億円以上の品目数</p> <p>みやぎ産品認知度・シェア(水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))</p> <p>水産物：仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア</p> <p>みやぎ産品認知度・シェア(木材(県の製材用木材需要量に占める県産材率))</p> <p>木材：県の製材用木材需要量に占める県産材率</p>

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	食材王国みやぎ創造事業	5,794千円	多彩で豊かな食材に恵まれた本県の優位性を生かして、食に関連した情報ネットワークの整備や食に関するイベントの開催、地域の資源を活用した料理・食材の開発・PRなどを行い、食関連産業の振興を図ります。また、「食」に着目したユニバーサルデザインの視点を広く定着させるための研究会等の開催、他県に先駆けた次世代型食品の開発支援を行います。さらに、県内の食材の学校給食における利用拡大を図ります。
2	県産品販売促進支援事業	33,415千円	県産品生産者・販売事業者等のマーケティング力向上のための主体的な活動を資金面で支援するとともに、水産物、県産材などのブランド化、生産技術の向上、情報発信力の強化、農林水産品、加工食品等の展示販売イベント等を通して、県産品の認知度向上、販売・消費拡大を図ります。(市場ニーズの把握力や商品企画力の向上のため事業者の主体的な活動を支援するとともに、県産品の情報発信機能の強化を図ります。)
3	安心・安全みやぎ材利用促進事業	2,456千円	みやぎブランド材(品質基準適合製材品)の加工・流通体制の整備を促進するとともに、木材の利用推進活動等を実施します。(木材生産におけるコスト削減に向けたシステムづくりや木材関連業界のネットワーク化の推進に対して助成することにより、県産材の利用促進を図り、県産材率の向上を推進します。)
4	首都圏県産品販売等拠点整備事業	274,133千円	県内で物産品を製造・販売している企業に対して、首都圏での試験販売、情報の収集等販路拡大に向けた支援を行うための拠点を整備し、県内産品の販売促進による県内産業の振興を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>産業基盤の整備による生産力の強化</p> <p>産業の生産性の向上と集積による生産力の強化が図られるよう、農林水産業や製造業などに必要な道路や港湾、漁港等の生産基盤の整備を目指します。</p>	<p>1 ほ場整備等農業に必要な基盤の整備</p> <p>農業の生産性の向上や農業経営の規模拡大、担い手の育成や確保等を図りながら、次世代に継承する食料生産基盤の整備を行います。</p>	
	<p>2 漁港、漁場等水産業に必要な基盤の整備</p> <p>水産物を安定的に供給するため、漁港における安全性、機能性、快適性の確保と漁場における水産資源の維持増大のために、防波堤の設置などの漁港の整備や人工魚礁の設置などの漁場の整備を目指します。</p>	
	<p>3 林道など林業に必要な基盤の整備</p> <p>適切な森林整備と林業経営のコスト縮減を図るため、林道の開設など必要な基盤整備を目指します。</p>	
	<p>4 企業活動に必要な工業団地等の基盤整備</p> <p>新しい事業の創出や企業立地による産業振興や雇用機会の確保を図るため、関係機関と連携して、工業団地や業務団地などの造成及びその周辺の基盤整備を目指します。</p>	
	<p>5 戦略的な企業誘致</p> <p>県内への産業の集積を進め、県民所得の向上や雇用の場を創出するため、産学官が連携した戦略的な企業誘致を目指します。</p>	<p>全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合</p> <p>先端技術産業を戦略的に集積し、地域産業の振興を図る。 先端技術産業：租税特別措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工業（超精密プラスチック製品製造業、半導体基板材料製造業など24分類）</p>
	<p>6 物流、情報通信、エネルギー等産業活動に必要な基盤の整備</p> <p>産業活動を円滑に行うための基盤の充実を目指します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	先端技術企業誘致事業	0千円	最先端技術産業の集積を図るため、県外からの新規立地企業が行う大学との共同研究事業に助成を行う等戦略的な誘致を促進し、地域の産業振興及び雇用機会の拡大を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化</p> <p>農林水産業や製造業などの経営者が、時代のニーズを的確に捉え、戦略的な経営を展開できるよう、経営基盤の整備・強化を目指します。</p>	<p>1 農業における経営基盤の強化</p> <p>農業生産活動の活性化と安定した農業経営を図るため、農業経営者の経営管理能力向上のための支援や農業制度資金の活用などによる経営の体質強化、農協組織の財務基盤の強化を目指します。</p>	
	<p>2 林業における経営基盤の強化</p> <p>林業生産活動の活性化と安定した林業経営を図るため、県内の林業経営者の経営管理能力向上のための支援や林業制度資金の活用などによる経営の体質強化、森林組合の財務基盤の強化を目指します。</p>	
	<p>3 水産業における経営基盤の強化</p> <p>漁業生産活動の活性化と安定した漁業経営を図るため、県内の漁業経営者の経営管理能力向上のための支援や水産業制度資金の活用などによる経営の体質強化、漁協組織の財務基盤の強化を目指します。</p>	
	<p>4 中小企業の経営基盤の強化</p> <p>安定した企業経営を図るため、県内の中小企業経営者の経営管理能力の向上のための支援や中小企業制度資金の活用などによる経営の体質強化を目指します。</p>	<p>製造品出荷額</p> <p>中小企業（4人以上300人未満の事業所）における製造品出荷額</p>
	<p>5 国際化への対応</p> <p>進展する経済のグローバル化に対応するため、海外取引の支援、ビジネスチャンスの創出、海外情報の提供、海外への観光PR等地域の産業経済の国際化を目指します。</p>	<p>国際経済コンサルティングの利用事業所数</p> <p>国際経済室における国際経済に関するコンサルティングの利用事業所数</p> <p>宮城県の貿易額</p> <p>宮城県内（仙台塩釜港、石巻港、気仙沼港、仙台空港）の合計貿易額</p>
	<p>6 農協、漁協、商工会等産業関係団体の育成</p> <p>県内産業の健全な発展を図るため、農協、漁協、森林組合など農林水産団体の経営基盤の強化と、小規模事業者、事業協同組合等の育成強化に努める商工会、商工会議所、中小企業団体中央会など商工団体の組織基盤の強化を目指します。</p>	
	<p>7 経営診断等の専門的人材の育成</p> <p>県内産業の健全な発展を図るため、農協、漁協、森林組合や中小企業の経営の診断に関する知識、手法を修得し、適切な経営改善を指導できる専門的人材の育成を目指します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	水産加工業の高度化の促進	0千円	<p>特定産業集積活性化を図るため、特定基盤的技術の高度化を促進します。</p> <p>特定地域（石巻市・塩竈市・気仙沼市）の特定業種（水産食料品製造業関係）を営む中小企業や事業協同組合等を対象に、それらの事業者が行う新商品開発、販路拡大等の事業に対して、国及び県が経費助成や技術支援を行い、併せて、関連機関（産業技術総合センター・水産加工研究所）が行う特定業種に係る研究開発事業等に対して支援することにより、総合的に地域中小企業の振興に寄与することを目的とします。</p>
2	中小企業再生支援事業	6,036千円	<p>現下の厳しい経済情勢や金融機関の不良債権処理の加速化の中で、経営環境が悪化しつつある中小企業の再生支援を行うため、宮城県中小企業再生支援協議会に助成するとともに、独自の特別保障制度を創設し、県内中小企業の再生に取り組む支援体制の整備を図ります。</p>
1	みやぎグローバルビジネス推進事業	30,512千円	<p>国境を越えてヒト、モノ、カネが行き交うグローバル社会を踏まえ、特に世界経済の中でも発展の著しい中国のリージョンと東北地方におけるビジネス機会の拡大に向けて、県内企業に対する研修や海外情報収集・提供等を行います。また、東北の関係機関との連携を図りながら、中国での見本市等を通して東北地域の総合的なPR等を行い、双方の経済交流を図ります。</p>

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進</p> <p>情報化や技術革新の進展など、産業を取り巻く環境の変化に対応した高度で専門的な技術や技能を身につけることができるよう、職業能力開発のための環境づくりや体制づくりを目指します。</p>	<p>1 IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発</p> <p>IT(コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術)などその時代に求められる新たな技術や技能を、勤労者やこれから就職をしようとする人それぞれが身につけることができる環境づくりを目指します。</p>	<p>県の支援による職業技術向上者数</p> <p>公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修人員数</p>
	<p>2 より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制</p> <p>めざましい技術革新の進展に応えるために高度な技術や技能を、勤労者やこれから就職をしようとする人それぞれが身につけることができる職業訓練の体制づくりを目指します。</p>	<p>県の支援による職業技術向上者数</p> <p>公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修人員数</p>
	<p>3 職業能力開発のための施設、設備の充実</p> <p>産業や雇用のニーズに対応した高度で専門的な技術や技能を身につけるために必要な訓練施設の整備や訓練用機器などの設備の整備を目指します。</p>	<p>県の支援による職業技術向上者数</p> <p>公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修人員数</p>
	<p>4 高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成</p> <p>高度で専門的な技術や技能を教えるために必要な指導者の確保や育成に向けて、指導者研修などにより、指導力の向上を目指します。</p>	<p>県の支援による職業技術向上者数</p> <p>公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修人員数</p>
	<p>5 企業内における職業能力開発の推進</p> <p>企業の活力ある発展と従業員の充実した就業活動を促すために、企業が計画的、継続的に従業員の能力開発を実施する環境づくりを目指します。</p>	<p>県の支援による職業技術向上者数</p> <p>公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修人員数</p>
	<p>6 個人が自ら職業能力開発できる環境整備</p> <p>それぞれの産業分野を担う人材が、自ら行う産業人としての能力開発を支援する仕組みづくりを目指します。</p>	<p>県の支援による職業技術向上者数</p> <p>公共職業能力開発校、みやぎ農業未来塾、基幹的林業技能士等研修人員数</p>
	<p>7 熟練技能者の能力の活用・継承</p> <p>本県の産業の発展を担ってきた優れた熟練技能者の能力の積極的な活用を図るため、熟練技能者の社会的認知と後世への技能の継承を目指します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	県立高等技術専門学校再編整備事業(再掲)	0千円	急激な技術革新等産業界の変化に対応できる、より高度な技能者の育成を目指し、地域産業を担う人材の育成を図ります。
2	公共職業訓練推進事業(再掲)	428,983千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
3	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	56,432千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
1	県立高等技術専門学校再編整備事業	0千円	急激な技術革新等産業界の変化に対応できる、より高度な技能者の育成を目指し、地域産業を担う人材の育成を図ります。
2	公共職業訓練推進事業(再掲)	428,983千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
3	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	56,432千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
4	新林業機械作業システム技術者育成事業(再掲)	2,588千円	高性能林業機械を活用し、伐採から育林まで一貫した新たな作業システムを確立していくための実践的・全体的な施業管理技術を備えた技術者を育成します。
1	県立高等技術専門学校再編整備事業(再掲)	0千円	急激な技術革新等産業界の変化に対応できる、より高度な技能者の育成を目指し、地域産業を担う人材の育成を図ります。
2	公共職業訓練推進事業	428,983千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
3	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	56,432千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
1	公共職業訓練推進事業(再掲)	428,983千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
2	みやぎ農業未来塾開催事業	1,072千円	認定農業者等の農業技術向上を図るため、農業経営の発展段階に応じた研修教育を実施します。
3	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	56,432千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
4	新林業機械作業システム技術者育成事業(再掲)	2,588千円	高性能林業機械を活用し、伐採から育林まで一貫した新たな作業システムを確立していくための実践的・全体的な施業管理技術を備えた技術者を育成します。
1	県立高等技術専門学校再編整備事業(再掲)	0千円	急激な技術革新等産業界の変化に対応できる、より高度な技能者の育成を目指し、地域産業を担う人材の育成を図ります。
2	公共職業訓練推進事業(再掲)	428,983千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
3	企業における職業能力開発促進事業	56,432千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
1	県立高等技術専門学校再編整備事業(再掲)	0千円	急激な技術革新等産業界の変化に対応できる、より高度な技能者の育成を目指し、地域産業を担う人材の育成を図ります。
2	公共職業訓練推進事業(再掲)	428,983千円	多様な職業訓練ニーズに対応するため、普通課程をはじめとして、離転職者や在職者、高齢者等を対象とした短期課程の充実を図ります。
3	みやぎ農業未来塾開催事業(再掲)	1,072千円	認定農業者等の農業技術向上を図るため、農業経営の発展段階に応じた研修教育を実施します。
4	企業における職業能力開発促進事業(再掲)	56,432千円	職業能力開発機関等と連携し、職業能力開発・向上に取り組む企業を指導、支援するとともにキャリア形成を支援します。
5	新林業機械作業システム技術者育成事業	2,588千円	高性能林業機械を活用し、伐採から育林まで一貫した新たな作業システムを確立していくための実践的・全体的な施業管理技術を備えた技術者を育成します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
雇用の安定と勤労者福祉の充実  勤労者が安心して仕事を続けられるよう雇用の安定を図るとともに、働きやすい職場を作るための制度や福利厚生の実現を目指します。	<b>1 雇用の創出</b>  企業の育成や誘致により魅力的な働く場を生み出すとともに、女性や高齢者、障害者などで働く意欲のある方々が雇用され、就業できるようになることを目指します。	緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)  当該事業を実施することにより、求職活動を行っている者が新たに雇用された人数(累計)
	<b>2 労働者の業種間の円滑な移動</b>  構造的な失業の発生を避けるため、雇用の回復がなかなか見込めない業種で働く方々が、成長している業種にスムーズに移動できる体制づくりを目指します。	
	<b>3 勤労者福祉の充実</b>  勤労者が、ゆとりを持って仕事と家庭を両立させ、地域での様々な活動もできるような環境づくりを目指します。	
	<b>4 女性が働きやすい環境の整備</b>  働く女性の福祉の向上のため、働きやすい環境づくりを目指します。	育児休業取得率  「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく男女別の育児休業取得率 育児休業取得率：育児休業取得可能な労働者に占める実際に取得した労働者の割合  ファミリー・サポート・センターの設置箇所数  ファミリー・サポート・センターは地域において、育児援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織であり、勤労者の仕事と家庭の両立を支援する制度である。
	<b>5 高齢者の雇用・就業機会の拡大</b>  急速に高齢化が進む中で、年齢にかかわらず働き続けることができるよう高齢者の雇用・就業機会の拡大を目指します。	シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率  シルバー人材センターは、60歳以上の会員に対して、臨時的、短期的な就業の機会を提供する公益法人である。設置率は、このセンター数を市町村数で除し、百分率表示したものであり、県内へのセンター事業の普及状況を見ることができる。
	<b>6 障害者の多様な就業対策</b>  障害者が日常の社会でいきいきと働きながら地域で暮らせる体制づくりを目指します。	障害者雇用率  一般の民間企業における障害者の雇用率
	<b>7 新規学卒者の就職対策</b>  新規に大学や高校などを卒業する方が、希望する職業に就けるような体制づくりを目指します。	新規高卒者の就職内定(決定)率  就職を希望する新規高卒者の就職内定(決定)率

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	雇用創出促進事業	40,442千円	景気の長期低迷に伴い失業者の増加が予想されることから、中小企業への低利融資による経営安定化対策や緊急地域雇用創出特別基金の活用等による各雇用の創出や再就職促進策を講じ、雇用の維持及び雇用・就労の促進を図ります。
2	中小企業再生支援事業	6,036千円	現下の厳しい経済情勢や金融機関の不良債権処理の加速化の中で、経営環境が悪化しつつある中小企業の再生支援を行うため、宮城県中小企業再生支援協議会に助成するとともに、独自の特別保証制度を創設し、県内中小企業の再生に取り組む支援体制の整備を図ります。
1	障害者・就労雇用促進事業	64,598千円	<p>障害者の就業や生活を支援する体制を整備するとともに、障害者のIT技術の習得を進め、就労に結びつける仕組みを構築します。</p> <p>障害のある人が社会的・経済的に自立し、地域の中で生き生きと暮らしていくことができるよう障害者の就業や生活を支援する体制を整備するとともに、障害者のIT技術の習得を進め就労に結びつける仕組みを構築します。また、授産活動への支援や職場適応訓練を実施し、障害者の雇用促進・定着を図ります。</p>
2	障害者雇用促進事業	1,321千円	障害のある人の雇用の促進を図るため、企業等に対する啓発活動等を推進します。
3	宮城障害者職業能力開発校の運営事業	94,164千円	障害のある人の職域を拡大し、雇用・就労の促進を図るため、障害の態様に配慮した訓練の実施を推進します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進</p> <p>限りない可能性を持つすべての子どもの個性が尊重され、21世紀を切り拓く人材として創造性に富んだ豊かな心が育まれるよう、特色ある教育を目指します。</p>	<p>1 特色ある学校づくり</p> <p>児童生徒の多様な興味・関心や個性に対応し、学校選択の幅を広げるために、特色ある学校づくりを進めます。</p>	<p>総合学科等の新しいタイプの県立学校数</p> <p>総合学科高校、単位制高校、多部制・単位制定時制高校、中高一貫教育校など新しいタイプの県立学校数</p> <p>児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校)</p> <p>正答率60%以上の問題数の割合 授業が分かると答えた児童生徒の割合 平日に家庭等で学習時間を確保している児童生徒の割合</p> <p>生徒の学習意欲・進学達成率(高等学校)</p> <p>平日に家庭等での学習時間が2時間以上の生徒の割合(高等学校1年生) 現役進学達成率の全国平均との乖離</p> <p>外部評価実施学校(小・中・高)の割合</p> <p>外部評価を実施している学校数(小・中・高等学校)の割合(外部評価を実施している学校数÷全学校数×100)</p>
	<p>2 不登校児童生徒等への支援</p> <p>小・中・高校生が不登校、ひきこもり、中途退学などに陥らないようにその防止を図ったり、そのような子どもたちの立ち直りや保護者を支える環境づくりを目指します。</p>	<p>不登校児童生徒の在籍者比率(小・中学校及び中学校1年の出現率)</p> <p>不登校を理由として年間30日以上欠席した児童生徒数の全在籍児童生徒数に占める比率</p>
	<p>3 障害児教育の充実</p> <p>どのような障害があっても、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育が受けられるようにするとともに、小・中学校の児童生徒や地域の人々との交流や理解が深まる環境づくりを目指します。</p>	<p>県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合</p> <p>県立盲・聾・養護学校の小・中学部に在籍している児童のうち、居住地等の小・中学校において、その学校の児童生徒と学習活動を通じ交流した児童生徒の割合</p>
	<p>4 私立学校教育の振興</p> <p>私立学校のもつ独自の校風と建学の精神で、魅力ある学校教育がより一層推し進められるよう私立学校教育の振興を図ります。</p>	
	<p>5 大学等高等教育の充実</p> <p>高度な専門知識や技術を持つ人材の育成により、地域社会や地域経済の発展、学術研究の振興を図るため、大学等の高等教育の充実を進めます。</p>	<p>県立大学卒業生の就職率</p> <p>県立大学卒業生のうち、就職内定者の割合(5月1日現在)</p>
	<p>6 地域に開かれた学校づくり</p> <p>社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、地域の優れた知識や技能を持った社会人を学校に招くなど、地域に開かれた学校づくりを目指します。</p>	<p>全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合</p> <p>公立学校において、全授業日数中、ボランティアを含めた社会人講師等を活用した日数(社会人講師等の活用日数÷全授業日数×100%)</p> <p>10日以上授業公開日を設定している学校の割合</p> <p>10日以上授業を地域に公開する学校数の割合</p>
	<p>7 地域社会と学校教育との協働の推進</p> <p>地域と学校がともに手をたずさえ子どもたちの教育の充実に取り組むことができるよう、児童生徒の体験学習(職場体験、農業体験、保育体験、福祉体験等)、現地学習(施設見学、自然観察等)、地域をテーマにした学習や学校支援などの効果的な展開に必要な環境を整えます。</p>	<p>小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合</p> <p>地域と学校が協働して取り組む「学社連携・融合事業」を実施している小中学校を調査し、学社連携・融合事業の実施率を把握する。</p>

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	県立高校将来構想推進事業	9,403千円	魅力ある学校づくりを推進するため、特色ある学科・コースの新設や改編等を検討するほか、県立高校将来構想の実現を図ります。
2	中高一貫教育推進事業	23,501千円	中学校と高校の6年間を通じて計画的・継続的な指導を行う中高一貫教育の導入を推進します。
3	学校活性化プロポーザルモデル事業	10,000千円	小・中学校の校長の裁量を拡大し、保護者や地域との連携を図った学校運営の改善を進めるなど、創意と活力に満ちた個性ある学校づくりを推進する校長を支援・奨励し、その成果を普及することを通して県内各小・中学校の活性化を図ります。
4	学校活性化プロポーザル事業	12,693千円	高校の校長の自主性を生かしたプロポーザルを人材、予算面等で支援するよう規制緩和をしつつ、成功事例を生み出すこと等を目的とします。
5	キャリア教育総合推進事業(再掲)	1,303千円	知識・技術など経験豊富で多彩な社会人を活用するなどにより、生徒の視野を広げ、働くことに対する望ましい見方を育てます。また、高度化、多様化する社会の中で、急激に変化する知識・技術等を企業等から教員が学ぶ事ができる機会を確保します。
1	みやぎアドベンチャープログラム事業	13,363千円	他人を信頼し思いやる心を育て、不登校やいじめ、学級崩壊などを未然に防ぎ児童生徒の豊かな人間関係を構築することに効果のあるプログラムを作成し、県内小・中・高校等において推進します。
2	生徒指導総合対策事業	37,494千円	スクールカウンセラーが配置されていない学校に心の教室相談員を配置し、生徒等との相談活動を行います。 「不登校相談センター」に精神科医や臨床心理士等のスタッフを置き、児童生徒及び保護者等の相談活動を行います。 各教育事務所に在学青少年育成員を配置し、学校や地域における生徒指導の充実と問題行動の未然防止に資するための相談・支援活動を行います。
3	青少年専門員設置事業	15,784千円	青少年専門員が学校や関係団体等と連携し、地域における青少年の健全育成を推進します。
4	学校不適応対策総合推進事業(一部再掲)	2,957千円	学校不適応児童生徒の復学や未然防止及び児童生徒の社会的・精神的自立を図るため、適応指導教室への支援、適応合宿、不登校児童生徒や保護者との相談、家庭訪問等を実施します。
5	生徒指導総合対策事業(カウンセラー活用事業)	220,096千円	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するカウンセラーを中学校及び高等学校に配置し、学校や地域における生徒指導の充実と問題行動の未然防止に資するための相談・支援活動を行います。また、教育事務所に専門カウンセラーを配置します。
1	障害児教育充実事業	88,078千円	障害のある児童生徒について教育環境の充実を図るため、盲・聾・養護学校において医療的ケアを要する児童生徒への看護師の派遣や、障害のある児童が小学校で学ぶための教育環境整備についての調査研究、盲・聾・養護学校の児童生徒が居住地の小・中学校で共に学習活動を行うなど、各種施策を実施します。
1	宮城大学新学部設置事業	2,940,425千円	本県の特徴ある高等教育機関として、新たな社会的ニーズに対応しながら、次代を担う産業人を育成するため、農業短期大学を4年制に転換し、宮城大学の新学部(食産業学部(仮称))とする再編整備を行います。
1	キャリア教育総合推進事業	1,303千円	知識・技術など経験豊富で多彩な社会人を活用するなど、生徒の視野を広げ、働くことに対する望ましい見方を育てます。また、高度化、多様化する社会の中で、急激に変化する知識・技術等を企業等から教員が学ぶ事ができる機会を確保します。
2	特別非常勤講師制度	8,325千円	社会に開かれた魅力ある学校づくりを促進するため、小学校、中学校において、優れた知識や技能を有する社会人の活用を推進します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
生涯にわたって学び楽しめる環境の充実  県民のだれもが、いつでも、主体的、自発的に学ぶことができ、生涯にわたって、自分を磨き、自己を充実させ、豊かで生きがいのある生活を送ることができるような環境づくりを目指します。	<b>1 多様なニーズに対応した学習機会の提供</b>  県民のだれもが、主体的・自発的に学ぶことができる、多様な学習機会の提供を目指します。	みやぎ県民大学受講者数(累計)  みやぎ県民大学累計受講者数 みやぎ県民大学：県内にある高等学校や大学、専修学校、専門施設などを開放して、パソコン講座をはじめとして一般向けの講座を開設し学習機会を提供する。
	<b>2 地域の主体的な生涯学習を支援する人材の育成</b>  地域の学習グループの相談に応じたり、様々な学習機会を企画立案できる人材やNPOなどの発掘・育成を目指します。	公立図書館における図書資料貸出数(県民一人当たり)  県民一人当たりの年度間の公立図書館における図書資料貸出数
	<b>3 行政、大学及びNPO等生涯学習に関わる様々な機関・団体のネットワーク化</b>  生涯学習に関わる様々な機関や団体が、それぞれの役割や特性を踏まえ、相互に連携・協力して適切な生涯学習事業が進められるように、行政、大学等、関係機関・団体のネットワーク化を推進します。	
	<b>4 生涯学習を支援する関連施設の整備・充実</b>  人々の学習の場としての機能にとどまらず、交流の場や情報センター、地域づくりの場としての機能を果たす、生涯学習関連施設の整備・充実を目指します。	
	<b>5 生涯学習に関する様々な情報提供システムの充実</b>  それぞれの地域、家庭に居ながらにして、容易に生涯学習に関する情報を得られるように、様々な情報提供システムの充実を目指します。	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	みやぎ県民大学推進事業	9,501千円	多様化・高度化する県民の学習活動を支援するため、学校等と連携し、幅広い学習機会の提供を行うとともに、講師等として活躍できる民間指導者の養成を図ります。
2	市町村図書館支援事業	67,183千円	県内図書館を結ぶ情報ネットワークの充実を図るなど、市町村図書館等の活動を支援します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成</p> <p>家庭、地域、職場などあらゆる場面において、性別や年齢、障害の有無などに関係なく、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。</p>	<p>1 男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくり</p> <p>すべての男女がともにその個性と能力を発揮し、あらゆる分野で協力し合う「男女共同参画社会」の実現のため、男女が性別にかかわらずあらゆる場に対等に参画できるような環境づくりを目指します。</p>	<p>県の審議会等委員の女性比率</p> <p>県における審議会等への女性委員の参加比率</p>
	<p>2 青少年の社会参加</p> <p>次の時代を担う青少年が、地域活動やボランティア活動などを通して積極的に社会にかかわり、社会性が豊かにはぐくまれていく社会を目指します。</p>	
	<p>3 障害者の社会参加</p> <p>障害者が地域の中で自立し、いきいきと暮らすことのできる社会づくりを目指します。</p>	
	<p>4 高齢者がいきいきと生活する社会づくり</p> <p>高齢者がその能力を生かして社会に貢献し、いきいきと暮らすことのできる社会づくりを目指します。</p>	<p>高齢者のうち就業・社会活動している者の割合</p> <p>65歳以上の高齢者のうち、仕事を続けている「有業者」及び「社会奉仕活動」や「社会参加活動」を行っている人の割合</p>
	<p>5 女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護</p> <p>認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの方々が福祉サービスを適切に利用し、住み慣れた地域で自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や利用に関する体制づくりを目指します。</p>	<p>提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合</p> <p>宮城県内の社会福祉施設等で「高齢者」「障害(児)者」及び「子ども、母子、婦人」の入所系の施設のうち、第三者評価を実施した施設の割合</p> <p>「第三者評価」：事業者の提供するサービスを当事者(事業者及び利用者)以外の第三者機関が評価すること(県などが実施する「行政監査」等を除く。)を指し、基準・手法等については、特定しない。</p> <p>省令等で「第三者評価」が義務化された施設を除く。</p>

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	みやぎ女性人材開発セミナー事業	618千円	政策・方針決定の場に参画できる女性人材を発掘・養成するため、セミナーを開催します。
2	男女共同参画相談事業	5,526千円	「みやぎ男女共同参画相談室」設置し、男女共同参画に関する相談に対応します。
3	男女共生きいきワーキング推進事業	1,312千円	職場での男女共同参画の取組状況を調査し、優良事例を表彰・紹介します。
1	みやぎシニアカレッジ運営事業	39,325千円	高齢者の生きがいづくりや学習意欲にこたえとともに、地域活動と指導者養成を図るため、「宮城いきいき学園」の運営を推進します。
2	明るい長寿社会づくり推進事業	61,916千円	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、意識啓発を図り、各種支援事業を実施します。
1	人権・権利擁護推進事業	7,596千円	高齢者や障害者の人権擁護を推進するため、介護サービスの第三者評価及び「介護サービス情報の公表」制度の推進、高齢者虐待防止対策の推進等を行います。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興  余暇時間の増大や価値観の多様化を背景として文化や芸術への関心が高まっていることを受け、地域の誇りとなる文化・芸術の振興や保存を目指します。	<b>1</b> 文化財、伝統文化の保存・継承・活用  先人から引き継がれてきた文化遺産や生活に息づいている文化を、保護、保存、活用し、次代に引き継ぐことを目指します。	
	<b>2</b> 美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり  豊かでうるおいのある生活を実現するため、音楽や演劇、美術、文学などの優れた芸術作品に、身近に接することができるような環境づくりを目指します。	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)  県立文化施設5施設(東北歴史博物館、宮城県美術館、宮城県図書館、宮城県慶長使節船ミュージアム、宮城県民会館)の年間入場者数とみやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)の参加者数の総計(1月から12月)
	<b>3</b> 県民が行う創作活動や表現活動への支援  創造的な営みを通していきいきとした暮らしを実現するため、県民が自ら行う創作活動や表現活動を支える体制づくりを目指します。	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)  県立文化施設5施設(東北歴史博物館、宮城県美術館、宮城県図書館、宮城県慶長使節船ミュージアム、宮城県民会館)の年間入場者数とみやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)の参加者数の総計(1月から12月)
	<b>4</b> 食文化等の生活文化の保存・継承・活用  地域の食材を生かした個性的な食の伝統を継承・活用し、豊かでゆとりのある食文化を醸成する取組を支援します。	食文化の醸成に取り組む市町村の割合  地域の食文化の継承や子ども達への食の教育等、食文化の醸成に取り組む市町村の割合
	<b>5</b> 文化・芸術活動を創造・先導する人材の育成  新たな文化・芸術を創造し、文化・芸術活動を活発にする土壌を作るため、次代を担う人材の育成を目指します。	
	<b>6</b> 海外との文化交流等の推進  海外との文化交流や異なる文化の融合などにより、新たな文化が生み出される環境づくりを目指します。	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	みやぎ県民文化創造の祭典開催事業	23,525千円	質の高い文化の提供と県民の参加機会の拡大を図るため、みやぎ県民文化創造の祭典等を推進します。
2	宮城芸術劇場(仮称)整備事業	47,921千円	県民の文化活動や地方文化会館の拠点となる中核施設として、県民文化祭、国民文化祭、国際的鑑賞事業等のイベントを開催し得る機能を持った施設の整備を推進します。
1	みやぎ食育の里づくり事業	883千円	地域の食材を生かした個性的な食の伝統を継承・活用し、豊かでゆとりのある食文化を醸成する取組を支援します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>多様な主体の協働による地域づくりの推進</p> <p>それぞれの地域が抱える課題やニーズに住民が積極的に取り組み、解決していくことができるよう、自治体と住民とが共に進める地域づくりを目指します。</p>	<p>1 県・市町村・住民の協働による地域づくり</p> <p>地域の住民による主体的、内発的な地域づくりを、県、市町村が協働・連携して行うことにより、地域の特色・個性を生かした誇りの持てる地域づくりが進められるよう、各地域の実情に応じた地域振興策を推進します。</p>	
	<p>2 NPO(民間の非営利組織)の活動の支援</p> <p>社会が抱えるさまざまな課題に自発的に取り組み、社会的・公益的な活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの活動の活性化を目指します。</p>	<p>NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位)</p> <p>各都道府県における人口10万人当たりのNPO(民間非営利団体)の法人設立認証数の全国順位</p>
	<p>3 環境美化運動など地域コミュニティ活動</p> <p>それぞれの地域の抱える課題やニーズに地域住民が積極的に取り組み、解決していくことができるよう、住み良い地域社会の形成を目指すコミュニティづくりが進められています。</p>	
	<p>4 住民主体の地域福祉活動等の推進</p> <p>県民一人ひとりが住み慣れた地域社会で安心して自立した生活を営むことができるよう、社会福祉協議会の活動など住民が主体となった地域福祉活動の総合的な推進を目指します。 また、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県や市町村、警察の協力の下に、住民が主体的に参加する地域安全活動の展開を目指します。</p>	
	<p>5 市民団体等のネットワークづくり</p> <p>多様な主体との連携を図るため、市民団体等のネットワーク化を推進します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	NPO活動促進事業	70,131千円	NPOの自主・自立的活動の促進・支援と、行政との新たなパートナーシップの構築を目指し、法人認証や普及啓発、各種支援事業等を推進します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化  首都圏等の空港や港湾に依存しないで国内外の人やモノの交流を活発に行えるよう、県内の空港や港湾の機能の強化と活用を進めます。	<b>1 仙台空港の機能の強化と活用</b>  国内外の交流拠点である仙台空港の機能を強化するとともに一層の活用を促進します。	仙台空港利用者数(国内線, 国際線)  仙台空港を発着する国内線, 国際線旅客便(定期便及びチャーター便)を利用する旅客数
	<b>2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用</b>  誰もが国内外の各地域に容易に行き来できるように、仙台空港へのアクセス(連絡手段)を整備するとともに、東北の空の玄関口にふさわしい街づくりを行うため、仙台空港周辺地域に仙台空港を核とした交流、物流、情報の拠点の形成を目指します。	仙台空港利用者数(国内線, 国際線)  仙台空港を発着する国内線, 国際線旅客便(定期便及びチャーター便)を利用する旅客数
	<b>3 仙台国際貿易港の整備と活用</b>  貿易や物流を拡大し、国際物流拠点化を図るため、仙台国際貿易港を整備します。	仙台塩釜港(仙台港区)外貿コンテナ貨物取扱量  仙台塩釜港(仙台港区)における外国貿易に係る取扱貨物のうちコンテナ貨物(外航路及び内航路)の取扱量。内貿コンテナは、実質的に外貿の中継貨物であるため、これを加えた貨物量を採用した。 TEU(Twenty-Foot Equivalent Unit): 20フィート・コンテナ(高さ8フィート, 幅8フィート, 長さ20フィート)を1TEUとする換算個数の単位。40フィート・コンテナは2TEUとなる。(引越し荷物の運搬等で利用され、鉄道などで見かけるコンテナは12フィートで0.6TEU)
	<b>4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用</b>  仙台国際貿易港の世界へのゲートウェイ的機能と仙台東部道路等の交通ネットワークを活かし、東北の産業経済拠点としての機能強化を図るため、仙台港背後地に商業・流通業務地を整備します。	仙台港背後地地区市街化率  仙台港背後地土地区画整理事業地内において、宅地や道路等の整備が行われ、使用収益可能となった宅地に建築物が設置された画地面積の割合(市街化率)
	<b>5 地域を支える港湾の整備と活用</b>  物資の大量輸送を受け持ち県内の産業経済を支える港湾の機能を高めます。	
	<b>6 輸出入を促進する貿易振興策の充実</b>  企業や個人が空港や港湾を利用し、輸出入をしやすくする取組みを行います。	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	仙台空港国際空港化促進事業	12,308千円	仙台空港の利用促進を図るため、既存定期路線の安定化及び拡充並びに新規路線の開設を目指して、航空会社等に対するエアポートセールスを行います。あわせて、各種媒体を活用したPR活動を実施して、利用者の増大を図ります。
2	仙台空港新貨物ターミナル建設等促進事業	250,000千円	東北地方における仙台空港の物流拠点化を促進するため、仙台エアカーゴターミナルの新施設建設を支援します。
1	仙台空港臨空都市整備推進事業	1,732,162千円	空港を核とした臨空都市の形成を推進するため、名取市下増田地区を国際交流機能等を有するゲートウェイセンター地区として整備します。
2	仙台空港アクセス鉄道整備事業	6,094,108千円	空港利用者の利便性を確保するため、名取駅から仙台空港までの鉄軌道系新線の整備を行います。
3	空港関連道路整備事業	5,351,270千円	仙台空港へのアクセスの向上を図るため、県道及び都市計画道路等の空港関連道路の整備を行います。
1	仙台国際貿易港整備事業	334,126千円	東北地方の国際物流拠点として、船舶の大型化やコンテナ化等に対応するため、国際貿易港としての機能拡充を行います。
2	港湾振興対策事業	6,267千円	仙台国際貿易港の更なる利用促進を図るため、国際コンテナ航路の安定化と新規航路の誘致を目指して、荷主企業や船会社に対するポートセールスを行います。
1	仙台港背後地土地区画整理事業	3,103,861千円	建物移転補償，建設工事

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
国内の交流を進めるための交通基盤の整備  国内の広域的な交流や物流が活発に行えるよう、道路や公共交通等のネットワーク化を目指します。	<b>1 高速道路の整備</b>  県内各地と仙台空港や仙台国際貿易港等の拠点施設、県内外の中心都市、首都圏とを結び、人やモノが速く、安全に、行き来できるようにするため、高速道路を整備します。	高速道路IC40分間交通圏カバー率  高速道路ICまで到達時間が40分間以内となる地域内人口の県総人口に対する割合
	<b>2 国道、県道、市町村道の整備</b>  県内の各地域相互や、各地域と高速道路ネットワークを有機的に結び、県内各地域の連携の強化等を図るため、国道、県道、市町村道を整備します。	高速道路IC40分間交通圏カバー率  高速道路ICまで到達時間が40分間以内となる地域内人口の県総人口に対する割合  道路の改良率  改良延長とは、道路構造令の規格に則り改良された延長である。これを実延長で除したものを改良率という。  緊急輸送道路橋梁整備率  橋梁における耐震化事業の完了率
	<b>3 バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備</b>  誰もが通勤、通学、通院、買い物などが容易にできるよう、バスや鉄道などの公共交通機関のネットワーク化を目指します。	県内移動における公共交通分担率  県内移動における全輸送機関利用者数に対する公共交通利用者数の比率
	<b>4 各輸送機関相互の連携の強化</b>  人やモノが各種の移動手段を適切に乗り継ぐことにより環境にもやさしく円滑かつ迅速に移動できるような社会を実現するために、各輸送機関相互の連携を強化します。	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	高規格幹線道路整備事業	4,831,021千円	国土の骨格を形成し、ほくどう新国土軸の基幹となる高規格幹線道路の整備を促進します。
2	地域高規格道路整備事業	2,020,000千円	高規格幹線道路網と一体となって地域間相互の交流促進と交通拠点の連結を図り、地域構造を強化する地域高規格道路の整備を行います。
1	離島航路運行維持対策事業	70,632千円	離島航路は、離島住民の生活及び離島振興等において必要不可欠な唯一の交通機関であることから、離島航路の運行維持を図ります。
2	第三セクター鉄道維持対策事業	46,396千円	阿武隈急行線は、地域住民の生活の足として欠かすことのできない公共交通機関であり、運行の維持は沿線地域の活性化を図る上でも重要であることから、施設整備費について国・福島県・沿線市町と協調して支援します。
3	くりはら田園鉄道運行維持費補助金	19,000千円	くりはら田園鉄道は、地域住民の生活交通手段として、また、地域振興を図るためにも不可欠な交通機関であることから、利用促進等を図ります。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
<p>国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進</p> <p>国際化の進展に対応して、異文化を理解し尊重する気風を根付かせ、国際社会においてコミュニケーションができる国際性豊かな人材の育成と、外国人の暮らしやすい環境づくり、県民参加型の国際交流・国際協力が活発に行われる環境づくりを目指します。</p>	<p>1 国際化を担う人材育成の推進</p> <p>指導方法の改善や教員の指導力の向上のほか、県民自らコミュニケーションを図ろうとする姿勢の育成を図るなど、コミュニケーションの手段としての外国語教育をさらに充実させることを目指します。</p>	<p>ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数</p> <p>JETプログラム(The Japan Exchange And Teaching Program)に基づき、県及び市町村の国際交流担当部局、市町村立中学校、県立高等学校及び私立学校等において設置しているALT(外国語指導助手)の数</p> <p>ALT(Assistant Language Teacher):「語学指導等を行う外国青年招致事業」に基づき、中学校や高等学校等において外国語学指導の補助等に従事させるために、外国から招致する青年</p>
	<p>2 外国人の暮らしやすい環境づくり</p> <p>国際化が進み、結婚、就労、留学など様々な理由により、宮城県に暮らす外国籍県民の数は年々増加しています。今後も一層の増加が見込まれることから外国籍県民と一般県民が互いに理解し合い、共に安心して生活できる地域づくり、いわゆる「多文化共生社会」の形成を目指します。</p>	<p>県内外国人留学生数</p> <p>各年5月1日時点で、県内の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等に通っている外国人留学生の数</p>
	<p>3 さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進</p> <p>国際化が進展する中で、宮城県の個性を生かしながら、県民一人ひとりが実感できる国際交流を経済、産業、文化、学術、スポーツなどの各分野で推し進めるとともに、発展途上国等からの技術研修員の受け入れや専門家の派遣などの国際協力を行います。</p>	<p>公的主体による交流事業で海外と往来した延べ人数</p> <p>公的な主体による交流事業で、海外と往来した延べ人数</p>
	<p>4 国際交流活動を支える体制づくり</p> <p>国際化が進むことにより、国際交流の主体は行政から民間団体や県民に移りつつあり、団体数の増加とともにその活動内容も多様化しています。このような変化に対応するため、(財)宮城県国際交流協会を通じて積極的な情報提供や国際交流の機会づくりを目指します。</p>	

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	語学指導等を行う外国青年招致事業	270,267千円	地域レベルでの国際化の推進と国際理解・語学教育の充実を図るため、海外から青年を招致し、中学校、高等学校等や地方公共団体で外国語指導や国際交流事業に従事させます。
2	学校英語教育充実推進事業	12,221千円	小学校から高等学校までの12年間を見通した児童・生徒の語学力向上のため、教員の意識啓発を図り、基盤教科についての実践的な研修等を行うとともに中学校、高等学校の英語教育については、英語担当教員の研修態勢の整備と生徒の英語によるコミュニケーションへの意欲・関心の高揚を図ります。
1	外国人留学生里親促進事業	2,161千円	留学生が充実した生活を送れるよう支援するため、県民ボランティアを里親（留学生の相談相手として精神的な支援を行う。）とした交流を推進するとともに、留学生を通じ、留学生の母国に対し、本県の住みよさをPRします。
1	友好姉妹省州県交流関係事業	23,905千円	友好・姉妹関係にある中国吉林省、米国デラウェア州、伊国ローマ県との友好を深めるため、本県から専門家を派遣するなどの人的交流等を行うほか、経済交流の実現を目指します。
2	海外技術研修員受入事業	15,038千円	開発途上国等への技術協力及び将来の国際友好交流関係の構築のため、技術研修員を受け入れ、技術研修及び日本語研修等を実施します。

政策名	施策名	政策評価指標名
政策(概要)	施策(概要)	政策評価指標(概要)
高度情報化に対応した社会の形成  情報通信技術の進歩に対応し、各分野でIT（情報技術）を活用して県民だれもが、いつでも、どこでも必要な情報入手・活用、創造・発信できる社会の形成を目指します。	<b>1 高速情報通信ネットワークの整備</b>  県民のだれもがITを活用し、創造・発信できる情報通信環境の整備を目指します。	インターネット人口普及率  RDDによる電話調査において、インターネットを利用していると回答した人数を調査回答者数で除した数値 RDD（ランダム・デジタル・ダイアリング）：コンピュータを使って数値を無作為に組み合わせる電話番号を作成し、調査対象者を選び出す。
	<b>2 産業の情報化、情報産業等の集積促進</b>  地域経済の活性化を図るため、産業・経済分野でのITの活用、学術・研究分野との連携を促進するとともに、産業経済の発展を牽引する情報産業の集積を目指します。	情報サービス産業企業数  県内に立地する情報サービス産業関係事業所の総数
	<b>3 県民生活に関する情報化の推進</b>  豊かな暮らしの実現を図るため、保健・医療・福祉・環境などの分野でIT活用を促進します。	
	<b>4 電子自治体化の推進</b>  行政サービスの電子化を進め、各種の申請手続きがパソコンで行える電子申請などを導入し、効率的で円滑な行政運営を行う県庁を目指すとともに、県内市町村の電子自治体化を促進します。	電子申請・届出件数の割合  県に対する電子申請化された手続きの申請・届出件数のうち、電子的申請・届出件数の占める割合
	<b>5 次世代を担うIT人材の育成</b>  子どもたちがインターネットなどのITを自由に活用できる環境づくりを目指すとともに、体験を通じて情報手段を適切に活用する能力を高めることを目指します。 あわせて、教員のコンピュータを活用した学習指導能力を高め、様々な学習機会でのIT活用の促進を通して、豊かな教育活動を展開することを目指します。 また、誰もがITを活用できるようにするため、様々な学習機会の提供、指導者の育成を目指します。	コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率  $\frac{\text{コンピュータを使って教科等の指導ができる教員数}}{\text{全教員数（非常勤を除く）}} \times 100$  インターネット人口普及率  RDDによる電話調査において、インターネットを利用していると回答した人数を調査回答者数で除した数値 RDD（ランダム・デジタル・ダイアリング）：コンピュータを使って数値を無作為に組み合わせる電話番号を作成し、調査対象者を選び出す。

事業番号	事業名	H17決算額	事業(概要)
1	みやぎハイパーウェブ整備構想推進事業	7,198千円	県や市町村の行政機関や教育機関を相互に接続し、複数のネットワークシステムを統合して運用できる、拡張性と機密性を兼ね備えた高速大容量通信ネットワークを構築して、ネットワーク運用の効率化を図り、また今後の電子自治体構築の基盤にします。
1	ITベンチャー支援事業	0千円	有望なIT関連事業の起業家を「ITベンチャー」として認定し、立ち上げ経費の補助や専門家によるビジネスプランのブラッシュアップなどのサポートを行います。
2	情報通信関連企業立地促進奨励金	110,269千円	県内に情報通信関連事業所を新設又は移転する企業及び県内にソフトウェアを営む事業所を新設若しくは増設又は移転する企業に対し、その事業所設置等に要する経費について、立地促進奨励金を交付します。
3	東北テクノロジーセンター運営事業	5,000千円	東北テクノロジーセンターを設置・運営し、データベース、言語(Java)、ネットワークなどに関する高度IT技術者を育成します。
4	新分野・技術等開拓支援事業(再掲)	5,042千円	中小企業者等の新産業への進出や新事業の創出を促進するため、新製品・技術開発などについて支援します。
5	ベンチャー育成ファンド組成事業(再掲)	0千円	新規開業に係る資金調達の支援を行うため、県、関係機関等が設立したベンチャーファンドを活用した産業振興を行います。
1	電子県庁構想推進事業	562,941千円	ITを活用し、行政手続の透明化、迅速化や、インターネットを利用し、いつでも、どこからでも申請を可能にする各種行政手続の電子化、ホームページによる行政情報の提供等の行政サービスを行うことにより、県民サービスの質的向上を図るとともに、行政コストの低減並びに地域産業の活性化を目指します。
2	みやぎハイパーウェブ整備構想推進事業(再掲)	7,198千円	県や市町村の行政機関や教育機関を相互に接続し、複数のネットワークシステムを統合して運用できる、拡張性と機密性を兼ね備えた高速大容量通信ネットワークを構築して、ネットワーク運用の効率化を図り、また今後の電子自治体構築の基盤にします。
3	インターネット情報提供事業	36,974千円	県民に対するサービス提供の即時性及び双方向性を向上させるため、インターネットを活用して県の持つ行政情報の積極的提供及び県民の意見・要望の収集を行います。
4	情報処理研修事業	9,106千円	県行政の情報化を推進するため、県庁職員を対象にした情報処理研修を行います。
5	電子認証基盤整備事業(再掲)	0千円	電子認証基盤に係る推進体制の整備及び実証実験の実施
1	学習情報ネットワーク整備事業	155,131千円	インターネットを活用した新しい学習活動や教育活動及び学校の情報化を進めるため、県立学校及び市町村立学校のインターネット接続を推進します。
2	IT教育推進事業	2,735千円	情報教育を一層推進するため、コンピュータ整備、IT教育推進構想の策定に基づくIT教育開発等統一的に施策を展開します。
3	情報化ひとづくり事業	25,257千円	県民の情報の受発信を活発にするために、高齢者や障害者等にも配慮しながら、情報教育の場を提供し、県民のリテラシー向上を支援します。